

セルビア共和国のセルビア系難民・国内避難民への  
心理社会的支援に関する一考察

～ローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステの実践と関係性の視点から～

A Study of Psycho-Social Support to the Serbian Refugees  
and Internally Displaced Persons in Republic of Serbia

～From the Viewpoint of the Practice of Local NGO, “Zdravo Da Ste”  
and Relationship～

主指導 長 有紀枝教授

副指導 中村 陽一教授

立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科

比較組織ネットワーク学専攻後期課程

2018 年度博士学位申請論文

松永 知恵子

セルビア共和国におけるセルビア系難民・国内避難民への心理社会的支援に関する一考察  
～ローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステの実践と関係性の視点から～

目次.....	i
図表目次.....	vii
セルビア共和国の地図.....	x
クロアチア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの地図.....	xi
<b>序章</b> .....	<b>1</b>
1. 本論文の問題関心と背景.....	1
2. 本論文の目的と構成.....	2
3. 本論文における用語と付記事項.....	4
(1) ユーゴ紛争の性質と表記について.....	4
(2) 心理社会的支援について.....	5
(3) 関係性について.....	7
(4) ローカル NGO について.....	7
(5) ト라우マの概念について.....	8
4. 研究の方法.....	9
(1) 文献研究、先行研究.....	10
(2) 聞き取り調査.....	10
(3) 質問紙調査.....	10
(4) 事例研究.....	11
5. 本論文における事例選択の理由と研究の意義.....	11
(1) 事例選択の理由.....	11
(2) 研究の意義.....	14
6. 表記について.....	16
<b>【第 I 部】 セルビア系避難民の難民・国内避難民に至る道程</b>	
<b>第 1 章 ユーゴ紛争：セルビア系難民・国内避難民が背負う歴史</b> .....	<b>18</b>
はじめに.....	18
第 1 節 ユーゴスラヴィア建国とチトー時代のユーゴ.....	19
1-1 ユーゴスラヴィア前史 - バルカン半島の中の「東」と「西」.....	19
1-2 ユーゴスラヴィア建国とチトー時代.....	22
1-2-1 第一次世界大戦前後.....	22

1-2-2	第二次世界大戦におけるセルビア	24
1-2-3	チトーの治世	26
第2節	ユーゴ紛争	28
2-1	民族主義の台頭	28
2-2	ユーゴ紛争の経緯	30
2-2-1	ユーゴ紛争：1991~1995年	30
2-2-2	ユーゴ紛争：1999年	31
2-3	ユーゴ紛争とセルビア	34
2-3-1	国際社会におけるセルビアの孤立	34
2-3-2	ユーゴ紛争におけるメディアとセルビア	36
2-3-3	旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所：ICTYとセルビア	36
2-3-4	孤立化によるセルビア人の反応	38
小括	紛争が残したもの	42
第2章	セルビア共和国の難民・国内避難民の避難生活と社会的課題	45
はじめに		45
第1節	ユーゴ紛争による難民・IDPの集団像	49
1-1	難民とは何か	49
1-2	ユーゴ紛争における難民・IDPの構成と移動	51
1-2-1	ユーゴ紛争における難民・IDPの民族的構成	51
1-2-2	避難民の発生とその移動	54
1-3	避難の動線的特殊性（避難先にみる特徴）	57
1-3-1	旧ユーゴスラヴィア域内の難民・IDPの分布	57
1-3-2	ユーゴ紛争の難民・IDPにみる避難先の特徴	58
第2節	セルビア共和国における難民・IDPの庇護	61
2-1	避難民の受け入れと難民認定	61
2-2	難民・IDPの収容	64
第3節	セルビア系難民・IDPの帰還・統合の課題	67
3-1	難民・IDPの社会経済的状況と帰還・統合の選択	68
3-1-1	難民・IDPの自立能力についての課題	68
3-1-2	難民・IDPの収入状況	70
3-2	セルビア系難民・IDPの帰還とその阻害要因	72
3-2-1	難民の場合	72
3-2-2	コソヴォIDPの場合	76
3-3	統合への課題	79
3-3-1	難民・IDPを取り巻く社会環境	79

3-3-2 セルビア系難民・IDP の自立・統合への課題.....	83
小括 セルビア系難民・IDP の避難と生活再建.....	89

**【第Ⅱ部】 セルビア系難民・国内避難民の心理社会的課題**

<b>第3章 セルビア系難民・IDP の心理的課題.....</b>	<b>91</b>
はじめに.....	91
第1節 ト라우マ問題の基本.....	91
1-1 ト라우マ研究の歴史～ヒステリーから虐待まで.....	91
1-2 ト라우マとは何か.....	94
1-2-1 DSMにおけるPTSDの見地からのトラウマ.....	94
1-2-2 単純性PTSDとは異なる視座からのトラウマ.....	98
第2節 ト라우マ性の体験による心理的影響.....	100
2-1 ト라우マ性体験が与えるPTSD以外の心理的影響.....	100
2-2 ト라우マの記憶について.....	102
2-3 喪失体験としての難民・IDP化.....	104
第3節 難民・IDPと心理的課題.....	108
3-1 紛争に起因する心の傷.....	108
3-1-1 難民・IDP化体験のトラウマ性.....	108
3-1-2 紛争による心の傷の独自性について.....	110
3-2 先行研究の定量的調査・研究にみる紛争の心理的影響.....	113
3-2-1 紛争に起因する心理的影響の残存性.....	113
3-2-2 ユーゴ紛争による心理的不適応問題.....	114
第4節 若年層におけるユーゴ紛争の心理的影響.....	119
4-1 児童を取り巻く環境とその心理的影響.....	119
4-2 質問紙調査にみえるセルビア系IDP 高校生の心理問題.....	123
4-2-1 調査の概要.....	123
4-2-2 第1次調査の分析結果.....	124
4-2-3 第2次調査の結果～第1次調査との比較において.....	127
4-2-4 分析結果の考察.....	128
小括 紛争と心の傷.....	132
<b>第4章 セルビア系難民・IDP の心理社会的実態.....</b>	<b>134</b>
はじめに.....	134
第1節 聞き取り調査にみる成人の難民体験者、IDP の心理社会的実態 1	
～避難から定住先確保に至る道筋.....	135

1-1	聞き取り調査の概要.....	135
1-2	紛争発生以前・以後における他民族との関係.....	136
1-2-1	紛争前の他民族との関係.....	136
1-2-2	紛争後の他民族との関係.....	139
1-3	難民・IDPになる経緯.....	140
1-3-1	避難行.....	140
1-3-2	定住先.....	145
1-4	まとめ～避難から定住先確保に至る道筋～.....	148
第2節	聞き取り調査にみる成人の難民体験者、IDPの心理社会的実態 2	
	～難民・IDPになるということ～.....	150
2-1	定住先での生活.....	150
2-1-1	落差.....	150
2-1-2	差別.....	152
2-2	難民・IDP化がもたらすもの.....	153
2-2-1	帰属感の彷徨.....	153
2-2-2	喪失.....	154
2-2-3	心の傷.....	156
2-3	再生と支援.....	158
2-3-1	支え.....	158
2-3-2	人間の尊厳.....	160
2-4	まとめ～難民・IDPになるということ～.....	161
第3節	描画にみるIDP児童の心理社会的実態.....	162
3-1	セルビア系コソヴォIDP児童の成育環境.....	162
3-2	IDP児童の描画.....	163
小括	「普通」の喪失.....	168

### 【第Ⅲ部】 セルビア系難民・国内避難民への心理社会的支援

第5章	難民・IDPの回復への心理社会的支援と関係性.....	170
	はじめに.....	170
第1節	関係性がもたらすもの.....	170
1-1	トラウマ的体験からの回復と関係性.....	170
1-2	心理支援方法における「関係性」の潮流.....	173
1-2-1	社会構成主義が心理支援に与えた「関係性」の影響.....	173
1-2-2	精神分析分野における「関係性」の潮流.....	176
1-3	関係性の内的体験－自己対象体験.....	177

第2節	ズドラヴォ・ダ・ステの関係性－相互作用 (interactiveness)	180
2-1	ズドラヴォ・ダ・ステの成り立ち	180
2-1-1	団体設立の経緯と現在	180
2-1-2	心理ワークショップ－相互作用の活動	182
2-2	ズドラヴォ・ダ・ステの「関係性」－心理社会的支援の基本的理念	184
2-2-1	ズドラヴォ・ダ・ステの基本的立脚点	184
2-2-2	実践が生み出した関係性－相互作用	187
第3節	ズドラヴォ・ダ・ステーローカル NGO という存在としての関係性	190
3-1	精神風土としての文化とローカル NGO	191
3-2	当事者としてのローカル NGO「ズドラヴォ・ダ・ステ」と関係性	193
3-2-1	当事者同士－精神風土の共有	193
3-2-2	当事者としての発想－アイデンティティと誇りの共有	195
3-2-3	当事者としての「影」－敗北と喪失感の共有	198
小括	再生に向けた関係性とローカル NGO の役割	202
第6章	ズドラヴォ・ダ・ステの実践－関係性形成の仕掛けとしての心理ワークショップ	203
	はじめに	203
第1節	ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ	203
1-1	心理ワークショップとその利点	203
1-2	ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ	206
1-2-1	心理ワークショップと相互作用	206
1-2-2	心理ワークショップと「遊び」	207
1-3	ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの実際	208
1-3-1	心理ワークショップの基本デザイン	208
第2節	ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの効果	210
2-1	「名前のワークショップ」にみる心理ワークショップの効果	210
2-2	「名前のワークショップ」の結果についての考察	222
第3節	ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ活動と IDP 児童の変容	223
3-1	事業の概要と背景	223
3-1-1	事業の概要	223
3-1-2	事業実施の背景	224
3-2	事業の展開と変容のエピソード分析	226
3-2-1	第一段階のエピソード：当事者意識と仲間意識	226
3-2-2	第二段階のエピソード：共同体感覚	228
3-2-3	第三段階のエピソード：ロールモデルからの学習と感謝	230

3-3 事業の成果.....	231
3-3-1 ルーラーIDP 児童の共同体感覚.....	231
3-3-2 「遊び」と「相互作用」としての心理ワークショップ.....	233
小括 ズドラヴォ・ダ・ステと関係性.....	234
<b>終章</b> .....	240
1. 総括.....	240
(1) 第Ⅰ部.....	240
(2) 第Ⅱ部.....	242
(3) 第Ⅲ部.....	244
2. 結論.....	247
(1) セルビア共和国に逃れたセルビア系難民・IDP 化体験の心理的影響.....	247
(2) 心理社会的支援における関係性の役割とローカル NGO.....	248
3. 今後の課題.....	249
(1) ト라우マの重層性について.....	249
(2) 心理ワークショップの効果について.....	249
(3) ローカル NGO の優位性について.....	250
(4) 「影」について.....	250
(5) 質的研究について.....	250
<b>参考文献</b> .....	251
<b>謝辞</b> .....	263

## 図表目次

### 第2章

表 2-1	本論文における旧ユーゴスラヴィアの各共和国の呼称.....	48
表 2-2	1981 年国勢調査による旧ユーゴ連邦の民族構成.....	51
表 2-3	ユーゴ紛争における難民・IDP の主たる分類.....	52
表 2-4	1995 年 12 月現在の旧ユーゴスラヴィア域内・周辺国における避難民の 主な移動.....	57
表 2-5	2015 年現在の旧ユーゴスラヴィア各地域の難民・IDP.....	60
表 2-6	セルビア共和国内の難民収容センターと収容難民・IDP 数の推移.....	65
表 2-7	難民・IDP の学歴と就業率の関係.....	69
表 2-8	プライベート・アコモデーションで暮らす難民の一世帯あたりの平均月収 .....	70
表 2-9	難民収容センターに居住する IDP 一世帯あたりの平均月収.....	71
表 2-10	セルビア共和国におけるクロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナからの、 難民数の推移.....	73
表 2-11	難民が考える帰還の阻害要因.....	74
表 2-12	IDP のコソヴォにおける所有資産数.....	77
表 2-13	IDP のコソヴォにおける資産の状況.....	77
表 2-14	IDP の難民収容センター閉鎖後の希望する選択.....	78
表 2-15	IDP が考える帰還のために改善すべき前提条件.....	78
表 2-16	IAN の聞き取り調査に協力した難民・帰還避難民、地元民（三ヶ国合計）の 生活実感.....	80
表 2-17	三ヶ国の家族一人当たりの平均月収.....	81
表 2-18	三ヶ国の貧困ライン以下の世帯が占める割合.....	82
表 2-19	IAN による 2004 年聞き取り調査での地元民の経済状態実感数値.....	83
表 2-20	旧ユーゴスラヴィア連邦を構成していた共和国の社会状況.....	84
表 2-21	在セルビア共和国日本大使館月報による平均月額賃金・失業率の推移.....	85
表 2-22	スメデレヴォ市難民収容センター、社会住宅における 難民・IDP の就業状況.....	88

### 第3章

図 3-1	トラウマ体験構成要素の仮説的階層.....	105
表 3-1	WHO による旧ユーゴスラヴィア域内のメンタルヘルス調査結果.....	114
図 3-2	クロアチア共和国国内避難民家族の 7 歳女兒による描画.....	121
図 3-3	コソヴォのエンクレープ、プリリェージェの初等学校 7 年生の描画 1.....	122

図 3-4	コソヴォのエンクレーブ、プリリュージェの初等学校 7 年生の描画 2.....	122
表 3-2	第 1 次調査 自尊感情尺度の因子分析.....	125
表 3-3	第 1 次調査 PTSD 症状、抑うつ感、絶望感の t 検定の結果.....	125
表 3-4	第 1 次調査 自尊感情尺度下位因子の t 検定の結果.....	126
表 3-5	第 1 次調査 自己効力感因子に影響を与える要因に関する 重回帰分析の結果.....	126
表 3-6	第 1 次調査 自己肯定感因子に影響を与える要因に関する 重回帰分析の結果.....	127
表 3-7	クラグェヴァツ市 高校生への質問紙調査にみる症状の群間差・年度差.....	127

#### 第 4 章

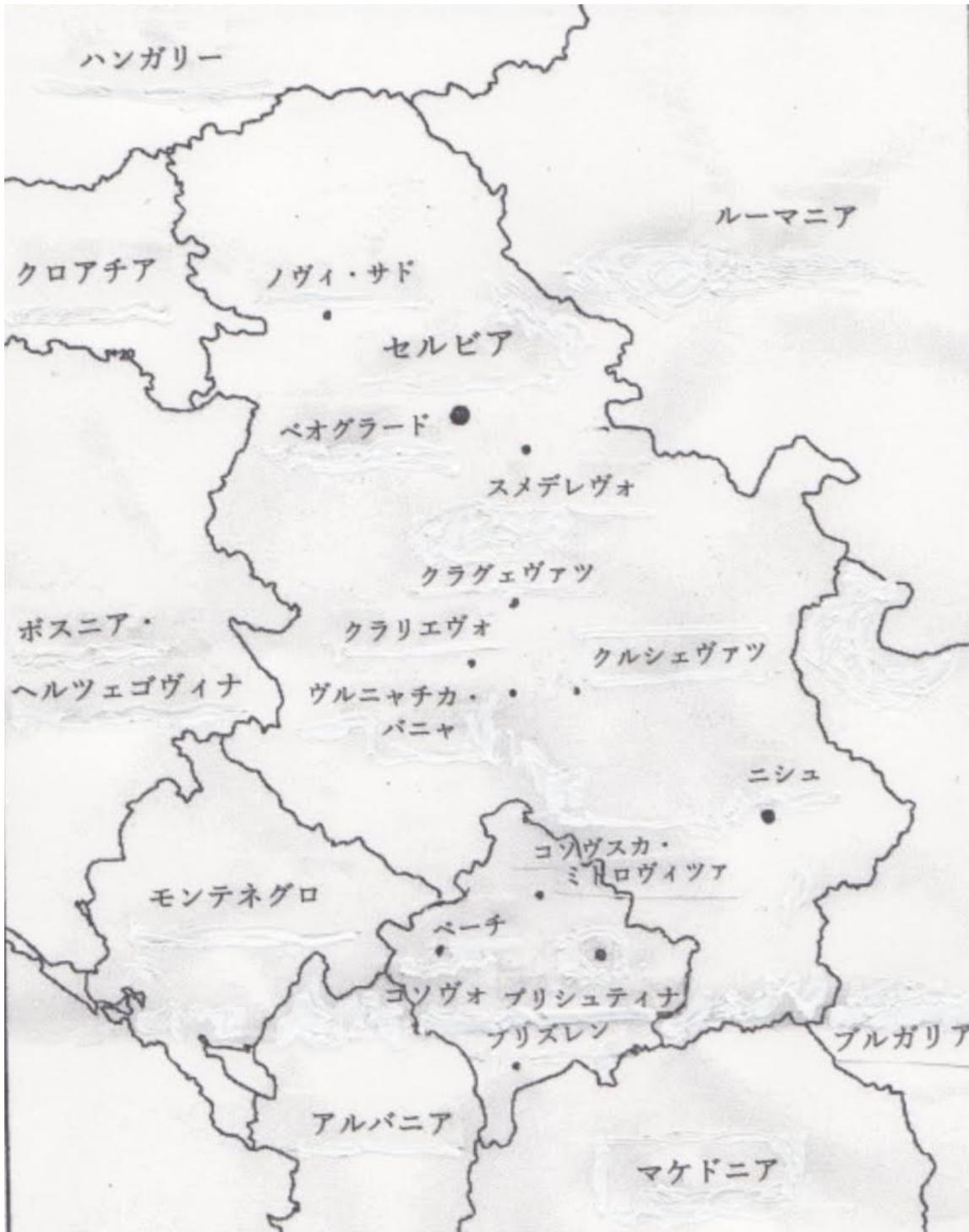
図 4-1	セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 1.....	164
図 4-2	セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 2.....	164
図 4-3	セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 3.....	165
図 4-4	ID セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 4.....	165
図 4-5	クロアチア系クロアチア IDP 少女描画.....	166
図 4-6	セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 5.....	167
図 4-7	セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 6.....	167

#### 第 6 章

図 6-1	作品 A pre.....	212
図 6-2	作品 A post.....	212
図 6-3	作品 B pre.....	213
図 6-4	作品 B post.....	213
図 6-5	作品 C pre.....	214
図 6-6	作品 C post.....	214
図 6-7	作品 D pre.....	215
図 6-8	作品 D post.....	215
図 6-9	作品 E pre.....	216
図 6-10	作品 D post.....	216
図 6-11	作品 E pre.....	217
図 6-12	作品 E post.....	217
表 6-1	「名前のワークショップ」形容詞対による有意差検定の結果.....	218
図 6-13	作品対 A (図 6-1、6-2) の得点傾向.....	219
図 6-14	作品対 B (図 6-3、6-4) の得点傾向.....	220
図 6-15	作品対 C (図 6-5、6-6) の得点傾向.....	220

図 6-16 作品対 D (図 6-7、6-8) の得点傾向.....	221
図 6-17 作品対 E (図 6-9、6-10) の得点傾向.....	221
図 6-18 作品対 F (図 6-11、6-12) の得点傾向.....	222
表 6-2 IDP 児童が作成した「自分達のルール」.....	232
表 6-3 ローカル NGO と他地域 NGO.....	238

セルビア共和国 地図



(筆者作成)

クロアチア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ 地図



出典：ミーシャ・グレニー（井上健・大坪孝子訳）「ユーゴスラヴィアの崩壊」  
（白水社、1994）9頁

## 序章

### 1. 本論文の問題関心と背景

本論文はセルビア共和国に庇護を求めたセルビア系難民・国内避難民の心理社会的課題と、それへの支援におけるアプローチ法をめぐる研究である。それは次に述べる背景と問題関心に基づいている。

1991年に勃発し1999年に一応の終結に至ったユーゴ紛争は、戦禍の一つとしてトラウマ問題が浮上した紛争でもあった。世界保健機関 (World Health Organization、以下 WHO) は、1996年に旧ユーゴスラヴィア圏で推定値380万人の避難民の20%にあたる約80万人が重篤なトラウマ症状を呈しており、これを放置した場合、深刻な社会問題になり得るといふ警告を発した。多民族共存国家を謳われた旧ユーゴスラヴィアの崩壊は、苛酷な紛争を伴うものであった。それまでの同胞であり、同じ共同体で生活環境を共にしていた人々が敵味方に分かれた戦いでは、虐殺事件、集団レイプ、焼き討ち事件、強制収容所やそこにおける拷問等、数々の残虐な行為がなされた。そして、紛争による大規模な避難民の発生は更なる分断をもたらし、突然の生活環境の喪失に象徴される衝撃をその地で生きて来た人々に与えるものであった。WHOの警告は、こうした事象に基づくものである。

WHOの警告の前後から、ユーゴ紛争では多くの国際機関、国際NGOがトラウマ問題と取り組み、援助活動の項目としては心理社会的支援 (Psycho-social assistance/support) と呼ばれる援助活動を展開した。これが援助活動におけるトラウマ問題への対処が浮上する契機となったとされている。

筆者がみてきた事例からは、その後、紛争に限らず自然災害やテロ事件においても心理社会的支援の必要性は一定の認知度を維持しているが、可視化しにくい問題の所在と支援の成果から、必ずしも援助活動の項目として定着はしていないと思われる。加えて、国際社会からの援助活動は概して一定の期間を経た後に、当該地域から撤退し、新たに生じたより緊急度の高い地域へと移行していくため長期間にわたる支援は展開しにくいのが現状である。だが、トラウマ問題は長く潜伏する傾向を持つ。また、厳密に臨床心理学的トラウマではないにせよ、重い心理的ストレス因は停滞した社会環境の中で慢性化しやすい。停滞期に移行した、難民・国内避難民等のような心理的問題のハイリスク集団への援助態勢は薄いと考えられる。

セルビア共和国には2016年現在も25万人を超える難民・国内避難民が存在するが<sup>1</sup>、これらの人々は、心理的側面における症状の急性期、社会的に緊張度の高い時期をはるかに過ぎ、難民・国内避難民生活の定着という停滞の中で生きている。難民・国内避難民集団の中では、生まれながらの難民・国内避難民という社会的立場で成育していく子ども達も多く存在している。特に、社会的、物理的、心理的、そして経済的に閉塞性の高い難民収容セン

---

<sup>1</sup> UNHCR, *Global Trends 2016*, <http://www.unhcr.org/5943e8a34.pdf>

ター、ないしは同様の機能を持つ施設環境で生まれ育つ子ども達は、健全な発達を支える環境要因に欠落が多くみられ、両親が提示する「難民」という生き方を踏襲することが憂慮される。彼等がその後、セルビア共和国の社会の構成員となっていく未来を考えると、放置するリスクは高いと思われる。

実際の支援においては、いわゆる心理的問題、またそれに関する専門性への時に過剰とも思われる距離感から、支援内容が臨床心理学、ないしは精神医学の専門職に一任されがちであり、その結果として臨床心理学的枠組みの中の個の回復、或いは症状の改善といった治療的介入が主になる傾向も否めないと思われる。即ち、心理社会的支援と称しながら、実は心理支援に特化しがちな傾向である。重篤なケースもあるため、そのような専門的治療による介入の必要性には常に留意が必要であり、また全般的に専門家による一定のスーパーヴィジョンは必要である。だが、例えば、本論文が対象とする難民・国内避難民への支援の場合、その多くの支援アクターは援助団体であり、一任された専門家ではない。専門家一任の傾向が強まった場合、支援活動で得られた知見は専門家のもものとなり、援助団体に心理社会的支援の知見が蓄積されていく結果とはなりにくいのではないだろうか。

また、心理社会的支援という文言に含意されている「社会化」の側面が等閑になると、特に停滞期の慢性的ストレス下におかれている集団には状態の改善、並びに問題の解決に向けた可能性が狭められ、効果的な支援の枠組みを阻害しやすいのではないかと考える。特に、難民・国内避難民の場合、それまで築いてきた社会的環境との断絶が起きており、集団の心理社会的課題としては、生活環境における取り巻く社会との接点を構築・再構築し、根を下ろしていくプロセスが重要になってくる。言い換えれば、今後生きていくための社会における居場所を創り出すための支援である。これらのことは、専門家一任では達成しがたい。つまり、援助団体が展開する心理社会的支援の可能性についての論議が尽くされないまま、支援の必要性だけが先行しているのが現状ではないかと思われる。

## 2. 本論文の目的と構成

以上の問題関心から、本論文は、1990年代に発生した一連のユーゴ紛争終結後、未だに長い停滞と閉塞性の中を生きるセルビア共和国に庇護を求めたセルビア系難民・国内避難民を事例に、難民・国内避難民となる体験が人間の心にもたらす長期的影響をトラウマ体験、喪失体験の見地から検証すると共に、難民・国内避難民の心理社会的活性化と取り組む支援において、社会環境の中の心理学の見地における関係性が果たす役割と可能性を、ローカル NGO の心理社会的支援活動の視点から明らかにすることを目的とする。

本論文は、序章、各2章から成る3部、及び終章の計8章の構成によって論じられる。

第1部は、ユーゴ紛争によって避難を余儀なくされセルビア共和国に庇護を求めた旧ユーゴスラヴィア圏のセルビア系避難民が、セルビア共和国で難民・国内避難民となるまでの背景と道程についての考察である。

第1章では、そもそもバルカン半島に住み着いた南スラヴ族の中に歴史の変遷の中で文

化的差異が醸成されていた土壌について述べ、次に第二次世界大戦終結とほぼ時を同じくして建国された旧ユーゴスラヴィアが、東西冷戦時代の終焉と共に勃発したユーゴ紛争により国家解体に至る道筋を論じる。また、ユーゴ紛争では、国際社会で「セルビア悪玉論」が形成されたが、これについてセルビア人がどのような孤立感を抱いたかについても考察を進める。

第2章では、本論文が研究対象とするセルビア系難民・国内避難民が、紛争勃発からセルビア共和国に避難民として庇護を求めて流入してくる過程、その後セルビア政府により難民・国内避難民の認定を受け、地元社会で生活の再建に取り組む時点までの事実確認と問題の所在を関係諸機関の資料を基に論考する。また、難民・国内避難民の恒久的解決方法とされるうちの、帰還と統合の可能性と問題点についての考察を進め、セルビア系難民・国内避難民の生活再構築における社会的側面の課題について明らかにする。

第II部は、第I部で論じる歴史的、社会的背景を有するセルビア系難民・国内避難民が直面する心理社会的課題についての分析と考察である。

第3章では、心理社会的支援におけるトラウマ問題が浮上する契機となったとされるのがユーゴ紛争であることから、トラウマ研究の変遷を振り返った後に、トラウマとなる原因、心理的影響等のトラウマ理論の基礎を心的外傷後ストレス障害：PTSDを中心に論じる。次に、そのトラウマ概念もまた変遷してきていることをその影響も含めて論じた後に、難民・国内避難民化という体験と心理的影響についての考察を進める。ここにおいては、難民・国内避難民化体験が与える心理的影響の特性と長期継続性について先行研究を基に論じた後に、筆者がセルビア共和国で若年層を対象に実施した質問紙調査の結果を基に分析する。最後に、ユーゴ紛争が子どもや若年層にどのように体験されたかについての描画分析を行う。

第4章では、第3章で主に理論と定量的研究からとらえた難民・国内避難民が受けた心理的影響が、実態としてはどのようなものであったかを明らかにするために、8名の成人難民体験者と国内避難民への聞き取り調査の記録から分析と考察を進め、紛争終結後長い年月を経た時点で振り返る「難民・国内避難民になるという体験」について分析を行い、併せてどのような支援が必要であるかについての考察を行なう。加えて、第6章で取り上げる事例の、避難後の両親から生まれ難民収容センターで成育するセルビア系コソヴォ国内避難民児童の描画から、紛争が与える心理的影響の痕跡が難民・国内避難民の次世代ともいえるこれら児童に、どのように残存しているかについての考察を行なう。

第III部は、第II部で確認した心理社会的課題への支援方法についての分析と考察である。

第5章ではまず、そもそも関係性という概念が心理療法にどのように登場してきたかについての潮流を考察する。その上で、本論文の研究対象の一つであるセルビア共和国のローカルNGOズドラヴォ・ダ・ステ (Zdravo da ste) の成り立ちと基本理念、その基本理念において関係性の概念がどのように位置づけられているかについて論考し、次にローカルNGOとしてのズドラヴォ・ダ・ステが有している、受益者との関係形成における利点、特異性について分析と考察を行なう。

第6章では、ズドラヴォ・ダ・ステが関係性を主たる理論の一つとして、難民・国内避難民、特にその児童を対象に実施する技法、心理ワークショップについて論じる。まず、ワークショップの基礎理論を概観した後、ズドラヴォ・ダ・ステが提唱する心理ワークショップの特徴を考察し、次にその効果をこれまでの活動実績から検証する。最後に、ズドラヴォ・ダ・ステがセルビア系コソヴォ国内避難民児童を対象に実施した心理社会的支援事業を事例として、関係性を主眼の一つとする心理ワークショップの効用を、事業の展開記録と共に確認し、分析を進める。この分析においては、心理ワークショップの効果だけではなく、アクターとして存在したズドラヴォ・ダ・ステ自身が受益者とローカル NGO としての利点をどう活かせたかについても論考する。

終章においては本論文の総括を行い、結論を記す。

### 3. 本論文における用語と付記事項

#### (1) ユーゴ紛争の性質と表記について

ユーゴ紛争の性質については、内戦であるか国際紛争であるか、或いは内戦であるか侵略戦争であるかに関しては議論が分かれる。旧ユーゴスラヴィアを形成していた各共和国の独立宣言から国際社会での一定の承認を得て独立国家として事実上の認知を得たことに加え、連邦維持派であったセルビアもモンテネグロと共に 1992 年 4 月にいわゆる「新ユーゴ」<sup>2</sup>を形成して旧ユーゴスラヴィア、つまりユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国は消滅している。従って争点は、セルビア共和国、ないしは新ユーゴ、或いはクロアチア共和国が「外国政府」として紛争に関与したか否かである。加えて、国際紛争であったとしても、クロアチア紛争もボスニア紛争もその国土内で国内の異なる勢力による内戦状態が同時に進行しているため、ユーゴ紛争は「複合的性質」<sup>3</sup>を持っていたのである。

まず、国際法的観点からだが、ボスニア紛争におけるスレブレニツァでの虐殺事件についての著作を持つ長によれば、内戦か国際紛争であるかが、ユーゴ紛争の戦犯を裁く旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia、以下 ICTY) で発生した重要な争点となった。ICTY の近年の判決は国際的紛争である論拠となる全体的支配であるとの基準を採用し、国際的紛争とみなされる傾向にあるということである<sup>4</sup>。

---

<sup>2</sup> スロヴェニア共和国、クロアチア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア共和国の独立後、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国 (旧ユーゴスラヴィア) に留まったセルビア共和国とモンテネグロ共和国は 1992 年、連邦国家、ユーゴスラヴィア連邦共和国を形成した。これを「新ユーゴ」という。

<sup>3</sup> 長有紀枝『スレブレニツァ あるジェノサイドをめぐる考察』(東信堂、2009) 79 頁

<sup>4</sup> 上掲、79 - 80 頁 その理由は、ICTY の管轄を規定する第 2 条が「1949 年のジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為」となっており、それは国際紛争だけに適用されるからである。ICTY が幾つかの混乱とプロセスを経て確立した基準は、「一国家内において、共通の国

侵略戦争であるか否かについては、バルカン地域研究の第一人者である柴は連邦人民軍の撤退のプロセスをどう捉えるかによるとしている。1992年4月の「新ユーゴ」発足により、ボスニア・ヘルツェゴヴィナに展開していた旧ユーゴスラヴィアの連邦人民軍の撤退が問題となった。この時点での連邦人民軍の大勢はセルビア人兵士とモンテネグロ人兵士により構成されていた。新ユーゴは5月はじめに連邦軍の撤退を命じるが、この時、15,000人が新ユーゴに撤退し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身の75,000人が連邦軍の重火器と共に、セルビア人勢力と合流した。柴によれば、国際社会は、当時ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるセルビア人勢力の指揮をとっていたムラディチ将軍とミロシェヴィチ大統領の考えは共通しており、ミロシェヴィチ政権がボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア人勢力に軍事的支援と多大な影響力を与えているとの見解が広がりを見せ、やがてセルビア人一般を侵略者とする「セルビア悪玉論」が形成されていった<sup>5</sup>。

本論文においては、これらの視点を踏まえつつ、研究対象を一国家の解体、即ち祖国の喪失により難民・国内避難民となった旧ユーゴスラヴィアのセルビア系住民の心理社会的課題と支援方法とするところから「内戦」の側面を重視するべきとも考えられるが、第2章で述べるユーゴ紛争における避難民発生各段階は紛争と内戦の区切りをつけにくく、また混乱が生じるため、基本的には「紛争」の表記を用いることとする<sup>6</sup>。

## (2) 心理社会的支援について

心理社会的支援には固定的な定義が存在しない。日本国内では、一般に「心のケア」と同義に解されるが、これにおいても特定の定義がなされているとはいえない。また、心理社会的支援という名目の援助形態をみると、カウンセリングや心理療法機関の開設などトラウマ問題の対処への特化、心理教育、セルフヘルプ・グループの運営、コミュニティ・センターの開設と運営、子どもの遊び場の設営、自立支援等々多岐にわたり、援助形態からの定義

---

籍を有した武力組織同士の争いであっても、敵対組織の一方に外国政府による支配(control)または外国政府への依存関係が認定される場合には、当該武力組織の外国性が認められ国際的武力紛争とみなされる。」、そしてその支配が実効的支配(effective control)か全体的支配(overall control)かが問われるというものであった。

<sup>5</sup> 柴宜弘『ユーゴスラヴィア現代史』(岩波書店、1996) 178~182頁 柴も指摘しているように、ボスニア紛争ではセルビアからは様々な民兵組織が入り、また物資支援も与えていたにしても、新ユーゴ軍が国境を越えてボスニア・ヘルツェゴヴィナに侵入してはいない。

<sup>6</sup> ユーゴ紛争を「内戦」とするか否かについては、研究の立脚点にも依拠するものと思われる。例えば、旧ユーゴスラヴィアの研究者である佐原徹哉はその著書を『ボスニア内戦 グローバリゼーションとカオスの民族化』(有志舎、2008)とし、月村太郎は『ユーゴ内戦 政治リーダーと民族主義』(東京大学出版会、2006)としている。研究の領域や紛争のどの時点を対象としているかによっても、ユーゴ紛争を国際紛争、侵略戦争、或いは内戦として捉えるかについての差異が生じるものと考えられる。

づけも困難である。つまり、心理社会的支援のニーズは多様であり、それに対応して援助形態も多様になるものと考えられる。

ここで、心理社会的支援の近接領域と考えられるメンタル・ヘルスとの対比から心理社会的支援の特徴を類推することを試みたい。まず、予防の観点からみてみよう。予防には、一般に第1次予防、第2次予防、第3次予防があるが<sup>7</sup>、メンタル・ヘルスの場合はそれらの全てが範疇であり、特に第3次予防に力点がおかれるところ、心理社会的支援においては第1次予防、ないしは第2次予防が対象内となると思われる。また、メンタル・ヘルスが「病理」とそれへの「治療」を対象とするとすれば、心理社会的支援においては「問題」と「解決」が立脚点となる。換言すれば「治療モデル」対「援助モデル」、即ち「症状改善モデル」対「成長促進モデル」と考えられる。加えて、そこに関わるアクターとして精神科医、臨床心理士等の「専門職モデル」としてメンタル・ヘルスが捉えられるとすれば、心理社会的支援の場合は専門職も含めて、教員、ソーシャルワーカー、援助団体のスタッフ、地域のボランティア等多様な人々に関わる「協働モデル」として、両者を対比することも可能であると思われる。

このように、心理社会的支援の捉え方は多様であるが、筆者は心理社会的支援が「心理支援」ではなく心理「社会的」支援であるところに着目したい。ここに「社会的」という文言があることには幾つかの理由が考えられる。主な理由として、人間の存在を社会とは切り離さず、社会的文脈の中で捉えようとする視座である。この背景としては、援助団体がアクターとして展開する心理社会的支援は、例えば紛争や大規模な自然災害など何らかの社会的事象を起因とするところから、援助の対象となる受益者集団はそれまでに構築し、生活基盤となっていた社会環境と分断されている。つまり、心に傷を負った人間、重度のストレスに曝されている集団は、この場合、社会の網の目から零れ落ちてしまっている状態におかれている。従って、心理的活性化には、社会との再結合という命題が常に布置されている点あげられる。本論文で論じる対象である難民・国内避難民は、この顕著な事例と考えられる。

これらのことから、本論文においては、心理社会的支援を次のように定義する。心理社会的支援とは、「社会的困難の中にある個人、または集団の社会的活性化を目指して、内面、集団、そして取り巻く環境の変容に対して働きかけを行い、『ひと』を通して社会の復興・再建に寄与するためのアプローチ」である。

---

<sup>7</sup> ここではコミュニティ心理学の予防の概念を基にする。コミュニティ心理学では第1次予防がある一定の集団に対して精神疾患の発生を未然に防ぐことである。一定の集団とは、ある地域社会全体のこともあり、また精神疾患を発生しやすいハイリスク・グループのこともある。第2次予防は早期発見と早期治療により精神障害の罹病機関の短縮や慢性化を防ぐこと、そして第3次予防が精神疾患を発症して回復期にある人々に対するリハビリテーションの援助となる。(久田満「予防の概念」山本和郎・原裕視・箕口雅博・久田満編『臨床・コミュニティ心理学』(ミネルヴァ書房、1995) 24 - 25 頁) この論に従えば、難民・国内避難民集団はストレスが高いハイリスク集団であり、第1次予防の対象となろう。

### (3) 関係性について

本論文は前項で述べた心理社会的活性化要因として、関係性の働きに着目している。関係性という言葉は、様々な領域で使用されており、それをどう捉えるかについても議論のあるところである。

例えば、見田宗介は、社会の本体は人間であり、社会学とは人間学であるとし、人間の身体自体が共生のシステムであり、どこまでも関係のシステムである、よって、本質は関係の内であり、社会学とは関係としての人間の学であると述べている<sup>8</sup>。

この言説で興味深いのは、心理学における関係性の潮流と符合する点が大であるところである。本論で後述するように、心理療法、精神分析では、問題は個の内面で生じているとして、個の無意識に働きかける古典的な治療方法が主流であった。しかし、この介入方法では行き詰まりが生じ始め、社会構成主義の影響も相俟って、問題は個人を取り巻く環境との間、つまり相互作用の中で生じており、その解決も相互作用の中からはかかれるとする視点が浮上してきたのである。その関係は、援助者（治療者）と被援助者（患者）、被援助者の家族、友人関係、更には被援助者が生活する社会環境の全てを視野に入れている。つまり、前項の心理社会的支援の定義でも述べたように、人間は社会的文脈と切り離すことが出来ないという視座に基づくのが、心理社会的援助における関係性概念の基本的構成要素であると考えられる。

本論文では、これらのことから、関係性を「自己と他者間、自己と環境間、また集団内で発生する相互作用全般」と捉えることとする<sup>9</sup>。

---

<sup>8</sup> 見田宗介『社会学入門—人間と社会の未来』（岩波書店、2006）2-4頁

<sup>9</sup> 社会学の領域では関係性についてソーシャル・キャピタル（社会関係資本）という概念がある。20世紀初頭から存在していたとされるソーシャル・キャピタル理論は、パットナム（Putnam, R.D.）がその著書（柴内康文訳）『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』（柏書房、2006）で提示した概念が広く定着しているといえよう。パットナムは *Making Democracy Work*（邦訳：『哲学する民主主義』NTT出版、2001）でソーシャル・キャピタルを「信頼」、「規範」、「ネットワーク」として社会の効率性を高める仕組みであると定義し、更には、『孤独なボウリング』において、社会関係資本が示すのは、個人間のつながり、つまりは社会的ネットワーク、そこから生じる互酬性と信頼性の規範であるとした。ソーシャル・キャピタル論は人間間の信頼関係、ネットワークの作用が生み出す効果を中心に据える理論として、本論文が取り組む心理学的関係性の相互作用と重なるところが大きいともいえる。しかし、ソーシャル・キャピタル論がその作用を社会の効率性にベクトルを向けるのに対し、本論文における心理学的見地においては、個人の心理社会的活性化を目的とするところが異なると言えよう。

#### (4) ローカル NGO について

NGO (Non Governmental Organization) は公益性追求、非営利、非政府という基本的立場は共通するものの、その活動領域、活動形態、活動方針は多様であり、その多様性が NGO の特徴の一つとされる<sup>10</sup>。ここでは、国際 NGO とローカル NGO の対比により、ローカル NGO の概念について記す。国際 NGO は先進国に拠点を置いて、世界各地で生じている案件と取り組む。それに対して、対象地域に属する団体として、その対象地域における課題と取り組むのがローカル NGO である。ローカル NGO の中でも、更にある特定の地域の問題改善を活動目標とする CBO (Community Based Organization) という活動形態もあるが、本論文で取り上げるセルビア共和国のズドラヴォ・ダ・ステは、地域を特定せずセルビア共和国における主には難民・国内避難民への心理社会的支援を展開することから、一般的ローカル NGO と位置づけられる。

#### (5) トラウマの概念について

「トラウマ」は、臨床心理学的ないし精神医学的な見地でいえば厳密な言葉の意味を超えて、日常生活、日常的会話の中で用いられるようになった。一方、学問の分野においても変化が生じ始めた。「トラウマ」の理論や概念は、しばしば「記憶」、「物語」という概念と密接に関係しながら、歴史学、社会学の領域にも越境している。その潮流は、ホロコーストをはじめとするジェノサイドや民族間の葛藤、「ヒロシマ」問題等を扱う戦争記憶論の領域、マイノリティ問題を含む社会的差別論、慰安婦問題を含むジェンダー及び性暴力論、祖国や慣れ親しんだコミュニティを喪失した難民・避難民の問題、自然災害後のコミュニティ論などに顕著である<sup>11</sup>。また、9・11 に代表されるテロリズム問題も同様にトラウマ論の文脈で論じられている。即ち、はじまりとしては「個」の問題であった「トラウマ」が、集団・共同体・社会の諸問題を分析し、考察する際の概念としての役割を担うようになってきたのである。多くの場合、それはトラウマ的事象、或いはトラウマ記憶が伝承されていくメカニズムの検証、そのような葛藤を抱えた社会の分析、または証言の記録・確保などに焦点があてられている<sup>12</sup>。

---

<sup>10</sup> 長有紀枝『入門 人間の安全保障 恐怖と欠乏からの自由を求めて』（中央公論新社、2012）128 - 130 頁

<sup>11</sup> 例えば Caruth, C., *Trauma: Explorations in Memory* (Johns Hopkins University Press, 1995) 邦訳版：(下川辺美知子訳)『トラウマへの探求・証言の不可能性と可能性』（みすず書房、2000）、Caruth, C., *Unclaimed Experience: Trauma, Narrative, and History* (Johns Hopkins University Press, 1996) 邦訳版：(下川辺美知子訳)『トラウマ・歴史・物語 持ち主なき記憶』（みすず書房、2005）、Hunt, N.C., *Memory, War and Trauma* (Cambridge University Press, 2010), Edkins, J., *Trauma and the Memory of Politics* (Cambridge University Press, 2003)、宮地尚子『トラウマの医療人類学』（みすず書房、2005）等

<sup>12</sup> 宮地尚子は精神科医の立場から、個人の心理理論を集団や共同体、更には国家レベルの問題

個人の問題で例えれば虐待の連鎖が指摘されるように、トラウマ体験は連鎖し、伝承されるとされている。オルウィーアン (Olweean, Steve) は、バルカンにせよ何処にせよ、また元々の紛争の原因が何であったにせよ、現在も過去も、人間を紛争という暴力へ駆り立てる原動力は、解決されていない共同体としての人間の心の傷だと述べている。そして過去の「心の傷」故に嵩じた「敵方」への恐怖が、犠牲者を加害者にかりたてる心理的パラドックスを指摘し、この問題が心理療法の文脈では長く検討されているにも関わらず、それをもとに並行して起きる社会の変容に関する研究ははるかに少ないとしている。更に、こうした問題に対する理解の欠如は、平和を維持し、紛争を予防する試みそのものに不利な条件を与え、未来の平和と和解のために幾世代をも遡る歴史的視野に立ったトラウマへの視座に立脚する包括的な心理社会支援策の必要性を指摘した<sup>13</sup>。このような指摘も、トラウマ理論を社会的事象に結びつける試みの一つであると考えられる。

このように、現在トラウマという概念は臨床心理学、精神医学の境を超えて、社会的事象の分析、解釈の理論的根拠として採用され始めている潮流が存在する。いずれトラウマ研究は、社会的文脈の解釈、考察においてもより発展していく可能性と必要性があると思われる。これらの潮流を確認した上で、本論文はその社会の構成員である個人が受けたトラウマとその影響を論じる。また、本論文においては、臨床心理学的、或いは精神医学的に厳密にトラウマと診断が下される場合でなくても、紛争の勃発、それに伴う避難等、心が圧倒的衝撃を受ける事象を、「トラウマ」、「トラウマ的」、「トラウマ性の体験」と表記する。紛争体験、難民・国内避難民化体験のトラウマ性については、第3章で論じる。

#### 4. 研究の方法

筆者は1993年から2003年まで認定NPO法人「難民を助ける会」に所属しており、その間、同会の旧ユーゴスラヴィア圏での心理社会的支援にも携わった。また、2001年から2018年現在まではNPO法人「ACC・希望」の心理社会的支援担当者としてクロアチア共和国、セルビア共和国での活動に従事して来たことから、長年活動の中で行った聞き取り記録、収集した資料、児童の描画等を保持しており、考察と論述にはそれらの資料に依拠した他、下記の方法で研究を進めた。なお、NPO法人「ACC・希望」のセルビア共和国での活動は、ローカルNGO、ズドラヴォ・ダ・ステとの協働であるため、ズドラヴォ・ダ・ステ

---

に適用することに問題はないのかという危惧を述べると共に、「『悲惨な体験』やトラウマを分析対象にしてしまうことに、暴力性はないのだろうか」としている。宮地は、その留意点を指摘した上でなお、トラウマという概念が諸問題を解き明かす鍵として切れすぎるほどの力を持っているとも述べている。(宮地尚子、前掲書(2005)、4-6頁) 宮地のこの論は、どのような立場であれ、トラウマ問題を扱うリスクの自覚を促すものと考えられる。

<sup>13</sup> Olweean, S. S., "When the Society is the Victim: Catastrophic Trauma Recovery" in Kripper et al. eds. *The Psychological Impact of War Trauma on Civilians* (Praeger Publishers, 2003), pp.271-272

の活動分析についても、筆者の活動記録、観察記録に拠る部分がある。

### (1) 文献研究、先行研究

第1章のユーゴスラヴィアの歴史、第3章のトラウマ理論、及び定量的研究、第5章の心理支援における関係性理論については先行研究と文献研究に拠るところが多い。

### (2) 聞き取り調査

上述のように、筆者は1994年に初めて旧ユーゴスラヴィア圏を訪れて以来、長年の活動の中で聞き取りを重ねてきたが、本論文執筆にあたり以下の通り、新たに聞き取り調査を実施した。

- ① セルビア共和国難民委員会担当者にクロアチア紛争、ボスニア紛争、コソヴォ紛争時の避難民受け入れに関する事項の確認と現在の同政府による支援状況についての聞き取りを2017年に実施した。
- ② 第4章にまとめた難民・国内避難民8名への聞き取り調査を2016年に実施した。
- ③ ズドラヴォ・ダ・ステのメンバーへの聞き取り調査を2016年、2017年に実施した。
- ④ 第6章で取り上げたIDP児童の家族環境についての聞き取り調査を2015年に実施した。

尚、聞き取りの言語は以下である。

- a) セルビア共和国難民委員会担当者への聞き取り  
ベオグラード本部の担当者とは筆者との英語、スメデレヴォ市支部においてはセルビア人の英語通訳による。
- b) 第4章の難民・国内避難民8名への聞き取り  
7名についてはセルビア人の日本語通訳による。  
1名については、セルビア人の日本語通訳者自身が聞き取り対象者であったために、日本語による。
- c) ズドラヴォ・ダ・ステのメンバーへの聞き取り  
2016年、2017年の聞き取りについては、セルビア人の日本語通訳による。  
2015年以前の聞き取りについては英語、またはセルビア人の英語通訳による。
- d) 第6章のIDP児童の家庭環境についての聞き取り  
セルビア人の英語通訳、セルビア人の日本語通訳による。

### (3) 質問紙調査

第3章で分析を行った、セルビア共和国クラグェヴァツ市のセルビア系コソヴォIDP高校生と地元民高校生に対しての2002年と2003年に実施した質問紙調査のうち、2003年分については公益財団法人日本科学協会の笹川科学研究助成を受けて実施した。

質問紙は英語版を、セルビア人の共同研究者<sup>14</sup>がセルビア語へ翻訳したものを使用した。

---

<sup>14</sup> ドラガナ・リステイチ (Ristić, Dragana) 調査活動当時、クラグェヴァツ市立病院精神科医長

#### (4) 事例研究

第6章で論じたセルビア系コソヴォ IDP 児童への心理社会的支援の事例研究では、筆者が当該事業のプロジェクト・マネジャーとしてローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステと共に、事業運営に従事したことから、活動の中で収集したエピソード、発言、描画等の資料と共に、筆者自身の現場での観察記録を基に研究を進めた。

### 5. 本論文における事例選択の理由と研究の意義

#### (1) 事例選択の理由

本章の冒頭、「1. 本論文の問題関心と背景」で記したように、援助活動における心理社会的支援の必要性が大きく浮上する契機となったのは、ユーゴ紛争におけるトラウマ問題であったとされている。凄惨な虐殺、強制収容所、拷問等、また大規模な避難民の発生により、ユーゴ紛争では当初から心理的支援の必要性が指摘されていた。本章の冒頭で、WHO ヨーロッパ地域事務所が発した警告についても述べたところである。しかし、この展開に大きな拍車がかかったのは、実は WHO による警告以前であった。それは主にボスニア・ヘルツェゴヴィナからの難民、或いは同国内の国内避難民におけるレイプ、性暴力によるトラウマ問題である。ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは数多くの心理社会的支援が実施されたが、その助成機関の一つであるノルウェー外務省による英文報告書<sup>15</sup>によれば次のような事情が確認される。

レイプ問題は 1991 年 12 月にクロアチア共和国でも、同国ヴコヴァル市<sup>16</sup>からの国内避難民への心理社会的支援活動において確認されていたが、当時のクロアチアのメンタル・ヘルス専門職にとってはレイプよりも戦闘や拷問等の厳しい現実による被害の対処に追われており、注目度は高くなかった。それに加え、そもそも旧ユーゴスラヴィア圏の精神医学、臨床心理学の専門職にとりレイプ等の性暴力による被害は殆ど未知の分野であったことも相俟って、大きく関心を集める段階には至っていなかった。やがてクロアチア共和国でもこ

---

<sup>15</sup> Agger, Inger, E.Jareg, A. Herzberg, J. Mimic and C. Rebien, *Evaluation of Norwegian Support to Psycho-Social Projects in Bosnia-Herzegovina and the Caucasus* (Norwegian Ministry of Foreign Affairs,1999) [https://www.norad.no/globalassets/import-2162015-80434-am/www.norad.no-ny/filarkiv/vedlegg-til-publikasjoner/historiske-evalueringsrapporter/er\\_3.99.pdf](https://www.norad.no/globalassets/import-2162015-80434-am/www.norad.no-ny/filarkiv/vedlegg-til-publikasjoner/historiske-evalueringsrapporter/er_3.99.pdf)

実際の支援活動はノルウェーの民間団体「Norwegian People's Aid(NPA)」のイニシアティブにより現地民間団体と共に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのゼニツァ (Zenica) 市、トゥズラ (Tuzla) 市、モスタル (Mostar) 市を中心に 1993 年より展開された。1997 年からはノルウェー外務省の組織、ノルウェー開発協力局 (The Norwegian Agency for Development Cooperation、以下 NORAD) も当該プロジェクトの責任機関となる。

<sup>16</sup> ヴコヴァル (Vukovar) 市は、クロアチア共和国スラヴォニア東部に位置するクロアチア紛争の激戦地の一つである。

の問題は徐々に関心を集めるのだが、メディアでも大きく報道され、国際社会の関心を飛躍的に集める契機となったのはボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるレイプ問題であり、それは1992年の11月以降であるとされる。

その背景は、翌年6月に開催された国連人権会議（UN World Conference on Human Rights）である。1992年11月頃は、その会議に向けて女性の権利向上を掲げる各国の団体が、性暴力をアジェンダにするべく準備を開始していた時期にあたる。ここに、フェミニズムを理念とする欧米の団体と協力していた旧ユーゴスラヴィア圏の女性達の活動が連動して戦時の性暴力の問題が提起され、ユーゴ紛争におけるレイプ問題は一層大きく関心と呼ぶようになった。このような動向の結果、1992年12月から1993年1月にかけてEU、国連諸機関によるレイプの被害調査がボスニア・ヘルツェゴヴィナとクロアチアで数回にわたり実施されることになる。この調査には多数のジャーナリストも同行し、ユーゴ紛争におけるレイプ問題は国際社会の注目を浴びると共に、政治家やドナーの関心も集めることになった<sup>17</sup>。従って、WHOの警告はこのような動きの中で発せられたものと考えられる。

同報告書によれば、多くのNGOがレイプ被害者の支援に集中し、レイプ被害者支援を指向する団体数が、実際のレイプ被害者数を上回るかのようにみえる時期さえあったとしている。当の国連人権会議では、国際団体、旧ユーゴスラヴィア圏双方の団体が、「レイプ被害者である旧ユーゴスラヴィア圏の女性」というアイデンティティ、また「言語や知性ではなく、その身体的脆弱性に屈して声を上げられない弱い女性」というイメージの構築についての議論がされ、それらの議論の関心は、政治的、経済的な動機に由来しているのではなかったかと、同報告書は述べている<sup>18</sup>。

このように、レイプ被害者が多様な政治目的のために利用された側面もあるのだが<sup>19</sup>、レイプ被害は実際に起きており、事柄の性質上、その被害者数が明らかになることはないだろう。例えば、これまで参照してきたノルウェーのNPAによる支援活動の報告書によれば、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのゼニツァ市で行った心理社会的支援プロジェクトの受益者中、レイプ被害を訴えたのは0%であった。この数値について、報告書では当該プロジェクトのコンサルタントは当惑しつつ、可能性として耐え難い記憶の封印が理由と考えられるとしている<sup>20</sup>。

一方、現実のレイプ被害についてロンチャル（Lončar, Mladen）ほかの研究<sup>21</sup>によれば、

---

<sup>17</sup> Agger et al., *op.cit.*, (1999), p.24

<sup>18</sup> *Ibid.*

<sup>19</sup> *Ibid.*, pp.24-25 同報告書では、被害者が政治目的のために「利用される」と同時に「虐待（abuse）」されたと述べる一方、レイプ被害が政治的目的に利用されたにせよ、それは被害の存在を否定するものではないとしている。

<sup>20</sup> *Ibid.*, p.28

<sup>21</sup> Lončar, Mladen, V. Medved, N. Jovanović, and L. Hotujac, “Psychological Consequences

次のような事態が報告されている<sup>22</sup>。被験者はクロアチア共和国の東スラヴォニア、ザダル市、バノヴィナ市出身者計 15 名、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの北西部及び東部出身者 53 名、計 68 名である。年齢層は 20～40 歳が最も多く 42 人である。国籍<sup>23</sup>はクロアチア人 37 名、ムスリム人<sup>24</sup>31 名とある。

被害者の状況は次の通りである。44 名が一度以上、22 名が毎日（拘束されていた場合の平均拘束期間は 30 日とある）レイプ被害に見舞われ、18 名はレイプ場面の目撃を強要されたと回答している。また、言葉、暴力による脅しも併せて行われた。被害者の証言によれば加害者が隣人の場合もあったとされているが、この調査研究の被害者においては、殆どのケースがクロアチア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア人占領地域で継続的に行われた。そして、加害者として証言されたのは、識別出来ない 47 人以外には、セルビア人兵士 57 名、セルビア人一般市民 6 名、ムスリム人兵士 5 名であった。こうした調査結果は、紛争当時メディアで広く報道されたレイプ問題の被害者像、加害者像と一致する。つまり、被害者としてのクロアチア人女性、ムスリム人女性であり、加害者としてのセルビア人である。

レイプ問題は非常に重い心理的影響があり、被害者のその後については深刻な懸念がある<sup>25</sup>。しかし、支援全体の見地からは、レイプ被害への過度な関心の集中は、先に述べたように政治的に利用されやすく、結果として被害者に更なる傷を負わせるばかりでなく、他の重要な心理社会的問題への関心を阻害するのではないだろうか。例えば、レイプや拷問等、より注目を集めやすいトラウマへの関心の偏りは、より衝撃度が「穏やか」と思われがちな

---

of Rape on Women in 1991-1995 War in Croatia and Bosnia and Herzegovina” *Croat Medical Journal* vol. 47(1) (2006), pp.67-75

この研究はクロアチア共和国のザグレブ人権医療センター（The Zagreb Medical Center for Human Rights）が、1992 年 4 月から 1995 年 12 月まで実施した心理社会的支援事業 “the Program for Long-term Psychosocial Help for women victims of war”の一環として行われた。従って、被験者は当該支援事業の受益者でもあった。

<sup>22</sup> 本章では被害事情にのみ言及し、その心理的影響については第 3 章で述べる。

<sup>23</sup> 当該論文では「Nationality」と記されているが、内訳からは民族的帰属を表しているとも推測される。

<sup>24</sup> ボスニア・ヘルツェゴヴィナのスラヴ系イスラム教徒。ボシュニャク人とも呼称されるが、本論文ではムスリム人とする。

<sup>25</sup> 第 3 章では認定 NPO 法人「難民を助ける会」がクロアチア共和国で、1995 年 10 月～1997 年 11 月、1999 年 12 月～2001 年 3 月と、二度に亘り実施した心理社会的支援事業について述べるが、第二弾の事業においてはレイプ被害を受けた受益者がいた。ヴコヴァル市で生まれた女子で、紛争勃発直後、セルビア側の強制収容所に家族で収容され、7 歳当時、14 歳の姉と共にレイプ被害にあっている。加害者はセルビア人である。この女子の場合は、重篤な解離症状と学習障害が認められケアが困難であった。

他の心理的ストレスへの支援への関心を弱める。これについては、例えば上述のノルウェーの心理社会的支援事業では、レイプ被害者を想定しての事業であったが、より実態に基づいた支援内容に切り替えている<sup>26</sup>。このように、一度開始された支援においては内容の軌道修正が可能である。しかし、その修正が常に行われるとは限らず、そもそもの関心が向けられにくいと、支援の実施そのものが為されないことも危惧される。

憂慮されるのは、レイプ問題で加害者像としてのイメージが固定されたかに見えるセルビア人が、ユーゴ紛争によって負った心理社会的課題である。第1章で述べるところではあるが、レイプ問題だけではなく、ユーゴ紛争において形成されていった「セルビア悪玉論」も影響してか、セルビア系難民・国内避難民の心理社会的課題については、調査研究と支援活動の双方で周縁化される傾向があると思われる。筆者はこれを研究の意義の一つと捉え、次にその理由を述べることとする。

## (2) 研究の意義

研究の意義の第1点目は、セルビア系難民・国内避難民の心理社会的課題を対象としたことである。これまで見てきたように、集団レイプ、またいわゆる「民族浄化」にまつわる悲惨な出来事、難民化に関連する心理的問題への関心はボスニア・ヘルツェゴヴィナに集中する傾向があったことは否めないと思われる。しかし、紛争に起因して避難を余儀なくされた住民の重い心理社会的課題は、出身国、或いは帰属する民族を問わない。レイプ、拷問、強制収容所、焼き討ち、虐殺、残酷な場面の目撃等ばかりでなく、難民・国内避難民化という環境の激変によって生じる喪失の現実、一個人、一人の人間として、クロアチア人、ムスリム人だけではなく、セルビア人もまた通らなければならない現実であった。セルビア人もまた、拷問、レイプ、殺害場面の目撃等の衝撃的な体験をしているものと想定できるが、それらの被害が大きく伝わることはないと思われる。個々の難民・国内避難民の心理的負荷は、民族的帰属を超える。民族的には「敗者」となり、「加害者」となったセルビア人もまた、一個人として故郷を追われ、生活基盤を喪失し、生活再建の苦難を負っていることを確認しておきたい。

第2章で後述するように、避難民の民族的帰属としてはセルビア系の難民・国内避難民は大きい割合を占めながら、セルビア共和国内のセルビア系難民・国内避難民の心理問題に関する他国の研究者による調査研究は極めて少ない<sup>27</sup>。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの場合

---

<sup>26</sup> Agger et al. *op.cit.*, (1999), pp.28-29

国際社会からの活動資金供与の目的がレイプ被害者の救済にあったため、受益者に被害の訴えがなかったことから、心理的援助方法（実際のニーズに対しての方針変更）と、レイプ被害者に至る方法の双方における調整に困難をきたした事情に触れている。

<sup>27</sup> セルビア共和国におけるセルビア系難民の心理的不適応問題に関する調査研究は、同国精神保健研究所、民間団体が実施し幾つかの英文報告書にまとめられている。それらについては第3章で参照する。また、これらの活動を助成した国際機関も、例えば *UNICEF Assistance*

合、専門領域の調査研究も多数実施された。例えば、アメリカのトラウマ問題で著名な学会誌『Journal of Traumatic Stress』<sup>28</sup>においては、ボスニア紛争、或いは「ボスニア難民」をテーマとする投稿論文が2017年現在15本存在する<sup>29</sup>。しかし、同誌では少なくとも個別にクロアチア、セルビアをテーマとする論文は確認出来ず、僅かに旧ユーゴスラヴィア全域を対象とする1論文のみである<sup>30</sup>。セルビア系難民・国内避難民の心理社会的課題に関する研究は僅少と考える。

加えて、これはセルビア系難民・国内避難民とは限らないが、紛争終結から長い年月を経て、国際社会からの関心が寄せられなくなった現状でも、難民・国内避難民としての社会的立場で生活する集団の停滞感、閉塞感は重要な心理社会的課題であり、特に、そうした環境で成育する次世代への心理社会的支援についての研究には大きな意義があると考えられる。

**第2点目**は、難民・国内避難民化によって生じる心理的負荷とその継続性に加え、それを取り巻く社会の動きの経緯の双方を論じることで、内的体験と外的体験の繋がり

---

*in Federal Republic of Yugoslavia to Psycho-Social Programmes for Children in Crisis*(1997)等の英文報告書を作成している。

<sup>28</sup> 国際トラウマティック・ストレス学会 (International Society for Traumatic Stress Studies : ISTSS) の学会誌。

<sup>29</sup> 対象を「ボスニア・ヘルツェゴヴィナとクロアチア」、或いは「ボスニア・ヘルツェゴヴィナとコソヴォ」と併せた論文を含む。

<sup>30</sup> 他にアメリカ精神医学会の『Journal of American Psychiatry』では2017年現在、ユーゴ紛争に関するボスニアを対象とする論文はこれまで6本ある。同じく著名なイギリスの医学雑誌『The Lancet』では、心理問題に限らないがボスニアをテーマとする21本の論文が掲載されている。いずれも、セルビア共和国を単独で対象とした研究論文は掲載されていない。このような専門領域の学会誌の他、Powell, S., *The psychosocial consequences of the 1992- 5 war in Bosnia & Herzegovina* (Middlesex University Research Repository, 2012) <http://eprints.mdx.ac.uk/8402/1/StephenPowellPhD.pdf>、ハーヴァード大学の精神医学の教授であり Harvard Program in Refugee Trauma のディレクター、モリッツァ (Mollica, Richard) による *Psychosocial Impact of Trauma on Bosnian Refugees*, (<http://grantome.com/grant/NIH/R01-MH057806-02>) 等多数あり、ボスニア紛争に起因する紛争、難民問題に起因する心理的諸問題に対しては領域、国を問わずに関心の広がりが見られている。また、クロアチア共和国ザグレブ大学医学部の研究者を中心とする学会誌『Psychiatria Danubina』においては、同国内のクロアチア系難民・国内避難民の問題は当然として、ボスニア難民に関する論文も掲載している。例えば、Današ, V. and V. Horval, “Child Psychiatry Service Organization in Bosnia and Herzegovina” *PSYCHIATRIA DANUBINA* Vol.17 (2005), pp.58-62, Današ, V., and V. Horval, “Psychological Consequences of War Stress in the Developing Population in Bosnia and Herzegovina” *PSYCHIATRIA DANUBINA* Vol. 17 (2005), pp.225-229

試みた点である。具体的には、セルビア系難民・国内避難民が背負う歴史、孤立化、紛争と避難の経緯、その後の生活構築、定住先であるセルビア共和国の社会状況と、紛争に起因するトラウマをはじめとする心理的負荷による影響の傾向性と長期性を併せて論じることにより、人間の内面と社会的文脈の繋がり連続性を明らかにする一助となったと考える。トラウマ研究の文脈では出来事が点（ある特定の事件）として切り取られる傾向があるため、経時的变化を追う研究は少ない。本研究は人間の心からみた社会の事象と社会的事象からみた人間の心理を繋ぐ試みであるところに意義があると考ええる。

**第3点目**は、第2点目とも関連するが、難民・国内避難民化等の紛争体験による心理的衝撃の経時的变化を追った点である。ユーゴ紛争を事例としたトラウマ等の紛争に拠る心理的影響に関する研究は、ユーゴ紛争中、ないしは終結後間もない期間に集中して行われた傾向を持つ。社会の関心を集めなくなつてからもなお続く難民・国内避難民生活、それらを経た集団において残される心理的影響の痕跡と、次世代への影響を対象とする研究をセルビア共和国で暮らすセルビア系難民・国内避難民を事例として行った点に意義があると考ええる。

**第4点目**は、そのような集団への心理社会的支援を、関係性を軸に論じた点である。個別の技法に焦点を当て、その効果を論じるのではなく、人間の存在に不可欠な他の存在との関係性の形成、或いはその関係性への介入が支援として有効であることの立証を試みた点である。併せて、その関係性形成の仕掛けの一つと考えられる心理ワークショップの有効性を明らかにした点に意義があると考ええる。

**第5点目**は、心理社会的支援のアクターとしてローカル NGO の役割を論じた点である。心理社会的支援における援助者と受益者が文化を共有することによって得られる優位性について考察し、更にはセルビア人として同じ紛争を経た当事者としてのローカル NGO に存在する「影」ともいえる当事者性について、そしてローカル NGO との関係形成についての留意点に言及したことに意義があると考ええる。

## 6. 表記について

### (1) カタカナ表記について

人名、地名等の固有名詞については、原語の V をヴァ行で表記し、普通名詞についてはバ行で表記した。

### (2) 旧ユーゴスラヴィア諸国の人名、地名について

可能な限り現地の発音を忠実に表記した。下記は、発音の例である。

C: ツ

Ć: チ

Č : チュ  
Đ (đ) ; ジ  
S : ス  
Š : シュ  
Z : ズ  
Ž : ジュ  
J : イ  
dj : ジ  
Je : イエ  
Jo ; ヨ  
Lje : リエ  
Lju : リュ

## 第1章 ユーゴ紛争：セルビア系難民・国内避難民が背負う歴史

### はじめに

バルカン半島に位置し、多民族共存のモデルとも謳われたユーゴスラヴィア<sup>1</sup>、正式国名ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国は、1991年のスロヴェニアの独立宣言を皮切りに長い紛争に突入した。本章では、紛争の発生に伴いセルビア共和国に避難先を求めたセルビア系避難民がどのような歴史的背景を背負い、難民・国内避難民となるに至ったかについて、セルビア共和国を中心とするユーゴスラヴィア解体の道筋をたどりながら考察を進めることとする。

ユーゴスラヴィアの紛争は4段階とも5段階ともいわれるが<sup>2</sup>、ここでは、5段階の場合に含まれるマケドニアにおけるマケドニア人とアルバニア人の衝突は含めず、本論文が対象とするセルビア系難民と国内避難民が元々居住しており、流出した地域で繰り広げられたスロヴェニア紛争、クロアチア紛争、ボスニア紛争、コソヴォ紛争の4段階を一連のユーゴ紛争として論じることとする。

本章の考察を進めるにあたっては、日本語論文、書籍の参照を多用している。その理由は、まず第一に、日本国内の質の高いバルカン研究の集積である<sup>3</sup>。チトー大統領治世からのベオグラード大学への留学体験者を含む日本のバルカン学には、歴史の現在だけではなく、この間の旧ユーゴスラヴィア社会の変遷を実時間として、しかも政治学、国際関係論、国際法、ジェノサイド問題、スラヴ研究等々多角的に論考してきた厚みが存在する。次には、後に述べるようにセルビア批判に傾きがちであったと思われる欧米を中心とする国際社会の論調に対し、歴史的、文化的、宗教的、そして政治的に利害関係が生じなかつ

---

<sup>1</sup> ユーゴスラヴィアは、「7つの国境、6つの共和国（スロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア、モンテネグロ、マケドニア）、5つの民族（スロヴェニア人、クロアチア人、セルビア人、モンテネグロ人、マケドニア人）、4つの言語（スロヴェニア語、クロアチア語、セルビア語、マケドニア語）、3つの宗教（カトリック、正教、イスラム教）、2つの文字（ラテン文字、キリル文字）、そして1つの国家」と数え歌に喩えられる。

<sup>2</sup> 長、前掲書（2009）、76頁

<sup>3</sup> 例えば、柴宜弘「バルカン史の前提」柴宜弘編『バルカン史』（山川出版社、1998）、前掲書、（1996）、『図説バルカンの歴史（増補改訂新版）』（河出書房新社、2011）、柴宜弘・山崎信一編『セルビアを知るための60章』（明石書店、2015）、柴宜弘編『バルカンを知るための66章』（明石書店、2016）、佐原、前掲書（2008）、長、前掲書（2009）、月村、前掲書（2006）、千田善『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか』（勁草書房、1999）、清水明子「「クロアチア独立国」におけるセルビア人虐殺（1941-42年）」松村孝夫・矢野久編『大量虐殺の社会史—戦慄の20世紀—』（ミネルヴァ書房、2007a）93-118頁、「クロアチア「祖国戦争」と「民族浄化」（1991-95年）」松村孝夫・矢野久編、前掲書（2007b）193-228頁、田中一生『バルカンの心—ユーゴスラヴィアと私（叢書東欧）』（彩流社、2007）、岩田昌征『ユーゴスラヴィア多民族戦争の情報像—学者の冒険』（御茶ノ水書房、1999）等

た日本国におけるバルカン研究者のそれは中立性が高いとみられる点にある。

なお、本論文が対象をセルビア系難民・国内避難民の心理社会的問題を対象とするところから、本章ではセルビア人の側からみられる歴史、社会を中心とするが、それは筆者の中立的立場と同一ではないことを予め明記しておきたい。

## 第1節 ユーゴスラヴィア建国とチトー時代のユーゴ

### 1-1 ユーゴスラヴィア前史 - バルカン半島の中の「東」と「西」

ユーゴスラヴィアは「南スラヴ人の国」を意味するが、スラヴ民族がバルカン半島に侵入してきたのは7世紀頃といわれている。南スラヴ民族には、後に旧ユーゴスラヴィアを形成する5つの民族とブルガリア人が含まれる<sup>4</sup>。

「バルカン」とはオスマン語（トルコ語）で「樹木に覆われた山」、「山脈」を意味するが<sup>5</sup>、バルカンは文字通り南北に貫く山脈に遮られており、外部からの侵略が容易である反面、東西に散らばる同じ南スラヴ民族同士の交流はあまりなされなかった<sup>6</sup>。バルカン半島に移住してきた南スラヴの民は、それぞれ周辺の文化の影響を受けて行く。9世紀には、セルビア人、モンテネグロ人、マケドニア人が、ビザンティン帝国の影響から東方正教<sup>7</sup>を受け入れ、スロヴェニア人、クロアチア人はカトリック・キリスト教を受け入れる。キリスト教を民族として受け入れたことは、その後の民族の精神文化や生活様式の形成において、非キリスト教圏の人々と大きく異なる特徴を与えると共に、ヨーロッパ人としてのアイデンティティの維持と形成に大きな力となった<sup>8</sup>。しかし、栗生沢によれば、キリスト教圏としてのアイデンティティの形成はされたものの、西欧諸国からのスラヴに対する蔑視ともいえる感情があったという<sup>9</sup>。それが一面の事実であったとすれば、そのスラヴ蔑視の傾向に他地域よりも拍車がかかったのは、セルビア人、モンテネグロ人、マケドニア人が地域的にビザンティン文化圏の影響を大きく受け、ローマ・カトリックではなく東方正教を受け入れたことではないかと推察される。ビザンティン帝国がバルカン半島の東部、中央部に対して300年の長きにわたり与え続けた影響は、セルビア人とブルガリア

---

<sup>4</sup> スラヴ民族には他に、東スラヴ（ロシア人、ウクライナ人、ベラルーシ・白ロシア人）、西スラヴ（ポーランド人、チェコ人、スロヴァキア人、ソルブ人、カシューブ人）がいる。

<sup>5</sup> 柴、前掲書（1998）、5頁

<sup>6</sup> 柴、前掲書（2011）、6-8頁

<sup>7</sup> 正教会（英語名称 Orthodox Church）は東方正教会とも呼称されるキリスト教の教派。ローマ帝国の東西分裂に伴い、東ローマ帝国の国教という位置付けで発展した。組織体としては、ギリシャ正教、ロシア正教、セルビア正教、マケドニア正教等のようにその地域の国名を冠しているが、同じ教義の信仰を持つ。

<sup>8</sup> 栗生沢猛夫「世界史の構成員としてのスラヴ人」井上浩一・栗生沢猛夫編『世界の歴史 ビザンツとスラヴ』（中央公論新社、2009）275-276頁

<sup>9</sup> 上掲、273頁

人に特に顕著であり、そのビザンティンの特徴はその後も長く留まり、蓄積されていった<sup>10</sup>。東方文化が色濃く投映されるビザンティンの影響は、ヨーロッパのメイン・ストリームを形成する西欧諸国からは、容易に理解しがたい地域というイメージが醸成されていったことが推測される<sup>11</sup>。同じ南スラヴ民族でありながら、カトリック・キリスト教と東方正教を受け入れた地域で形成された文化的差異は、歴史的経緯と共にユーゴスラヴィアの解体まで続き、その崩壊の背景のひとつになったのではないだろうか。

クロアチアは10世紀に王国となるが、12世紀にハンガリー王国の支配を受け、その後、オスマン・トルコ領を経て、オーストリア・ハプスブルク帝国の傘下となり、それはオーストリアが第一次世界大戦で敗北するまで続いた。オスマン・トルコとオーストリア・ハプスブルク帝国がせめぎ合いをしていた当時、オーストリアはオスマン・トルコの侵入を防ぐべく、クロアチアとボスニア・ヘルツェゴヴィナの国境地帯、ダルマチア北部、スラヴォニアからバナトに至る帯状の軍政国境地帯を設定した。17-18世紀にかけて、ハプスブルク家の呼びかけに応え、多くのセルビア人がコソヴォから国境警備兵として入植したが、この軍政国境地帯におけるセルビア人の人口密度の高さは継続し、20世紀後半に起きたクロアチア紛争の原因の一つとなった<sup>12</sup>。

さて、13世紀末にオスマン・トルコが成立し、やがてバルカンの国々に攻め入ることになるが、オスマン・トルコの侵攻はユーゴスラヴィア史上、最も主要な事件とされる<sup>13</sup>。それは後に、バルカンの国々に大きな、そしてユーゴ紛争にまで続く長い影響を残すことになるからである。セルビアは12世紀に中世セルビア王国を形成し、その領土は現在のセルビア、モンテネグロからマケドニアをも含むまで勢力を拡大したが、中世セルビア王国の最盛期に君臨したドゥシャン王<sup>14</sup>の死後、王国は分裂を繰り返していた。このような時期にオスマン・トルコは1361年、バルカン進出を開始する。1371年、現在のブルガリア南部に位置するマリツァ河畔での戦いにセルビア軍は敗れ、その後王朝最後の王ウロシュ<sup>15</sup>が病死して、セルビア王国は壊滅的打撃を受けた<sup>16</sup>。分裂状態のセルビアで、セルビ

---

<sup>10</sup> Ćirković, Sima M., *the Serbs* (Translated into English by Vuk Tošić) (Blackwell Publishing, 2004), p.xix

<sup>11</sup> ビザンティン: Byzantine という用語には「権謀術数(陰謀)を事とする」という意味がある。

<sup>12</sup> 柴、前掲書(2011)、52頁

<sup>13</sup> スティーヴン・クリソルド(Clissold, Steven)編(田中一生・柴宜弘・高田敏明共訳)『ユーゴスラヴィア史《ケンブリッジ版》』(恒文社、1980)3頁

本論文の歴史的記述における年号の確認は同書巻末の年表を参照した。

<sup>14</sup> ドゥシャン王(Stefan Uroš IV Dušan Silni)は1331年にセルビア国王に即位し、その治世は1355年まで続いた。

<sup>15</sup> ウロシュ(Stefan Uroš V)はドゥシャンの息子で1355年に即位し1371年まで統治した。その統治は柔弱で国内の混乱を治める事が出来ずに、セルビア王国は多数の公国に分裂した。

ア中部のクルシェヴァツを治めていたラザル公<sup>17</sup>は次第に頭角を現しオスマン・トルコに抵抗するが、その三度目の決戦、「コソヴォの戦い」でオスマン軍に捕らえられ殺害された。ここに、セルビアはオスマン・トルコに屈することになった。この後も、オスマン・トルコの統治は徐々に進み、最終的には1495年、ベオグラードから約40kmのドナウ川右岸に位置するスメデレヴォの要塞の陥落をもってオスマン・トルコの直轄領となったのである。コソヴォの戦いはその後英雄叙事詩にも謳われ伝承され続けており、セルビア人のコソヴォへの郷愁を掻き立て、また近代セルビア・ナショナリズムの基礎ともなつたとされる<sup>18</sup>。ラザル公の遺体はセルビア・ナショナリズムの象徴として、何世紀にもわたり各地を転々とし、1989年のコソヴォの戦い600周年記念としてセルビアとボスニア・ヘルツェゴヴィナの修道院を巡回した<sup>19</sup>。英雄叙事詩によってコソヴォの戦いとラザル公の死は、「キリスト教徒の名将に見る滅びの美学」として語り伝えられ、今日なお戦闘記念日は聖ヴィトゥスの日として祝われている<sup>20</sup>。

オスマン・トルコは次々にバルカン半島の諸国を征服し、1453年にはビザンティン帝国まで滅亡させる。オスマン・トルコの統治は地域の特殊性に配慮した巧みなもので、中央集権制であるが、宗教的には寛容な統治であった<sup>21</sup>。既にコソヴォの戦いに敗れたセルビア人はボスニア・ヘルツェゴヴィナに多数逃げ込んでいたが、トルコがボスニアに侵攻してもセルビア人はそのまま正教を信仰し、カトリック教徒のクロアチア人の多数は南西部の不毛地帯に移住した<sup>22</sup>。旧ユーゴスラヴィアでムスリム人と呼ばれ、現在ボスニア・ヘルツェゴヴィナでボスニア人<sup>23</sup>と自らを呼称する人々は、オスマン・トルコ統治時代にイスラム教を受け入れ、地主や行政エリート層を形成したスラヴ系住民の子孫である。こうしてボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、同じスラヴ系でありながら、カトリックのクロアチア人、正教のセルビア人、そして祖先はそのいずれかのスラヴ民族でイスラム教徒のムスリム人が混住する地域となった。

このように、オーストリア・ハプスブルク帝国とオスマン・トルコは共にバルカン半島に進出し、その衝突は17世紀、18世紀に激しくなったが、両帝国の差異はバルカンの後進性の基となったとされている。オーストリア・ハプスブルク帝国が象徴するカトリック・

---

<sup>16</sup> 柴、前掲書(2011)、41頁

<sup>17</sup> ウロシュ王の時代に分裂した公国の中で、クルシェヴァツのフレベリャノヴィチ家のラザル公(Lazar Hrebeljanović)が1371年から1389年までセルビアを統治した。

<sup>18</sup> 柴、前掲書(2011)、41-43頁

<sup>19</sup> 上掲、43頁

<sup>20</sup> H.C.ダービー(Darby, H.C.)「第七章セルビア」、クリソルド編 前掲書(1980)、113頁

<sup>21</sup> 上掲、76-77頁には、「権力さえイスラム教徒に限られれば、キリスト教徒が社会の問題や私法をどう組織するかは、好きなように任されていた」とある。

<sup>22</sup> 上掲、77頁

<sup>23</sup> 「ボシュニャク人」の呼称もあるが、本論文ではボスニア人とする。

キリスト教と「西」ヨーロッパの文化はその支配地域に、現在ヨーロッパ先進国の地域と共有する精神風土を残した。スロヴェニアとクロアチアがそれである。「東」は更にキリスト教正教のビザンティン帝国とイスラム教のオスマン・トルコに分断され、一層複雑性を帯びる。だが、いずれにせよ、「東」の文化は、「西」のそれと大きく異なるものであったといえよう。こうしたバルカン半島における「東」と「西」との拮抗は、当時それぞれ大国の支配下にあり、後のユーゴスラビア連邦を形成した共和国間の差異に大きく影響したものである。

## 1-2 ユーゴスラヴィア建国とチトー時代

### 1-2-1 第一次世界大戦前後

1877年の露土戦争でオスマン・トルコは敗北し、1878年のベルリン条約で漸くセルビアはモンテネグロ、ルーマニアと共に独立を承認される。一方、1914年6月28日、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのサラエヴォでオーストリアの帝位継承者フランツ・フェルディナント大公夫妻がハプスブルク帝国内の南スラヴ人の解放と統一を訴える「青年ボスニア」のセルビア人に暗殺されるといういわゆるサラエヴォ事件が起こり<sup>24</sup>、これが端緒とされる第一次世界大戦が勃発した。イギリス、フランス、ロシアを中心とする連合軍と戦ったドイツ、オーストリアは敗北し、ここにハプスブルク帝国が崩壊した1918年、「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」が成立した。1929年に「ユーゴスラヴィア王国」と改称されるこの王国は、後の同国の歴史的変遷を象徴するかのようになり、「第一のユーゴ」と呼ばれている。

王国成立に至る過程では、主にセルビア政府、「ユーゴスラヴィア委員会」<sup>25</sup>、「民族会議」<sup>26</sup>の三組織が大きな役割を果たしたが、既に王国として独立を果たしていたセルビアがセルビアを中心とする統一案であったのと異なり、ユーゴスラヴィア委員会と民族会議は当初、ハプスブルク帝国域内の南スラヴ統一を目指していた。統一国家創設の過程は第一次世界大戦の激動期であり、それは即ちハプスブルク帝国が敗北に至る過程でもあったため、世界情勢の変化に伴い、二つの潮流は接近することになる。まず、1917年7月、当時第一次世界大戦で苦戦を強いられていたセルビアの撤退拠点であったギリシャのコルフ島で、セルビア政府とユーゴスラヴィア委員会が会談する。これは連合国内での孤立を恐れたセルビアからの呼びかけで行われたものであった。この会談で、セルビア王国のも

<sup>24</sup> 柴、前掲書（2011）、103-104頁

<sup>25</sup> ハプスブルク帝国内の南スラヴの統一と帝国の解体を目指して形成されたダルマチアからの亡命政治家と知識人のグループで、後にロンドンに本拠を置く。（柴、前掲書（1996）、51頁）

<sup>26</sup> ハプスブルク帝国内の南スラヴ地域の政治指導者によって南スラヴの統一を目的に、1917年に形成された。形成後間もなく、帝国内の全ての南スラヴ地域からなる「スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家」の創設を宣言した。（柴、前掲書（1996）、55-56頁）

とに、セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人がまとまって居住する全ての領域から成る立憲君主国の創設を目指す「コルフ宣言」が発表された<sup>27</sup>。しかし翌年 11 月、ジュネーヴにセルビア政府、ユーゴスラヴィア委員会、民族会議の代表者が参集して行われた会議では、「コルフ宣言」と異なる「ジュネーヴ宣言」が発表された。「ジュネーヴ宣言」は、制憲議会で国家形態が決定するまでは、セルビア政府と民族会議が共に統治にあたるという連邦色が強い内容であり、セルビア政府にとっては反発を強めるものとなった<sup>28</sup>。

しかし、ハプスブルク帝国の敗北が決定的になる戦況の中、社会の混乱は高まり、民族会議内からセルビアとの統一国家を求める動きが急速に強まった。ヴォイヴォディナ議会、モンテネグロ議会もまた、セルビアとの統一を採択する情勢の中、ジュネーヴ会議から 1 ヶ月も満たない 11 月 28 日、民族会議の代表はベオグラードに赴き、「コルフ宣言」に基づく新国家創設の全権をセルビアに委任した。

しかし、この決定は民族会議内の総意ではなかった。民族会議内のクロアチア農民党、クロアチア民族主義グループ（フランク派）は、この統一案に強固に反対した<sup>29</sup>。近代クロアチアにとって、中世クロアチア王国の領域である内陸部クロアチア、ダルマチア、スラヴォニアから成る「三位一体王国」は念願であり、先述の民族会議による「スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家」がクロアチア議会で宣言された際も、それに先立ち「三位一体王国」創設の宣言をしている<sup>30</sup>。長年に亘り、独立国家であることを求めてきたクロアチアにとっては、セルビア主導の統一国家には受け入れ難いものが残った。

「第一のユーゴ」は、国家像の確かな合意なく、統一が目的として創設された国家であった。そもそもセルビア王国の統治機構を引き継ぐものであり、歴史背景、宗教等が異なるセルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人が「南スラヴ人」という民族区分をもって国民統合を進めることは困難であった<sup>31</sup>。新政府はセルビア人主導であり、要職もセルビア人に多数占められた。こうした体制に最も不満を強めたのはクロアチアであり、その中心は元々連邦色の強い統一案を掲げていたクロアチア農民党であった。そのクロアチア農民党の中心人物である党首ラディチが、議事録の記載にキリル文字を使用するか、ラテン文字かで紛糾する中、セルビア人議員によるピストルの発砲で生命を落とす事件が発生し、混乱が一層進む事態となった。

セルビアの集権主義とクロアチアの連邦主義の対立が強まる中、事態收拾のため、国王アレクサンダルは 1929 年 1 月、独裁制を宣言し、同年 10 月に国名を「ユーゴスラヴィア王国」と改称した。新体制の統治はユーゴスラヴィア意識の強化を念頭に、セルビア、クロアチアという歴史的経緯ではなく、自然の河川等の地理的区分で行政区画を定める等の

---

<sup>27</sup> 柴、前掲書（1996）、52-53 頁

<sup>28</sup> 上掲、56-57 頁

<sup>29</sup> 上掲、57-58 頁

<sup>30</sup> 上掲、56 頁

<sup>31</sup> 上掲、60-61 頁

統合を進める工夫もみられた。しかし、これにもまた、個々の民族性を排するものとしての反発が強まった。これまで述べてきた状況は、世界恐慌を背景に進行していた経済危機によって一層悪化の途をたどり、政治的混乱と経済的危機が併存することとなった。それは農民層を直撃することとなり、クロアチアでは農民の暴動が発生する事態となった<sup>32</sup>。ユーゴスラヴィア王国の混乱は続き、一層不満を募らせるクロアチアではウスタシャ<sup>33</sup>と呼ばれるファシスト組織が形成されていた。国王アレクサンダルは、1931年に独裁制を廃止し、新憲法の発布、議会制の再開を実施していたが、1934年、外交訪問中のフランス、マルセイユで、このウスタシャに所属するクロアチア人青年に暗殺される事態となった。

新国王ペータルによる体制が発足した時期、国際情勢はドイツによる1938年のオーストリア併合、1939年のチェコスロヴァキア解体、そして同年9月のポーランド侵攻、それをもって勃発する第二次世界大戦へと向かう激変への胎動期であった。ユーゴスラヴィア王国の新体制は、王国存続のために国内の安定をはかるにはクロアチア問題の解決が急務と認識するに至っていた。王国のツヴェトコヴィチ首相はクロアチア農民党党首マチュクとの会談を開始し、クロアチアの自治州昇格が協議されることになった。協議は自治の領域や権限についての合意に至るまで難航するが、1939年8月、両者の間に「協定（スポラズム）」が結ばれるに至った<sup>34</sup>。クロアチア自治州は、クロアチアが念願として掲げていた三位一体王国を構成するクロアチア、スラヴォニア、ダルマチアばかりでなく、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの一部にもわたるものであった。これによって、国家の再編を要求していたクロアチア農民党は一応の満足を示したが、ウスタシャは異なり、独立を要求し続けた。

### 1-2-2 第二次世界大戦におけるセルビア

一方、ナチス・ドイツの勃興は勢いを増し、1939年、第2次世界大戦が勃発する。ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアがドイツ、イタリア、日本を中心とする枢軸国に参加する中、ユーゴスラヴィア王国も枢軸国加盟を決断するが、親西欧派のクーデターが起きたため加盟を撤回する事態となった。しかしユーゴスラヴィア王国はドイツ軍の攻撃には抗しきれずに降伏し、枢軸国により分割されることとなり、クロアチアでは1941年、ウスタシャが主導するナチスの傀儡政権「クロアチア独立国」が誕生した。セルビア本土はナチス・ドイツが直接占領したが、これに対するセルビア人の反発は根強く各地で反乱が頻発した。ナチス・ドイツはこれらセルビア人の反発に対して、ドイツ兵一人の死に対してセルビア人百人を殺害するという、いわゆる「一対百レート」の命令を下し数々の虐殺

---

<sup>32</sup> 上掲、71頁

<sup>33</sup> 総統アンテ・パヴェリチ (Ante Pavelić) に率いられた極右民族主義団体。1941年、ナチス・ドイツはユーゴスラヴィアに侵攻し、その傀儡国家「クロアチア独立国」を成立させるが、後述するように、ウスタシャはその政権を担うことになる。

<sup>34</sup> 柴、前掲書 (1996)、73頁

事件が起きた。その中でも最も規模が大きく、悲惨とされているのがセルビア中部のクラグェヴァツ市で起きた虐殺事件である。処刑による犠牲者は数千人に及ぶとされている<sup>35</sup>。クラグェヴァツ市には現在戦争博物館と虐殺による犠牲者のための慰霊モニュメントが設置されている。この虐殺事件では、歴史の授業を受けていた生徒と教師も連行されて犠牲となり、処刑の際に教師が残したとされる言葉、「撃ちなさい。私は今、この瞬間も歴史の授業をしている」がセルビア人の間に語り継がれている<sup>36</sup>。

一方、クロアチア独立国、ウスタシャはナチスと同様の人種政策を進めた。純粋なクロアチア人国家を理想とし、ユダヤ人、ロマ人と同じく、セルビア人狩りに着手し、同国内に居住していた190万人のセルビア人は劣等で危険な種という宣伝が行われた<sup>37</sup>。セルビア人は追放、或いはカトリックへの改宗を迫られた他、ユダヤ人同様、民族が識別できるよう腕章を義務付けられ、セルビア伝統の名前とキリル文字も禁止された。教区を去ることを拒んだセルビア正教の主教3名を含む多数の聖職者も殺害されている<sup>38</sup>。

ウスタシャ時代、セルビア人に対して既述の追放、改宗に加え抹殺を三分の一ずつ行うとの方針が実施され、殺害されたセルビア人は多数にのぼった。その虐殺の舞台の一つ、ヤセノヴァツ収容所では最終的に10万人が殺されたとされる<sup>39</sup>。第2次世界大戦終結後、チトーの治世中はヤセノヴァツの跡地は消し去られ、ヤセノヴァツについて公に議論することは禁じられた。ウスタシャが最終的に殺害したセルビア人の総数は正確には把握できないが、米国のホロコースト記念博物館によれば33~39万人という<sup>40</sup>。

一方では、ナチス勢力に対する抵抗運動も組織化されていった。ドイツ軍への降伏に抵抗するセルビア人将兵によって組織化されたチェトニクである。チェトニクとはセルビアの伝統的な匪賊の名称であるが、チェトニクを自称したこの集団は極端なセルビア民族主義に傾きがちであり、その行動は徐々にナチス・ドイツ占領軍への抵抗というよりはセルビア民族を保護することが目的となっていた。チェトニクは、ウスタシャに対抗するが如く、クロアチア人農民やムスリム人の虐殺を繰り返したため、次第にセルビア人からも

---

<sup>35</sup> 佐原、前掲書(2008)、33-34頁 佐原は2,300人の犠牲者としている。

<sup>36</sup> 筆者が2005年3月同地を訪れた際、ガイドを担当したセルビア政府観光局認定ガイド Hisashi Mihailo Yamasaki Vukelićの説明による。

<sup>37</sup> 柴、前掲書(1996)、85頁

<sup>38</sup> Ćirković, *op. cit.*,(2004), p.269

<sup>39</sup> 佐原、前掲書(2008)、41頁

清水、前掲書(2007a)、93頁ではHolm Sundhaussen, “Experiment Jugoslawien” (Manheim 1993)S.75を引用してヤセノヴァツの犠牲者を60~70万人ともしている他、英国ロンドンの帝国戦争博物館のホロコースト常設展ではコンピューター・データの犠牲者数を「数十万人」とするなど、その正確な人数は定かではない。

<sup>40</sup> 佐原、上掲、40頁

支持されなくなっていた<sup>41</sup>。

ここに登場するのが後の大統領、ヨシプ・ブロズ・チトーが率いるパルチザンである。1941年、既にユーゴ共産党の書記長に就任していたチトーを最高司令官として組織された「ユーゴスラヴィア人民解放軍パルチザン部隊」（後にユーゴスラヴィア人民解放軍と改称）は、同年7月から8月にセルビアをはじめとする各地で一斉に蜂起した。パルチザンは厳格な規律を作り、次々に町村を解放しつつ、農民達に戦後の土地改革をはじめ、民族の違いを乗り越えて占領軍と闘う必要性を訴え続けた。こうして、パルチザンは、政党が民族別、地域別に組織されていた戦前のユーゴスラヴィアで、唯一の全国規模の組織となり、クロアチアでも組織化されていく勢いを得た。

当初は協力体制を取ろうと試みたパルチザンとチェトニクであるが、チェトニクは内部から次第にドイツ、イタリアの枢軸国側との協調に軸足を移していき、パルチザンは唯一激しい抵抗運動を継続する集団となった。農民間での支持の広がりに加え、1943年には態度を保留していた知識人層もその多くが支持を表明するなど、パルチザンによる解放区は点から線へと拡大するに至った<sup>42</sup>。共産主義への警戒から当初はチェトニクを支持していた英国をはじめ、国際社会の支持もパルチザンに集まり始めた。1943年、ボスニア中部のヤイツェで第二回になる「AVNOJ—ユーゴ人民解放反ファシスト会議」が開かれ、新国家建設における連邦制、民族平等の原則が表明され、戦後のユーゴスラヴィア建国の基礎を築くことになった。第二次世界大戦が漸く終わりを告げた1945年には建国が宣言され、翌年の1946年1月、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国<sup>43</sup>憲法が発布、社会主義体制の下、連邦国家「第二のユーゴ」が発足することとなった。

### 1-2-3 チトーの治世

建国後間もない1948年、当時ソヴィエト連邦で絶大な権力を持ち、また共産圏に決定的な影響力をふるっていたスターリンに異を唱えたユーゴスラヴィアは、コミンフォルムから追放される。これを契機に他の東欧諸国がソ連の厳しい締めつけによって「ソ連・東欧圏」の確立を余儀なくされたのに対し、ユーゴスラヴィアは如何にソ連とは異なる社会主義体制を築くかが急務となった。「工場を労働者へ」のスローガンの下、そこで打ち出されたのが「労働者自主管理システム」であった。ユーゴスラヴィアのもう一つの独自性は「非同盟主義」である。コミンフォルムからの追放後、ユーゴスラヴィアは国際的な孤立化を避けるために、国際連合を中心に積極的な外交活動を行った。時代は東西冷戦期にあり、西側諸国にとってユーゴスラヴィアの立ち位置は利用価値が高いものであった。それ

---

<sup>41</sup> 例えば柴、前掲書（2011）、133頁にあるように、第二次世界大戦中に起きた悲惨な出来事と憎しみを反映して、ユーゴ紛争においてはクロアチア人とセルビア人は互いを「チェトニク」、「ウスタシャ」と呼び合った。

<sup>42</sup> 柴、前掲書（1996）、96-97頁

<sup>43</sup> 1963年にユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国に改称

らを背景に、アメリカからは経済・軍事双方の援助をとりつけ、また一方では 1953 年のスターリンの死以降はソ連とも外交関係を回復するなど、チトーが率いるユーゴスラヴィアは東西どちらの陣営にも属さずに独自の路線を強め、そのひとつをアジア・アフリカ諸国との共通の利害を見出すことに務めた。1956 年に、インドのネルー首相とエジプトのナセル大統領を招いて行った会議に始まり、1961 年には首都ベオグラードで第一回非同盟諸国首脳会議を行い、それはチトー死去後の 1989 年に第 9 回が開かれるまで継続した<sup>44</sup>。しかし、冷戦の終焉、ヨーロッパ統合化の動きの加速など、時代の変化は激しく、やがて非同盟主義は急速にその存在意義を失っていくことになる。

経済では、自主管理システムの浸透により、連邦政府の計画と分権化された市場との間で矛盾が表面化するようになった。この問題の解決のため、政府は市場メカニズムを導入して、経済の効率化を高めることにはかるが、それは同時に政治的な自由化や民主化を引き起こす要因ともなった。政府が導入した市場メカニズムは思うような成果を出せない間、生活水準や所得の格差は拡大し、失業者が大量に発生するなどの事態が出現すると、パルチザン戦争で培われたかのようにみえた民族や宗教を超えた団結に綻びがみられるようになり、中央政府の中心を担っていたセルビア人への不満など、各地で民族主義の動きが活発化し始めた<sup>45</sup>。例えば、コソヴォ自治州で人口的に多数派のアルバニア人勢力から出された自治州から共和国への昇格要求、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるムスリム人からの民族としての承認要求である。そして、それらの中で最大の動きは、1970～71 年にクロアチアでおきた「マスボク事件」、いわゆる「クロアチアの春」であった。クロアチアの学生、知識人を中心に始まったこの動きは大規模な民族主義運動となり、独立要求まで出される高まりを得た。この動きは連邦軍の出動により鎮静化され、続いて大規模な粛清が展開された。しかし、74 年に制定された新憲法では分権化が更に進み、中央政府の権限は縮小されるに至った。この過程では、各共和国・自治州の平等な力の配分にバランスがとられ、制度化される一方、セルビアの主張を極力抑える傾向にあったため、セルビア人の民族的不満は蓄積されることになった。

経済的な混迷、各民族間の不満の潜在化が続く中、それまでユーゴスラヴィアの矛盾を巧みに操縦してきたチトーが 1980 年 5 月に死去した。チトーが死去すると、翌年にはコソヴォ自治州でアルバニア人による大規模な暴動が発生した。この暴動は、民族的独立要求の高まりというよりは、経済状態への不満が発端であったが、それは民族主義的不満に直結した。この間、多くのセルビア人、モンテネグロ人がコソヴォを去ったが、コソヴォを民族揺籃の地とするセルビア人に大きく不満が残るものとなった<sup>46</sup>。

ユーゴスラヴィアでこのような事態が起きていた時期は、世界では石油危機に端を発する世界不況に突入していた。それはまた、ユーゴスラヴィアの経済に大きな打撃となり、

---

<sup>44</sup> 柴、前掲書 (1996)、121-122 頁

<sup>45</sup> 上掲、124 頁

<sup>46</sup> 上掲、138-139 頁

70年代に西側諸国から借り入れていた多額の債務の返済に致命的な問題を与えることになった。債務不履行に直面し、ユーゴスラヴィアはIMFに支援を求めたが、IMFはその担保として西側標準の規制緩和、市場経済導入を迫った。受け入れた改革案は「経済安定化プログラム」として発表されたが、ユーゴスラヴィアの市民生活に破壊的な作用を及ぼした<sup>47</sup>。

このような事態は、これまでユーゴスラヴィアの経済を牽引してきたスロヴェニア、クロアチアに大きな不満を改めてかき立てる原因となった。特にスロヴェニアの経済力は連邦内で群を抜いており、人口は僅か8%ながら総生産の四分の一を担っただけに、連邦からの分離要求は強まることになる。

こうしてチトーの死後、10年を経ずして、ユーゴスラヴィアは解体への歩みを踏み出すことになった。

## 第2節 ユーゴ紛争

### 2-1 民族主義の台頭

前節で概観した事態を背景に、まずセルビアではスロボダン・ミロシェヴィチが表舞台に登場してくる。1980年のコソヴォ事件の後もコソヴォ内の事態は改善されておらず、人口では少数派になるセルビア人へのアルバニア人による逆差別が表面化し、セルビア人は各地でデモや抗議集会を開き、またアルバニア人側からも自治権の要求が続いてコソヴォはゼネスト状態に入っていた<sup>48</sup>。この背景として、連邦の権限拡大を主眼とする修正への動きが始まり、74年憲法で制定された分権化が損なわれ、1989年にコソヴォ自治州の自治権を剥奪する憲法改正が連邦議会で可決されたことがあげられる。アルバニア人の抵抗はこれにより、更に触発されることになったといえよう。当初は民族主義と距離を置いていたミロシェヴィチの転機となったのが、1987年4月にコソヴォ・ポリェでの抗議集会での演説である。コソヴォ・ポリェは、第1節で記したように1389年に中世セルビア王国がオスマン・トルコに敗れ、王国が滅亡することになったコソヴォの戦いの戦地であり、セルビア人にとっては民族の物語を象徴する場所の一つである。ミロシェヴィチは、この演説においては大セルビア主義<sup>49</sup>を掲げ、すべてのセルビア人は同一の国家に住む権利があると述べて、セルビア民族主義を扇動することになった。これ以降、ミロシェヴィチは次々に政敵を失脚させることに成功し、その権力基盤を固めていく。既述の様に1989年、セルビア共和国は憲法を改正し、自治州から立法、行政、司法権の一部を剥奪するに至った。こうしてミロシェヴィチは、ヴォイヴォディナ、コソヴォの両自治州を含むセルビア、

---

<sup>47</sup> 佐原、前掲書(2008)、92-93頁

<sup>48</sup> 柴、前掲書(1996)、142-143頁

<sup>49</sup> 19世紀の汎スラヴ主義に端を発するとされる。バルカン半島の広大な領域にわたり、セルビア人が住む地域を統合しようとする主張。

そしてモンテネグロの実権を握ることとなり、1990年には大統領に選出された<sup>50</sup>。

一方、クロアチアでもフラニョ・トゥジマンが指導的役割を發揮する事態が始まった。歴史家であり、その民族主義的言動から過去に懲役刑も受けているトゥジマンは、ヤセノヴァツ収容所の犠牲者数を 35,000 人として、クロアチア政府の公式見解の十分の一という数字を提示し、犠牲者数が共産主義者により不当に増やされていると主張するなど、民族主義者としての自らの持論を明らかにしていった。海外のクロアチア人ともネットワークを持つトゥジマンは、マスポクで失脚した民族主義者が結成した「クロアチア民主同盟」の代表に選出され、その後も民族主義的立場をぶれることなく維持した<sup>51</sup>。トゥジマンは、ボスニアのムスリム人の起源は大部分がクロアチア人であり、従ってボスニアの人口の大部分はクロアチア人となることからボスニアとクロアチアは一つになることこそが正常であると主張するなど、その目指すところが連邦離脱を超えて、大クロアチアであることを明らかにしていた<sup>52</sup>。

1990年の共産主義者同盟大会では、各共和国の不満が表面化し、スロヴェニアとクロアチアの代表が途中退席するという事態となった。以前から連邦に対して大きな不満を抱えていて、反セルビアの傾向を強めていたスロヴェニアは、独立の準備を着々と進めており、1989年にはそれに備えて共和国憲法の修正も行っている。これと並行して、かねてからの既成路線であった複数政党制による自由選挙が各共和国において 90年代に実施された。この結果、共産主義者同盟が勝利したのはセルビアとモンテネグロのみであった。これらの選挙の結果を受け、スロヴェニアとクロアチアによる国家連合のモデルが提示され、連邦の再編か国家連合かをめぐり議論が続けられた<sup>53</sup>。国家連合案を支持するスロヴェニアとクロアチア、連邦維持を主張するセルビアとモンテネグロ、そしてボスニア・ヘルツェゴヴィナとマケドニアはそれらの折衷案を出すなど、話し合いは続いたが、その進行は遅く、遂に 1991年6月25日にスロヴェニアとクロアチアの両議会は独立宣言を採択した。これに続いて、ボスニア・ヘルツェゴヴィナも 1992年10月、マケドニア<sup>54</sup>が同年11月に独立宣言を宣言し、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国はここに歴史の幕を下ろすことになる。

これに伴い、セルビアとモンテネグロは「ユーゴスラヴィア連邦共和国（新ユーゴ）」<sup>55</sup>

---

<sup>50</sup> 月村、前掲書（2006）、25頁

<sup>51</sup> 上掲、26 - 27頁

<sup>52</sup> 佐原、前掲書（2008）、118頁

<sup>53</sup> 柴、前掲書（1996）、154頁

<sup>54</sup> 90年代におきた一連の旧ユーゴスラヴィア解体のプロセスにおいて、マケドニアの独立のみが内戦を伴わなかった。

<sup>55</sup> 新ユーゴは 2003年に国名を「セルビア・モンテネグロ」に変更して国家連合としての存続を決めたが、2006年にはモンテネグロで独立を問う国民投票が実施され、その結果独立が支持された。これをもって、旧ユーゴスラヴィアを構成していた6つの共和国の全てが独立し

を結成する。このユーゴスラヴィア解体は、同時に内戦・紛争の時代への突入であった。1989年のベルリンの壁崩壊に始まる東欧圏の激動は遂にユーゴスラヴィアにもおよび、その激動の時代の中でも、最も激しく、苛酷な紛争を伴う解体となった。

## 2-2 ユーゴ紛争の経緯

### 2-2-1 ユーゴ紛争：1991～1995年

ユーゴスラヴィアの各共和国のうち、人口の91%がスロヴェニア人で構成されるスロヴェニア独立に伴う紛争は、国境付近でスロヴェニア軍と連邦軍のせめぎ合いがあったものの、大きな被害もなく10日間で終結する。これが、「10日戦争」と呼ばれる紛争である。これに比較して、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでの紛争は熾烈を極め、多数の犠牲者と難民が発生した。

人口の30%がセルビア人であったクロアチアでは、1991年6月の独立宣言から間もない8月、連邦軍に支援されていたセルビア人勢力がクロアチア政府軍との激しい戦闘に突入する。オスマン・トルコとハプスブルク帝国時代の軍政国境地帯に多く入植していたセルビア人の子孫がそのまま住み着いていたクライナ地方では、クライナ・セルビア人共和国の樹立が宣言され、スラヴォニア地方と共にクロアチア紛争の激戦地となる。1992年までの民間人の犠牲者1万人、避難民26万人<sup>56</sup>とされるクロアチア紛争は、国連の和平案をクロアチア政府とセルビア人勢力の両者が受け入れることで停戦合意に達する。同地域には国連保護軍（United Nations Protection Force: UNPROFOR）が駐留し停戦監視にあたったが、最終的にはクロアチア軍が1995年8月に嵐作戦（Operation Storm）を敢行し、クライナ・セルビア人共和国は陥落した。嵐作戦によって、この地域に住み着いていた多くのセルビア系住民は避難民となって、長い隊列を組んでセルビアへと流出した。

セルビア人がボイコットする中で行われた国民投票で、99%の賛成を得て独立を採択したボスニア・ヘルツェゴヴィナの民族構成は、ムスリム人44%、セルビア人31%、クロアチア人17%である。この構成比率が提示するのは、多民族国家ユーゴスラヴィアの縮図であり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでもクロアチア、セルビアと同様に民族主義も高まっていた。投票後には武力衝突が頻発し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは内戦状態となる。ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいてもセルビア人はセルビア人共和国（以下スルプスカ共和国<sup>57</sup>）を結成し、クロアチア人はヘルツェグ・ボスナ・クロアチア人共和国を設立するなど、ボスニアの紛争はクロアチア人、ムスリム人、セルビア人の三勢力が複雑に絡み合う状況の中、泥沼化していった。セルビア共和国の支援を受けたセルビア人勢力は優勢に戦闘を進め、一時は全ボスニアの70%を制圧するに至った。この有利な段階でセルビア

---

た共和国となった。

<sup>56</sup> 長、前掲書（2009）、75頁

<sup>57</sup> クロアチア共和国のセルビア人共和国との混乱を避けるために、本論文ではボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア人共和国をスルプスカ共和国とする。

人が全土を掌握しようとしなかった背景には、ミロシェヴィチとトゥジマンの間にボスニア分割の密約があったからとされる<sup>58</sup>。

ボスニア紛争では、多数の難民・国内避難民が発生し、また「民族浄化」といわれる数々の残虐行為が行われた。このような状況を打開するべく、1993年の国連特使によって提示されたヴァンス・オーウェン案をはじめとして幾つかの和平案が示されたが、どれも紛争当事者の承諾を得ることは出来ず、紛争終結への試みは暗礁に乗り上げていた。

1994年2月5日、68人が犠牲となったサラエヴォの青空市場事件はセルビア人勢力によるものであるという憶測が先行し、セルビアの「蛮行」評価を加速させることとなった。更には、1995年7月に当時UNROFORが活動を展開し安全地区となっていたスレブレニツァでセルビア人勢力によるムスリム人へのジェノサイドとされる事件が起きる。既に1992年5月に国連安保理による制裁決議を受ける等、ユーゴ紛争当事国の中で最も厳しく責任を問われていたセルビアであるが、こうした一連の出来事はユーゴ紛争のプロセスの中で国際社会に定着していた「セルビア悪玉論」を決定づけることとなった<sup>59</sup>。そして、これらを契機として、限定的ながらセルビア勢力に対するアメリカを中心とするNATO軍の空爆が実行に移された。和平交渉は漸く最終局面を迎え、オハイオ州デイトンで三週間の交渉の後に署名された「デイトン合意」が結ばれるに至った。デイトン合意により、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは二つの政治体を有する国家となった。領土の51%をもつ、ムスリム人とクロアチア人が多数派を構成する「ボスニア連邦」と、セルビア人が主体で領土の49%を持つ「スルプスカ共和国」である。

## 2-2-2 ユーゴ紛争：1999年

1995年に一応の解決に至ったユーゴ紛争は更なる火種を抱えていた。コソヴォ問題である。コソヴォは、今も世界遺産として残るデチャニ修道院をはじめとする文化遺産があり、セルビア人にとり「民族揺籃の地」、「セルビア文化揺籃の地」等とたとえられる地域であるが、既述のように1389年のコソヴォの戦いでオスマン・トルコに屈したセルビア人は、そのコソヴォを手離し北上せざるを得なくなった。その空白になった土地にオスマン・トルコが入植させたのが、現在コソヴォに住む非スラヴ系のアルバニア人である<sup>60</sup>。

コソヴォは、1878年、露土戦争後のベルリン条約で独立国家としての地位を承認されたセルビアに帰属することになった。その後、「第一のユーゴ」建国でも、そのままユーゴスラヴィア王国の版図に移行するが、1941年、第二次世界大戦において王国が枢軸国側に降

<sup>58</sup> 月村、前掲書（2006）、58-59頁

<sup>59</sup> 長、前掲書（2009）、3頁　スレブレニツァは人口4万人の小都市だが、国連保護軍オランダ部隊が護っていたにも関わらずセルビア人勢力により陥落し、その後約10日間でムスリム人男性7000名が行方不明となり、そのうち6000名が処刑されたと推定されている。スレブレニツァの事件はボスニア紛争における最大・最悪の虐殺事件といわれている。

<sup>60</sup> 月村太郎『民族紛争』（岩波書店、2013）152頁

伏すると、コソヴォはモンテネグロと共にイタリアの占領下に入った。コソヴォの解放は、ユーゴ共産党によってなされる。第二のユーゴ建国の協議において、コソヴォの扱いには、コソヴォを単独で、或いは国境を接する本国アルバニアと併せて、連邦を構成する共和国の一つとする案が浮上したが、結局はセルビアの一部として自治区<sup>61</sup>を形成することになった<sup>62</sup>。当時、アルバニア共産党はユーゴ共産党の強い影響下にあり、アルバニアからも特段の反対はなされなかった。しかし、ユーゴスラヴィアがスターリン時代のソ連と対立し、コミンフォルムを除名されるとアルバニアは反ユーゴスラヴィアの立場をとり、コソヴォのアルバニア人とセルビア人の間に齟齬が生じるようになった。やがて、フルシチョフ時代になると、ソ連とユーゴスラヴィアは再び接近し、ソ連とアルバニアとの関係は悪化していくことになる<sup>63</sup>。

コソヴォ自治州の人口は、常にアルバニア人が圧倒的に多く、少数派が多数派を支配しているという構図が続いた。コソヴォはセルビア人にとって民族揺籃の地であったように、アルバニア人にとっては父祖伝来の土地であった。アルバニア人側の権利を要求する声は時として大きなうねりを巻き起こしながら続いた。コソヴォ問題は長い間バルカン半島の火種と認識されており、国際社会ではクロアチア紛争、ボスニア紛争が終結する以前から次はコソヴォであるといった予測が存在していた。

その国際社会の懸念が現実化し紛争勃発となる契機となったのは、「コソヴォ解放軍 (Kosovo Liberation Army : KLA)」が結成され武力による独立を目指し始め、これに対してセルビア治安部隊が鎮圧作戦を開始したことである。国際社会の介入も功を奏さずに戦闘は拡大の一途をたどった。コソヴォ紛争においても数々の虐殺事件が発生しているが、コソヴォ中部のラチャク村で無辜の住民 45 人の遺体が発見されるという事態に対し、国際社会はセルビア共和国の指示であると断定し、遂に NATO 軍の空爆が開始された。セルビア共和国の非道な行為を止めるための「人道的爆撃 (Humanitarian Bombing)」として 1999 年 3 月 24 日から 78 日間続いた空爆は、セルビアとモンテネグロを直撃した。当時のユーゴスラヴィア、新ユーゴは、国際社会の和平案を受諾し、6 月 9 日に空爆は終了した。

コソヴォは国連暫定行政ミッション (United Nations Interim Administration Mission in Kosovo : UNMIK)<sup>64</sup>の暫定統治下におかれ、治安面では NATO 主体の国際治安部隊 (Kosovo Force : KFOR) が駐屯した。2007 年 3 月、国連事務総長特使のアハティサーリ (元フィンランド大統領) がコソヴォの実質的独立を認め、かつ少数民族の保護のために重要案件についてはセルビア人に拒否権を与える「コソヴォの最終的地位に関する包括的提案」を事務総長に提出したが採択に至らず、独立を急ぐアルバニア人は 2008 年 2 月

---

<sup>61</sup> 1963 年憲法で自治州になる。

<sup>62</sup> 月村、前掲書 (2013)、152-153 頁

<sup>63</sup> 上掲、154 頁

<sup>64</sup> 1999 年 6 月 10 日、国連安保理決議 1244 号で創設が決議された。

17日、セルビア人の視点からすれば一方的に独立を宣言した。こうしてアルバニア人勢力が独立を宣言したコソヴォ共和国は、2017年1月現在で日本を含む108ヶ国により承認を受けているが、コソヴォの国家としての地位については未だに不安定要素が残っている。国連加盟は中国、ロシアの拒否権により果たされていない。コソヴォ内の少数派であるセルビア人は、エンクレーブ（Enclave）と呼ばれる飛び地の居住地域で暮らしており、今も散発的な緊張状態が発生している。KFORは1999年以来駐留して治安維持にあたっている。UNMIKの責務の多くは2008年2月末より、「欧州連合法の支配ミッション（European Union Rule of Law Mission in Kosovo : EULEX コソヴォ）」に移譲されている<sup>65</sup>。

コソヴォでは、2017年にKLAが紛争時にセルビア人捕虜やその協力者に対して行ったとされる残虐行為を裁くための特別法廷が設置された。独立翌年の2009年にスイスの議員らによって人権擁護機関の欧州会議に提出された報告書の内容を、特別捜査団の国際検察官により大筋で裏付けられたとEUが発表したことに依拠する動きである。しかし、このような措置に対してコソヴォ内のアルバニア人の不満も根強く、公正な裁判を期してコソヴォの国内法によって設置された法廷であっても法廷そのものはハーグに置かれた。国際社会においてはユーゴ紛争の責任をセルビア人に問うことが多く、後述するようにセルビア人にとり強い不公平感と不満を抱かせてきた。従って、この特別法廷の設置は、セルビア人社会を納得させるに十分な効果があったと思われる。

セルビア共和国とコソヴォ政府との事務レベル対話、また首相級対話は制度として存在し、実際にも行われているが、大きな進展はまだ認められていない。エンクレーブの存在は当然ながら、未だ解消されておらず、コソヴォ北部のコソヴスカ・ミトロヴィツァを中心とする比較的大きなエンクレーブではセルビアが公共サービスを提供している。だが、2018年1月16日、そのコソヴスカ・ミトロヴィツァで事件が発生した。穏健派のセルビア系野党「自由・民主主義・公正」の代表オリヴァー・イヴァノヴィチ（Oliver Ivanović）が党事務所近くの路上で6発の銃弾を受け殺害された。犯人はセルビア系かアルバニア系かも含めて、同年2月26日現在不明のままである。2017年から爆発物が仕掛けられる等、コソヴォ北部で悪化し始めていた治安への不安、アルバニア人との対話に積極的であったイヴァノヴィチでさえ守れなかったことの衝撃、そして失業率の高さから、少数派のセルビア系住民のセルビア共和国本土への更なる転出が続くとされる。失業率は30%前後であるが、アルバニア系と比較してセルビア系住民の方が職を得にくいとされている<sup>66</sup>。コソヴォにおいては、民族的和解が果たされるにはまだ遠い道程があると言えよう。

<sup>65</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kosovo/data.html#section1>

<sup>66</sup> 朝日新聞 2018年2月26日 12版9面

## 2-3 ユーゴ紛争とセルビア

### 2-3-1 国際社会におけるセルビアの孤立

前節でその大筋を概観したユーゴ紛争の4段階全てにおいて、セルビア人は少なくとも民族として実質的に敗北したとされる。スロヴェニア紛争、クロアチア紛争、ボスニア紛争においては、連邦維持を果たせずにユーゴスラヴィアは崩壊した。クロアチア紛争では、クロアチア共和国内のセルビア人の多数が避難民となってクロアチアを後にした。その結果、クロアチア共和国内のセルビア人が30%占めていた人口比率は、紛争後4.4%にまで激減する結果となり<sup>67</sup>、クロアチア共和国はクロアチア人が90%以上の人口比率を占める国家となった。コソヴォ紛争では、民族揺籃の地とされ、世界遺産に数えられるセルビア正教のペーチ総主教修道院、デチャニ修道院をはじめとする数々のセルビア正教の寺院を有するコソヴォを手離すことになった<sup>68</sup>。コソヴォは国連の承認こそ得ていないものの、その独立は定着し、セルビアは父祖伝来の神話の意味を持つ地域を喪失した。

セルビア人の「敗北」は軍事的敗北であるか否かはともかく、少なくとも国際社会における孤立化と喪失の表裏一体であったと言えよう。ユーゴ紛争の極めて早い時期から、セルビアは紛争当事国の中で「悪玉」、「戦争加害国」という立場におかれ、国際社会の中で孤立することになった。ここではセルビア人が国際社会の中で孤立を深めていくことにまつわる事象について述べることにする。

国際社会のユーゴ紛争をめぐる対応についてだが、まず積極的な動きを示したのはドイツであった。ECは当初、英国のキャリントン元外務大臣を議長とする和平会議を開催する等ユーゴスラヴィアの連邦維持を支える働きかけを行った。そのECの基本方針が揺らいだ背景にドイツの積極的なクロアチア（及びスロヴェニア）の独立支持と強い働きかけがあった。ドイツのこのような動きの理由には時期的な特殊性も存在した。スロヴェニア、クロアチアの独立宣言がなされたのは、マーストリヒト条約の協議が行われた1991年であった。欧州連合、EUへと移行する大きな変革の時期、その前年に東西統一を成し遂げたドイツはECの中での外交的影響力の地歩を固めるべく積極的に関与し、ECに先立ち1991年12月23日にスロヴェニア、クロアチアの国家承認をする<sup>69</sup>。ドイツのこれらの動きについての理由を、当時のドイツ、コール首相は連邦議会の演説において、ドイツ国

<sup>67</sup> 外務省ホームページ国情報

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/croatia/data.html#section1>

<sup>68</sup> セルビア共和国では、コソヴォはコソヴォ・メトヒヤ（Kosovo i Metohija）と呼ばれる。メトヒヤはコソヴォの南西部に位置する一帯であり、セルビア人の地図でいえばコソヴォは「コソヴォ」地域と「メトヒヤ」地域により構成される。メトヒヤは修道士の土地というギリシャ語を語源とするとされており、上述のセルビア正教の寺院の多くはメトヒヤ地域にある。従って、コソヴォはセルビア人にとり、民族的悲劇の象徴として伝承されることになった土地であると同時に、宗教上の聖地をも意味することになる。

<sup>69</sup> 柴、前掲書（1996）、186頁

民は第二次大戦中のクロアチアの被害を承知しており、ドイツにいるユーゴ人口 70 万人の 7 割弱がクロアチア人であり自国の経済に貢献している点、そして自国の統一も含めて民族自決権の尊重にあると説明した<sup>70</sup>。

英仏が早急な独立承認による民族対立の激化を懸念する中、EC は結局、当初の方針を変更して 1992 年 1 月に国家承認に踏み切る。EC の方針転換の背景には、ドイツの積極的な働きかけのみではなく、EC の調停案を頑なに拒絶するセルビアのミロシェヴィチ政権への忌避感もあり、セルビアの国際社会での悪評が定着していったところにもあるとされる<sup>71</sup>。これらの EC の動きについては、千田は EC の対応が不適切であったという論は、広く支持されているとしている<sup>72</sup>。

ドイツと並び、ユーゴ紛争における国際社会の対応で論じられるのはヴァチカンである。スロヴェニア、クロアチアはカトリック国であり、ヴァチカンが両国の独立承認に積極的に動くのは自明であったであろう<sup>73</sup>。10 億の信徒を持つカトリック教会のスロヴェニア、クロアチア支持は国際社会に少なからぬ影響を与えたと思われる。また、国際社会ではセルビア・イコール・ミロシェヴィチ政権という図式において、そのミロシェヴィチ大統領の悪者イメージの形成にはカトリック勢力であるクロアチアとヴァチカンの戦略が功を奏したともされる<sup>74</sup>。

---

<sup>70</sup> 千田、前掲書 (1999)、43 頁

<sup>71</sup> 柴、前掲書 (1996)、186 頁

<sup>72</sup> 千田、前掲書 (1999)、24 頁

また、グレニーは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナで武力衝突が起き、悲惨な内戦になり得る可能性については過去の歴史、或いは直近のクロアチアをみれば明らかであり、それ故にドイツは重大な同義的責任を負うとしている。グレニーによれば、ドイツは来るべき東欧圏の経済発展の投資先としてポーランド西部、チェコ、ハンガリーと共にスロヴェニア、クロアチアを対象地域に選んでおり、その選定には歴史的、文化的、宗教的な結びつきが根底にあった。また、ヴァチカンがドイツに強い圧力をかけたとしている。(グレニー、前掲書(1994)、265 - 267 頁)

柴は、国際社会の不適切な介入について、ボスニア紛争の文脈において、旧ユーゴスラヴィアの混住地域の特殊事情を十分に考慮せずに介入した EC、アメリカの「対応のまずさ」がボスニア紛争の当事者であるセルビア人、クロアチア人、ムスリム人三者の交渉の余地を奪ったとしている。柴によれば、これら三者の対立は過去の歴史の産物だけではなく、政治状況によって作られた側面も大きい。(柴、前掲書 (1996)、177 - 178 頁)

<sup>73</sup> 岩田昌征『二〇世紀崩壊とユーゴスラヴィア戦争 日本異論派の言立て』(御茶ノ水書房、2010) 105 頁

岩田によれば、ヴァチカンはクロアチアとスロヴェニアをイスラム圏、正教圏から分離して伝統的カトリック勢力圏におくことが主要目的であり、それ故にボスニア・ヘルツェゴヴィナの独立には慎重であった。

<sup>74</sup> 柴、前掲書 (1996)、182 頁

### 2-3-2 ユーゴ紛争におけるメディアとセルビア

もう一点、セルビアが孤立していった背景にはメディア問題が指摘されている。ユーゴ紛争は別名メディア紛争ともされ、それは国内メディアが果たした役割においても顕著である。クロアチア、セルビア両国の国内メディア、特にテレビ・メディアは、紛争が実際に始まる以前から第二次世界大戦におけるウスタシャ、チェトニク、パルチザンによる残虐行為を報道し続けた。柴は、クロアチア紛争初期にセルビアに流入した避難民 650 名を対象にセルビアの社会学者グループが行った意識調査での回答で、紛争がエスカレートした理由に、「マスメディアのプロパガンダ、政治指導者の政治戦略、当局による恐怖心の扇動と身近な人の逮捕、武力衝突」を挙げたことを記している<sup>75</sup>。このように、メディアの果たした負の役割は無視できない力を持っていた。

そのメディアの力は、国際社会でも影響を及ぼした。国際メディアを動かした顕著な例は、アメリカの大手広告代理店「ルーダー・フィン社」である。ボスニア紛争を発端に現在は社会に定着したと思われる民族浄化 (Ethnic Cleansing) なる言葉は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ政府が同社に依頼して行った反セルビア・キャンペーンの中で生まれたものであった<sup>76</sup>。ユーゴ紛争では欧米、特にアメリカのマスメディアがセルビア叩き一辺倒であったことはしばしば指摘されているところであるが、その背景の一つに西側ジャーナリストの取材がセルビア人の勢力圏には入らないという傾向もあったとされる<sup>77</sup>。

### 2-3-3 旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所：ICTY とセルビア

そしてもう一つ、セルビア人の見地からすれば孤立感を深める要因となったと考えられるのが旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所、ICTY の問題である。ICTY は 1993 年 5 月

---

<sup>75</sup> 上掲、175 頁 この調査結果はベオグラードで発行されている日刊紙『ボルバ』の 1991 年 12 月 28-29 日号、1992 年 1 月 4-5 日号、同 11-12 日号で発表された。

<sup>76</sup> 詳しくはピーター・ブロック (Brock, P.) (田辺季久子訳)『戦争報道 メディアの大罪 ユーゴ内戦でジャーナリストは何をしなかったのか』(ダイヤモンド社、2009)、高木徹『戦争広告代理店』(講談社、2002)を参照されたい。

<sup>77</sup> 岩田、前掲書 (1999)、147-154 頁

岩田は、情報戦の中で、セルビア人がムスリム人の遺体処理に困り挽肉にして川に遺棄したり、ムスリム人がサラエヴォでセルビア人の子どもを猛獣の檻に投げ込んだ等、事の真偽を確かめようもないこのような話の中で、メディアに取り上げられるのはセルビア人による残虐行為であると述べている。

また、佐原は、ジャーナリスト、ロイ・ガットマンがボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア人勢力圏の三つの収容所での 1,000 人が処刑、或いは餓死させられ、数千人が死を待つばかりと報道した例に言及している。アウシュヴィッツさながらの強制収容所の再来との注目を集めたが、後にこれらの収容所は強制収容所ではなく一般的な捕虜収容所と判明した。しかし、一度定着したイメージは再生産され続けているとしている。(佐原、前掲書 (2008)、236 頁)

23 日の国連安保理決議 827 により設立されたが、その背景はボスニア紛争の予防、または拡大の防止のための軍事力の行使も選択肢に入れた外交的介入の失敗の集積であり、その結果としての残された選択であったとされる<sup>78</sup>。この設立には国際社会の中でも、特に当時のクリントン政権の強い働きかけがあったとされるが、国際社会は何をもって「失敗」としたかと言え、<sup>79</sup>。「軍事力でセルビア勢力を抑え、紛争を終結する道は、閉ざされることになった<sup>79</sup>」からであった。

ICTY は 2017 年末をもって閉廷になり、24 年間の審理で 161 人が起訴され、90 人が有罪判決を得た。有罪判決を下された者以外は、無罪 19 人、起訴取り下げ 20 人、死亡 (ICTY への移送前、移送後を含めて) 17 人、ICTY の後継機関での再審理が 2 人となる<sup>80</sup>。

ICTY が反セルビア的であるとの批判について、2001 年 9 月から 2004 年 9 月まで ICTY の判事を務めた多谷千香子は、反セルビア的であるとの批判をあたらぬとして次のように述べる。起訴された人数を見る限りセルビア人が圧倒的に多いのは事実であるが、それはセルビア人勢力が圧倒的軍事力を持っていたことから、多くの加害者を生まざるを得なかったところが大きいとしている<sup>81</sup>。そして、個々の事件の審理を通して歴史の真相を洗い出した ICTY は、セルビア人のクロアチア人、ムスリム人への民族浄化を浮き彫りにしたと同時に、その逆の構図も存在することを強調したいと述べている<sup>82</sup>。

一方、ジェノサイド研究者であり、自身 ICTY 裁判の傍聴経験もある長は、ICTY 規定には明記されていないものの、そもそもの設置の背景が国際社会で喧伝されていたボスニア紛争におけるセルビア勢力によるムスリム人への残虐行為の停止であったことから、ICTY が反セルビア的であることは驚くにあたらぬとしている<sup>83</sup>。

ICTY は個人を裁く場として設立されたことから戦犯の民族的帰属を明記していないが、その民族的帰属について長の個人的試算では、セルビア人 67%、クロアチア人 21.7%、ムスリム人 5.6%、アルバニア人 4.4%、マケドニア人 1.2%であり、更に主要三民族のみの対比とした場合、セルビア人 71%、クロアチア人 23%、ムスリム人 6%と、セルビア人が圧倒的に多い結果となっている。また、同じく長の試算では、有罪判決を受けた被告はセル

---

<sup>78</sup> 多谷千香子『戦争犯罪と法』(岩波書店、2006) 11-19 頁

<sup>79</sup> 上掲、18 頁

<sup>80</sup> <http://www.icty.org/en/cases/judgement-list>

<sup>81</sup> 多谷千香子『「民族浄化」を裁く—旧ユーゴ戦犯法廷の現場から—』(岩波書店、2005) 167-168 頁

長有紀枝「旧ユーゴスラビア戦犯法廷が遺したもの—24 年の「正義と分断」」『世界』2018 年 3 月 905 号 (岩波書店、2018) 222 頁

長は、「セルビア側の犯罪の量が多いが、犯罪の質としては三民族同様である」との当時現場にいた UNPROFOR 関係者の言葉を記している。

<sup>82</sup> 多谷、前掲書 (2005)、167 頁

<sup>83</sup> 長、前掲論文 (2018)、221 頁

ビア人 70%、クロアチア人 14%、ムスリム人 11.1%、アルバニア人 2%、マケドニア人 1% となる<sup>84</sup>。長は、この比率がボスニア紛争の犠牲者数の比率と比較する限り、偏向は認められないのではないかとしつつも、それでもなお ICTY が反セルビア的であるとの認識が消えない理由を幾つか挙げている。その理由の筆頭は ICTY がそもそもセルビア人を対象とした法廷であったことに加え、セルビア人が多数犠牲者となった事件のムスリム人司令官の無罪、同じくセルビア人が多数避難民としてクロアチア共和国を後にした嵐作戦の責任者の無罪、その他セルビア人が犠牲者となった重大な事件の戦犯が無罪になった事例等を挙げている<sup>85</sup>。

ICTY の初期、 Dayton 合意以前の起訴はセルビア人の看守クラスに限られているという批判もあるが、権限の高い地位を有していた者に対してはどうであったらうか。ユーゴ紛争に関わる主要三民族のうち、クロアチア共和国のトウジマン大統領は訴追されることなく 1999 年病死、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのイゼトベゴヴィチ大統領に対する捜査は開始されたものの捜査終結前の 2003 年病死した。これに対し、セルビア共和国のミロシェヴィチ大統領はコソヴォ紛争における人道に対する罪で起訴され、2001 年 7 月にはハーグに移送された。そして 2006 年 3 月、ハーグの独房で獄死した。ユーゴ紛争に関わる各国の最高責任者で、罪を問われたのはセルビア共和国の大統領だけであった。これらのことから、セルビア人としては ICTY がセルビアに厳しすぎるという観点は拭い難いと思われる。

#### 2-3-4 孤立化によるセルビア人の反応

このような孤立化についてセルビア人自身はどのように受け止めていたであろうか。例えば、既述のメディアの偏向報道については次のような反論の例がある。三民族が混住していたボスニア・ヘルツェゴヴィナのモスタル市では、紛争の比較的早い時期にセルビア系の住民が激減し、ムスリム人勢力とクロアチア人勢力が対峙する戦いとなっていた。この両勢力の戦いで、モスタル市の世界遺産の石橋はクロアチア人勢力によって破壊されている。しかしながら、フランスの月刊誌「ACTUEL」は、この破壊されたモスタルの石橋の写真を示し「クロアチアの古都、ヴコヴァル市の建築と文化の破壊の責任はセルビア人にある」との記事を掲載した。この件についてセルビアの精神科医は、ヘルツェゴヴィナ地方の山地にあるモスタル市から数百キロ離れたクロアチアのドナウ川添いの町を違えての誤報をどのようにフランスの読者に説明したのかと抗議を記している<sup>86</sup>。こうした誤報を偏向報道の一例として捉えるセルビア人の苛立ちの一環が示されていると言えよう。

---

<sup>84</sup> 上掲、222-223 頁

<sup>85</sup> 上掲、223 頁

<sup>86</sup> Bojanin, S., "The Satanaization of a Nation – The Mental Stress of a People" in Kaličanin, P. et al. eds., *The Stresses of War and Sanctions* (Institute for Mental Health, Belgrade, 1994) p.38

書き手が実際に現地で取材している場合には、起こりえない間違いであった。このように情報戦においてもセルビアの悪評は定着し、孤立を深めていくことになる<sup>87</sup>。

セルビア人がユーゴ紛争の国際社会の対応において、最も孤立感を深めることになった象徴的出来事の一つは国連の制裁であったと思われる。国連安保理事会は1992年5月30日に決議757をもって新ユーゴに対する包括的制裁措置を決定した。この制裁は経済制裁のみならず、文化、スポーツにまで至るものであった。食品、医薬品は例外とされたが制裁委員会の許可を得なければならず、その許可を得るためには数ヶ月を要したために制裁は新ユーゴの特に社会的弱者層を直撃した。制裁の根拠はボスニア問題であった。国連安保理は、同年5月12日に決議752でボスニア・ヘルツェゴヴィナの外部勢力（新ユーゴのユーゴ人民軍とクロアチア共和国のクロアチア軍）の撤退を要求した。この要求を両軍共に守らなかったのだが、制裁はセルビアに対してのみ発令された<sup>88</sup>。制裁が実質的に政治力学上の効果をみせるのは1994年の夏以降という見方もあるが<sup>89</sup>、セルビアは1993年から94年にかけてハイパーインフレに見舞われた。セルビア政府は通貨の切り下げを何度か行い、最終的には10億分の1の切り下げを行う事態となっている。このように、セルビア人にとっては制裁による経済的苦難のインパクトは凄まじく、それによる心理的衝撃もまた多大なものであったと推測される。

心身の健康にはどのような影響が及んだであろうか。突然の喪失体験がもたらす心理的影響については第3章でも述べるところであるが、ここでは紛争に加えて「制裁」を深刻な心理的ストレス因とした当時の健康被害を概観したい。セルビア共和国の国立精神保健研究所が1994年に紛争と制裁による心身の健康被害について発刊した調査報告書<sup>90</sup>によ

---

<sup>87</sup> 読売新聞社記者としてユーゴ紛争を取材した波津博明は、ICTYのミロシェヴィチ裁判、ボスニア紛争のサラエヴォ青空市場事件、並びにスレブレニツァのジェノサイド、コソヴォ紛争のラチャク村事件等に関する報道を検証した上で、「主観的には正義を信じていたであろう」多くの記者が、ユーゴ紛争を単純な善悪二元論に還元し、また検証をしないまま一方的報道を繰り返して報道の使命である事実の報道をないがしろにし、結果的に流血に手を貸したとしている。

波津博明「米英メディアは旧ユーゴ紛争をどう伝えたか」佐原徹哉編『ナショナリズムから共生の政治文化へ ユーゴ内戦10年の経験から』（北海道大学スラブ研究センター、2002）105-146頁

<sup>88</sup> クロアチアに対しては決議752遵守が要求されるに留まった。

<sup>89</sup> 千田、前掲書（1999）、132頁 新ユーゴは制裁解除を切望し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア人勢力への援助を中止すると発表し、国連安保理は制裁緩和を決議、スポーツと文化交流等が再開された。

<sup>90</sup> Kaličanin, P. et al. eds., *The Stress of War and Sanctions* (Institute for Mental Health, Belgrade, 1994) この報告書は、筆頭編者のカリチャニン（Kaličanin）をはじめ、ベオグラード大学、及び国立精神保健研究所の精神科医、内科医、形成外科医、腫瘍学専門医等医学関係者、臨床心理士等40人弱の臨床活動から得た知見をまとめている他、UNHCR、国際赤

れば次のようになる。経済制裁による打撃は一次製品の消費にも少なからぬ落ち込みが認められ、その結果として鉄分、カルシウム、マグネシウム、ビタミンAの深刻な欠損が生じている。特に子どもに栄養不良と非常に低いヘモグロビンの症状があり、貧血と診断できる状態の若年層は前年度の3.4%から36.7%に増加した。その他、水道供給システムの破損による問題が生じたが制裁のために修理用の部品が輸入出来ずに衛生上の問題も起きて、1988年に2.5%であった院内感染による死亡率は1992年に17.8%にのぼった。死亡率に関しては、透析を必要とする腎臓病では1989年の10%が1993年には20%に、インスリン投与を必要とする糖尿病患者では12.3%から20.7%に増加したとする<sup>91</sup>。しかし、この報告書によれば最も深刻な問題は妊婦と新生児に起きた。出生率の低下に加え、未熟児、障害児の出生率の増加、流産やリスクのある分娩の増加等々、そのリストは続く。

ここで注目したいのは、この報告書の題目等構成である。そもそも、報告書の題目自体が「戦争と制裁のストレス (Stresses of War and Sanctions)」であり、ストレス因を戦争と共に制裁と明確に規定している。内容は4部に分かれているが、その第1部の題目は「制裁、悪魔化 (Sanctions, Satanization)」で、2章で構成されている。そしてその第1章の著者は当該報告書の編者の一人、プレドラグ・カリチャニン (Predrag Kaličanin<sup>92</sup>) だが、カリチャニンは第1章の題目を「国連安保理の制裁：ユーゴスラヴィア連邦共和国国民への新たな形式のジェノサイド (United Nations Security Council Sanctions: A New Form of Genocide of the Population of FR Yugoslavia)」としている<sup>93</sup>。つまり、制裁を新ユーゴ住民への「ジェノサイド」<sup>94</sup>行為としている。「悪魔・Satan」とはキリスト教世界の中で、最も大きな「悪」の象徴であり、この文言を使用したのはインパクトの大きさを意図したものである<sup>95</sup>。それだけのインパクトの大きさを意図したということは、同等の

---

十字赤新月社連盟、Swiss Disaster Relief、OXFAM等の支援機関・団体も執筆している。

<sup>91</sup> 糖尿病患者のインスリン問題は非常に深刻であり、当時セルビアで活動していた「難民を助ける会」の主要な支援項目の一つとなった。

<sup>92</sup> Predrag Kaličanin M.D. Ph.D. ベオグラード大学精神医学教授、及び国立精神保健研究所教授

<sup>93</sup> Kaličanin et al. eds., *op.cit.*, (1994) pp.19-33

<sup>94</sup> 長、前掲書(2009)、53-61頁 長によれば、ジェノサイド概念には国際法上の定義、解釈に対して歴史研究、実証研究、社会学、文化人類学等の立場からの異議もある。従って、ジェノサイドの概念は広範にわたるものと思われる。カリチャニンによるここでの「ジェノサイド」の文言は、そのようなジェノサイド概念に関する異議申し立てとは異なり、国連の発議によりセルビアが受けた経済制裁が、如何にセルビア人にとり生殺与奪の権を握られたに等しいかという抗議における比喩と考えられる。

<sup>95</sup> 第2章はスヴェトミル・ボヤニン (Svetomir Bojanin) による「国家の悪魔化－住民の精神的ストレス (The Satanization of a Nation – The Mental Stress of a People)」であり、ここでも“Satanization”という言葉を用いている。ボヤニンは、ベオグラード大学特別教育学研究科、国立精神保健研究所の神経心理学を専門とする教授である。Kaličanin et al. eds., *op.cit.*,

インパクトを当事者として受けていたからに他ならない。カリチャニンはこの論の中で、既述の様な制裁がセルビア人の健康に及ぼした影響も提示しつつ、悪魔化が一部の政治指導者ではなく国民全体に一般化（**generalization**）されることの理不尽さを綴り、制裁が国連憲章における人道主義に反するものであり、ヒロシマ、ナガサキに匹敵する「ジェノサイド」であると述べている。そして、これらの行為は対象国を破壊することに利害を有する力（**force**）によって為されたものであるとしている。ここで留意したいのは、カリチャニンをはじめ、この調査報告書に関わった研究者、臨床家の陣容をみると一定以上の知的専門職の集団であり<sup>96</sup>、例えば極右団体のプロパガンダという位置づけではないという点である。制裁を受けたという事実が、セルビア人の様々な階層に如何に大きな衝撃を与えたかを物語っているのではないかと思われる<sup>97</sup>。

このようなセルビア人の孤立感はコソヴォ紛争においても確認される。コソヴォ紛争での NATO 軍による空爆は、セルビア人の非道な行為を終結させるための「人道的爆撃（**Humanitarian bombing**）」という名目で行われた。この名目自体が、セルビア人の側からすれば、受け入れ難いものであったことは想像に難くない。デュシヤン・バタコヴィチ（**Bataković, D.**<sup>98</sup>）は、近年 EU、及び国連諸機関から報告されているコソヴォ内の民族的憎悪に起因する犯罪の減少について、1999 年以来コソヴォ内のセルビア人が継続する攻撃、暗殺、それへの恐怖等を理由にアルバニア人との混住地域から転出している結果、犯罪の対象であるセルビア人の人口自体が減少の一途をたどっていることから、犯罪の数値上の減少は当然の帰結であるとしている<sup>99</sup>。また、バタコヴィチは国連の監視下にあっても **KLA** の武装解除は全うされておらず<sup>100</sup>、コソヴォのセルビア人は誘拐（行方不明）、殺害等の恐怖と共存せざるを得ず、その結果としてアルバニア系避難民の帰還は進んでもセルビア系のそれは進みようがないとし、全体にアルバニア人勢力に対しては勿論のこと、国連及び **KFOR** への不信を論じている。その不信の一つの例に、バタコヴィチはプリズレンの正教の教会の焼き討ちは「犯罪者に立ち向かうようベルリンからの命令を欠いて受動

---

(1994) pp.35-52

<sup>96</sup> 注 90 で記したように、Kaličanin et al. eds. *op.cit.*, (1994) 同書の著者一覧によれば、著者総勢 41 名の内、医師 33 名（内 25 名が Ph.D.）、その他 8 名は臨床心理士、福祉士、教員であり、高学歴の専門職層からなっている。

<sup>97</sup> 制裁については、いわゆる逆効果も指摘されている。セルビア社会の経済的困窮は不公平な国際社会に責任があるというメディアを通じたキャンペーンが強められ、ミロシェヴィチ政権は支持基盤を強めたともされる。（千田、前掲書（1999）、85-86 頁）

<sup>98</sup> Dušan T. Bataković Ph.D. ベオグラード、バルカン学研究所（Institute for Balkan Studies, Belgrade）

<sup>99</sup> Bataković, D.T., “Surviving in Ghetto-like Enclaves” in Bataković et al. eds., *Kosovo and Metohija Living in the Enclave* (Institute for Balkan Studies 2007), p.253

<sup>100</sup> *Ibid.*, p.241

的な」KFOR ドイツ軍の目前で起きたことを挙げている<sup>101</sup>。

このように、国際社会のセルビアへの厳しい対応は、セルビア人の中に不当な扱いを受けているという大きな不満を残し、深い孤立感を醸成したと考えられる。

### 小括 紛争が残したもの

本章では、ユーゴスラヴィアが辿った歴史を、主にセルビアを中心に概観し、セルビア人サイドからは国際社会の対応はどのようにみえるかについて検討した。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは実質的に二つの政府が一つの枠組みで分断されたままで存在し、コソヴォでは既述のように独立国家としての地歩は固めて来たものの、民族の融和という観点からは未だ国家としての統一体に至っていない。クロアチアにおけるセルビア人の居住人口は大幅に減少し、セルビアは今も 25 万人の難民・国内避難民を抱えている。ユーゴ紛争の最終段階のコソヴォ紛争から 20 年近く経た今も、紛争が落とす影は濃い。

ユーゴ紛争は東欧が劇的に変化していく時代、つまり東西冷戦の終焉期にあり、1990 年に東西ドイツが統一されるという世界のパワー構造が再編される時代であった。こうした中で、ユーゴ紛争が勃発する 1991 年にソ連が崩壊したことは、ユーゴスラヴィアへのバランスある国際社会の介入に負の影響を与えたのではないかと思われる。セルビアには後ろ盾となり得るロシアでは、当時のエリツィン政権にとって国内の再建が第一命題であり、対ロ支援に積極的なアメリカとの関係を悪化出来ない状態であった<sup>102</sup>。そのアメリカはブッシュ政権からクリントン政権への移行期であったが、当初はボスニアを始めとするバルカン半島の緊張への関与にあまり積極的ではなかったとされる。サラエヴォをはじめとするユーゴスラヴィア各地から悲惨な映像が届き、メディアはこぞって「セルビア叩き」を繰り返し、人道主義を重視するアメリカにとり不介入の選択肢は弱まっていった。加えて、当時のブッシュ政権が抱えていたイラクでの緊張に関連し、サウジアラビアやトルコからのボスニア・ヘルツェゴヴィナのムスリム支援要請は無視しがたかったであろう<sup>103</sup>。

セルビア人からみれば、ドイツの素早い動きに第二次世界大戦中の悪夢を思い起こしたとしても、当然のことであったと思われる。しかし同時に、クロアチア内のセルビア人勢力の蜂起に、クロアチア人が同じく第二次世界大戦中のチェトニクによる報復行為を思い出したことも当然であっただろう。本章におけるユーゴ紛争の経緯の検討からは、ユーゴ紛争はユーゴスラヴィアを構成していた各民族の歴史的所産である側面だけではなく、それを取り巻く大国の歴史的所産であり、紛争当時の大国各々の事情であった側面も存在するのではないだろうか。1993 年、明石康は国連の旧ユーゴ問題担当・事務総長特別代表として、ユーゴ紛争における国連活動全ての指揮をとることになった。セルビア人、クロア

---

<sup>101</sup> *Ibid.*, p.258

<sup>102</sup> 柴、前掲書 (1996)、190 頁

<sup>103</sup> 上掲、189 頁

チア人、ムスリム人の各勢力に対し、あくまでも国連の立場として等距離を保った明石特別代表は、国際社会の軍事力による解決という方向性の中、1995年11月辞任を余儀なくされた<sup>104</sup>。明石特別代表が非常に重要な成果をあげつつも<sup>105</sup>、その中立的姿勢は親セルビアとされ、NATO軍の空爆実行に障害となるとのアメリカからの圧力によりいわゆる「明石はずし」が進められたとされる<sup>106</sup>。

紛争の背景、或いは紛争を生み出し長期化させた土壌に、第1節で述べたユーゴスラヴィア内の「東」と「西」の構図は生き続けている側面は否めないのではないと思われる。根底には「東」と「西」に象徴される「文明のファクター」、つまり近代文明の基礎を作ったのはカトリック・プロテスタント文明であり、その文明を基盤とするメインストリームの西欧、米国から「了解可能」<sup>107</sup>であったのは、カトリックを精神的土壌とするスロヴェニア、クロアチアであったと考えられる。岩田はそこには、10億のカトリック教徒、10億のイスラム教徒、そして1億の正教徒という力学が働くことを指摘する<sup>108</sup>。

ユーゴスラヴィアという多民族共存を掲げ、多様性を「友愛と団結」で進もうとした一国家は、経済的破綻、民族主義の覚醒に加え、周辺大国の思惑に揺さぶられながら崩壊した。プロパガンダに踊らされ、恐怖心から残虐行為に走った人々も存在したであろう<sup>109</sup>。その根底に歴史的、文化的背景としての分断要因は常に流れていたと思われる。数え歌に謳われた6つの共和国は、現在7つの共和国になった。しかし、紛争当事国となった殆どの国が今も紛争の傷から立ち直ることが出来ないでいる。

再度確認すると、ここまで述べて来たのは本論文が対象とするセルビア系難民・国内避難民が背負う歴史であり、セルビア人側が味わったであろうと想定される苦悩である。筆

---

<sup>104</sup> 上掲、194頁

<sup>105</sup> 千田、前掲書(1999)、141-149頁 停戦、捕虜交換、各派の支配地域における援助物資の通行許可、サラエヴォその他の地域での電気、ガス、水道の復旧、鉄道・道路の再開等が挙げられる。また、千田によれば、最も重要なのは、クロアチア共和国内のセルビア人共和国地域とクロアチア政府側との経済関係正常化を結ばせたことにある。双方の譲歩と合意により、水道、電気、自動車道、鉄道、石油パイプラインが正常化され、双方にメリットのある合意となった。

<sup>106</sup> 上掲

他に、岩田は最大の味方である筈の国連、明石特別代表に対し、クロアチア人、ムスリム人からは侵略者セルビアを追い詰めてくれるという「正の期待」があり、セルビア人からは更に追い詰められるという「負の期待」があり、そのどの期待も裏切られたことにより、セルビア人側からは「親明石気分」を、クロアチア人社会においては「反明石言論」、ムスリム人社会では「憎明石感情」を醸成したとする。(岩田、前掲書(1999)、47-48頁)

<sup>107</sup> 岩田、前掲書(1999)、8頁

<sup>108</sup> 上掲、5頁

<sup>109</sup> 佐原、前掲書(2008)、355頁

者の中立的立ち位置と同一ではない。しかし、ユーゴ紛争の経緯を概観し、後に述べる難民・国内避難民、彼らを受け入れる地元社会の心理社会的課題を考察する時、そこに浮かび上がるのは、紛争に関与した民族のそれぞれが被害者であり、加害者であったという実態ではないだろうか。

なお、こうした紛争の歴史の中で、本論文が対象とするセルビア系難民・国内避難民の発生については、その動きに4つの大きな波があったとされる<sup>110</sup>。一つ目が1991年に始まったクロアチア紛争勃発当時である。次に1992年のボスニア紛争勃発が続く。そして、1995年のクロアチア政府軍による嵐作戦によってクロアチア共和国内のセルビア人が多数派を形成していた地域から大量の避難民が発生しセルビア共和国に流入した時期である。最後の4つ目の波は、コソヴォ紛争でコソヴォを後にして、セルビア本土での庇護を求めて避難してきた国内避難民である。それらの避難発生に関連する紛争の経緯については、第2章においても記すこととする。

---

<sup>110</sup> Personal interview with Dejan Milisavljević, Advisor, Department for Reception, Accommodation and Returnees Upon Readmission, at the office of Commissariat for Refugees and Migration, Belgrade, on the 6<sup>th</sup> of March, 2017.  
Ognjenović, V. and B. Skorč, "Social Sources of Life: Rehabilitation in the Former Yugoslavia" in Krippner et al. eds., *op.cit.*, (2003a) p.171

## 第2章 セルビア共和国の難民・国内避難民の避難生活と社会的課題

### はじめに

1945年の第二次世界大戦終結以来続いた、即ち20世紀後半に繰り広げられた国際社会の対立構造は、1989年の「ベルリンの壁」崩壊に象徴されるように世紀末に大きな変化をとげ、東西冷戦の時代が終結した。しかしながらアメリカ合衆国、旧ソビエト連邦をそれぞれの頂点とする自由・民主・資本主義陣営と共産主義陣営のパワー・ポリティックスの終焉が平和な時代の到来となったわけではなく、1991年に勃発したユーゴ紛争をはじめとして、ルワンダ、アフガニスタン、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、チェチェン、ティモール、イラク、シリアと世界は果てしない内戦の時代に没入する。更には国と国が争う戦争、或いは国の内部の異なる勢力が争う内戦だけではなく、アメリカ合衆国で起きた9・11テロに始まった国境の存在を超えた、テロリズムという名の極めて深刻な紛争の火種が広がる時代ともなっている。内戦は往々にして軍人と民間人の区別なく戦禍が及ぶことから、難民はこうした紛争形態の変化に連れて増大していくことになる。

国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees、以下 UNHCR）は、「UNHCR が関与する集団（Populations for Concern to UNHCR）」を、難民（Refugees）、国内避難民（Internally Displaced Persons、以下 IDP）、帰還民（Returnees）、その他として庇護申請者（Asylum Seekers）や難民同様の状況の集団（Refugee-like Situation）としている。1995年末現在、つまり Dayton 合意が結ばれユーゴ紛争が一応の終結に至った段階での旧ユーゴスラヴィア全域で庇護されている（“by country or territory and region of asylum”の分類）それらの総数は、約360万人に及んだ<sup>1</sup>。この数値には、この時点で旧ユーゴスラヴィア域外の第三国へ避難した集団の人数は含まれていないが、紛争勃発以前での旧ユーゴスラヴィアの人口約2,300万人のうち、最低限約15.6%が何らかの形態での避難を余儀なくされたということになる。ユーゴ紛争は、第二次大戦後のヨーロッパで発生した最悪の難民危機となったのである<sup>2</sup>。

本章では、旧ユーゴスラヴィアの解体に伴い生まれ育った地を後にし、民族的祖国ともいえるセルビア共和国に辿り着いたセルビア系避難民の避難の動向と、後に難民・IDP となって生活の再建に取り組む経緯、その課題について考察する。

考察にあたって主に参照したのは以下の6点である。それぞれの特徴について述べる<sup>3</sup>。

### ① UNHCR の統計資料

<sup>1</sup> <http://www.unhcr.org/3bfa32e82.pdf>

<sup>2</sup> 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）『世界難民白書 人道行動の50年史』（時事通信社、2001）218頁

<sup>3</sup> 参照したこれらセルビア共和国の諸機関、団体、研究者による統計データ、報告書、会報、論文、並びに上記注2以外の UNHCR の統計データについては英文版を参照した。

ユーゴ紛争発生以来の避難民、難民・IDP 数の推移を、年次報告書の統計データで記録している。

## ② セルビア共和国難民委員会 (Commissariat for Refugees) <sup>4</sup>の統計データ、会報、調査報告書

90年代初頭の避難民受け入れ時の収容事情、必要救援物資については当時の会報に記述されており、貴重な資料となっている。セルビア難民委員会が EU、IOM、UNHCR の協力を得て実施した調査報告書は、2008 年度、2010 年度の二件ある。いずれも、セルビア共和国が難民収容センターの閉鎖を含めて難民・IDP の帰還・統合を進めるにあたり、帰還・統合の選択傾向、そしてその背景としての就業・収入状況等についてである。難民の場合は難民収容センターとプライベート・アコモデーションに分類しての調査であり、更には難民と IDP の分類をしており、避難から長期間経過後の実態把握と生活形態別の差異の有無の確認に有効である。

## ③ セルビア共和国社会政策研究所 (Institute of Social Policy) の調査報告書

セルビア共和国社会政策研究所が 1993 年に発表した調査報告書、"Refugee & Host Family Survey" の調査内容は、主に社会経済的 (Socio-economic) 項目である。この調査の特徴は、調査対象が難民だけではなく、後述するセルビア系避難民の収容形態で大きな役割を果たしたプライベート・アコモデーションを提供したホスト・ファミリーをも含んでいるところにある。

## ③ IAN (International Aid Network) の調査報告書

ベオグラードに本部をおく IAN (International Aid Network) は精神科医、心理学者を中心に組織された民間団体で、心理社会的支援とリサーチを中心に活動している。IAN は 2004 年に、メンタル・ヘルス、帰還、人権、民族間の対立等の諸問題について調査を実施し、その結果を英文報告書 "Living in Post-war Communities" にまとめた。IAN の調査の特徴は調査対象をセルビア共和国に限らなかった点にある。調査には、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの Human Rights Committee、Youth Council Milici、クロアチア共和国の DOS (Dalmatian Solidarity Committee)、CRTA (Centre for development, tolerance and activism) という NGO<sup>4</sup> 団体が加わり、幅広い調査を可能にした。回答者はこれら三ヶ国の難民 501 名、帰還難民 527 名、地元民 463 名の合計 1,502 名であり、その民族的帰属はボスニア人 229 名、クロアチア人 270 名、セルビア人 880 名、その他 42 名の構成

---

<sup>4</sup> セルビア共和国の政府機関。Commissariat for Refugees の確定した訳語はないが、本論文では「難民委員会」と訳す。なお、難民委員会は 1992 年に設立され、その後 2012 年に法改正に伴い、"Commissariat for Refugees and Migration" と名称を変えるが、本論文においては、2012 年以前に発生した難民・IDP を対象としていることから、呼称を当時のまま難民委員会とする。

である<sup>5</sup>。IANによる調査の特徴は、上記三ヶ国を対象としているために旧ユーゴスラヴィア圏全体の難民・IDPの状況が記されているところにある。このうちボスニア・ヘルツェゴヴィナではボスニア連邦とスルプスカ共和国との分類もされている。これらのことから、同じ基準の調査内容の旧ユーゴスラヴィア域内での比較を容易にしている利点もある。

#### ④ ノヴィ・サド人道センター (Novi Sad Humanitarian Center) の調査報告書

セルビア共和国ヴォイヴォディナ自治州ノヴィ・サドに本拠をおく非政府組織「ノヴィ・サド人道センター (Novi Sad Humanitarian Center)」は、1998年に設立された支援団体で、難民・IDP、ロマ、ホームレス等の周縁化された弱者層に物資支援、教育支援を主に展開するとされる。メンバーは、心理職、福祉職、医療専門職、教育専門職等で構成されている。当該調査報告書は、同センターがEUの協力の下に2006年から2007年にかけて実施した、セルビア共和国内のセルビア系難民・IDPの就業状況と社会経済的状況についての調査活動の結果を、ベオグラード大学に所属する心理学者ゴラン・オパチチ (Opačić, Goran) が執筆した英文報告書“Target Group Survey - The Socio-Economic Status of Refugees and Internally Displaced Persons and their Position on the Labor Market”である。当該調査活動では、都市部と地方双方の200ヶ所で暮らす難民・IDPの1561世帯、またその家族5,122名を対象としている。その内訳は、コソヴォからのIDP2,677名、ボスニア・ヘルツェゴヴィナからの難民547名、クロアチアからの難民1,589名、避難後にセルビア共和国で生まれた310名で構成されており、調査地、調査対象者共に多様性があり、調査結果として一定の普遍性が見込まれると考える。

#### ⑤ 在木和雄による先行研究

セルビア系難民の現地統合・帰還問題について参照した在木和雄の論文「セルビアにおける難民の現地社会への統合の進行状況」(広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第5巻 2010)、「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還の障害と住宅問題 - 『失われた公有住宅の居住圏の問題を中心に』」(広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第4巻 2009)は、共に在木がボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア共和国、そしてセルビア共和国で継続的に実施している調査研究活動の一環である。在木の研究はユーゴ紛争終結から時を経た難民の帰還問題、統合問題における特に就業、住宅等社会経済的自立に関わる側面を、また民族融和の問題を対象としているが、本論文ではセルビア系難民の帰還とセルビア共和国内の統合問題についての上記論文を参照した。

#### ⑥ スネジャナ・ヴヤディノヴィチ (Vujadinović, Snežana) ほかによる先行研究

ベオグラード大学に所属するヴヤディノヴィチらが2011年にエストニア共和国タルトゥ大学が発刊する「TRAMES」誌に発表した“Years of Refugee Life in Serbia -

---

<sup>5</sup> 同報告書は、これら1502名のうちボスニア・ヘルツェゴヴィナのヴルチコ特別行政区の回答者は11名にとどまりカテゴリー化に無理があるため、実際の分析はこの11名を除く1,491名の回答で行ったとしている。

Challenges for a New Beginning: Stay or Return Home?”は、地理学と人口統計学の見地からセルビア共和国内の難民・IDP 数の推移、難民収容センターの質、統合に関わる難民と地元民との関係、また帰還問題を対象としている。セルビア共和国における避難民流入は1992年に始まり、現在も約25万人の難民・IDPが居住しているのは既述の通りである。ヴヤディノヴィチほかの先行研究は、このような年月の経過による変化を捉える試みであり、そこに特徴があると思われる。

筆者はセルビア共和国のセルビア系難民・IDP 問題の全体像把握のために、これらの統計データ、調査報告書、先行研究を参照しつつ、その行間をうめ実態像をより正確に把握するため、また本論文がテーマとする難民・IDP の心理社会的課題に関連すると思われる項目、課題について、難民委員会のベオグラード本部、スメデレヴォ支部の担当者への聞き取りを重ねた他、主に難民収容センターでの個別例の収集を行った。

なお、本章をすすめるにあたり、第1章で述べたように旧ユーゴスラヴィアの解体で連邦を構成していた共和国の全てが独立国家となり、当時はセルビア共和国の自治州であったコソヴォも独立し、それらの地位に変化が生じていることから、本論文における各共和国の呼称を表2-1に整理する。整理にあたっては、独立国家としての地位確定を基本的には国連加盟の時点とする。ただし、セルビア共和国とモンテネグロ共和国については事情が異なる。セルビア共和国とモンテネグロ共和国は、スロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニアの各共和国が独立宣言をして連邦を離脱した後の1992年4月にユーゴスラヴィア連邦共和国、通称「新ユーゴ」を結成したが、国連が新ユーゴを旧ユーゴスラヴィアの継承国と認めなかったため、2000年に新規加盟という手続きをとることになった。新ユーゴは2003年に「セルビア・モンテネグロ」という国家連合にその形態を変えて消滅し、更にその「セルビア・モンテネグロ」からモンテネグロが2006年に独立宣言を行ったため、モンテネグロの国連加盟は2006年となっている。これらの複雑な過程によって生じる混乱を避けるために、セルビアとモンテネグロについては、新ユーゴ結成時をもって各共和国名を用いることとする。ただし、UNHCRの統計データ等、両国の合計が記録されている年度については、その都度「新ユーゴ」または「セルビア・モンテネグロ」との二ヶ国合計であることを注記することとする。

表2-1 本論文における旧ユーゴスラヴィアの各共和国の呼称

	独立前	独立後	独立宣言	国連加盟
クロアチア	クロアチア	クロアチア 共和国	1991年 6月25日	1992年 5月22日
スロヴェニア	スロヴェニア	スロヴェニア 共和国	1991年 6月25日	1992年 5月22日

マケドニア	マケドニア	マケドニア共和国	1991年9月8日	1993年4月8日
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国 <sup>6</sup>	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	1992年3月2日	1992年5月22日
モンテネグロ	モンテネグロ共和国	モンテネグロ <sup>7</sup>	2006年6月3日 (新ユーゴ結成 1992年4月8日)	2006年6月28日
セルビア	セルビア	セルビア共和国	(新ユーゴ結成 1992年4月8日)	2000年11月1日
コソヴォ	コソヴォ	コソヴォ	2008年 2月17日	未加盟

なお、次節以降でセルビア系避難民の発生とセルビア（共和国）への避難の経緯について述べる際に、第1章で既に記した部分も確認のため一部含めて紛争における出来事を論じることとする。

## 第1節 ユーゴ紛争による難民・IDPの集団像

### 1-1 難民とは何か

近代的な国際関係における難民の起源は1685年のナントの勅令廃止によりフランスから国外へ避難した主にはユグノーらの新教徒とされている。当初は出身国と流出先の二国間の問題であった難民問題は、通信技術や交通手段の発達と共に、難民の流出先の拡大に伴い、多国間の協調を必要とするグローバル・イシューへと変化して今日に至っている<sup>8</sup>。

1951年、ジュネーブで開かれた「難民と無国籍者の地位」に関する国連特別会議で採択されたいわゆる「難民条約（United Nations Convention Related to the status of Refugees）」はその第一条で、難民を下記のように定義している。

<sup>6</sup> ボスニア・ヘルツェゴヴィナは紛争後、その国名を「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ」として紛争前の呼称から「共和国」を除いた。本論文では、紛争前と紛争後を区別するため、同国に限っては紛争前の呼称を正式国名の「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国」とする。

<sup>7</sup> モンテネグロは2006年にセルビア・モンテネグロからの独立を宣言し、その時点ではモンテネグロ共和国の国名であったが、2007年に憲法を改正し国名を「モンテネグロ」と改称した為、本論文ではモンテネグロと呼称することとする。

<sup>8</sup> 中山裕美『難民問題のグローバル・ガバナンス』（東信堂、2014）3-4頁

「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいるものであって、その国籍国の保護を受けることを望まない者及び……常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者。」

この条約は 1954 年に発効したが、難民の定義と共に、第 33 条にある「ノン・ルフルマン (non-refoulement)」原則がその後の難民保護に大きな意味を持つことになる。それは「締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない。」という条文である。これにより条約加盟国は、難民の保護を義務つけられたのである。

しかしながら、難民条約そのものは、1930 年代に始まるユダヤ人迫害を機縁として第二次世界大戦により欧州で発生した大規模な難民への保護という背景を持っていたために、1951 年 1 月 1 日以前の事象を対象としたものであった。従って、第二次世界大戦後のアフリカにおける植民地からの独立紛争等により、難民の発生がアジア・アフリカ等非ヨーロッパ地域への広がりを見せ始めた事態への対応に限界が生じることになった。その時間的及び地理的制約を取り除くため、1967 年に「難民の地位に関する議定書 (Protocol Relating to the Status of Refugees)」が発効することになった<sup>9</sup>。

上記が示すように、採択された難民条約及び議定書に規定された難民は、「国境を越えた」者であって、国内避難民はその対象となっていない。内戦の増加は、「国境を越えない」IDP の増加を招き、その人数は 1999 年には推定 40 カ国で 2,000～2,500 万人にも及んだ<sup>10</sup>。難民条約は IDP には国際法上は適用されないが、UNHCR はその事務所規程の 9 条、「その自由裁量に委ねられる財源の範囲内で、国連総会の決定するその他の活動にも従事できる」を根拠に IDP への支援も実施している。

UNHCR によれば、2015 年現在、難民、IDP、庇護申請者等、UNHCR が保護対象と

---

<sup>9</sup> 難民条約によって定義されている難民であるところの所謂「条約難民」を狭義の難民とすると、武力紛争や人権侵害、または激しい社会的差別等を逃れて他国に庇護を求めて国境を越えてくる人々を広義の難民とするなど、難民の定義に広がりが出ているのが現状である。難民条約には 2015 年 4 月現在 145 ケ国、議定書には 146 ケ国が加盟しているが、このうち条約、議定書共に加盟している国は 142 ケ国、どちらか一方に加盟している国は 148 ケ国である。

<http://www.unhcr.org/protection/basic/3b73b0d63/states-parties-1951-convention-its-1967-protocol.html>

<sup>10</sup> 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、前掲書 (2001)、214 頁

する人々の総数は 6,500 万人である<sup>11</sup>。このうち IDP は先に記した 1999 年時点の数値から更に増加し、4,080 万人と実にその 62% を占めている<sup>12</sup>。UNHCR は、難民問題の解決策を 1) 自主帰還、2) 庇護国への定住、3) 庇護国から第三国への定住を柱として臨んできたが、IDP の増加はその支援プログラムに大きな変化を促している。

近年、シリア情勢の悪化から、難民問題はグローバル・イシューとしてその重要性を一層増している。しかし、2016 年現在、ヨーロッパ諸国でみられるシリア難民に関する受入国側における諸問題は、難民問題がグローバル・イシューであると同時に、深刻な国内問題でもあることを示しており、それがまた多国間の関係に様々な問題を投げかけている。

このように難民問題は、直接的当事国ばかりでなく、周辺国、地理的には離れた関係国にも深刻かつ大きな問題として、その存在感を増しているといえよう。

## 1-2 ユーゴ紛争における難民・IDP の構成と移動

### 1-2-1 ユーゴ紛争における難民・IDP の民族的構成

多民族共存と謳われた旧ユーゴスラビアにおいては、異なる民族がどのような構成で存在していただろうか。ここではまず、旧ユーゴスラヴィアの人口構成を確認しておきたい。

表 2-2 1981 年国勢調査による旧ユーゴ連邦の民族構成 (単位：%)

	セルビア	クロアチア	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国	マケドニア	スロヴェニア	モンテネグロ	全国平均
アルバニア人	14.0	0.1	0.1	19.8	0.1	6.5	7.7
クロアチア人	1.6	75.1	18.4	0.2	2.9	1.2	19.7
スロヴェニア人	0.1	0.5	0.1	0.0	90.5	0.1	7.8
セルビア人	66.4	11.6	32.0	2.3	2.2	3.3	36.3
マケドニア人	0.5	0.1	0.0	67.0	0.2	0.1	6.0
マジャール人	4.2	0.6	0.0	0.0	0.5	0.0	1.9
ムスリム人	2.3	0.5	39.5	2.1	0.7	13.4	8.9
モンテネグロ人	1.6	0.2	0.3	0.2	0.2	68.5	2.6
ユーゴスラヴィア人	4.7	8.2	7.9	0.7	1.4	5.3	5.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(月村 2006 : 281 より一部修正のうえ筆者作成、

原注：成員数の少ない民族を省略しているので各欄の合計は合計欄と一致しない)

表 2-2 は、1981 年に実施された国勢調査による旧ユーゴスラヴィアの民族構成である。この中で、セルビア人、クロアチア人、マケドニア人、スロヴェニア人、モンテネグロ人が、「ユーゴスラヴィア・南スラヴの民の国」を形成していた南スラヴ民族である。この表が示すように、それら 5 つの民族集団は、それぞれの民族の名前を冠する国名の共和国で、

<sup>11</sup> <http://www.unhcr.org/statistics/unhcrstats/576408cd7/unhcr-global-trends-2015.html>

<sup>12</sup> <http://www.unhcr.org/576408cd7>

多数派を形成しつつ居住して、一つの連邦国家を形成していた。つまり、各共和国には、それぞれマジョリティとなる民族が主たる構成民族として暮らしながらも、他民族もまた同じ「ユーゴスラヴィア国民」として居住しており、だからこそユーゴスラヴィアは「多民族共存」のモデルのように評されていたのである。唯一の例外がボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国である。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国では、クロアチア人、セルビア人、そしてムスリム人<sup>13</sup>の三民族が一定の比率を占める人口構成であった。それ故に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国は、ユーゴスラヴィアの縮図ともいわれた。セルビアで14%の居住人口を示すアルバニア人の大半は、コソヴォ自治州（当時）の住民である。また、旧ユーゴスラヴィア全体の人口構成では、セルビア人が最も大きな構成集団である。これらの人々が紛争に起因して起きた避難に直面した時、迎えた事態は一つの国家が解体するというユーゴ紛争の内戦的側面を色濃く反映するものであった。

上記の事情を背景として、表 2-2 がその一端を示すように、ユーゴ紛争で発生した避難民の構成は、その出自の民族名と出身国（国籍国）名とが必ずしも一致せず、その分類も多岐にわたる。そこで、本項を進めるにあたり、その呼称を次の表 2-3 に整理する。分類の呼称の「系」は帰属する民族を指し、難民または IDP の前の国名は出身国を指す。本論文では、以下の呼称を用いることとする。

**表 2-3 ユーゴ紛争における難民・IDP の主たる分類**

紛争名	難民・IDP の呼称	避難民の状況
クロアチア紛争	クロアチア系クロアチア難民	クロアチアから国境を越え、欧州等第三国に移動したクロアチア人
	クロアチア系クロアチア IDP	クロアチア内のセルビア人支配地域から同国内のクロアチア人支配地域、乃至はクロアチア人が安全であると思われる地域に移動したクロアチア人。これらのクロアチア人の大半は段階的に帰還したとされる。
	セルビア系クロアチア難民	クロアチアから国境を越えて、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア

<sup>13</sup> 旧ユーゴスラヴィアのムスリム人とは、長年のオスマン・トルコ統治時代にイスラム教に改宗した南スラヴ民族である。（第 1 章 21 頁参照）

ムスリム人は当初、旧ユーゴ連邦を構成する民族には入っていなかったが、後に旧ユーゴスラヴィアを構成する民族として正式に認知され、1971 年の国勢調査から採用されるに至った。ボスニア紛争後は「ボスニア人」と呼称することになる。

		人支配地域、セルビア共和国、或いは欧州等第三国に移動したセルビア人
	セルビア系クロアチア IDP	クロアチア内のクロアチア人支配地域から同国内のセルビア人支配地域、乃至はセルビア人が安全と思われる地域に移動したセルビア人。これらのセルビア人の多くは、嵐作戦により更にボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア人地域、セルビア共和国に逃れ、最終的には難民になったものと想定される。
ボスニア紛争	クロアチア系ボスニア難民	ボスニアから国境を越えて、クロアチア共和国または欧州等第三国に移動したクロアチア人
	クロアチア系ボスニア IDP	ボスニア内のセルビア人、またはムスリム人の支配地域から、同国内のクロアチア人支配地域、乃至はクロアチア人が安全と思われる地域に移動したクロアチア人
	ムスリム系ボスニア難民	ボスニアから国境を越えて欧州等第三国に移動したムスリム人
	ムスリム系ボスニア IDP	ボスニア内のクロアチア人、またはセルビア人支配地域から、同国内のムスリム人支配地域、乃至はムスリム人が安全と思われる地域に移動したムスリム人
	セルビア系ボスニア難民	ボスニアから国境を越えて、セルビア共和国または第三国に移動したセルビア人
	セルビア系ボスニア IDP	ボスニア内のクロアチア人、またはムスリム人支配地域から、同国内のセルビア人支配地域、乃至はセルビア人が安全と思われる地域に移動したセルビア人
コソヴォ紛争	アルバニア系コソヴォ難民	コソヴォから国境を越えて、アルバ

		ニア、マケドニア等の周辺国、または欧州等第三国に移動したアルバニア人。紛争終結後、大半は帰還したとされる。
	アルバニア系コソヴォ IDP	セルビア人が多数派を形成する地域から、コソヴォ内のアルバニア人地域に移動したアルバニア人。セルビア系住民の大量避難により、その多数は帰還したとされる。
	セルビア系コソヴォ難民	コソヴォから国境を越えて、モンテネグロ、マケドニア等の周辺国、または欧州等第三国に移動したセルビア人
	セルビア系コソヴォ IDP	コソヴォ内のセルビア人居住地域であるエンクレーブ、またはセルビア共和国に移動したセルビア人。その大半はセルビア共和国本土への移動であるが、後述する状況により帰還は進んでいない。

なお、コソヴォ紛争当時の「セルビア共和国コソヴォ自治州」は先に述べたように 2008 年に独立宣言しており、既に 2017 年現在、日本を含む 107 ヶ国以上が「コソヴォ共和国」としてその独立を承認していることから、「セルビア系コソヴォ IDP」のうちセルビア共和国本土に避難した IDP については、「国境を越えた難民」と捉えるべきではないかとも考えられる。しかし一方、国連はコソヴォ共和国の加盟を承認しておらず<sup>14</sup>、UNHCR は統計データ等でセルビア内のコソヴォからの避難民を「セルビア共和国内の IDP」と位置づけている。また、当然ながら、セルビア共和国はコソヴォの独立を承認しておらず、同国の難民・IDP についての統計もコソヴォからの避難民を IDP としている。これらのことから、本論文では UNHCR の位置づけに準拠し、コソヴォ紛争でコソヴォからセルビア共和国本土に移動した避難民を IDP ととらえ、その表記も IDP とする。

<sup>14</sup> 第 1 章でも記したように、常任理事国であるロシア、中国が独立を承認しておらず、コソヴォ共和国の国連加盟は果たされていない。この非承認が続く限りコソヴォ共和国の国連加盟は難しいとされている。加えて、スペイン、ギリシャ、キプロス、ルーマニア、スロヴァキア等国内に少数民族問題を抱えている国家も承認していない。

### 1-2-2 避難民の発生とその移動

第1章1-2頁で述べたように、本研究で対象とするユーゴ紛争は、スロヴェニア紛争、クロアチア紛争、ボスニア紛争、コソヴォ紛争の4段階としているが、本項では難民問題が発生しなかったスロヴェニア紛争を除き、以下でクロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォの各紛争におけるセルビア人避難民の移動を概観する。

クロアチア紛争による避難・移動については、大きく二段階ある。議会選挙で民族主義者フラニョ・トゥジマンが党首のクロアチア民主同盟が勝利した1990年から、武力衝突の兆候は既に始まっていた。同年10月には、セルビア人勢力はセルビア人地域のクライナにクライナ・セルビア人自治区の設立を宣言、同自治区に繋がる道路、鉄道は封鎖され、クライナの中心地クニン、またペトリーニャ、パクラツツ等の各地でクロアチア警察隊とセルビア人勢力との武力衝突が頻発し、更には、ヴコヴァルをはじめとする東スラヴォニアでも緊張が生じていた<sup>15</sup>。1991年6月25日のクロアチア独立宣言を契機に、両勢力は全面的な武力衝突に突入することになり、スラヴォニア地方でも、クロアチアの独立宣言がなされたその日、6月25日に、スラヴォニア・バラニャ・西スレム・セルビア人地区の設立が宣言されるに至った<sup>16</sup>。EC主導の仲介は不調に終わり、国連は事務総長特使にサイラス・ヴァンスを任命して本格的に調停に乗り出す。結果として、1992年にヴァンス和平案が締結されて、国連保護軍（United Nations Protection Force、以下UNPROFOR）が平和維持軍として停戦監視にあたることになる。クロアチアにおける大きな避難・移動はこの間に起きており、クロアチア人、セルビア人の双方が大規模な移動を強いられた。クロアチアでは、1991年だけで2万人が殺害され、20万人以上が難民化し、35万人がIDPとなったとされる<sup>17</sup>。さらには、1992年までにセルビアに避難したクロアチア出身のセルビア系住民は26万人に達したとされる<sup>18</sup>。これが第一の大きな動きである。

クロアチアにおける次の大きな動きは1995年8月であった。UNPROFORの展開後は膠着状態が続いていたが、1995年8月のクロアチア軍による嵐作戦（Operation Storm）の敢行で、クライナ・セルビア人共和国の大部分は陥落した<sup>19</sup>。この時に、約20万人のセルビア人がクロアチア共和国を離れ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア人地域とセルビア共和国に逃れたとされる<sup>20</sup>。

---

<sup>15</sup> 月村、前掲書（2006）、38頁

<sup>16</sup> クライナ・セルビア人自治区とスラヴォニア・バラニャ・西スレム・セルビア人地区は統一され、1991年12月にクライナ・セルビア人共和国となる。

<sup>17</sup> 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、前掲書（2001）、218頁

<sup>18</sup> 長、前掲書（2009）、75頁

<sup>19</sup> クライナ・セルビア人共和国として統合される以前、「スラヴォニア・バラニャ・西スレム・セルビア人地区」であった東スラヴォニアはデイトン合意後、国連暫定統治下に置かれた後、1998年にクロアチアに統合された。

<sup>20</sup> BBC News <http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/4747379.stm>

次にボスニア紛争についてだが、セルビア人、クロアチア人、そしてムスリム人が、それぞれ人口の 31%、17%、44%を占め、多民族国家ユーゴスラヴィアの縮図といわれたボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、これらの民族が特定の地域に集中して居住することなく、三民族が混住していた<sup>21</sup>。ユーゴスラヴィア解体の動きは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにも独立の機運となって急速に広がる。1992年2月29日、3月1日に実施された独立を問う国民投票に先駆けた1991年11月18日にはボスニア内のクロアチア人勢力が「ヘルツェグ・ボスナ・クロアチア人共和国」を、翌年1月9日にはセルビア人勢力が「スルプスカ共和国」（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ・セルビア人共和国<sup>22</sup>）を設立するなど、独立賛成派（ムスリム人、クロアチア人）と反対派（セルビア人）の内戦へとつながる緊張状態は、既に始まっていた。国民投票はセルビア人がボイコットする中で実施され、結果は投票総数の99%が独立を支持した。だが、独立賛成派のムスリム人とクロアチア人の間にも、その志向する独立の在り方には解離もあり、内戦は三民族による三つ巴の極めて苛酷な様相を呈していった<sup>23</sup>。国際社会による幾つかの和解調停案も功を奏さず、ボスニア紛争は1995年11月の Dayton 合意で停戦に漕ぎつけるまで、約101,000人の死者<sup>24</sup>、180万人の難民・IDPという大きな犠牲をはらうことになった。このように、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、異なる民族同士の複雑な混住の実態に起因するボスニア紛争における内戦的側面の苛酷さから、避難民の移動の規模は極めて大きく、また複雑なものとなった。

次にコソヴォ紛争による避難民の動きについてだが、人口約158万人のうち77.4%を占めるアルバニア人に対して、セルビア人は13.2%という人口構成<sup>25</sup>のコソヴォで勃発した1999年のコソヴォ紛争では、80数万人のアルバニア系住民と20万人を超えるセルビア系住民が避難を余儀なくされた。コソヴォでは1999年の大規模な紛争になる以前から、セルビア人勢力とアルバニア人勢力間の確執は深刻度を増していた。穏健派の動きに業を煮やしたアルバニア勢力の急進派、コソヴォ解放軍（Kosovo Liberation Army、以下 KLA）が1996年頃から既に警察官やセルビア人への協力者に対するテロ行為に及んでいた<sup>26</sup>。

---

<sup>21</sup> 長、前掲書（2009）、77頁

<sup>22</sup> クロアチア内のクライナ・セルビア人共和国との混乱をさけるため、本論文においてはスルプスカ共和国とする。

<sup>23</sup> 長、前掲書（2009）、78頁　ボスニア南西部ではクロアチア人とムスリム人の戦い、サラエボおよび北西部、東部においてはセルビア人とムスリム人の戦いとして激化した。

<sup>24</sup> これまでボスニア紛争の死者は約25万人とされてきたが、サラエヴォの Research and Documentation Center:RDC の2013年発表の犠牲者名簿によれば101,040名と下方修正された。（Tokaca, Mirsad., *The Bosnian Book of Dead* (RDC and the Humanitarian Law Center of Serbia, Sarajevo, 2013)

<sup>25</sup> 月村、前掲書（2006）、281頁　旧ユーゴスラヴィアで1981年に実施された国勢調査に基づく。

<sup>26</sup> 月村、前掲書（2013）、164頁

これに対して 1998 年 2 月、セルビアのミロシェヴィチは KLA 等をテロ組織と見做し、掃討作戦を命じたが、コソヴォからの大規模な避難民の発生はこの時期から始まっている。コソヴォのセルビア系住民の中には、この危険性を見越して早い時期にセルビア本土に移住する人々も見受けられたが、この時点での移動はまさしく自由意思による「移住」であり、1999 年のコソヴォ紛争による緊急で強いられた移動とは異なるものであった。

### 1-3 避難の動線的特殊性（避難先にみる特徴）

#### 1-3-1 旧ユーゴスラヴィア域内の難民・IDP の分布

表 2-4 は、1995 年 11 月の Dayton 合意による停戦直後の同年 12 月現在、旧ユーゴスラヴィアの難民・IDP の主な状況である。

表 2-4 1995 年 12 月現在の旧ユーゴスラヴィア域内・周辺国における  
避難民の主な移動

庇護国	難民出身国			当該国内 IDP
	クロアチア共和国	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	新ユーゴ	
新ユーゴ <sup>27</sup>	650,000			—
クロアチア共和国	—	187,000	—	200,000
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	—	—	—	1,100,000
マケドニア共和国	—	9,000	—	—
スロヴェニア共和国	—	22,000	—	—
ハンガリー	9,000	—	—	—
ヨーロッパ諸国	—	616,000	—	—

(国連難民高等弁務官事務所、『世界難民白書 2000』<sup>28</sup> 229 頁の図をもとに筆者作成)

上記白書によれば、ヨーロッパ諸国へ逃れた難民数については 1996 年 9 月以来のもので、また各国から UNHCR への報告に基づくとしているが、受入国はドイツの 345,000 人を筆頭に、オーストリア、スウェーデン等が続く。上記の表にあるハンガリーについてだが、セルビア共和国ヴォイヴォディナ自治州にはハンガリー系の住民が多く居住してお

<sup>27</sup> 1995 年当時はセルビア共和国とモンテネグロ共和国は新ユーゴを形成していたため、UNHCR の統計データも両国を合計したものとなっている。。

<sup>28</sup> 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、前掲書 (2001)

り<sup>29</sup>、紛争勃発を受けてヴォイヴォディナ自治州から国境を接するハンガリーへの避難と想定される。この他、カナダ、アメリカ、オーストラリア等の非ヨーロッパ圏の国々も一定数の旧ユーゴスラヴィアからの難民を受け入れている。

UNHCR のデータに基づく上記の表では、新ユーゴに避難したクロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ双方からの難民 65 万人について、その内訳が明示されていないが、人口統計学の見地からユーゴ紛争による難民問題を研究したベオグラード大学のヴヤディノヴィチ (Vujadinović, S.)<sup>30</sup>ほかによれば次のようになる。セルビア難民委員会が UNHCR の協力で 1996 年に実施した第一回目の難民人口調査では、セルビア共和国内の難民総数は 617,728 人<sup>31</sup>である。上記の UNHCR による「世界難民白書 2000」が提示する 65 万人との差、32,272 人については明らかではないが、セルビア共和国はこの当時、モンテネグロ共和国と新ユーゴを形成している時代であり、UNHCR のデータは両国の合計ではないかと考えられる<sup>32</sup>。そして、617,728 人の内訳は、約 54%にあたる 290,667 人がクロアチアから、約 43.3%の 232,974 人がボスニア・ヘルツェゴヴィナ（そのうち、185,965 人がクロアチア人とムスリム人が多数派を形成するボスニア連邦、47,909 人がスルプスカ共和国）からの避難民、その他はスロヴェニアからの 3,014 人 (0.56%)、マケドニアから 1,306 人 (0.24%) と続く。

---

<sup>29</sup> 本章表 2-2 に「マジャール人」として計上されている。

<sup>30</sup> Vujadinović, S. et al., “Years of Refugee Life in Serbia-Challenges for a New Beginning : Stay or Return Home?”, *TRAMES* 15(65/60), 3, (The Estonian Academy of Sciences and Tartu University, 2011), pp.235-258

ヴヤディノヴィチ他は長年にわたる人口統計学の見地からの難民問題に関する調査研究をこの論文にまとめているが、難民人口の把握については誤差が生じやすいとして、その理由を 1) 難民委員会、UNHCR との調査方法の差異、2) 避難民が個人的に居住先を手配した場合に生じる登録漏れとしている。(p.237)

<sup>31</sup> ヴヤディノヴィチ他によれば、セルビア共和国はこの段階で避難してきた 79,791 人の既にセルビア国籍を持っている避難民については、戦争避難民 (war-affected persons) として難民認定をしていない。従って、これら 79,791 人は総数の 617,728 人に含まれるものの、難民としての地位と権利を有していないことになる。前掲論文 (2011) p.238

<sup>32</sup> Institute of Social Policy and UNHCR, *Refugee and Host Family Survey Needs and Prospects of Refugees and Problems and Possibilities of Host Families in Yugoslavia* (Institute of Social Policy, 1993), p.11

セルビア共和国の社会政策研究所 (Institute of Social Policy) の上記報告書によれば、1992 年現在の新ユーゴの難民総数 426,519 人のうちモンテネグロには 46,538 人を受け入れているとしており、新ユーゴの難民受け入れではセルビア共和国での受け入れが圧倒的多数である。

### 1-3-2 ユーゴ紛争の難民・IDP にみる避難先の特徴

表 2-4 が参照した UNHCR のデータはあくまでも「主な移動」であり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身の難民に焦点が当てられているものの、ユーゴ紛争で発生した避難民の移動に幾つかの特徴がみてとれる。

まず、これらの数値から注目したい点は旧ユーゴスラヴィアの各共和国のうち、セルビア共和国がクロアチア共和国とボスニア・ヘルツェゴヴィナ（共和国）から受け入れた難民は 65 万人にのぼり、他の共和国に比較して圧倒的に受入人数が多いという点である。この理由については、前項で示した旧ユーゴスラヴィアの人口構成でセルビア人の占める割合が圧倒的に高く、全国平均で 36.3%と二番目のクロアチア人 19.7%をはるかに上回っていることがまず根底にあると考えられる。加えて、再三記してきたようにボスニア・ヘルツェゴヴィナの人口構成はそもそも、三民族が混住しており、人口比率もセルビア人はムスリム人の 39.5%に次いで 32%と高い比率である。そのボスニア・ヘルツェゴヴィナで起きたボスニア紛争が人口比率で 18.4%のクロアチア人も交えての三つ巴の戦いであったことに起因するものと思われる。同様に、クロアチア共和国からの難民受け入れについては、同共和国でセルビア人の人口比率の高いクライナ地方での激戦に起因しよう<sup>33</sup>。65 万人という数値は、これらを背景に多数のセルビア人が避難を余儀なくされる事態であったことを示すと同時に、セルビア共和国がそれだけ多くの避難民を受け入れねばならなかったことを表している。

次に注目すべきは、クロアチア共和国とボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける IDP の高い数値である。まず、クロアチア共和国についてだが、前項で述べたように同国の IDP はクロアチア系 IDP、セルビア系 IDP に分類され、この統計データではその内訳は明らかではないが、内戦中にクロアチア内でセルビア人勢力によって形成されたクライナ・セルビア人共和国をはじめとするセルビア人が多数派を形成している地域に元来居住していたクロアチア人が、その地域からクロアチア人勢力が多数派を形成する安全と思われる地域に避難したクロアチア系クロアチア IDP、またその逆のケースのセルビア系クロアチア IDP の双方の合計と想定できる。ムスリム人、クロアチア人、セルビア人が三つ巴で戦ったボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、クロアチアとは異なり、一つの民族が特定の地域に集中して居住しておらず、その居住実態が三民族の避難の規模とその複雑さに大きく影響したと考えられる。

これらのことから、ユーゴ紛争による難民・IDP の避難に一つの特徴がうかがえる。即ち、難民の避難経路としてヨーロッパやカナダ、オーストラリア、アメリカ等、或いは第三国としての周辺国ではなく、出自の民族が多数派を構成している旧ユーゴ連邦内の共和

---

<sup>33</sup> 同様に、クロアチア共和国が 187,000 人の難民をボスニア・ヘルツェゴヴィナから受け入れていることも、同地における三民族混住、そしてボスニア紛争が三勢力による三つ巴の戦いであったことに起因すると考えられる。

国や地域への避難が主流であったということである。その流出先が共和国間の「国境」という境界を越えた場合は難民となり、共和国内であった場合は IDP となったということである。これは、ユーゴ紛争が持つ内戦的側面が生み出した特徴と捉えられるであろう。

さて、これらの難民・IDP の状況はどのように変化したであろうか。表 2-5 は、UNHCR の統計データが示す 2015 年現在の旧ユーゴスラヴィア諸国の難民・IDP の人数である。クロアチア共和国内のクロアチア系 IDP の場合は、1995 年の Dayton 合意後、段階を経て故郷の地に戻るケースが圧倒的多数であり、2015 年現在、現在クロアチアには IDP は存在しない。もう一方のセルビア系クロアチア IDP の殆どは、嵐作戦でセルビア共和国に逃れ、その後難民へとその立場を変えたものと推定される。

表 2-5 2015 年現在の旧ユーゴスラヴィア各地域の難民・IDP

庇護国	難民	IDP
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	6,798	98,324
クロアチア共和国	522	—
モンテネグロ共和国	1,771	—
セルビア共和国	35,332	222,002
スロヴェニア共和国	292	—
マケドニア共和国	701	—

(UNHCR Global Trends 2015 より筆者作成)

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の IDP は 98,324 人である。20 年をかけて 1995 年現在の 110 万人の IDP が、元々暮らしていた地域に戻るか、或いは難民となってセルビア共和国や第三国に定住するかの選択をした結果、数値としては減少したことを示すと同時に、未だ 10 万人弱の人々が元々暮らしていた土地に帰還出来ずにいる現実を表している。

セルビア共和国における難民数の減少は、一定数が帰還したうえに、多数がセルビア共和国の国籍を取得して難民という地位からセルビア共和国の国民になったことに拠るものと考えられる。一方、セルビア共和国には IDP が約 22 万人存在する。これらの人々は 1999 年のコソヴォ紛争、及びその前後にコソヴォからセルビア共和国本土に逃げてきたセルビア系の IDP である。コソヴォ紛争による避難民のうち、アルバニア系避難民の大半は紛争終結後コソヴォに帰還しているが、セルビア系避難民の帰還は進んでいない。紛争後の人口構成はアルバニア人が 92%であるのに対し、セルビア人は僅か 5%であり<sup>34</sup>、両民族間には現在も実質的緊張状態が続いている<sup>35</sup>。そのために、祖先の墓参り等の特別な機会に

<sup>34</sup> 日本国外務省各国情報 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kosovo/data.html#section1>

<sup>35</sup> 例えば日本国外務省の渡航情報には、2016 年 12 月現在も低レベルながらレベル 1 「十分注意」、コソヴォ北部の特定地域がレベル 2 「不要不急の渡航を避ける」とし、エンクレーブの

単発的な帰還はあるものの、難民・国内避難民の恒久的な解決策のひとつ、帰還は進んでいない<sup>36</sup>。第1章で述べたように、セルビア人はエンクレーブ、つまりセルビア人居住地域で暮らしており、そのエンクレーブは比較的大きな北部のコソヴスカ・ミトロヴィツァを除き、コソヴォ各地に散在している。こうした現状においては、帰還が促進される見通しは立っていないといえよう。ユーゴ紛争が持つ内戦的要素は、住民の居住状況に大きな変化をもたらした。多くの住民が第三国、または自らの民族が多数派を成す地域や旧ユーゴスラヴィアの共和国へと避難し、そのまま帰還せずにいるのである。

このように、一連のユーゴ紛争に起因し、旧ユーゴスラヴィアの各地域で移動を余儀なくされた避難民はその法的立場を、避難民から庇護申請者を経て、やがて難民またはIDPとして認定されていくことになる。

## 第2節 セルビア共和国における難民・IDPの庇護

### 2-1 避難民の受け入れと難民認定

まず、セルビア共和国に逃れてきた避難民集団はどのような構成であったろうか。未だ Dayton 合意も締結されていない 1993 年 7 月から 8 月に、セルビア共和国の社会政策研究所 (Institute of Social Policy) が UNHCR の協力を得て避難民集団 1038 世帯を対象に実施した調査報告書<sup>37</sup>によれば、調査当時の難民総数 426,519 人のうち、民族としてはセルビア人が最大で 83%、出身国はボスニア・ヘルツェゴヴィナから 54%、クロアチアから 38%と続く。年齢構成では、18 歳未満が 43%にのぼる<sup>38</sup>。13%が老人層であり、残る成人グループのうち、実に 83%が女性である。上記報告書によれば、この段階では避難民のうち家族全員がそろっている世帯は 43%にすぎず、特に父親が欠けているとしている<sup>39</sup>。そのため、女性が家長役を努めなければならない世帯が 64.8%であった。紛争の初期にセルビアに避難してきた避難民は集団像として、その後の自立にリスク要因の高さをうかがわせるものであった。

セルビア共和国にたどりついた避難民の難民・IDP としての法的認定、その後のサポート等、セルビア内における難民・IDP への対応全ての窓口は、ユーゴ紛争当時も現在も、前述の政府機関、難民委員会が窓口となる。難民委員会の設立年度が 1992 年であることは、1991 年のクロアチア紛争による大量の避難民の流入に対応するべく、また、当時既に

---

存在など、緊張関係の継続が指摘されている

<sup>36</sup> UNHCR の Global Trends 2015 によれば、同年コソヴォに帰還した IDP は 545 人に留まる。

<sup>37</sup> Institute of Social Policy and UNHCR, *op.cit.*, (1993), p.11

<sup>38</sup> 上記報告書によれば、1992 年の避難生活で、10,000 人の新生児が誕生している。p.12

<sup>39</sup> 当報告書ではその理由についてふれていないが、Vujadinović(*op.cit.*, 2011, p.237)によれば、1990 年から軍関係者の家族が避難を始めていたとしているため、この時点での避難民の集団像にはその影響もあると思われる。また、まず一定の年齢に達した子どもだけ、或いは母子のみから避難させる家族も存在したので、このような事情も反映されている可能性も高い。

確執が深刻になっていたボスニア・ヘルツェゴヴィナからの避難民を想定しての設立であったことが推測できる。

旧ユーゴスラヴィアは難民条約には1951年、議定書には1968年に加入している<sup>40</sup>。セルビア共和国は旧ユーゴスラヴィア解体後、新ユーゴ、セルビア・モンテネグロと国名を変え、現在のセルビア共和国に至るのだが、条約・議定書加入はユーゴスラヴィア連邦の継承国として引き継がれており、これが難民認定の法的根拠のひとつである。加えてセルビア共和国は1992年に難民法（Law on Refugees）<sup>41</sup>を制定して難民受け入れの法整備を行い、これらが難民受け入れの法的根拠となった<sup>42</sup>。難民法の制定の背景には、内戦の現実性が増す当時の情勢において、難民条約と議定書だけでは具体的対応に及ばず、実際に受け入れ、事態に対応する際の法的整備が必要であった<sup>43</sup>。21条からなる難民法は、第1条でクロアチア共和国および旧ユーゴスラヴィアを構成していたその他の共和国からの圧力、ジェノサイドへの恐怖、または宗教、民族的帰属、または政治的意見故の迫害や差別により、居住地を離れることを余儀なくされ、セルビア共和国の領土に避難してくるセルビア人またはその他の市民への保護を提供するという趣旨が述べられているのに続き、保護提供の主体として、難民委員会の設置と役割を明文化すると共に、担い手として自治州、地方自治体、首都ベオグラード市などが指定されている。加えて赤十字社が直接供与に関与する可能性に触れている他、これらに必要な予算の出所なども記されている等、具体的な対処を支える法であることがうかがえる。

難民の認定には、それぞれ居住していた共和国が発行する「個人カード（Personal Card）」に拠ることが基本であるが、混乱の中、個人カードを携行できなかった避難民も多く、その場合は健康保険証でも対応した。また、証明書の一切を所持していない避難民もあり、その場合は証人二名をもって難民認定に必要な個人の同定を行った<sup>44</sup>。

セルビア共和国における難民に関わる責任管理機関は難民委員会であるが、大規模な難民・IDP流入時には、単一機関だけの対応には限界があるため、上記難民法が規定してい

---

<sup>40</sup> 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、前掲書（2001）、305頁

<sup>41</sup> <http://www.refworld.org/docid/4721d4c52.html>

<sup>42</sup> Personal interview with Dejan Milisavljević, Advisor, Department for Reception, Accommodation and Returnees Upon Readmission, at the office of Commissariat for Refugees and Migration, Belgrade, on the 6<sup>th</sup> of March, 2017.

<sup>43</sup> Personal interview with Ivana Anić Čurko, Head of Department, Repatriation, International Relations and Public Relations Group, at the office of Commissariat for Refugees and Migration, Belgrade on the 8<sup>th</sup> of May, 2017

このインタビューでは、Law on Refugeesの第1条について、1992年のクロアチア独立宣言を受け、ボスニア、その他の共和国でも同様の事態が起こり得ることを想定しての法律制定であったため、固有名詞としてはクロアチアだけの指定となっていることを確認した。

<sup>44</sup> 上記、Ivana Anić Čurko氏への聞き取り調査による。

るように、地方自治体の役所、警察等の他の公的機関が難民委員会に委託されて対応した<sup>45</sup>。避難民は、難民認定がなされるまでは庇護申請者 (Asylum seeker) としての立場で保護を受けることになるが、この段階であっても、収容、医療、食料等の一時的支援が提供された。正式に難民という認定が下されると、難民として登録され (registered refugee)、 「難民 ID カード」 (Refugee Identity Card) が付与され、法に定められた難民としての地位と権利を有することになった<sup>46</sup>。

難民収容センターの設営・管理も難民委員会が責任機関である。難民委員会は、流入してくる避難民を収容し得る適切な施設を確保し、住居として使用できるように設営し、また管理運営を行うことになる。しかし、ここでも難民委員会という一部署だけでは対応しきれない事態が多々あり、その場合は地方自治体、警察、セルビア赤十字社、また時には NGO 等の民間援助団体が難民委員会の委託を受けてその職務を分担した<sup>47</sup>。ここで重要な役割を負ったのは、やはり UNHCR である。UNHCR は主に物資供給などのソフト面で多大な協力をする一方、場合によっては、難民委員会に替わり適切な難民収容センターを探し、その設営にも参加する他、生活環境や数値的現状把握をはじめとする難民・IDP への調査活動にも協力するなど、難民委員会になくてはならないパートナー団体としての貢献をした<sup>48</sup>。

宿泊先の詳細については後述するが、難民収容センター以外に行くあてのない人々こそが最も支援を必要としている集団であるという見方<sup>49</sup>がある一方、何らかの手段で個人的に確保した住居で難民生活を送る人々には受けられる支援の情報、支援物資が行き渡りにくいなどの不利もあった。また、セルビア共和国の場合、難民と IDP では受けられる支援が異なった。IDP はセルビア国民であり、コソヴォ自治州で正規の職業に就いていた人々には失業手当<sup>50</sup>をはじめ、セルビア国民として保障されている水準の福祉的対応を受けられたが、難民の場合は同じセルビア人であっても外国籍の集団として、受け取れる支援に差異があった。その反面、難民と IDP が同じ難民収容センターに居住していたとしても、難民であることが支援を受けられる条件となり、IDP には行き届かないケースもあった。このように、特に混乱期にあつては、援助が必ずしも均等に行き渡らない場合もある。しかし、UNHCR は、難民・IDP のどちらの集団にも等しく、食糧、衣類、医療品等の支援

---

<sup>45</sup> 上記聞き取りによれば、1995年8月のクロアチア軍による嵐作戦で発生した約20万人の難民、1999年のコソヴォ紛争時の約20万人のIDP流入時に対応に混乱が生じたピーク時であった。

<sup>46</sup> Institute of Social Policy et al., *op.cit.*, (1993), p.9

<sup>47</sup> 上記3月6日のDejan Misavljevic氏への聞き取り調査による。

<sup>48</sup> 上記Dejan Milisavljević氏への聞き取り調査による

<sup>49</sup> Personal interview with Liljana Rakić, Senior officer, Commissariat for Refugees, at Commissariat for Refugees office in Belgrade on the 20<sup>th</sup> of November, 2014

<sup>50</sup> 上記Dejan Milisavljević氏からの聞き取りによれば月額65~100ユーロとされる。

を実施した<sup>51</sup>。

避難民の流入の初期段階においては、支援体制の構築には一定の時間を要したと考えられる。難民委員会が当時定期的に発行していた「セルビアの難民 (Refugees in Serbia)」誌は1993年7月1日付の第9号で、132,080人の学齢期の難民が必要とする物資として、下着、靴下を含める衣類、ノートや筆記具、教科書に至るまでの詳細なリストを個数と金額をあげて記している。流入し続ける難民集団に対して行き届かない支援の状況と、その支援者を求める難民委員会の取り組みの一端が示されているといえよう。

このように、幾つかのプロセスを経て、漸く難民、或いはIDPとして認定された避難民は、東の間の安堵を味わうことになる。しかし、そこからまた、援助の確保をはじめとする新しい生活の再建と取り組むことになるのだが、そのためには難民委員会、UNHCRをはじめとする国際機関、多数の民間援助団体等からの支援は必要不可欠なものであった。クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいても、難民・IDPの受け入れ、認定については、類似した手続きがとられたと想定できよう。

## 2-2 難民・IDPの収容

次に避難民の住居についてだが、大きくは3つに区分される。まず、親類縁者など個人的な伝手を頼り、そこに仮住まい、または寄寓するケース、次に難民収容センター (Collective Center<sup>52</sup>) で暮らす場合、そしてそのいずれかを通過して、或いは直接的に個人の手で賃貸、または自己所有のアパートや戸建ての家を確保する場合である。

表2-6は2002年以降の難民委員会に登録されている難民収容センター数、及び住民数の推移と当該年度の難民・IDP数である<sup>53</sup>。これらの数値からは、難民収容センターに収容された難民・IDPは全体の中で極めて少数であることがわかる<sup>54</sup>。

---

<sup>51</sup> 上記 Dejan Milisavljevic 氏への聞き取り調査による。

<sup>52</sup> 直訳は単に「収容センター」だが、実態は難民・IDPが暮らしていることから、本論文では「難民収容センター」と表記する。

<sup>53</sup> 難民・IDP数は2005年度まで新ユーゴ、及びセルビア・モンテネグロとしての数値である。既述のように、セルビア共和国は旧ユーゴスラヴィア連邦解体後、1992年にモンテネグロと通称新ユーゴ (ユーゴスラヴィア連邦共和国) を形成したが、2003年よりモンテネグロが独立を宣言する2006年までセルビア・モンテネグロとして存在した。(第2章「はじめに」を参照)。

<sup>54</sup> 難民委員会が集計した難民収容センター数には、コソヴォ内に設置された施設も含まれる。2017年1月現在で13あるセンターのうち8ヶ所がコソヴォ内である。従って、セルビア共和国本土では5ヶ所を残すのみとなる。

表 2-6 セルビア共和国内の難民収容センターと収容難民・IDP 数の推移

日付	難民収容 センター数	収容難民数	収容 IDP 数	収容難民・IDP 総数	UNHCR 統計 による当該年 度の認定難 民・IDP 総数
2002 年 1 月 1 日	388	17,415	9,448	26,863	616,228
2003 年 1 月 1 日	323	13,569	9,274	22,843	548,294
2004 年 1 月 1 日	194	8,107	7,933	16,040	524,837
2005 年 1 月 1 日	143	5,091	7,408	12,499	394,655
2006 年 1 月 1 日	112	3,418	6,128	9,546	326,587
2007 年 1 月 1 日	92	2,515	5,760	8,275	324,345
2008 年 1 月 1 日	80	1,702	5,046	6,748	322,618
2009 年 1 月 1 日	73	1,299	4,580	5,879	311,232
2010 年 1 月 1 日	62	1,165	3,926	5,091	302,050
2011 年 1 月 1 日	54	898	3,358	4,256	298,922
2012 年 1 月 1 日	41	607	2,869	3,476	294,191
2013 年 1 月 1 日	33	507	2,190	2,697	284,578
2014 年 1 月 1 日	23	340	1,310	1,650	266,890
2015 年 1 月 1 日	20	312	940	1,252	255,334
2016 年 1 月 1 日	14	112	431	543	—
2017 年 1 月 1 日	13	101	429	530	—

(セルビア共和国難民委員会ホームページ<sup>55</sup>から筆者が翻訳の上、難民・IDP 数については当該年度の UNHCR の Yearbook、Global Trend を参照)

先に引用した難民委員会の会報「セルビアの難民」誌、第 19 号 (1994 年 9 月 1 日付) では、親類、友人、また篤志家をホスト・ファミリーとする居住状況が 95%、難民収容センターを 5%と報告している。在木<sup>56</sup>によれば、2001 年当時の難民委員会の集計として、自宅居住者が 18%、賃貸住宅が 44%、知人・友人宅が 30%で、難民収容センターで居住する者は僅か 5%、その他老人ホーム等の社会施設が 3%である。更に難民委員会は、2004～2005 年の実態として、自宅居住者 19%、賃貸住宅 45%、親類・友人宅 27.6%、難民収

<sup>55</sup> <http://www.kirs.gov.rs/articles/centers.php?lang=ENG>

<sup>56</sup> 在木和雄「セルビアにおける難民の現地社会への統合の進行状況」広島大学大学院総合科学研究科紀要 II 『環境科学研究』第 5 巻(2010) 59 頁

容センター6.2%、社会施設 1%、その他 1.3%と報告しているが、難民収容センター居住の割合は、2001 年からは勿論のこと、1994 年からも大きな変化は認められない<sup>57</sup>。このように Private Accommodation（以下プライベート・アコモデーション）、つまり個人で何らかの居住先を手当する者が約 90%を越える。難民収容センターの収容者数の少なさには、難民・IDP の自己都合や自発的意志だけではなく、収容先の確保が追いつかなかったことにも大きな要因があると思われる。セルビア共和国は、新ユーゴ、セルビア・モンテネグロ時代を含めて、90 年代のユーゴ紛争で最も多数の難民を受け入れた国である。難民委員会によれば 1996 年には登録された難民だけでも 538,000 人にのぼり、そのうち 70,000 人の難民が 700 のセンターで収容されていた<sup>58</sup>。コソヴォ紛争によって、1998 年から 1999 年にかけておきた 20 万人を超える IDP の受け入れは、それに追い打ちをかけたともいえる。

難民収容センターは新たに建てられるというものではなく、通常既存の施設が使われる。宿泊施設にこと欠かない保養地に難民収容センターが多いのは、それ故である。だが、保養地の宿泊施設と言っても、先進国で想像されるような水準ではなく、暖房は勿論のこと、給水、ガスなどの設備も劣悪である場合が殆どである。その他、軍用バラック、老朽化した校舎、建設労働者用の仮設住宅や工場労働者のための社宅などが難民収容センターに転用されたケースが多い。筆者はこれまで、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、特にセルビアでは多くの難民収容センターを訪れているが、設備の貧しさに加え、台所、シャワー、トイレといった水回りの共用が殆どであり、衛生面で大きな問題が見受けられた。また、施設の少なさから、特にピーク時には一間に一家族の収容も珍しくなく、これは後にセンターを出ていく難民・IDP が増加するにつれて多少改善されていったが、長期に及ぶ生活には全く不適切な施設であった。

全体の約 30%にあたる知人・友人宅での寄寓については、人間関係の変化も影響してか転居を繰り返す例も多い。筆者が 2002 年にセルビア共和国の中部、クラグェヴァツ市でコソヴォからの IDP に対して実施した質問紙調査では、回答者 99 名の全員が難民収容センターではなく、何らかの形態でのプライベート・アコモデーションであり、避難から平均 3.2 年間経過した時点で、平均 2.7 回の転居という結果を得ている。最多は 6 回であった。先に参照した社会政策研究所と UNHCR による 1993 年の調査では、調査対象難民の 66%が避難時に預貯金や貴重品を持ち出しておらず、多少の蓄えを持ち出せた者も既に日々の生活に使い果たしているとしている。同調査でのホスト・ファミリーの受け入れ難民との関係についての設問には、54.1%が親しい関係、15.1%がそれ程親しくない、9.1%

---

<sup>57</sup> Commissariat for Refugees, *Situation and Needs of Refugee Population in the Republic of Serbia* (2008), p.21

<sup>58</sup> *Ibid.*, p.3

が時折の交流関係、そして 20%が以前は関係のない間柄であると回答しており<sup>59</sup>、この調査報告書では基本的には同情心が作用したのではないかと記している。加えて、難民流入の初期における混乱状態にあっては、その滞在期間が長期に及ぶ事を思いめぐらす余裕もなく、当座のこととしての受け入れであったであろう。

また、事前の関係を持っていなかったという間柄であっても、その 13.6%は親しい共通の知人・友人の紹介であり、他に 2.6%が赤十字社、7.1%が福祉や教会の関係者からの紹介と回答している。居住形態については、66%が共同生活で、30%が個別の生活、更に生活費は 44.4%がホスト・ファミリーの負担であり、経費分担が 30.4%、それぞれが個別に支払う形態が 21.4%であった。こうした状況から、ホスト・ファミリーにかかる負担は大きく、度重なる転居は当然のことであったと推察される。

### 第 3 節 セルビア系難民・IDP の帰還・統合の課題

難民・IDP 問題の恒久的解決 (Durable Solution) の基本は、出身地への帰還 (Repatriation)、避難先地元社会との統合 (Local Integration)、第三国での定住 (Resettlement to the third country) である。セルビア共和国政府は 2002 年、「難民・IDP の課題解決に関する国家戦略 (The National Strategy for Resolving the Issues of Refugees and Internally Displaced Persons)」を制定し、難民・IDP の帰還、現地社会との統合を促進し、それに伴う難民収容センターの段階的閉鎖等をその中心的課題として推進していくことを表明した。そのプロセスの一環として 2008 年に、所轄機関であるセルビア難民委員会は、難民収容センター、プライベート・アコモデーション双方の難民を対象に、EU の資金援助を得て、IOM<sup>60</sup>と協力してのニーズ調査を行った。また、難民収容センターでの調査には、UNHCR が協力している。調査対象者は、1,217 人の難民収容センターで暮らす難民、2,467 人 (800 世帯) のプライベート・アコモデーションの難民で、調査は全てインタビュー形式で行われた<sup>61</sup>。

IDP についても同様に、難民委員会は国連開発計画 (United Nations Development Programme:UNDP) の協力を得て、2009 年 12 月に「セルビア共和国難民収容センターに居住する IDP のニーズ分析による『難民・IDP の課題解決に関する国家戦略』実施サポ

---

<sup>59</sup> Institute of Social Policy et al., *op.cit.*, (1993), p.20

<sup>60</sup> 国際移住機関 (International Organization for Migration : IOM) 世界的な人の移動 (移住) を専門とする国連機関。1951 年に当初は欧州からラテンアメリカ諸国への移住を支援するために設立された。その後、活動の対象を広めた国際機関だったが、移民・難民の危機的増加を背景に 2016 年 9 月に国連に加盟した。IOM は、ユーゴ紛争による大規模な避難民発生 of 初期段階である 1990 年代前半から、難民問題にも積極的に関わった。

<sup>61</sup> 前掲の Commissariat for Refugees, *Situation and Needs of Refugee Population in the Republic of Serbia* (2008)にまとめられている。

<http://www.kirs.gov.rs/docs/RefugeeNeedsAssessmentReportSerbia.pdf>

ート (Support for the Implementation of the National Strategy for Resolving the Problems of Refugees and Internally Displaced Persons through a Needs Analysis of Internally Displaced Persons accommodated in Collective Centres in the Republic of Serbia)」と称するプロジェクトを立ち上げ、その一環としてコソヴォ外のセルビアに所在する 43 の難民収容センターに居住する IDP3,234 名 (975 世帯) を対象とする調査活動を行った<sup>62</sup>。

本節では、これらの難民員会の調査結果、並びに他機関の調査結果を参照しつつ、難民・IDP の帰還と統合における課題を整理し、統合については難民・IDP を受け入れる地元社会の状況も含めて考察を進める。

### 3-1 難民・IDP の社会経済的状況と帰還・統合の選択

#### 3-1-1 難民・IDP の自立能力についての課題

セルビア政府は、難民収容センター閉鎖を進めるにあたり、個人用住宅建設の為に建築資材の現物支給、空き家となっている農家の提供、社会住宅 (Social housing) と呼ばれる集合住宅の提供等を閉鎖後の主な支援策として提示している<sup>63</sup>。以下にまず、どのような社会的条件の下に難民・IDP が生活環境を検討し、そうした条件下にある彼らが将来の選択肢として何を望んだかを概観する。

統合にせよ、帰還にせよ、難民・IDP が新しい社会環境への適合を果たすには、経済的自立に向けてどれ程の潜在的可能性を持っているかが重要となる。まず、自立を支える就業についてだが、オパチチ (Opačić, G.) の調査報告書によれば、教育程度 (学歴) と就業状態に密接な関係があることがうかがわれる<sup>64</sup>。表 2-5 は、当該調査報告書の結果であるが、この結果から、難民・IDP の就業率が学歴の高低に関係なく、一般よりも低いことが示された。しかし、その中でも高等学校修了者から大学卒業など、学歴が高い程就業率が高いのは各集団共通している。全般的に難民・IDP 集団の就業率は一般のそれより低く、失業率は圧倒的に高い。未就学、初等学校未修了、初等教育修了までの三区分につい

---

<sup>62</sup> Commissariat for Refugees, *The Condition and the Needs of Internally Displaced Persons in Collective Centers in the Republic of Serbia* (2010)にまとめられている。

[http://www.kirs.gov.rs/docs/The\\_condition\\_and\\_the\\_needs\\_of\\_IDPs\\_in\\_cc.pdf](http://www.kirs.gov.rs/docs/The_condition_and_the_needs_of_IDPs_in_cc.pdf)

<sup>63</sup> 上記 Dejan Milisavljević 氏への聞き取り調査による。

在木 (前掲論文、2010) も記しているように当初は国有地を提供して住宅建設資金を国際機関とセルビア政府から支援する方策もとられた。建設された家屋は国家の所有であり、居住者は後日優待的価格で買い取る権利を持つというものである。Milisavljević によれば 2017 年現在、ここで記した 3 点が主な支援策となっている。

<sup>64</sup> Opačić, Goran, *Target Group Survey-The Socio-Economic Status of Refugees and Internally Displaced Persons and their Position on the Labour Market* (Novi Sad Humanitarian Center, 2007), pp.5-6

ては、難民集団の初等学校修了者を除き、特にその傾向が顕著である。また、難民・IDP 集団は、高学歴であっても一般よりも失業率が高いことから、すべての区分で、難民・IDP 集団は就業における大きな課題があることが示唆された。

表 2-7 難民・IDP の学歴と就業率の関係

学歴	難民			IDP			一般		
	就業率	失業率	非活動者	就業率	失業率	非活動者	就業率	失業率	非活動者
未就学	6.50%	19.40%	74.20%	4.40%	55.90%	39.70%	11.71%	1.75%	86.54%
初等学校 未修了	9.70%	22.60%	67.70%	5.60%	40.80%	53.50%	22.59%	1.90%	75.51%
初等学校 修了	22.00%	22.50%	55.50%	12.90%	33.00%	54.10%	29.37%	8.48%	62.15%
高等学校 修了	43.40%	29.00%	27.50%	41.00%	32.60%	26.40%	48.02%	15.33%	36.65%
専門学校・ 短大卒業	50.50%	28.60%	21.00%	54.30%	31.00%	14.70%	53.42%	9.48%	37.10%
大学・アカ デミー卒業	63.30%	19.00%	17.70%	66.70%	20.80%	12.50%	64.01%	6.59%	29.40%

(オパチチ 前掲調査報告書 p.22 より筆者翻訳<sup>65</sup>)

同調査では、職業の専門性に焦点をあてた就業率と失業率について、835 名から回答を得ている。それによると医師や技術専門職、非特定の専門職、技術職員 (Technical associate) 等、一定の専門性を持っている集団は就業率が約 75% 近辺、或いはそれ以上で、看護師等の保健分野は 87.5% にのぼる。失業率の最も高い分野は、技術を持たない単純作業と思われる職種 (Elementary occupations~semi-skilled and unskilled workers) の 41.45% であり、次にサービス業及び店員の 36.84% が続く。学歴と専門性は直結しており、このような結果からも難民・IDP の自立可能性に各自が持っている学歴・専門性が大きく影響するものと思われる。

この問題について、難民委員会の調査結果は次のようになる<sup>66</sup>。まず、難民についてだが、難民収容センターとプライベート・アコモデーションでは、その教育背景と就業状態

<sup>65</sup> 同報告書によれば、一般の数値については、セルビア共和国統計局による 2006 年の調査結果である。調査対象は 2002 年国勢調査の調査対象世帯の 15 歳以上としている (p.52)。また、非活動者は、学生、主婦、年金生活者等である。初等学校は日本の小中学校に相当する義務教育である。

<sup>66</sup> Commissariat for Refugees, *op.cit.*, (2008), pp.9-10, pp.17-18

で大きな差異が確認できた。例えば、プライベート・アコモデーションの難民の 58・12% が高等学校を卒業しており、義務教育である初等教育（日本の小中学校に相当）未就学（no education）乃至は未修了と回答したのは 13・09% だったのに対し、難民収容センターの回答は高等学校卒業者が 31.12%、初等学校未就学乃至は中途退学者が 18・05% とある。更に、就業状態についてであるが、プライベート・アコモデーションの難民では就業者が 35.27%、失業者が 32.71% であるのに対し、難民収容センターでは就業者 9.12%、失業者 62.37% と大きな差異がある。同報告書では、調査時点でのセルビア共和国の失業率を約 20% としている。従って、難民の失業率自体が全体のそれを大きく上回っているのだが、難民収容センターの難民は 3 倍と非常に高い数値を示している。難民委員会の調査では、学歴別の就業状態についてはふれていないが、以上の数値からは、やはり学歴と就業には一定の因果関係があると考えられる。

プライベート・アコモデーションは難民収容センターと異なり、初期の混乱期を過ぎてからは特に、自己責任で生活を構築していく才覚が問われる側面が大きい。既述のように、プライベート・アコモデーションでの居住は必ずしも自発的選択とは限らず、難民収容センターの容量不足によるところも大きい。それでもプライベート・アコモデーションの生活を継続していくためには、難民・IDP になる以前からの、即ち各自が戦前に持っていたそれぞれの社会的背景に根差した生活水準が生活構築能力とも関連し、困難を乗り越える力として働いていたのではないかと思われる。

### 3-1-2 難民・IDP の収入状況

しかし、難民収容センターで暮らす難民よりも、社会的自立力を潜在的には持っていたと思われるプライベート・アコモデーションの難民であっても、その収入に目を向けてみると厳しい現実であったことがうかがわれる。

表 2-8 プライベート・アコモデーションで暮らす難民の一世帯あたりの平均月収  
(単位：US ドル)

収入額	世帯数	%
無収入	62	7.75
0-150	167	20.88
151-300	222	27.75
301-450	139	17.38
451-750	162	20.25
751-1200	38	4.75
1201-1500	9	1.13
1500 以上	1	0.13
合計	800	100%

難民委員会報告書（2008 p.11）より筆者翻訳

難民委員会の調査では、プライベート・アコモデーションの難民の一世帯あたりの月収は表 2-8 に示した通りである。尚、収入の内訳には当然ながら正規就業者の給料だけではなく季節労働等の臨時雇用が含まれていると想定されるが、調査報告書では明示していない。

このように、半数以上の世帯が1ヶ月300USドル以下で暮らしを賄っていることになる。同報告書のプライベート・アコモデーションのうち持ち家（アパートを含む）で暮らしている世帯は僅か29.5%であり、70%が何らかの家賃をこの収入から捻出し、かつまた生活を維持していることになる。難民収容センターに居住している難民の収入については、就業状態が更に厳しいためか同報告書の調査結果には記されていないが、プライベート・アコモデーションの難民の経済状態よりも困窮度は一層深刻であるのは明らかであろう。

次に IDP についての調査結果をみると、表 2-9 のようになる<sup>67</sup>。

**表 2-9 難民収容センターに居住する IDP 一世帯あたりの平均月収**  
(単位：日本円<sup>68</sup>)

収入額	世帯数	%
無収入	157	16.10
5000 円以下	377	38.67
5000-10,000 円	279	28.61
10,000-15,000 円	78	8.00
無回答	84	8.20
合計	975	100%

難民委員会報告書（前掲 2010、p8）より筆者翻訳

まず、調査対象者 3,234 名のうち児童、生徒、学生を除く 2,721 名の教育水準は初等教育修了者が 27.53%、高等学校修了者が 45.61%と大半を占める一方、初等教育未就学者乃至は中途退学者は 13.7%であった。これらの数値は、難民集団のプライベート・アコモデーションと難民収容センターの中間に位置しているといえよう。また就業状況についてだが、設問自体が難民対象の調査と異なるために単純比較は出来ないが<sup>69</sup>、何らかの就業状

<sup>67</sup> Commissariat for Refugees, *op.cit.*, (2010), p.4, p.6

<sup>68</sup> 同報告書ではセルビア・ディナールで記載されている。2017年7月現在 1ディナールは1.0661円であり、1ディナールを約1円として換算。

<sup>69</sup> 難民対象の場合は「就業」で一括されているが、IDP対象の場合は「就業 (employed)」と「臨時雇用 (temporarily employed)」に分けている。

態にあるものが16.24%、失業者はセルビア全体の失業率の2倍にあたる40.72%であった。ここでもまた、難民収容センターの難民よりは良好な数値であるが、生活の厳しさは相当以上であることがうかがえる。それを反映するかのよう、難民収容センターで暮らすIDP一世帯あたりの月収については表2-9の結果を得ている。これらの数値は、設問としては「雇用 (employed)」と「臨時雇用 (temporarily employed)」と分けているものの、その収入は後述するセルビア共和国における一人あたりの平均月収を大きく下回っており、無収入と10,000セルビア・ディナール(邦貨約1万円)以下が80%を越えるという結果である。収入の水準からも、就業と答えた者も正規就業とは異なることがうかがえると同時に、その生活の困窮度を示しているといえよう。

このような生活環境にある難民・IDPはいわゆる「難民生活」を恒久的に解決する方法として帰還と統合のどちらを選択したであろうか。プライベート・アコモデーションの難民は4.99%、難民収容センター居住者は更に下がって僅か3.04%、またIDPは3.59%が帰還希望という結果で、90%を越える難民・IDPが避難先であるセルビア共和国での定住を希望する結果となった。

### 3-2 セルビア系難民・IDPの帰還とその阻害要因

前項で述べたように、恒久的解決として帰還を望む割合は非常に少ない。また、クロアチア共和国を出身国とするセルビア系難民の場合、ボスニア・ヘルツェゴヴィナと比較して過去の帰還実績も少ない。そこにはどのような背景があるのであろうか。本項では、そのような傾向性の背景について考察を進めることとする。

#### 3-2-1 難民の場合

UNHCRの記録によれば、クロアチア共和国とボスニア・ヘルツェゴヴィナからセルビア共和国に避難してきた難民数は表2-10である。

ここに見られるように、2005年までに難民は劇的に減少している<sup>70</sup>。この背景について、セルビア難民委員会は2004年現在として状況を次のように説明している<sup>71</sup>。まず、全体のうち20万人を越える難民がセルビア共和国の国籍を取得して、法的身分として難民ではなくなったことがあげられる<sup>72</sup>。次に、149,000人がボスニア・ヘルツェゴヴィナとクロアチア共和国に帰還し、更に49,000人が第三国に移動したことが見込まれている。

---

<sup>70</sup> 2002年までは新ユーゴ、2005年まではセルビア・モンテネグロの数値である。2006年のモンテネグロ共和国の独立で連邦国家体制は解消されたが、その翌年のモンテネグロの難民数は8,528人であり、セルビアの難民事情に及ぼした影響は些少と考えられる。

<sup>71</sup> Commissariat for Refugees, *op.cit.*, (2008), p.3

<sup>72</sup> この背景として、セルビア共和国が旧ユーゴスラヴィアを構成していた他の各共和国からの難民に、国籍取得をより簡便にする支援策を法整備も含めて改善したことがあげられる。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナとクロアチア共和国に帰還した 149,000 人の帰還先の内訳は、51%がボスニア・ヘルツェゴヴィナのスルプスカ共和国、31%が同ボスニア連邦、そして18%がクロアチア共和国としている。

表 2-10 セルビア共和国におけるクロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナからの  
難民数の推移 (単位：千人)

	1996	1999	2002	2005	2008	2011
セルビア系 ボスニア難 民	250.7	198.2	121.4	47.0	27.2	20.7
セルビア系 クロアチア 難民	297.1	298.5	228.7	100.7	69.5	49.9
合計	547.8	496.7	350.1	147.7	96.7	70.6

(UNHCR Statistical Yearbook より筆者作成<sup>73)</sup>)

ここで注目したいのは、クロアチア（共和国）出身の難民の帰還が、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（共和国）のそれに比較して進まないことである。表 2-10 に示した UNHCR の統計で、1996 年にはほぼ拮抗していた出身国別の難民数であるが、セルビア系クロアチア難民の全体に対する比率は 2005 年に 68%、2008 年に 72%、そして 2011 年には 71%と、ほぼ常態として約 70%を占める推移を示している。この問題の考察を進めるために、まず、先に述べたセルビア難民委員会が IOM、UNHCR の協力を得て行った調査で、難民自身が帰還の障害と考える要因をみてみたい。

表 2-11 は、プライベート・アコモデーション、難民収容センター双方の難民に対して行った帰還で最も懸念される問題に関する質問の結果である。回答内容の、「出身国における民族的差別への恐怖 (Fear of ethnic discrimination in the place of origin)」、「出身国における公的機関からの迫害への恐怖 (Fear of persecution by local authorities in the place of origin)」、「地元公的機関への不信 (Distrust of local authorities)」、「出身国における移動の自由の制限 (Limited freedom of movement in the place of origin)」は、帰還した場合に直面する可能性がある地元民（クロアチア人、乃至はムスリム人）からの何らかの迫害、差別、ハラスメントに対する恐怖心としてまとめられるであろう。また、「出身

<sup>73</sup> 1996 年から 2005 年までの統計については UNHCR Statistical Yearbook 2005

<http://www.unhcr.org/4640637d2.html>、2008 年は UNHCR Statistical Yearbook 2008

<http://www.unhcr.org/4bcc5c9f9.html>、2011 年は UNHCR Statistical Yearbook 2011

<http://www.unhcr.org/51628f589.html>

国における剥奪された資産 (Usurped property in the place of origin)」、「出身国における破壊された資産 (Destroyed property in the place of origin)」を要因としている回答者が圧倒的に多い。これらのことから、帰還阻害要因は大きく二つに分類できる。即ち、一つは主に個人的な資産の問題、もう一つは帰還した場合に直面する迫害に対する恐怖心である。

表 2-11 難民が考える帰還の阻害要因 (単位：%)

帰還に対して最も懸念される要素	難民収容センター	プライベート・アコモデーション
出身国における民族的差別への恐怖	21.62	15.94
出身国における公的機関からの迫害への恐怖	10.81	1.45
地元公的機関への不信	8.11	2.90
出身国における移動の自由の制限	5.41	4.35
出身国における剥奪された個人資産	40.54	18.00
出身国における破壊された個人資産	8.11	39.13
出身国における破壊されたインフラ	5.41	2.90
限られた雇用の機会	—	8.70
限られた保健サポート	—	2.90
その他	—	3.73
合計	100%	100%

(難民委員会 前掲報告書 (2008) p.14、19 より筆者作成<sup>74)</sup>

主たる個人的資産は住宅である。調査の質問にある「破壊された住宅」は何を指すかという、戦闘のための破壊、また戦闘それ自体ではなく居住者が離れ空き家となった住宅を近隣の住民が放火等の行為により損傷を与えた場合である。「剥奪された資産」には幾つかのケースが想定できる。一つは居住者が避難した後の略奪、加えて無人化した住居をクロアチア共和国政府がクロアチア系の難民・IDP等に居住することを許可し、現在は第三者が占有してしまっているケースである。もう一つは、公有集合住宅の居住権 (tenancy right) の問題である。この居住権の問題は集合住宅が多い都市部で主に発生した。クロアチアでは、公有住宅の居住権は相続権も含めてほぼ所有権に近い形で認められていて、所有権との違いは売却権が無いことと、正当な理由なく居住者が連続して6か月間居室を留守にした場合はその居住権を失効させることが出来るという二点であった<sup>75)</sup>。クロアチア

<sup>74)</sup> 空欄は難民収容センター居住者には質問されていない項目である。

<sup>75)</sup> Human Rights Watch, *Croatia: A Decade of Disappointment-Continuing Obstacles to the Reintegration of Serb Returnees* vol.18, No.7D (2006), p.4

共和国政府は 1995 年 9 月、公有住宅の居住権に関する新たな法を制定し、その中で法の施行後 90 日以内に居住者が戻ってこない場合は居住権が失効する旨を定めたのである<sup>76</sup>。1995 年 9 月は、同年 8 月にクロアチア軍の嵐作戦によってセルビア系住民の大量避難が起きた直後であり、また 11 月の Dayton 合意以前の段階である。この段階での 90 日以内の帰還は、避難したセルビア系住民にとり極めて困難な決断であった。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)<sup>77</sup> の報告書<sup>78</sup>によれば、23,700 人のセルビア系住民の居住権が失効されたという。これらの審理は当事者不在のままに進められたケースも多々あり、被害を受けたセルビア系の元住人からは数多の提訴がなされたが、判決は往々にしてセルビア系の元住民にとり不利なものとなった<sup>79</sup>。

一方、帰還を妨げる「恐怖」の側面について、ヒューマン・ライツ・ウォッチの前掲の報告書は、クロアチア共和国シーサク市近郊のグレダ村で 71 歳のセルビア人女性がクロアチア人の警官によって殺害され、その裁判で犯人が「民族的憎悪 (ethnic hatred)」とその動機を公の場で述べたことをはじめ、ベンコヴァツ市近郊のドニ・カリン村で 81 歳のセルビア人男性が殺害され犯人が未だ不明であること等、2005 年に発生した殺人事件に言及している。また、殺人には至らないものの、2005 年、2006 年にベンコヴァツ、キスタニェ、ボロボ・セロ、トルピニヤ、ジェヴルスケ、クニン、ザグレブ、ザダル等、各地で暴力行為があったことを記し、それら「民族的動機に基づく事件 (Ethnically Motivated Incidents)」に関する深刻な懸念を表明している。これらのことから、セルビア系難民の恐怖には一定の裏付けがあることが確認できる。

現状はどうであろうか。アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、その年次報告書<sup>80</sup>で、クロアチア共和国における難民、移民等特定の集団、特にセルビア系住民に対するヘイト・スピーチの急増を報告していると共に、UNHCR の記録を引用して、2016 年までに紛争により他国に逃れたセルビア系住民のうち約半数の 133,000 人が帰還してはいるが、セルビア系住民の未だ継続する資産回復問題、公職への基準以下の雇用も含めての就業上の全般的な課題等について懸念を表明している。こうした事実からは、クロアチア共和国へのセルビア系難民の帰還問題、及び帰還難民が直面している未

---

在木和雄「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還の障害と住宅問題 - 「失われた公有住宅の居住権」の問題を中心に」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第 4 巻 (2009) 55 頁

<sup>76</sup> Human Rights Watch, *op.cit.*, (2006), p.5、在木、前掲論文 (2009)、56 頁

<sup>77</sup> 人権問題を専門とする国際 NGO。アメリカに基盤を置きつつ世界約 90 ヶ国で活動。

<sup>78</sup> Human Rights Watch, *op.cit.*, (2006)

<sup>79</sup> Amnesty International, *Public Statement 'Croatia: European Court of Human Rights to consider important case for refugee returns*, (2005), Human Rights Watch, *op.cit.*, (2006)

<sup>80</sup> file:///C:/Users/chiek/Downloads/POL1048002017ENGLISH.PDF

解決の課題は現在も山積しているといえよう<sup>81</sup>。難民委員会は、未だセルビア国籍を取得することなく、難民としての地位に留まっている人々が一定数存在することの背景には、難民の身分を保持している方がこれらの懸案事項、特に資産問題の解決について有利に働くのではないかという希望的観測によるものとしている<sup>82</sup>。

なお、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでも同様の問題が存在したことは当然であるが、大きな課題として残っていない。その背景には、ボスニア・ヘルツェゴヴィナには和平遂行を担当する上級代表事務所（Office of the High Representative:OHR）が国際社会により設置され、上級代表がその権限で法制度の整備をはじめ、難民の帰還がスムーズに促進されるべく措置をとったことによる<sup>83</sup>。

### 3-2-2 コソヴォ IDP の場合

次に、コソヴォからの IDP についてはどうであろうか。IDP に対してはセルビア難民委員会の調査結果を参照するが、質問の設定が難民対象の調査とは若干異なる。その背景は、調査自体が難民収容センター閉鎖を進めるにあたっての現状調査なのだが、難民収容センターの居住者の大半が IDP であったことにある。IDP に対する設問は、「難民収容センターを出ていくために」という前提に立っている。加えて先に述べたセルビア政府による、難民収容センターを出ていく場合の支援の内容も明示したうえで何を選択するか、という内容と、帰還を阻害する要因を全員に対して問う設定になっている。また、この調査では、IDP がコソヴォに残してきた個人資産についての質問も行っており、下記の表 2-12 と表 2-13 はその回答結果である。

調査は 975 世帯に対して行われたが、所有資産は世帯数を上回り、一部に複数の資産を所有している者がいることが示唆される一方、その物理的状況については、僅か 8.97%が

---

<sup>81</sup> 上記 Dejan Milisavljević への聞き取り調査より。なお、このインタビューによれば、個人所有の戸建ての住居については、個人間の売買として行われているが、破壊された家屋を買い取るオファーは少なく、売買が成立したとしても市価よりも安価であるとしている。また、同インタビューでは、当然ながらセルビア側の主張としてだが、クロアチア共和国が EU 加盟を目指している段階では、比較的速やか、かつフェアに住居売買、帰還等の懸案が処理されていたが、EU 加盟後は遅滞状況に戻ったと語られた。こうした主張の真否はともかく、両国間における安定的な対応措置がとられていない一つの側面と考えられる。

<sup>82</sup> 上記 Ivana Anič Čurko への聞き取り調査より。

他に、国籍取得がそのまま生活の質の向上になっていないという Vujadinović (*op.cit.*, 2011, p.239) の論考からは、国籍取得が望ましい未来いつながるとは考えられないという背景もあると思われる。

<sup>83</sup> 在木、前掲論文(2010)、55 頁、Office of the High Representative, *Sarajevo Declaration and Implementation Reports* (1998)、上記 Dejan Milisavljević への聞き取り調査より。

損傷なし、損傷はあっても居住可能と合わせても 15%を僅かに上回る結果となった<sup>84</sup>。報告書によれば、194 世帯が当時のコソヴォ暫定政府、国際機関、国際 NGO、自治体政府等を通して、損壊或いは損傷を受けた資産の復元を申請しているが、その結果、6 世帯が再建の契約書に署名し、26 世帯が肯定的な回答を受け取っている一方、14 世帯は否定的な回答、残る 138 世帯については回答無しであり、剥奪された資産についても類似した状況にあるとしている。また、法的提訴についてもその 65%以上が回答なく、そのままに据え置かれていることに加え、所有権についてのクレームは実態と比較してあまりに少ないとしている。このようにコソヴォからのセルビア系 IDP は、クロアチアからの難民と同様の問題に直面していることがうかがわれた。

表 2-12 IDP のコソヴォにおける所有資産数

資産の種類	個数
家屋	628
アパート	158
農地	242
商業用スペース	18
資産なし	62
<b>合計</b>	<b>1108</b>

(難民委員会 前掲調査報告書 (2010) p.12 より筆者翻訳)

表 2-13 IDP のコソヴォにおける資産の状況

資産の状況	個数と所有世帯の割合 (%)	
全面損壊	397	56.55
深刻な損壊 (居住不能)	79	11.25
損傷 (居住可能)	45	6.41
損傷なし	63	8.97
情報なし	118	16.81
<b>合計</b>	<b>702</b>	<b>100.00%</b>

(難民委員会 前掲調査報告書 (2010) p.12 より筆者翻訳)

表 2-14 は、このような状況にある IDP が、難民収容センター閉鎖に伴うセルビア

<sup>84</sup> 調査対象の 975 世帯から「資産なし」と回答した 62 世帯を差し引いても、913 世帯が何らかの資産を有しているにもかかわらず、回答数は 702 世帯に留まった。この理由について、難民委員会は説明していない。

政府からの支援策を提示されたうえで、どのような選択を示したかの結果であり、表 2-15 は帰還するとして改善されるべき前提条件についての質問への回答である。

既に述べたように帰還希望の IDP は 3.59%であるが、これは調査報告書では、「帰還しか選択肢を持ち得ない」人々と説明している。社会住宅は、難民・IDP のためばかりではなく社会的弱者層への福祉目的の集合住宅であり、難民・IDP は家賃を免除されるものの、それまで難民収容センターでは免除されていた光熱費、水道料等の支払い義務が入居 2 年目からは生じるため、生活の困窮度は増すことになる。従って、難民収容センターに居住する IDP の中には、それらのことに不安を感じる者も少なくなく、このような説明になったものと考えられる。農家にしても無償供与ではなく、有利な条件とはいえ一定の支払い義務が生じる。従って、難民収容センターを出るということは、難民・IDP に少なからず自立へと向かう覚悟を問うものであった。

表 2-14 IDP の難民収容センター閉鎖後の希望する選択

IDP の希望	世帯数と割合 (%)	
帰還希望	35	3.59
保護された環境の社会住宅	292	29.95
農家	272	27.90
建材の支給	165	16.92
何らかの社会施設	28	2.87
物品・資金支援	85	8.72
その他/無回答	98	10.05
合計	975	100.00

(難民委員会調査報告書 p.13 より筆者翻訳)

表 2-15 IDP が考える帰還のために改善すべき前提条件

改善すべき前提条件	世帯数と割合 (%)	
個人資産の修復	104	10.67
差別	28	2.87
保健関連	35	3.59
就業	96	9.85
安全	668	68.51
無回答	44	4.51
合計	975	100.00%

(難民委員会調査報告書 p.15 より筆者翻訳)

この調査では、帰還を妨げる要因というよりは、帰還を可能にする前提条件は何かという質問であり、難民に対する調査とは質問の仕方が若干異なるが、調査結果は安全についての懸念を 68.51%の回答者があげた。コソヴォ紛争から 10 年余りを経た時点での調査であるが、非常に高い数値を示したといえよう。ヒューマン・ライツ・ウォッチの『ワールド・レポート 2017 (World Report 2017)』<sup>85</sup>によれば、固有の民族名には言及していないもののコソヴォにおける深刻な虐待は継続しており、特にコソヴォ北部でのセルビア人とアルバニア人の緊張関係は続いているとしている。このように、国際社会の様々な介入は未だ十分に実を結んでおらず、安全の確保が重視されるのは当然の結果といえよう。

### 3-3 統合への課題

難民・IDP の大半が、恒久的解決として選択した現地社会との統合であるが、統合には難民・IDP の経済的、社会的自立と地元社会との融和という二つの側面で課題がある。難民・IDP の経済的状況の厳しさについては、既に述べたところであるが、第三国定住と異なり、同じ民族が多数派として構成される謂わば「母国」への避難の後に生じる課題とは如何なるものであろうか。本項では、それらの課題について考察を進める。

#### 3-3-1 難民・IDP を取り巻く社会環境

東ヨーロッパで最も豊かな国といわれたユーゴスラヴィアは、冷戦時代に西側諸国が高度経済成長を遂げる中、はるかに遅れをとったといわれる旧共産圏の中では、教育、医療、住居など全ての面で一定以上の生活水準を達成していた。実際、特に 1960 年代にユーゴスラヴィアに留学、駐在経験を持つ研究者やジャーナリストの著作には、そのような記述が見受けられる<sup>86</sup>。従って、セルビア系難民・IDP のいわゆる「難民問題」には、旧ユーゴスラヴィアの生活水準、および文化的側面における特殊性がある。通常、「難民」という言葉でイメージされやすい、アジア・アフリカなどの開発途上国と違い、ユーゴスラヴィアは曲がりなりにもヨーロッパであった。

例えば、UNHCR では難民への支援に出身国の医療水準を適用するのが通例となっているが、ユーゴ難民の場合は、透析治療や心臓外科手術など、高度な医療、即ち支援の資金

---

<sup>85</sup> <https://www.hrw.org/world-report/2017/country-chapters/serbia/kosovo>

<sup>86</sup> 例えば岩田昌征は前掲書(2010)において、「このようなユーゴスラヴィアの国際的地位は、経済的にも東西から、特に西から金銭的援助や労働力輸出上の好条件を取り付けることを可能にした。ソ連圏に所属せざるを得なかった隣国のバルカンの諸国民や中欧の諸国民が羨望した消費生活と市民レベルの対西欧交流が実現された。」(95-96 頁)と記し、当時の東欧圏におけるユーゴスラヴィアの経済的発展度について記している。また、加藤雅彦は NHK の特派員として 1963 年から 67 年にかけての 4 年間、ベオグラードに滞在した期間を振り返り、その当時のユーゴスラヴィアの東欧圏でも突出した「輝かしさ」を、『バルカン—ユーゴ悲劇の深層—』(日本経済新聞社、1993、209-211 頁)で記している。

面で言えば高額な医療支援金を必要とするケースがしばしば発生し、支援現場での議論の対象となった。更には、豊かな食生活の代償とも言われる糖尿病患者が多く、認定 NPO 法人「難民を助ける会」ではインスリン供与の支援を実施したほどであり、難民支援にインスリンが含まれたのは極めて異例のことであった<sup>87</sup>。

IAN は、その調査内容のひとつを「回答者の物質的状況 (Material Status of Respondents)」として住民の経済的問題に焦点をあてている。それによれば、調査段階で紛争当事国のうち、紛争勃発前の 1990 年の経済状態レベルに達し、かつ上回るのはスロヴェニア共和国のみであり、クロアチア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア共和国は 1990 当時の GDP をまだ取り戻せないでいるとしている<sup>88</sup>。また、公的機関などにより様々な現状調査が実施されたものの、調査方法の違いなどにより統計的に同一レベルでの整合性ある比較は出来ないとして、難民<sup>89</sup>、帰還避難民、地元民から構成される当調査対象者、三ヶ国合計 1,491 名の回答を幾つかまとめている。設問のひとつは、自分の経済状態を「非常に貧しい (Extremely poor)」から「非常によい (Extremely good)」までの 5 段階で、紛争の前と後の双方で尋ね、回答を帰還民、難民 (IDP を含むがコソヴォ出身者は含まれない)、地元民別にまとめたものである。次の表は回答者全員の結果数値を示す。

表 2-16 IAN の聞き取り調査に協力した難民・帰還避難民、地元民 (三ヶ国合計) の生活実感

	非常に貧しい	貧しい	平均	よい	非常によい
紛争前	1.2%	4.9%	42.6%	37.6%	13.6%
紛争後	20.9%	29.5%	34.4%	13.3%	1.9%

(IAN "Living in Post-war Communities" (2005) p53 より筆者翻訳)

同じ質問に対するセルビア系難民のみの回答では、実に 73.29%が自らを「非常に貧しい」、乃至は「貧しい」としている<sup>90</sup>。IAN はこの調査ではコソヴォからのセルビア系 IDP を対象としていないが別途実施した調査では、同じ質問の回答でセルビア系コソヴォ IDP は

<sup>87</sup> 長有紀枝「旧ユーゴ紛争における救援活動の特殊性—二つの「心のケア」プロジェクトの始まり—」、難民を助ける会編『スルツェ ところ—旧ユーゴ紛争 戦争トラウマと NGO の挑戦』(難民を助ける会 1998) 18-19 頁

<sup>88</sup> IAN International Aid Network, *Living in Post-war Communities*, (2005), p.51

<sup>89</sup> IAN は「難民」群にコソヴォ出身者を除き国内避難民も含めている。従って、「帰還避難民」にも同様の基準が適用されている。

<sup>90</sup> *Ibid.*, p.55

89%という数値を示している<sup>91</sup>。

こうした設問が、2004年という（特にコソヴォ IDP の場合は 2002 年の調査であり、1999 年のコソヴォ紛争から 3 年しか経過していない）、復興の実りが 2017 年現在以上に可視化するに至らない時期であったことを考えると、紛争の前後での経済状況に大きな差が現実問題として生じていたとしても、過去を実際以上に美化して回想し、その結果、現在との落差を感じる傾向性は否定できないと思われる。しかしながら、先に参照した難民委員会、オパチチの調査結果を勘案しても、一定の事実を示していると考えられる。また、当事者が感じているその「実感」こそが、人々の心理社会的課題に大きな意味を持つことになろう。「豊かであったユーゴスラヴィア」、「輝いていたユーゴスラヴィア」が失われた今、この「落差」に直結する「喪失感」が難民・IDP のみならず、一連の紛争で民族的には敗者となったセルビア人にとっては、更なる心理的負荷となり、様々な作用を及ぼすことになる。

ここで IAN の調査結果からユーゴ紛争当事国のボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア共和国における難民、帰還難民、地元民の経済状況を併せてみていきたい。表 2-17 は家族構成員一人当たり（per family member）の月額平均収入である<sup>92</sup>。この数値から窺われるのは、スルプスカ共和国を除き各国共に難民の相対的に低い収入である。また同時にスルプスカ共和国においては全体的な数値の低さが目立つ。スルプスカ共和国では、特に帰還難民の数値が低いことが注目される。セルビア共和国のそれと併せて、セルビア系の所得の低さが示唆されたと思われる。

表 2-17 三ヶ国の家族一人当たりの平均月収（単位：ユーロ）

	ボスニア連邦	スルプスカ共和国	クロアチア共和国	セルビア共和国
帰還避難民	92.79	52.03	192.52	
難民	64.14	61.61	152.28	73.23
地元民	124.13	76.5	192.02	102.76

（IAN "Living in Post-war Communities" (2005) p56 より筆者翻訳）

表 2-17 で示された所得差は、それぞれの地域での経済格差もあり、平均収入による比較だけでは個人の経済状態を推し量ることが出来ないとして、IAN は各国が定めた貧困ラ

<sup>91</sup> *Ibid.*, p.56

<sup>92</sup> *Ibid.*

ボスニア・ヘルツェゴヴィナについては第 1 章で記したように、二つの政治体によって構成される。ボスニア連邦はクロアチア人とムスリム人が多数派を、スルプスカ共和国ではセルビア人が多数派を構成する。尚、原注によれば、クロアチア共和国の帰還難民の収入の比較的高い数値は、クロアチア系帰還難民が 272.31 ユーロと相対的に極めて高い収入を得ているところからとされる。セルビア系帰還難民は 165.09 ユーロである。

イン (poverty line) に基づき、一世帯当たり (per family) について以下の状況も報告している。

貧困ラインは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが 90 ユーロ、クロアチア共和国が 105 ユーロ、そしてセルビア共和国では 85 ユーロとしている。表 2-18 は、各国、各地域の貧困ラインを基準とした場合の経済状態である。

表 2-18 三ヶ国の貧困ライン以下の世帯が占める割合 (単位：%)

	ボスニア連邦	スルプスカ共和国	クロアチア共和国	セルビア共和国
帰還避難民	65.5	84.7	54.9	
難民	78.2	85.4	48.1	65.9
地元民	41.3	70.4	33.1	49.3

(IAN "Living in Post-war Communities" (2005) p58 より筆者翻訳)

貧困ラインを基準とした結果においても、クロアチア共和国を除き難民世帯の 50%以上が貧困ラインを上回り、難民生活の厳しさは地域を問わないことが確認されたと言えよう。地域の特徴としては、やはりスルプスカ共和国が最も厳しい実態を示す結果となり、次にセルビア共和国が続く。表 2-17 で示された月収における調査結果にほぼ準じる結果である。スルプスカ共和国全般、そしてセルビア共和国というセルビア系の貧困度の傾向性が示された。これらの数値の背景には、経済制裁を含むユーゴ紛争によるセルビア共和国の経済的疲弊が一因として存在するのではないかと考えられる。

これら IAN の調査結果を概観すると次のような事実が窺われると考える。第三国への定住による異文化圏での苦難と比較し、出自の民族で多数派が構成される共和国への避難は、例え難民・IDP となることが苛酷な体験であれ、同じ言語、文化を共有する同胞の共和国という観点からみれば相当以上に恵まれているとも考えられる。しかし、その流出先の劣悪な社会条件は、先進国である第三国への移住と比較して、どの程度のプラスであるかは疑問である。流出先の共和国もまた、紛争下或いは紛争後の物心共に余裕のない生活を強いられている社会では、寛容度の高い受け入れが期待できないからである。

その象徴的な例に、次のようなエピソードがある。セルビア共和国中部に位置するクラリエヴォ市近郊のビタノヴァツ難民収容センターでの出来事である。この難民収容センターはコソヴォからの IDP 数十人を収容していたが、建物自体が町の古い集会所とその倉庫であり、広い一室をベニヤ板で間仕切りをして各人に提供しており、プライバシー等は皆無であった。また仕切りの構造上、四方が壁となっている場合もある。しかし、ビタノヴァツ難民収容センターでの一番の問題は水道がひかれていないことだった。難民達は毎朝徒歩で町の水汲み場までその日使う水を求めて通っていたが、高齢者も多いことから全員が費用を分担して長いホースを買いその水汲み場の蛇口に繋ぐことで、少しでも劣悪な設

備のセンターでの暮らしを便利にしようと試みた。しかしながら、その長いホースは購入、設置後間もなく、夜間に幾つかに断ち切られていたという<sup>93</sup>。同じ戦禍を生きる、しかも同胞であるセルビア人同士であっても、このような過酷な仕打ちがある。それは、戦争が生み出す社会の閉塞の一端を物語っていると言えよう。

この点について、先に引用した IAN の調査で留意しておきたいことは、内戦の前後で自分の経済状況をどのように認識するかという設問に対する地元民の回答である。統合には難民・IDP としての自立能力の促進が重要課題であると同時に、難民・IDP と地元社会がどのように融合できるかもまた、大きな課題である。地元民の物心両面における「ゆとり」感は、難民・IDP の統合にとり等しく重要な課題となろう。そして、そのために、地元民の経済状況は、難民を受け入れる側としての心理社会的背景を確認するために不可欠の要素である。

表 2-19 で示された地元民の回答は、クロアチア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア共和国、三ヶ国合計の数値である。これらの数値もまた、セルビア共和国に限定したものではなく、難民・IDP にならずとも全般的な紛争と住民の経済状態の関連がうかがわれるものと考えられる。

表 2-19 IAN による 2004 年聞き取り調査での地元民の経済状態実感数値

(三ヶ国合計)

	非常に貧しい	貧しい	平均	よい	非常によい
紛争前	0.4%	4.8%	44.0%	38.1%	12.6%
紛争後	11.4%	28.5%	38.1%	18.1%	2.8%

(IAN, “Living in Post-war Communities” (2005) p53 より筆者翻訳)

ここで示されたように地元社会においても、「非常に貧しい」及び「貧しい」が激増し、「よい」は半減、「非常によい」は紛争前の約 22%に減少している。1990 年代にセルビアが直面した紛争とそれに起因する経済制裁、それらによる社会的、経済的な戦禍は難民・IDP だけではなく、地元民をも直撃している事実の一端が示されたといえよう。

### 3-3-2 セルビア系難民・IDP の自立・統合への課題

セルビア共和国は、ユーゴ紛争中に多額の軍事支出に加え、経済制裁を發動されたこともあって、紛争によって受けた経済的ダメージはかなり大きなものであった。更には、ユーゴ紛争、コソヴォ紛争において、その戦争責任自体の責めを大きく帰せられたことも相俟って、国際社会からの復興支援額はクロアチア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナに

<sup>93</sup> 2002 年 3 月 4 日、筆者によるピタノヴァツ難民センター住民からの聞き取り記録による。

比較して低いものだったとされている。また、2000年代の民主化と共に市場経済への移行という政策転換によって企業の倒産も相次いだ。旧ユーゴスラヴィアの首都を擁し、その中心的役割を自負していたセルビア共和国にとり、経済的疲弊と心理的疲弊は負の相乗効果を生み出し得るものだったのではないだろうか。

ここでは前項に続き、数多のセルビア系難民・IDPを受け入れ、一時はヨーロッパ最大の難民庇護国でもあったセルビア共和国の経済状況を中心に、難民・IDPの自立と地元社会との統合の問題についての考察を更に進めることとする。

下記の表は、2015年現在の旧ユーゴスラヴィアの各共和国の経済状況である。

表 2-20 旧ユーゴスラヴィア連邦を構成していた共和国の社会状況

	セルビア共和国	クロアチア共和国	スロヴェニア共和国	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	マケドニア共和国	モンテネグロ
実質 GDP (百万 US ドル)	41,300.56	59,940.14	50,293.31	18,658.69	10,860.78	4,643.04
一人当たり GDP (US ドル)	5,348.3	12,090.7	21,304.6	4,708.7	5,237.1	6,701.0
一人当たり GNI (US ドル)	5,280.0	12,090.7	21,660.0	4,880.0	5,140.0	7,240.0
失業率 (%)	17.90	16.30	8.00	27.70	26.27	17.60
人口 (百万人)	712	428.5	206.6	353.1	208	62.7

(経済指標については世界銀行統計<sup>94</sup>、失業率、人口については日本国外務省各国情報<sup>95</sup>の2017年10月現在開示データを基に筆者作成)<sup>96</sup>

<sup>94</sup> <http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/03/24/open-data-economy>

<sup>95</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html>

<sup>96</sup> コソヴォの状況は、同様の出典で、実質 GDP7065.14 (百万 US ドル)、一人当たり GDP 3,661.4US ドル、一人当たり GNI3,850US ドル、失業率 35.3%、人口 180.5 万人

この数値が示すように、旧ユーゴスラヴィアの共和国ではスロヴェニア共和国が群を抜いて良好な状況であり、数値的にはクロアチア共和国がそれに続く。だが、そのクロアチア共和国も EU 加盟を果たしたものの、それが現実社会の経済発展には未だ及んでおらず、失業率は 16.3% にのぼり、経済的状況の厳しさが窺われる。セルビア共和国を含むその他の共和国は一層厳しい現実が示されているといえよう。セルビア共和国について、更に詳しく状況をみるために、在セルビア日本大使館が発行している月報でここ数年の推移を追うと次のようになる。

**表 2-21 在セルビア共和国日本大使館月報による平均月額賃金・失業率の推移**

単位：日本円

	2013 年 1 月	2014 年 1 月	2015 年 1 月	2016 年(1~3 月平均)
平均賃金 (グロス)	54,557	54,438	54,208	60,034
平均賃金 (ネット)	39,197	37,966	39,285	43,596
失業率	23.1%	21%	17.6%	17.9% *

(在セルビア共和国 日本大使館の月報をもとに松永作成)

注記 1： 在セルビア日本大使館月報では数値の出典をセルビア共和国統計局並びに同国財務省としている

注記 2： \* 15 歳以上、15 歳～25 歳の失業率は 43.8%

注記 3： セルビアでは給与から税金、社会保険関係で約 30% が差し引かれる

注記 4： 賃金の元データはセルビア・ディナールだが、1 ディナールは約 1 円として換算

上記の表に示された状況を補足すると、筆者が聞き取り調査を行ってきた範囲では、2015-6 年現在、学校教員の手取り月額給料が邦貨約 50,000-60,000 円 (50,000-60,000 ディナール) といわれ、ある初等学校の校長は妻が自分以上に給料面で優遇される仕事についているために、ようやく子どもを育て、家庭を維持できると述べた<sup>97</sup>。また、2011 年現在ではあるが 30 歳代前半の男性は、大手報道機関での職務についていて収入は月額邦貨約 26,000 円 (200 ユーロ) にすぎず、やはり妻が自分より高い給料のために生活ができると述べている<sup>98</sup>。大学教授の場合は、2016 年現在、そのランクにより差が大きく、一般に手取りで邦貨約 70,000-150,000 円 (70,000-150,000 ディナール) とされている

<sup>97</sup> Personal interview with Dragan Jovičić, the headmaster of Branislav Nušić Elementary School in Smederevo city, the Republic of Serbia at Branislav Nušić Elementary School on the 26<sup>th</sup> of August, 2016.

<sup>98</sup> Personal interview with Marko Gospavić in Belgrade, the Republic of Serbia, on the 21<sup>st</sup> of August, 2011.

上記の失業数値は世銀統計とほぼ一致している。しかし、筆者が継続的に行ってきた聞き取り調査では、定職という限りにおいて言えば、17.6%は「公式発表」の感が強く、実態はこれ以上の失業状態があるのではないかとの感触を得ている。注目すべきは15歳から25歳の失業率の高さであろう。この数値は、聞き取り調査での感触とほぼ一致している。大学卒であっても、学歴に見合った仕事は中々見つからず、大学院は日本的な表現でいえば「就職浪人」のモラトリアム的な意味も有しているように思われる。更には、このような社会状況で未来への希望を失った若年層の近隣のヨーロッパ諸国への移住が顕著で、その数はこれまでで数十万人とも言われている。これらの若年層は、海外でも有利に就業しやすい高学歴で英語など外国語が堪能な一群で、言い換えればセルビア共和国の未来を担うべき貴重な人材が流出していることになる。この数値の正式な統計調査は存在せず、いわゆる「巷間伝えられるところ」という域を出るものではないが、このような「噂」が広く流れること自体が、若年層をはじめとする国・社会への絶望感、失望感が蔓延している証左のひとつと考えられる。

3-1-1項で、難民・IDPも一般人口も、学歴の高さと就業率の高さが正比例する傾向にあることを述べた。高学歴を持つ者は、確かに学歴が低い層よりは就業率が高い。しかしそれは、その比較における限りであり、高学歴であっても失業率が高い事実には留意すべきであろう。

セルビアでの定職への就労の難しさには幾つかの原因が考えられる。そのひとつは当然、国家、社会全体の経済的疲弊である。雇用を創出するような産業の立ち上がりが極端に少なく、雇用機会の縮小は膠着状態にあり、その出口がみえない状況が続いている。こうした閉塞感を生み出す状況に加えて、正規の職業に就きにくい原因の中でもセルビアで顕著な事情はいわゆる「コネ社会」であると思われる<sup>100</sup>。実際、筆者のこれまでの聞き取りでも、難民・IDPは勿論のこと、地元民からも人脈がないので職が中々みつけれないとのコメントは多々聞かれる。それは企業などへの定職に限らない。より簡易に見つけられる

<sup>99</sup> Personal interview with Bojana Škorc, the professor of University of Arts in Belgrade, in Belgrade on the 14<sup>th</sup> of November, 2016.

<sup>100</sup> 旧ユーゴスラヴィアにおける自主管理制度をはじめとする政治制度としての分権化の傾向は「地方ボス」の出現という現象に結びつき、その「地方ボス」は就職、住居の獲得、進学、その他の様々な行政サービスに対するアクセス等、生活の様々な局面で大きな影響力をふるったとされる。(佐原、前掲書(2008)、69-70頁)ここで述べたようなコネ社会の傾向は、こうした長い歴史の産物として社会習慣化している可能性がある。加えて、そのような傾向性が一般市民に与える負の影響は心理面にも及ぶ。2017年現在も、スメデレヴォ市における就職は与党の党員が優先されるという噂が流布されているが、事の真偽はともかく、この傾向性が様々な形で民衆の「思い込み」としても定着し、いわゆる「やる気」、「希望」を阻害する方向に作用していることに、問題の深刻さを示す側面があると思われる。

と想定される飲食店等のサービス業においても同様の傾向がみられる。それらの傾向については、例えば、セルビアでは人員募集の際、求職情報の小冊子に載せることが義務付けられているが、どこに問い合わせても既に決まったとの回答しか得られないとの不満が若年層を中心に多々漏らされる。つまりは、既に縁故で採用者は決まっているものの、法律上、一応の募集の体裁をとるとい実情である。

オパチチの調査では、就職活動を行ってきたとする回答者にその方法を質問したところ、政府の就職紹介機関 (National Employment Service : NES) が当然ながら最も高く 61.7% であるが、次いで「友人、親類を通して」が 45.7% である。また、職に就くための最重要な要素については、「第三者からの紹介、推薦」との回答が失業者では 32%、就業者であっても 28% と最も高い結果となった。因みに、その他の要因では「実績・職歴」が失業者で 18%、就業者 21%、学歴が失業者、就業者共に 15% と続く<sup>101</sup>。職歴が重要要素であるということは、評価に値する実績を積めるということ自体が、一定の専門性を評価される職種と考えられる。これらのことから、既述の単純作業 (Elementary occupation) に分類される職業経験者にとっては、一層職に就くことの困難が考えられる。オパチチの調査による就業者の職種についての結果は、難民・IDP の合計で、「サービス業及び店舗や市場での販売員」が最も高く 24.2%、次に職工・小売業が 17.3% と続く<sup>102</sup>。このように、それまで培ったコミュニティを離れ、同じ民族の共和国とはいえ、未知の社会に逃れてきて人脈を形成しにくい難民・IDP が、一定以上の収入を見込める職種に就くことには、通常以上の困難があることが想定される。

表 2-22 は 2015 年 8 月に行った、セルビア共和国、スメデレヴォ市の難民収容センター、社会住宅<sup>103</sup>で暮らす難民・IDP 世帯の経済状態についての聞き取り調査の結果である。これまでの調査結果を反映するように、これら三ヶ所での就業状況は極めて憂慮される結果である。特に住民層がそもそも単純作業に従事していた人々が大半であるために、一層傾向性が強く出たと思われるが、何れにせよこの数値からも窺えるように、今も難民生活を続ける人々が定職に就き、自立に向かえる道は中々険しいことが示されたといえよう。表にある季節労働の大半は、彼らが居住するスメデレヴォ市に多く存在する果樹園での労働である。従って、これから得られる賃金は夏に集中しており、年間を通しての収入

---

<sup>101</sup> Opačić, *op.cit.*, (2007), p.33

<sup>102</sup> *Ibid.*, p.23 なお、この調査で IDP の就業者のうち 13.4% が公務員と回答しているが、これについて Opačić は「コソヴォ自治州」としてのセルビア共和国地方自治体の公務員としての身分を述べているため、これらの職種は事実上存在せず、将来的には失業者のカテゴリーに分類されることになろうと記している。

<sup>103</sup> 前項で記したように、難民収容センターに替わる集合住宅として、セルビア政府が EU 等国际機関の支援を得て建設したものであり、従来の難民収容センターと比較すれば新築で住環境として改善されているが、実質的には難民収容センターと同じ機能を果たしており、難民収容センターでの暮らしが所を変えてそのまま続くという実態である。

は見込めない。この聞き取りは援助団体の心理社会的支援プロジェクトに参加する児童の家族に対する調査であったが、繁忙期には難民・IDPの少年達も父親と共に従事する場合も珍しくなく、一年間の家計を支える貴重な財源のひとつとなっている。

このように、貧困は難民をはじめとする社会的弱者層を直撃している。経済状態、就業状態の改善がないままの社会住宅への移住は、僅かながらもそれまで難民収容センターで与えられていた光熱費の補助などの支援の打ち切りに繋がり、生活苦が強まった側面が大きい<sup>104</sup>。

表 2-22 スメデレヴォ市難民収容センター、社会住宅における難民・IDPの就業状況

	就業状況			
	夫婦とも 定職	一人のみ 定職	福祉依存 + 季節労働	福祉依存 のみ
コバチチェボ社会住宅 (調査世帯数：20)	2	2	6	10
オーラ難民センター (調査世帯数：7)	0	1	1	5
マラ・クルスナ社会住宅 (調査世帯数：8)	0	1	5	2
合計	2	4	12	17

(2015年8月に上記三ヶ所で実施した聞き取り調査をもとに筆者作成)

在セルビア日本大使館の2016年4月の月報によれば、国際通貨基金(International Monetary Fund:IMF)はセルビアの経済成長率を1.75%から1.8%と僅かながらも上方修正し、セルビアが進めている改革に満足しているとの意を表明した。また、同月報では世界銀行の南東欧担当部長が、セルビアが南東欧全体の成長予想に比して早い成長を遂げていると述べたと伝える。このような文言には、同国の成長に期待を寄せられる可能性も推測される。しかしながら、その期待と成長が、難民・IDPは勿論のこと、一般市民の生活感にまで到達するには、即ち、セルビアが喪失したその「豊かさ」に回帰するには、まだまだ長い時間が必要と思われる。

<sup>104</sup> 例えば、筆者が2012年8月にベオグラード市カルジェリツァ難民センターで行った聞き取り調査では、EUからの支援で新しく住居を与えられ、漸く難民センターを出ることが出来るようになったある難民男性は、自立して生活を営むことができず、その住居を賃貸住宅として収入を確保し、当局には内密に元のカルジェリツァ難民センターの空き部屋に戻っている事態に遭遇した。このエピソードに対して、カルジェリツァ難民センターの住民は将来の不安と共に、その男性の選択を受け入れていた。

### 小括 セルビア系難民・IDP の避難と生活再建

本章では、一連のユーゴ紛争で難民・IDP となったセルビア系の住民が、生まれ育った「祖国」である旧ユーゴスラヴィアの元共和国、自治州から避難し、民族的な「祖国」であるセルビア共和国にたどり着き、「難民」、「IDP」としての立場となる経緯、更にはそこから生活を再構築していく社会的環境について論じた。

多民族共存と謳われたユーゴスラヴィアの崩壊は、それによって生じた避難民の分類、避難の経路にも反映され、ユーゴ紛争による「難民問題」の複雑さを示す。ユーゴ紛争による難民・IDP は単に戦火から逃れるためばかりではなく、民族間の対立に起因する憎悪からも逃れざるを得ない、まさにあらゆる意味で **Forced displacement**・強制的移動を余儀なくされた人々と言えるだろう。殊にセルビア系の難民・IDP は、民族間に残された心情的な戦禍、そして民族的な敗者という立ち位置も相俟って、帰還の可能性を大きく阻まれた。難民・IDP 共に 90%以上の圧倒的多数が、帰還ではなく統合を望んでいる事実を確認したが、それは帰還を希望しても物理的に困難であるのでそれを選択出来ないということだけではなく、帰還後の平穏な生活に期待を持ってない故に、帰還への意志自体が萎えていると考えられるのではないだろうか。つまり、統合を主体的に望んでいるというよりは、統合しか選択肢を持ち得なかったのではないかと考えられる。

しかし、統合の道も険しい。第3節で幾つかの調査結果を概観したように、難民・IDP が定職を得て通常の生活を築いていくためには、多くの障壁を乗り越えなければならない現実がみてとれる。IDP も含めてのいわゆる「難民社会」も多層であることも確認された。多層は、プライベート・アコモデーションの難民と難民収容センターの難民、難民と IDP、高学歴・高度専門職の系列に属する群と単純作業に代表される群等で確認される実態である。恐らくは、殆ど身ひとつで逃れてきた人々に対して、極少数ではあろうが流動資産を持ち出せた層も存在すると思われる。このように、難民・IDP の社会的条件を一律には括れない現実ではあるが、比較的好条件を有していても、難民・IDP が一般市民と比較して、社会生活を送るには困難の度合いが大きいことが事実として確認されたといえよう。自立能力の課題ばかりではなく、融和の側面についても、セルビア共和国の経済的停滞は地元社会の疲弊を生み、難民・IDP と地元民の融和にも大きな影を投げかけている。

本章では、セルビア系難民・IDP を取り巻く社会環境を中心にみてきたが、本論文のテーマである難民・IDP の心理社会的課題には、この社会環境も大きく関わる。つまりは、セルビア共和国の遅い復興により醸成されている停滞感、閉塞感は社会全体に漂い、それは難民・IDP のような社会的弱者層には心理的、物理的な重圧を課しているということである。現在、セルビア政府は、紛争終結から長い時を経た今、難民収容センターを速やかに閉鎖し、本章で記した住宅支援策を実施すること以外の支援を実施する計画は無い<sup>105</sup>。

---

<sup>105</sup> Personal interview with Ana Mitić, Senior Officer of Smederevo Branch office of

心理社会的支援の見地からは、このような停滞の中、特に難民収容センター、社会住宅等で暮らす難民の心理的活性化が課題となる。

### 第3章 セルビア系難民・IDPの心理的課題

#### はじめに

ユーゴ紛争は支援の現場において「トラウマ問題」と総称される、避難民の心理的問題が浮上する大きな契機となった紛争であった。ギリシャ語を起源とし、本来は身体の傷を意味する「トラウマ (Trauma)」という言葉が、「心的外傷」を意味する専門用語として精神医学、臨床心理学の分野で研究対象となり始めたのは19世紀末とされている<sup>1</sup>。トラウマの研究は、ヒステリー、戦争神経症、強制収容所のサバイバーやヴェトナム戦争帰還兵の後遺症としての心理的不適応問題、更にはレイプ、虐待、ドメスティック・バイオレンス等の諸問題の顕現化とその拡大につれて発展してきた。そして、その精神医学、臨床心理学の専門用語であった「トラウマ」なる言葉は、いつしか不幸な社会的事件の発生と共に日常生活でも使われるようになった。日本国内でいえば、1995年の阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件がその契機となったといえよう。今日、教育現場でのいじめや自殺後の生徒への支援や、東日本大震災後をはじめとする大きな災害後における支援の取り組みには、「心のケア」という支援項目が通常のこととして見受けられるようになった。

本論文の対象であるセルビア系難民・IDPをはじめ、紛争に起因して心理社会的支援を必要としている人々が抱えている心理的負荷は、必ずしも精神医学や臨床心理学の領域における厳密な意味でのトラウマとは限らない。特に、紛争終結から長い年月が流れ、セルビア系難民・IDPが現段階で抱えている心理的課題にはストレスの問題も大きく関与している可能性が大きいと思われる。しかし、冒頭に記したように、トラウマ問題が支援の対象となり、「心のケア」とも解されることの多い心理社会的支援が支援活動の項目として大きく認知される契機となったユーゴ紛争によって生じた難民・IDPの心理的、或いは心理社会的課題の考察においては、その背景にある紛争に起因するトラウマ問題への理解は不可欠なものと考えらる。

以上のことから本章では、まずトラウマと称される体験とその影響の基本的要素を考察する。更には、トラウマに加えて、厳密にはトラウマそのものではなくとも人間の心に大きな衝撃を与える体験を「トラウマ的体験」と位置づけ、それらの影響を概観し、その上で紛争に起因する心理的諸問題を難民・IDPを中心に検討と考察を進めることとする。

#### 第1節 ト라우マ問題の基本

##### 1-1 ト라우マ研究の歴史～ヒステリーから虐待まで

後述するヒステリーの病因探究の中でトラウマの研究が大きく前進した19世紀は、鉄道が急速に普及した時代でもあった。鉄道普及は鉄道事故の発生にも繋がり、事故の後遺症として心理的症状を訴える被害者が現れ、それは「鉄道脊椎 (Rail road spine)」と呼ばれるようになった。しかし、これらの症状を心理的問題と捉える医師達はこの時代にはま

<sup>1</sup> 小西聖子『新版トラウマの心理学 - 心の傷と向き合う方法』(NHK出版、2012) 41頁

だ少なく、器質的・症状という診断が圧倒的であった。この障害はやがて「外傷性神経症」と呼ばれるようになったが、ここでいう「外傷」とは文字通りの外傷であり、事故による何らかの器質的な損傷が被害者の心理的、精神的な主訴を生み出していると考えられた。

この「器質的」とされた外傷性神経症は、後に第一次世界大戦に従軍した兵士の間にも見受けられるようになった。この外傷性神経症は、当初「シェル・ショック (Shell shock)」と名付けられ、ここでも砲弾の炸裂によって生じた何らかの器質的な損傷が神経症的な症状の原因と考えられた。しかし、これら兵士の症状は直接の戦闘行為に参加していない者の中にも現れ始め、シェル・ショックという言葉をはじめその医学論文の中で使用したイギリスの心理学者マイヤーズ (Myers, Charles) もやがて心因論に至り、戦争神経症を心理的障害と位置付ける役割を果たすようになる<sup>2</sup>。後にマイヤーズは、戦争神経症とヒステリーとの類似性も強調するようになった<sup>3</sup>。

さて、同時代に精神医学において大きな研究対象となったヒステリー症状には詐病説がつきまっていた。19世紀末、フランスの神経学者ジャン＝マルタン・シャルコー (Charcot, Jean-Martin) が催眠技法によって、当時考えられていたヒステリー詐病説を覆し、心理要因であることを示した後、ともにシャルコーの下で学んだジャネ (Janet, Pierre) とフロイト (Freud, Sigmund) はそれぞれ独自に研究を進め、結論的には両者ともにヒステリーの病因を極めて近い結論、即ち「外傷的な出来事に対する耐えがたい情動反応が一種の変性意識の誕生を起し、この変性意識がヒステリー症状を生んでいる」とした<sup>4</sup>。ジャネはすでにこの状態を「解離」であるとし、ヒステリー患者を「意識下の固定観念」に支配されていると述べている<sup>5</sup>。ジャネのこの見解は、今日のトラウマ研究の中心概念を既に看破していたことになる。さらにジャネは、この固着化したトラウマ記憶は無意識内に留まり意識化されず、それに準拠した人格を形成してゆく可能性にも言及しており、ジャネのトラウマに関する数々の発見は、今日のトラウマによる心理的影響の研究の殆どに及んでいる。

フロイトはジャネが「解離」と呼んだ概念を「二重の意識」と呼んだ。そして同様に意

---

<sup>2</sup> Herman, Judith L., *Trauma and Recovery* (Basic Books, 1992a), p.20 邦訳: (中井久夫訳) 『心的外傷と回復』(みすず書房、1996)

<sup>3</sup> van der Kolk, Bessel A., L. Weisaeth and O. van der Hart, "History of Trauma in Psychiatry" in van der Kolk, B.A., et al. eds., *Traumatic Stress The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (The Guilford Press, 1996a), pp.49-50  
邦訳: (西澤哲訳) 『精神医学におけるトラウマの歴史』ベセル A・ヴァン・デア・コルク、アレキサンダー C・マクファーレン、ラース・ウェイゼス編著「トラウマティック・ストレス PTSD およびトラウマ反応の臨床と研究のすべて」(誠信書房、2001)

<sup>4</sup> Herman, *op. cit.*, (1992a) p.12

<sup>5</sup> *Ibid.*, pp.10-12

識から切り離された体験がトラウマとなり、ヒステリー症状を形成すると考えた。フロイトはヒステリー症状を生み出すトラウマ記憶として、幼少期の性的虐待を特定し、ヒステリーを性的神経症と位置付けた<sup>6</sup>。しかしながらフロイトのこの主張は当時の社会通念からも精神医学界ではなかなか受け入れられず、後に彼はこの考えを破棄し、それに代わりヒステリーの病因を幼少期の性的虐待ではなく、意識が受け入れることのできない幼少期の性的願望であるとし「抑圧」の概念を打ち出した。フロイトの方向転換をもって、ヒステリーの病因研究を契機として大きく前進するかにみえたトラウマの研究は、しばらく停滞することになる。

第一次世界大戦、第二次世界大戦を通じ、戦争神経症の治療にあたったアメリカの精神科医カーディナー (Kardiner, Abraham) は『戦争の外傷神経症 (The Traumatic Neuroses of War)』という著書において心因論としての戦争トラウマ神経症論を展開した。カーディナーの臨床的観察は主に身体的反応に着目したものであるが、過覚醒、侵入性の想起、回避・麻痺性の症状にまで及び、後述する今日の PTSD (Post Traumatic Stress Disorder、以下 PTSD)、即ち心的外傷後ストレス障害の症状の殆どを網羅している。カーディナーはトラウマに対する人間の主要な反応を、1) 強固な驚愕反応とイライラ感、2) 爆発的な怒りを表出する傾向性、3) トラウマへの固着、4) 人格機能の硬直化、5) 現実から浮遊した夢想的な人生観と結論しており<sup>7</sup>、トラウマの核心ともいえる解離の存在をはじめ、人格変容もその視野に入れていたことがうかがえる。カーディナーは戦争神経症という視点からのアプローチであったが、ヒステリーの研究者ジャネと大きく一致する臨床像を示したことになる。

戦争神経症に起因するトラウマ研究はこの後しばらく停滞し、やがてアメリカにおけるヴェトナム戦争の長期化と帰還兵の心理的問題が更なる発展を促すことになる。60年代から始まり泥沼化したヴェトナム戦争で、若くして戦地に赴いて帰還したアメリカ兵に抑うつ症、薬物依存、攻撃性など多くの心理的不適応が見出され、それはやがて社会問題と化していった。こうした現象から、1980年にアメリカ精神医学会 (American Psychiatric Association、以下 APA) は『精神障害の診断と統計マニュアル (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、以下 DSM<sup>8</sup>)』の改訂を行い、その3版である DSM-IIIで初めてトラウマによる精神障害、PTSDの記述を行った。それは40年前のカーディナー

---

<sup>6</sup> *Ibid.*, p.13

<sup>7</sup> van der Kolk, B.A., "Overwhelming Life Experience" in van der Kolk, B.A. ed., *Psychological Trauma* (American Psychiatric Press, Inc.,1987), pp.2-3

<sup>8</sup> アメリカ精神医学会によって出版されており、精神医学会の共通言語と一定の診断基準を提供している。これまで改訂を重ね、2013年にその5版、通称「DSM5」を出版した。DSMは、世界保健機関 (World Health Organization:WHO) が出版している「国際疾病分類 (International Classification of Diseases : ICD)」と共に精神医学、臨床心理学で活用されている。

による戦争神経症の研究と一致したものであった<sup>9</sup>。しかしながらこれは、カーディナーの研究が当時極めて先進的なものであったという理由ばかりではなく、この新しい問題に診断名をつけることが急務であった当時のアメリカで、参考に出来るものがカーディナーの研究のみであるという現実がもたらした側面もあったとされる。

性的外傷による神経症研究は、1970年代になりフェミニズムの台頭の中、漸く問題が社会的に認知されたことにより、再び活性化することになる。それまで長い歴史の中で、沈黙を守り続けていた性的暴力あるいは性差による暴力の被害者の女性たちが、被害を訴え始め、また被害者に対する援助機関が全米で次々に開設された。これらのレイプ被害者、家庭内暴力の被害者、性的または心理的虐待の被害者の中で発生した様々な心理的不適応症状は、それぞれ「レイプトラウマ症候群 (Rape Trauma Syndrome)」、「被殴打児 (女性) 症候群 (Battered Child/Woman Syndrome)」と名づけられ、その中には、戦争トラウマ神経症と酷似した症状が見出されるようになったのである。被害女性たちは、兵士たちが戦場で感じたように、被害を受けている間中生命の危機を感じていた。またその後の余波期において、睡眠障害、吐き気、驚愕反応、悪夢に加え、解離症候群、または無感覚症候群の訴えを強調している。それらは帰還兵の戦争神経症と極めて類似しており、これらの研究から、帰還兵にみられる戦争神経症の症状と、レイプ、家庭内暴力の被害者にみられる症状とは本質的に共通のものであることが明らかになった<sup>10</sup>。そして更には、社会問題となっている虐待問題の顕在化とその増加が、治療面、研究面の双方で、トラウマ問題の重大さを知らしめることとなった。

## 1-2 ト라우マとは何か

### 1-2-1 DSMにおけるPTSDの見地からのトラウマ

心理的問題は身体に生じる病気と異なり、明確な診断を下しにくい場合が多々あるのが実情である。一つの症例に対し、精神科医や心理療法家の見立てが異なる例はしばしばみられる。ここでは、その診断基準として多用されている既述のDSMにトラウマを起因とする障害として記載されているPTSDの見地から、トラウマとは何かについて考察を進めることとする。

トラウマの定義は未だ確定しておらず、研究者により焦点の当て方は異なるといえよう。しかし一般には、トラウマとは、自己の認知の枠組みを圧倒するような出来事との遭遇に起因して、心理面、身体面、或いは行動面で、一定の期間にわたって不適応状態を生じせしめるような「心の傷」という基本の上に、研究者各自の論が立っている状況である。

トラウマとは何かを考察しようとする場合、トラウマとなった出来事と、それによる心理的影響双方からのアプローチが必然的に求められる。出来事のみでは、それにより発生する「傷」にふれておらず、「傷」という影響のみではその「原因」に至れないからである。

---

<sup>9</sup> Herman, *op. cit.*, (1992a), p.28

<sup>10</sup> *Ibid.*, p.31

宮地は、「トラウマ」という言葉には、体験、それによる反応、両者の関係（因果関係）という三つの要素が含まれるとしている<sup>11</sup>。それはトラウマ反応としてよく知られているPTSD、「心的外傷後」ストレス障害という言葉にも現れている。PTSDとはPost Traumatic Stress Disorderの略であるが、「Post」という文言に、ある出来事の「後」という特定があり、そこに因果関係、一定の時間軸が意味されるからである<sup>12</sup>

PTSDがDSMに掲載されるまでには研究者、臨床家による働きかけの紆余曲折があり、1994年に出された第4版（通称DSM-IV）で一応の整理がなされたとされている。そのDSM-IVでは、トラウマの原因となる出来事について、次のように記載している<sup>13</sup>。

その人は、以下の2つが共に認められる外傷的な出来事に暴露<sup>14</sup>されたことがある。

- (1) 実際にまたは危うく死ぬまたは重傷を負うような出来事を、1度または数度、または自分または他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。
- (2) その人の反応は強い恐怖、無力感または戦慄に関するものである。

そのような体験により引き起こされる心理的不適応状態であるPTSDの症状には次の三種類がある。

#### (1) 再体験・侵入性想起

トラウマとなった体験が、本人の意思とは無関係に繰り返し苦痛を伴って想起され、それは心像、思考、知覚を含む。具体的には、その出来事が再び起こっているかのように、つまりは再体験しているかのように行動したり、感じたりする。フラッシュバック、悪夢がそのひとつである。外傷的出来事の一側面を象徴しているか、また類似している外的、内的なきっかけで強い心理的苦痛や生理学的反応性が生じる。

#### (2) 回避・麻痺

外傷と関連した思考、感情、会話、外傷を想起させるような活動、場所、人物を避けようとする努力や、外傷そのものの重要な側面の想起不能などが生じる。重要な活動への参加だけではなく、それに対する関心自体が著しく減退する他、他者からの孤立感、疎遠感、愛情等の感情範囲の縮小、未来の短縮感（仕事、結婚、子供等正常な

---

<sup>11</sup> 宮地尚子『トラウマ』（岩波書店、2013）3-4頁

<sup>12</sup> 下川辺美知子『トラウマの声を聞く - 共同体の記憶と歴史の未来』（みすず書房、2006）24-25頁

<sup>13</sup> アメリカ精神医学会（高橋三郎、大野裕、染矢俊幸訳）『DSM - IV 精神疾患の分類と診断の手引』（医学書院、1995）169-170頁

<sup>14</sup> 「暴露」の原語は「exposure」である。「曝される」という意味であるが、トラウマ関連の文献では「exposure」を「暴露」または「曝露」（DSM5では「曝露」と訳されている。

一生を期待しない等)が生じる。

### (3) 過覚醒

自律神経系統の失調症状である。入眠、睡眠維持の困難、刺激に反応しやすく怒りが爆発する他、集中困難、過度の警戒心、過剰な驚愕反応等が含まれる。

こうした DSM-IV の記載には、その後も研究の進化から、多くの臨床心理学者、精神科医は幾つかの疑問ともいえる所見を述べて来た<sup>15</sup>。その詳細については後述するが、それらの所見の一致するところは、トラウマとその影響を PTSD のみに照準をあてることは、トラウマ体験とその心理的影響双方の多様性を捉えきれないという危惧である。トラウマは、DSM が規定するような単回性の刺激因によるものばかりではなく、その影響もいわゆる PTSD 三症状では網羅しきれないというものである。

こうした議論を経て、2013 年に改訂された DSM-5 では、トラウマ因として次のように変更がなされ、また記述もより細部に至っている<sup>16</sup>。

まずトラウマとなる出来事について、DSM-5 では次のように規定している。

実際にまたは危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事への、以下のいずれか 1 つ、(またはそれ以上)の形による曝露：

- (1) 心的外傷的出来事を直接体験する
- (2) 他人に起こった出来事を直に目撃する
- (3) 近親者または親しい友人に起こった心的外傷的出来事を耳にする。家族または友人が実際に死んだ出来事または危うく死にそうになった出来事の場合、それは暴力的なものまたは偶発的なものでなくてはならない。
- (4) 心的外傷的出来事の強い不快感を抱く細部に、繰り返しまたは極端に暴露される体験をする(例：遺体を収集する緊急対応要員、児童虐待の詳細に繰り返し暴露される警官)<sup>17</sup>

---

<sup>15</sup> 例えば、トラウマ研究者として著名な Herman の”Complex PTSD:A Syndrome in Survivors of Prolonged and Repeated Trauma” *Journal of Traumatic Stress* vol.5-no.3, (1992b) , pp.377-391, Terr, L.C.,” Childhood Traumas; An Outline and Overview” *American Journal of Psychiatry* January, 148:1,(1991),pp.10-20、McFarlane, A.C. and G.de Girolamo, ”The Nature of Traumatic Stressors and the Epidemiology of Posttraumatic Reactions” in van der Kolk et al. eds. *Traumatic Stress-The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (The Guilford Press, 1996a)等で論じられている。

<sup>16</sup> アメリカ精神医学会(日本語版用語監修日本精神神経学会)(高橋三郎、大野裕監訳 染矢俊幸、神庭重信、尾崎紀夫、三村将、村井俊哉訳)『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』(医学書院、2014) 269 - 278 頁

<sup>17</sup> この(4)については、仕事に関連する者でない限り、電子媒体、テレビ、映像または写真

上記のように、DSM-5では、トラウマとなる出来事がより具体的になり、蓄積的なトラウマ因への考慮がなされている<sup>18</sup>。また、トラウマへの曝露の時点では必ずしもそのような感情が伴わないことから、DSM-IVにある恐怖、無力感、戦慄という反応条件が削除されている。

DSMでの変更点は、トラウマ体験によって生じるPTSD症状そのものにも及んだ。いわゆるPTSDの三症状のひとつ「回避・麻痺」から「麻痺」が削除されて「回避」のみとなり、「認知と気分の陰性の変化」が加わることによりPTSDは四症状となる。削除された「麻痺」症状も含有する「認知と気分の陰性の変化」には次のような症状が表記されている。

- (1) 心的外傷的出来事の重要な側面の想起不能  
(通常は解離性健忘によるもので、頭部外傷やアルコール、薬物等の要因ではない)
- (2) 自分自身や他者、世界に対する持続的で過剰に否定的な信念や予想  
(例：「私が悪い」、「誰も信用できない」、「世界は徹底的に危険だ」、「私の全神経系は永久に破壊された」)
- (3) 自分自身や他者への非難につながる、心的外傷的出来事の原因や結果についての持続的でゆがんだ認識
- (4) 持続的な陰性の感情状態 (例：恐怖、戦慄、怒り、罪悪感、または恥)
- (5) 重要な活動への関心または参加の著しい減退
- (6) 他者から孤立している、または疎遠になっている感覚
- (7) 陽性の情動を体験することが持続的にできないこと (例：幸福や満足、愛情を感じるできないこと)

トラウマ体験が認知や気分のネガティブな変化に及ぶ点には、DSM-IVに比較して相当具体的な言及がなされたといえよう。

こうしてDSMでは、現実生活で障害に苦しむ人々への治療、またそれらに基づく調査研究に携わる専門家からの問題提起や提言により、PTSDの概念に緩やかであれ、それなりの変化をみせてきている。しかし、治療現場からの提言を十分に網羅するまでには至っていない。それは、DSMを編む側の問題はさておいても、トラウマという概念自体、またそれに起因する心理障害が明確な定義づけに至ることを阻むほど、複雑かつ多様であることを示していると思われる。

---

による曝露には適用されないと注記されている。

<sup>18</sup> しかし、記述には「心的外傷的出来事」という文言が幾つかあるものの、その出来事の具体性には言及されていない。

## 1-2-2 単純性 PTSD とは異なる視座からのトラウマ

こうした DSM - 5 に至る、DSM - III、DSM - IV への疑問の声は、どのようになされてきたのだろうか。ここでは DSM による PTSD を仮に「単純性 PTSD」と名付け、以下に、その単純性 PTSD に異を唱えてきた代表的な研究を参照することにより、現実にはトラウマとなり得る刺激因とその影響が如何なるものかを概観する。

レノア・テア (Terr, Lenore C.) は 1991 年、アメリカ精神医学会の学会誌『*American Journal of Psychiatry*』に、子ども時代のトラウマ体験とその影響についての「*Childhood Traumas: An Outline and Overview*」と題する論文を発表した<sup>19</sup>。当該論文は、チョウチラ・バス誘拐事件<sup>20</sup>の被害児童、スペースシャトル爆発事件の目撃者の子ども達、及び若年層に加え、150 以上のテア自身が治療或いは見立てを担当した臨床例等を基にしており、広範囲な外傷的出来事を基にしている。テアはこの論文で、トラウマとなる出来事をタイプ I、タイプ II に分類しているが、この分類は子どもだけではなく成人のトラウマにおいても、後に多くの研究者、臨床家に引用されている。

テアは DSM の PTSD で呈示されているトラウマ刺激は時間限定的な体験であるとして、それ以外のトラウマとなり得る経験も含めて次のように分類している。

タイプ I 単回性トラウマ (Single-blow Traumas)

例えば災害、事故など

タイプ II 長期継続的多様性トラウマ (Variable, Multiple, or Long Standing Traumas)

例えば虐待など、長期的に継続された恐怖体験

先に参照したトラウマの研究書『*Trauma and Recovery*(邦訳：心的外傷と回復)』は多くの研究者の引用するところであるが、その著者ハーマンの研究は、レイプ、家庭内暴力、虐待などフェミニズムの文脈において顕著であると言えよう。ハーマンもまた、単回性に焦点があたる DSM - IV までの従来の PTSD の記述には疑問を呈した。ハーマンは PTSD は単回性トラウマの影響の観察に基づき、トラウマの種類とその影響の多様性を捉えきれていないとして、長期継続的・反復的なトラウマによる影響を「複雑性 PTSD (Complex PTSD)」として、その概念を DSM の PTSD に替わる新たな診断基準とするよう提唱している<sup>21</sup>。このような考えは DESNOS (Disorders of Extreme Stress Not Otherwise Specified) という概念で、DSM - IV への掲載が検討されたが採用に至らなかった。ハーマンは単回性と共に、長期的反復性トラウマ (Prolonged, repeated Traumas) の存在を

<sup>19</sup> Terr, L.C., "Childhood Traumas; An Outline and Overview" *American Journal of Psychiatry*, January, 148:1(1991), pp.10-20

<sup>20</sup> 1976 年に米国カリフォルニア州でスクールバスごと 26 人の児童が誘拐された事件。

<sup>21</sup> Herman, *op.cit.*(1992b), pp.377-391 ハーマンの当該論文執筆時は DSM - III に基づいている。

指摘し、そのようなタイプのトラウマは、犠牲者が拘束的状況 (in a state of captivity) と加害者の支配下 (under the control of the perpetrator) にある時のみに生じ、こうした強制的状況への従属性 (Subordination to coercive control) は、その外傷的出来事が政治的な領域での公的なものであろうと、性的、或いは家庭内で起きる私的なものであろうと、多くの共通性を呈するとしている。

ハーマンによれば、DSM の PTSD は主に戦闘、災害、レイプなどを原因とするトラウマから発生する不適応の症状であり、「圧制者」のコントロール下に長期的、かつ反復的におかれた苦痛の状態から生還した後に、後遺症に苦しむ被害者の症状を捉えてはいない。そのような拘禁状態とは、家庭内、刑務所、強制収容所、強制労働は勿論のこと、カルト教団や強制売春組織も同様に含まれる。この威圧的な状態での「囚われの身 (Captivity)」であることがこの種のトラウマの主たる特徴であり、それはその拘束が物理的であれ、或いは経済的、社会的であれ、または虐待やカルト教団のように心理的であれ、同じであると述べている。

トラウマ研究者として、同じくその研究が広く引用されるマクファーレン (McFarlane, Alexander. C.) は、時間軸における分類としては大筋テアと一致する見解である<sup>22</sup>。マクファーレンはまず、テアの表現でいえば単回性 (Single Blow) のトラウマ体験を時間限定的出来事 (Time-limited Events) とし、次に連続的ストレス (Sequential stressors) をあげ、その特徴を蓄積的な影響 (Cumulative effects) にあるとしている。この種のストレスは、警官や緊急支援にあたる職業 (Emergency service workers) に関連する。そして最後に、危険への長期継続的直面 (Long lasting exposure to danger) をトラウマ因としている。

代表的トラウマ研究者による DSM が規定するところのトラウマ概念への疑問を概観してきたが、その焦点は研究者の立ち位置により異なり、トラウマ概念の定義に難しさがあることが、改めてうかがえる。

しかし一方、これらを概観するとトラウマとなる刺激因は、災害、事故、残虐或いは悲惨な場面などの体験や目撃などの単回性トラウマと長期的に継続するトラウマの二種類に集約されると思われる。反復継続的な長期的トラウマには身体的或いは性的虐待、家庭内暴力、捕虜などによる強制収容所体験、戦争、警察官や消防士、緊急救助隊員などの体験、長期的入院や家庭外の生活が含まれる。それらの更なる分類については何らかの結論に至る段階ではないが、総合的に、長期的トラウマ体験は、1) (緊急救助隊員など) 事故現場など悲惨な場面への反復的な直面、2) (虐待など) 庇護者を含む他者からの心理的圧制と搾取、3) (長期療養や何らかの理由による施設への長期的な入所など) 心理的、社会的、経済的な自律性を侵害されるような状況への長期的な直面、の三種類に分類することが可能であろう。しかし、これらのストレス因はそれほど明確に区分できるものではなく、しばしば重複する可能性も高いと考えられる。

---

<sup>22</sup> McFarlane et al., *op.cit.*, (1996a), p.132

日本における代表的トラウマ研究者の一人である小西聖子は、一言でトラウマを定義する難しさを述べたうえで、「人間の対処能力を超えたできごとを経験して、それを経験したあとにいろいろな心身の不調が持続的にあらわれる状況」と考えられるとしている。そのうえで、小西はトラウマとなる出来事の特徴を5点あげている。それらは、予測不能であること、コントロール不能であること、出来事の残虐性、対象喪失を伴うことであり、5点目として暴力的な出来事はトラウマをもたらしやすいとしている<sup>23</sup>。

これらを総合すると、トラウマを「ある個人にとって、心が圧倒されるような危機的かつ衝撃的な出来事への直面、あるいは何らかの長期的な苦痛体験、およびそれに伴う心理反応が、心の処理能力を超えて認知的枠組みに統合されず、感情、思考、行動、人間関係、身体症状などに持続的影響を及ぼす心の傷」と仮定的に定義することが可能と考える。

## 第2節 ト라우マ性の体験による心理的影響

### 2-1 ト라우マ性体験が与える PTSD 以外の心理的影響

どのような心理的障害であれ、症状を持ちながらその後の人生を生きなければならないことは、生き方そのものへの大きなリスクとなるが、最も憂慮されるのは人格に及ぼす影響だと思われる。テアは、精神科を受診する成人層、解離性同一性障害（いわゆる多重人格）、境界性人格障害を持つ人々、そして殺人事件を犯した若年層には、虐待やその他の衝撃を子ども時代に受けている者がしばしば見られると述べている<sup>24</sup>。更にテアは、既述のタイプⅠであれ、タイプⅡであれ、子どもにおけるトラウマが及ぼす影響を四つに分類しているが、それらは、1) 視覚化された、或いは繰り返し知覚される記憶、2) 反復的な行動、3) ト라우マに関連した恐怖、4) 対人関係、人生、将来に対する態度の変容、である<sup>25</sup>。これらが意味するところは、トラウマは潜伏し、人生のどこかで何らかの症状、或いは人格的特徴としてその姿を現すということである。

先に引用したハーマンが DESNOS 概念の導入を提唱している論文<sup>26</sup>は、ホロコーストのサバイバー、在アメリカの東南アジアからの難民、長年に亘る子供時代の虐待等、多様な研究対象の先行研究において、いわゆる PTSD が現実の臨床像をカバーしきれないと言及していることを述べている。ハーマンのテーマは長期化し、反復された外傷体験の影響

---

<sup>23</sup> 小西、前掲書（2012）、32-34 頁

<sup>24</sup> Terr, *op cit.*, (1991), p.10

<sup>25</sup> *Ibid.*, pp.12~15

テアは、四分類の具体的な症状に言及しているが、例えば「反復的行動」では、生後12ヶ月以前に体験されたトラウマであっても反復的行動に現れるとしている。言語能力を学習する以前の体験である場合は、それ以降も言語化されることなく、その「反復」が人格の特徴として定着し、人格障害として現れることもあれば、身体反応の反復として病気になることもあると述べている。

<sup>26</sup> Herman, *op cit.*, (1992b), pp.377-391

に焦点を当てたものであるが、単純な PTSD を凌ぐ領域として、ハーマンは「症状」、「人格」、「脆弱性（反復的な傷害行為）」の三つに大きく分けることが出来るとしている。

まず、「症状」は更に「身体症状」、「解離」、「情緒」の領域に分かれる。緊張性の頭痛、消化器障害、腹痛、腰痛、背中の痛みが一般的であるが、その他に震え、息詰まるような感覚、吐き気なども含まれる。これら身体症状の単純性 PTSD との違いは、より複雑で執拗に残る点である。「解離」については、その直面している苦痛からの逃避として、殆ど「熟練した技術」とも言えるように変性意識状態に解離できるようになる。情緒面では、抑うつ症状と怒りが顕著である。神からも見捨てられたかのように感じる苦さを味わった後に、うつ症状は居座り、自己イメージの低下と信仰の喪失が抑うつ感を増幅する。「監禁状態」の間、抑え続けた怒りは監禁者ばかりではなく、被害者を助けることが出来なかった人々にも向けられ、監禁者への怖れのために抑制し続けた怒りは、そのまま表現されることなく、自己への憎悪と自殺念慮へと変容する場合もある。

そして「人格変容」であるが、これは多岐に及ぶ。最も顕著な変化は他者との関係性とアイデンティティである。長い物理的、心理的な拘禁状態による洗脳が行われ、監禁者への従属が始まる。こうして奪われていく独立性により依存、受動は被害者の内面の一部となり、解放後もその内面に居座る。従って、このような人格への侵食はアイデンティティにおいても同様であり、自己を汚染され、罪深く、邪悪なものと同定し始める<sup>27</sup>。

最後の「脆弱性（反復的な傷害行為）」は、PTSD の侵入性想起、或いは再現行為と重なるものである。しかし、長期的トラウマ体験の被害者は、その反復行為を自傷、他傷双方の反復的な傷害行為で表出するとされている。

これらハーマンの研究は慢性的なトラウマにさらされた被害者の人格、アイデンティティの歪みを中心に捉えており、長期的トラウマの心理的影響の研究指針として有効である。

トラウマの影響の違いはその体験の特性に大きく依存する。一般に、事故や災害などのトラウマよりも、虐待や何らかの強制体験など、対人関係を伴う体験の方が複雑で長期的な影響を与えるとされている。また、そのような対人間のトラウマばかりでなく事故や災害であっても、その体験そのものよりも、その後の反応で苦しむことが更なるトラウマ体験となって、苦悩を一層高める。

また、どちらの場合も、その影響の程度は、先に述べたトラウマ体験の特性の他に、体験時の年齢、期間、またその人が生来持っている易傷性、復元性など個人的資質、二次ストレスの有無と強度、与えられた治療的援助のタイミングと質、期間などにより大きな差が生じてくるものと想定されている。特に子ども時代に受けたトラウマは、その後の発達に重大な影響を与える。

このように、トラウマの影響は複雑かつ長期的に及ぶ傾向が強く、衝撃的な体験がその後の人格形成、人生そのものに大きな影を落とすことになる。ユーゴ紛争でトラウマ問題

---

<sup>27</sup> Herman, *op cit.*, (1992b), p.386

ハーマンは、この傾向が境界性人格障害の特徴において更に顕著に示されるとしている。

への取り組みが焦眉となったのも、トラウマ（ないしは重度のストレス）を負った個々人の苦痛緩和という支援目的と共に、程度の差異こそあれ、紛争という過酷な体験を経た人間が構成する社会の再建という課題においてその人間の心理社会的活性化が不可欠という認識に立ってのことであった<sup>28</sup>。

## 2-2 ト라우マの記憶について

先に述べたように現在唯一のトラウマによる公式疾患は PTSD で、それは DSM-5 になって 1) 侵入症状、2) 持続的回避、3) 認知と気分の陰性の変化、4) 過覚醒と反応性の著しい変化の四症状に分類されるが、この中の侵入症状とは、トラウマとなった体験が、本人の意思とは無関係に繰り返し想起され、それがあたかも再体験しているかのような症状をさす。具体的にはフラッシュバック、悪夢だが、その他何らかの刺激をきっかけに繰り返し思い出したりもする。通常このような再体験には原体験と同じような感情的、身体的な反応を伴うが、その体験全てが蘇るということではなく、何らかの関連刺激により情緒的反応や発汗、動悸などの生理的反応としての再体験もある<sup>29</sup>。

---

<sup>28</sup> セルビア共和国の精神科医アレクサンダル・ヨヴァノヴィチ(Jovanović, Aleksandar)博士は、同国ベオグラード市の整形外科義肢センターにおいて1995年10月から1997年11月まで認定NPO法人「難民を助ける会」が戦闘行為や地雷等による四肢損傷者を対象に実施した心理社会的支援プロジェクトに従事したが、1997年4月に同センターで行った筆者によるインタビューで個々人の心の傷が社会に及ぼす負の波及効果について重大な懸念を表明している。ヨヴァノヴィチ博士が難民を助ける会によるユーゴ紛争における心理社会的支援活動の記録『スルツェ ころろー旧ユーゴ紛争 戦争トラウマとNGOの挑戦』に寄稿した論文は、その副題を「社会病理としての戦争トラウマ」としている。

(難民を助ける会編、前掲書(1998)、133-154頁、243頁参照)

<sup>29</sup> 松永知恵子「心は何を見、何を感じたか？ー戦争トラウマの実態」難民を助ける会編、前掲書(1998)、66-67頁

「難民を助ける会」が1990年代後半にクロアチア共和国で実施した心理社会的支援事業「スルツェ」(SRCE、クロアチア語で「心」を意味する)のクライアントであった当時10歳の少女は、4歳の頃故郷のヴコヴァル市で戦禍の中暮らしていた。ある日、彼女の家族と近隣の住民が地下室に隠れていた家がまともに砲撃の被害にあった。この時、彼女を抱いたまま祖母は息絶え、その地下室には破損した樽から大量の赤ワインがあふれており、砲撃がやんだ時、共に避難していた数人の遺体(またはその一部)がその赤ワインの中に浮いていた。後年、この少女は学校で突然泣き出す等の行動が目立ち、中でも赤ワインを見ると泣き喚き、発作のような状態になった。これが支援を受ける契機となったのだが、このように当人が意識化していない(意識化出来ずにいる)記憶が様々な症状に転換される。この少女は後に、「SRCE」事業の中で、セラピストによる遊戯療法等の支援を受けて記憶を統合していくことが出来た。赤ワインに象徴される地下室での体験が起因となっていたことが明らかになったのは、この心理療法の過程であった。

トラウマ記憶は変容しないといわれる。「冷凍保存」<sup>30</sup>されたとも言える、トラウマ性の記憶は刻印され、執拗にその体験にとどまり続けるのである。トラウマによって生じる記憶のあり方の特徴は、変容しないまま留まり続け、謂わば「潜伏期間」を持つという点にもある。テアによれば、単回性トラウマを受けた子どものトラウマ体験の記憶は、驚くほど明確で、その細部にまで及ぶとしている。事実としては異なるかもしれないが、その子どもにとってはクリアに刻まれた正確な記憶であり、それは長く心に留まる<sup>31</sup>。このように、トラウマ体験については記憶の遮断が行われる反面、その瞬間、「体験者が見た」出来事は動かし難い記憶として留まる場合もある。

一方、トラウマは「言葉をもたない」といわれる。PTSDの回避等とも関連し、更には過去の健忘、そして解離症状にも結びつくものであるが、あまりに苦痛な体験であるトラウマ記憶が意識に統合されず、物語記憶として存在しえない状態を指す。トラウマ研究の文脈における物語記憶とは、体験が人生の中で意味を見出され、他の体験と統合されたものである。「言葉をもたない」体験は、そのまま理解を拒否した記憶であり、コントロール不能のフラッシュバックという形でしか蘇らない。過去が文字通り個人の意味を超えて、侵入するのである。

体験が深刻であればある程、その心の傷が深ければ深い程、言葉にならないとされているトラウマであるが、特にその体験が言葉で表現しにくい程に苛酷なものである場合や、家庭内等の本来親密と見做されがちな関係性の中での出来事、性的な被害と共に、自分が属している集団内での出来事も、その集団から排除される恐れやその集団を大切に思うが故に評判に傷がつくのではという恐れから、その傾向が強まるとされる<sup>32</sup>。

このように「記憶の欠落と回想の正確さ」<sup>33</sup>という記憶の二面性がつきまとうトラウマが意識に統合され、その体験以前と以後も含めて、自分の人生の流れ・物語の中に位置づ

---

<sup>30</sup> 白川美也子「歴史とトラウマと解離」森茂起編『埋葬と亡霊　トラウマ概念の再吟味』（人文書院、2005）39頁　その他、ヴァン・デア・コルク等のトラウマ研究者が、トラウマ記憶が固定化したままであることを「凍結」、「瞬間冷凍」等の表現で述べている。

<sup>31</sup> Terr, *op cit.*,(1991), pp.14-15　テアは如何に子どもの衝撃的記憶が長く残るかを次の例を示して述べている。ある5歳の男児は、自身はテーブルの下に隠れて継父が弟を撲殺する場面の一部始終目撃した。この男児は2週間後に精神科医を訪ねた時、部屋の中の家具の配置、継父が何回、どのように弟を殴ったかを明快に説明した。更には、彼は後年小学校に通学するようになるとしばしば机の下に隠れるようになったが、同級生は勿論、教師もまた彼のこうした「逸脱行動」を理解することは出来なかった。テアは長期継続的トラウマを受けた子どもの場合、記憶はより断片的になるとしている。

<sup>32</sup> 宮地、前掲書（2013）、52-54頁

<sup>33</sup> キャシー・カルース（下川辺美知子訳）「過去の入手不可能性と可能性」（下川辺美知子監訳）キャシー・カルース編『トラウマへの探求 - 証言の不可能性と可能性』（作品社、2000）229頁

けられるまで、体験者は何度もその体験に立ち返らなければならないとされている。他の出来事との関連づけ・意味の発見や「言葉を得た」語りなど、通常の記憶、或いは物語記憶が社会的行為であることに対し、トラウマ記憶は社会的要素を持たない、誰にも向けられていない孤立した行為である<sup>34</sup>。

だが、本来「言葉にならないトラウマ」<sup>35</sup>の、その体験を「物語る」という行為には、真実性に対する疑問が浮上するだろう。即ち、人間はそのような圧倒的体験を本当に語る事が出来るのか、語る内容に無意識の恣意性、政治性が存在するのではないかということも指摘されている。更には、トラウマ体験の当事者が「真実」を語り得るかどうかという問題と同時に、その体験の外にいた人間にとっても「真実」をどれだけ知り得るか、くみ取り得るかという問題がある。これは、このような心理的問題を抱えて生きる人々への支援にも関連する。「言葉にならない」からこそトラウマであるその傷に、言葉を与えることが回復への道となるが、その道筋においては、「言葉にならない」という事実と常に直面し続ける覚悟が支援者にも問われることになる。

### 2-3 喪失体験としての難民・IDP化

喪失体験はそのままトラウマ体験と同義ではないが、トラウマ体験には必ず何らかの喪失が付随する。トラウマ研究の文脈では、喪失体験はどのように位置づけられているのだろうか。そもそも、人生における出来事の苛酷さとそれに関する苦痛の測定は、中々に困難であるとされている<sup>36</sup>。次頁の図 3-1 はマクファーレンによる、トラウマになり得る体験の構成要素である<sup>37</sup>。程度の高さと心理的苦痛が連動するとされているが、喪失体験は最も低い曝露度となっている。つまり、この図を前提とした場合、喪失体験はトラウマ性が低い。しかし、喪失体験により様々な心理的不適応が喚起されやすいことに加え、難民・IDP化体験には、必ず喪失体験が伴う。そしてその影響であるが、例えば、トラウマ的出来事の強度よりも、それによって財産を喪失することの方が、将来起き得る心理障害の予測因子になるともされている<sup>38</sup>。そこで本項では、心的、物的喪失を伴う難民・IDP化体験を、「喪失」という見地から考察を進めることとする。

---

<sup>34</sup> ベセル・A・ヴァン・デア・コルク、オノ・ヴァン・デア・ハート（安克昌・細澤仁訳）「侵入する過去 - 記憶の柔軟性とトラウマの刻印」（下川辺美知子監訳）キャシー・カルース編、前掲書（2000）、24 頁

<sup>35</sup> 宮地尚子『トラウマの医療人類学』（みすず書房、2005）9 頁

<sup>36</sup> McFarlane et al., *op. cit.*, (1996a), p.144

<sup>37</sup> マクファーレンは、この階層図はあくまでも試みであり、妥当性の検討は充分なされていないとしている。また曝露の影響には、文化的、社会的背景等、個別の要素が絡むと述べている。

<sup>38</sup> McFarlane et al., *op. cit.*, (1996a), p.137

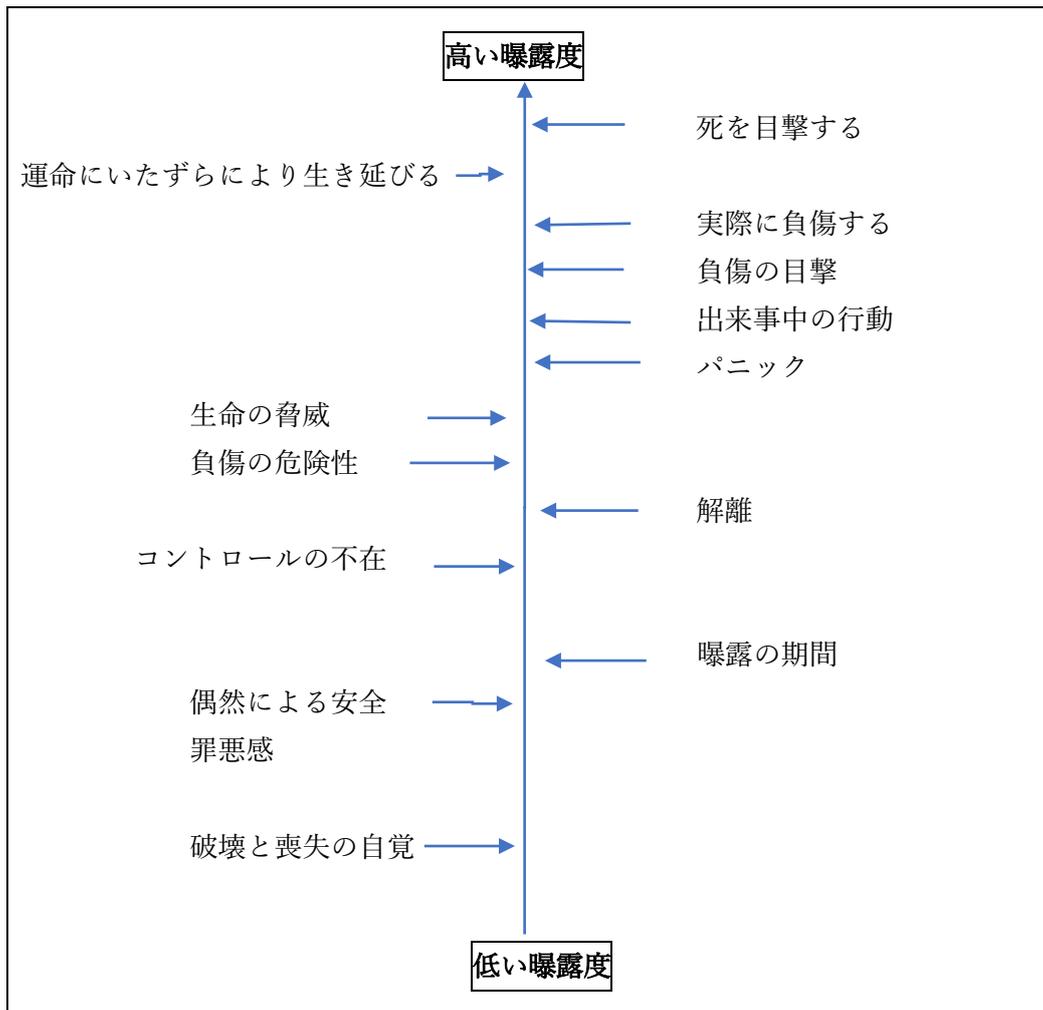


図 3-1 ト라우マ体験構成要素の仮説的階層

(McFarlane & de Girolamo, 1996 : 147 筆者翻訳)

対象喪失 (object loss) とは、愛着や依存の対象を失うことである。対象喪失は、大きな衝撃を与え、心理的不適応状態を生じせしめる。小此木によれば、対象喪失には次のような体験がある<sup>39</sup>。一つには、近親者の死、失恋等の愛情や依存の対象との死別、離別である<sup>40</sup>。次に、住み慣れた環境や地位、役割、故郷との別れである<sup>41</sup>。第三には、自己と一体化させていた国家、理想、集団の喪失である<sup>42</sup>。そして、対象喪失には外的対象喪失と内的対象喪失があるが、外的対象喪失は親しい存在である他者の死や移動によってそれ

<sup>39</sup> 小此木啓吾『対象喪失 悲しむということ』(中央公論新社、1979) 28-30 頁

<sup>40</sup> これには思春期の親離れ、子離れ等も含まれる。

<sup>41</sup> 特段悲しむべき背景のない転勤、転校等の環境変化も含まれる。これらの環境の変化は親しい人との離別や、自己を支えていた環境の喪失を含むからである。

<sup>42</sup> これは自己喪失の意味を持つ。

まで慣れ親しんでいた環境の変化等、現実存在する対象を失うことを指す。内的喪失の場合は当事者の心の中で起きることであり、実際の喪失を伴わなくても起きる場合がある。対象喪失により、当然ながら様々な心理反応が生じるが、落胆、怒り、抗議や絶望を経て、その喪失の受容に至るとされる、この様々な葛藤を内包するこの心理過程は「悲哀」ないしは「喪」（英語では両者共に **mourning**）」と呼ばれている<sup>43</sup>。

ここでは、上述の小此木の分類による対象喪失体験と難民・IDP化体験の関連についての検討をすすめたい。

まず、一番目の対象喪失の中での近親者の死という喪失体験については必ずしも難民・IDPが体験しているとは限らない。しかし、自らが直接的に起きた体験ではなくとも、近辺にはそうした体験者も存在する可能性は高く、極めて身近な体験であることが推測される。

二番目の住み慣れた環境、集団、役割との離別について述べる。小此木はこの体験を更に三つに分類している<sup>44</sup>。即ち、親しい一体感をもった人物の喪失、自己を一体化させていた環境の喪失（環境は自己存在の依存対象である）、そして環境に適応するために身につけていた生活様式やそこでの役割である。難民は、しばしば父祖伝来とも言える住み慣れた土地を、自ら求めてではなく戦禍からの避難として離れざるを得なかった。近隣との友好関係、慣れ親しんだ山河等の自然、職業、職場での役割と人間関係等の謂わば「当たり前」に存在していた外的環境の全てが一変したことは事実であろう。こうした意味での対象喪失は、難民・IDPには自動的に付随した体験であったと想定できる。そして、この対象喪失体験は避難先での文化的、社会的差異により一層高まる可能性がある。

次に三番目の自己と一体化させていた国家、理想、集団等の喪失であるが、小此木はここでもそれを三つに分類している。小此木の視点によれば、この対象喪失は自己の喪失に等しいとしているが、その一点目はアイデンティティの喪失である。国家、帰属する集団等の理想、民族の誇り等、それによって自己価値、自己像を高めていた精神的対象を喪失する事としている。このカテゴリーは、二点目に自己の所有物の喪失、そして最後に病気、事故等による身体的自己の（一部）喪失が挙げられている。ここで述べられている対象喪失体験もまた、難民・IDPには非常に高い確率で起きる可能性のある体験である。身体的自己の喪失については個々人の体験により異なるが、自己の所有物の喪失は、避難と同時に発生している。そして、セルビア系難民・IDPにとっては、ユーゴスラヴィアの崩壊という国家の喪失と同時に第1章で述べた民族の誇りが大きく傷つけられたことによる喪失体験として、そのアイデンティティに少なからぬ影響を与えたものと考えられる。

このように概観してみると、難民・IDPは外的対象喪失と内的対象喪失の双方を体験し

---

<sup>43</sup> 小此木はこれらの反応にも文化による差がある例を示している。

小此木啓吾「対象喪失とモーニング・ワーク」松井豊編『悲嘆の心理』（サイエンス社、1997）113-114頁

<sup>44</sup> 小此木、前掲書（1979）、28-31頁

ており、難民・IDP 体験とはトラウマ性を内包する対象喪失体験と位置づけられるのではないだろうか。それはまた、別の視点からみると「根こぎ感」と結びつくと考えられる。

「根こぎ感 (uprootedness)」とはエリク・エリクソン (Erikson, E. H.) が提唱したアイデンティティ論の関連概念である。心理学では自我同一性ともいわれるアイデンティティだが、エリクソンは人生を八段階に分類して、人間がその段階毎の課題において葛藤を繰り返しながら成長するというライフサイクル論と呼ばれる発達理論を構築した。アイデンティティとは、その段階を通じて変容していく「自分とは何であるか」という認識であり、様々な危機を経ながらも現在に至る内的な一貫性とも言える、斉一性 (sameness)、連続性 (continuity) を主体的に有し、それを維持する能力である<sup>45</sup>。エリクソンはアイデンティティの属性を中心性 (centrality)、全体性 (wholeness)、自発性 (initiative) と述べている<sup>46</sup>。

エリクソンの発達理論の特徴は、フロイトに代表されるそれまでの発達理論と異なり、人間が個的な家族環境だけではなく、社会との関係の中で位置づけられる側面を重視しているところであり、故にエリクソンの理論は心理社会的な発達理論とされている。つまりアイデンティティが他者との関係性において発達するという側面である。「根こぎ感」とは、その関係 (バランス) の崩れによりアイデンティティの感覚に揺らぎが生じ、文字通り自らを支える「根」の喪失感覚といえるだろう。エリクソンは、発達の中のどの段階においても根扱ぎの危機があると述べている<sup>47</sup>。

エリクソンの根こぎ感の背景には、自身が父親を知らない生い立ちであり、またユダヤ人として 1934 年祖国を後に米国に移住を余儀なくされた体験があるとされている<sup>48</sup>。エリクソンは、大規模な移住によって引き起こされる本当の障害は、外的な危機が発達的な危機の順序、そしてそれを修正する本来の働きを狂わせ、「意味のあるライフサイクルの中にしっかりと植え付けられるべき根を失ってしまうこと」<sup>49</sup>としている<sup>50</sup>。

難民・IDP にとっての喪失体験とは、外的、内的双方の対象喪失であり、それらは根こ

---

<sup>45</sup> Erikson, Erik H., *Identity and the Life Cycle* (Norton, 1994a), pp.119-120

邦訳版：(西平直・中島由恵訳)『アイデンティティとライフサイクル』(誠信書房、2016)

<sup>46</sup> Erikson, Erik H., *Insight and Responsibility* (Norton, 1994b), p.86

邦訳版：(鑑幹八郎訳)『洞察と責任 精神分析の臨床と倫理[改訳版]』(誠信書房、2016)

<sup>47</sup> Erikson, *op. cit.*, (1994b), p.102

<sup>48</sup> 鑑幹八郎『アイデンティティの心理学』(講談社、1990) 22-37 頁、椎野信雄「社会的世界とアイデンティティ」*ソシオロギス* 4 (1980) 67 頁

<sup>49</sup> Erikson, *op. cit.*, (1994b) p.96

<sup>50</sup> 「根こぎ感」については、徐京植が「二十世紀の無慈悲な歴史に追い立てられ、故郷や家族から引き剥がされ、根こぎにされた死者たちの墓」(徐京植『プリモ・レーヴィへの旅』(朝日新聞社、1999) 14 頁) と述べている事をはじめ、戦争等の大規模な社会的変動や東日本大震災のような大規模な災害における被災者の心情を語る際等、アイデンティティ論と離れた立場からも語られている。

ぎ感に結びつく体験であると言えよう。

### 第3節 難民・IDP と心理的課題

#### 3-1 紛争に起因する心の傷

##### 3-1-1 難民・IDP 化体験のトラウマ性

それでは難民・IDP 化体験は人間の心理に対して、どれ程に衝撃をもたらすものであろうか。ここではまず、それがトラウマとなりうる出来事に相当するか、その妥当性を検討するところから始めたい。

まず、度々引用してきた DSM では、その 5 版、DSM-5 において、その診断的特徴の中で、トラウマ因となる「目撃された出来事」として、「重症の怪我またはその脅威」、「不自然な死」、「家庭内暴力」等と共に「戦争や災害」をあげている。つまり、「戦争や災害」をその場における目撃者として体験することをトラウマ因と認定している<sup>51</sup>。この DSM における記載から、紛争によって難民・IDP になる体験は基本的にトラウマ体験と捉えることが出来よう。

加えて、トラウマ研究者に多く参照・引用されるトラウマの体系的な研究書である B.A.van der Kolk ほか編『Traumatic Stress The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society』（The Guilford Press, 1996）<sup>52</sup>では、難民をトラウマ体験の対象者として追跡調査した研究結果を多数とりあげている。また、同じくトラウマ研究の著書を著わしている精神科医、宮地尚子も難民体験を狭義のトラウマ体験としている<sup>53</sup>。これらのことから難民・IDP 化という体験が、実際のトラウマ研究の文脈においてもトラウマ性の体験となり得ることが了解されていると考えられる。

しかし、それらのどこにおいても、「難民化」がどのような意味で「トラウマ体験」であり得るのかという理論的根拠が示されていない。即ち、本章の「はじめに」で述べたように、難民・IDP が苦難を経てきたことには間違いはななくとも、その経験は個人によって多様であり、難民・IDP が必ずしも臨床心理学的見地での「トラウマ」を負っている、特に PTSD 発症の文脈における圧倒的恐怖、生命の危機などに直面するトラウマを持っているとは規定できない。そうであるにも関わらず、いわゆる「難民化」を原則トラウマ体験とする根拠はどこにあるのか。

ここでは、ラドイコヴィチ<sup>54</sup>の言説を手掛かりに、難民・IDP 化体験が如何にしてトラ

---

<sup>51</sup> アメリカ精神医学会、前掲書（2014）、269-278 頁

<sup>52</sup> 本章脚注 3 参照

<sup>53</sup> 宮地、前掲書（2013）、173 頁

宮地は、「マイノリティと狭義のトラウマ体験」の文脈において、マイノリティが狭義のトラウマ体験を受ける機会と回数が多いとして、その狭義のトラウマ体験にリンチや虐殺、民族浄化、監禁や軟禁等と共に、逃亡や故郷喪失と難民生活をあげている

<sup>54</sup> Ispanović-Radojković, Vetonika M.D. Ph.D. ベオグラード大学精神保健研究所教授。紛争中

ウマ体験であるのかを探りたい。ラドイコヴィチは、難民となる体験を第1節で記したテアのカテゴリーを引用して次の様に述べている。「難民とは、瞬時にしてそれまでの人生を支えてきた基盤の全てを失い、その後は自由度と自律性を奪われた難民生活を長期間送らなければならないという意味で、テアの分類で述べればタイプIとタイプIIの両方のトラウマを体験している」と述べている<sup>55</sup>。

では、ここでタイプIと分類されるべき難民・IDPが経た単回性のトラウマとは何が想定できるかについて考察を進めたい。

まず、難民になるか否かに関わらず、戦争が勃発し、その戦時下の国家、社会の住民であることは、個人のコントロールを超えた事態であり、その事態は残虐性を内包し、対象喪失が発生しやすく、それらは本章第1節で引用した小西が述べるトラウマ体験の条件に該当する。戦争とは戦士ならずとも生命の危機に直面することであり、それが内戦であればなおのこと武力による脅威は身近なものとなる。筆者が長年続けてきた難民・IDPへの聞き取りにおいても、目の前で行われた家族の虐殺、レイプなどトラウマとなる苛酷な体験を経ている例も少なくはないが、そこまで極限的でなくとも、字義通りの建物としての築き上げた資産という意味ばかりでなく、それ以上に、長年育まれた家庭生活を象徴する意味での「家」、職業、学校、慣れ親しんだ地域社会、つまりは人間関係、それらの全てを置き去りにして逃げることを余儀なくされた喪失体験（宮地の表現に従えば「逃亡や故郷喪失」）を経てきたのが難民・IDPである。更には、その喪失が瞬時にして起こる「強制された移動」に基づくものである。加えて、その避難行は恐れと不安に充ちていたことは想像に難くない。これらが難民・IDPが体験する典型的なタイプIのトラウマ体験と想定される。

次に、タイプIIとしての難民体験はどうであろうか。避難民として安全地域に逃れた後、人々は難民収容センターへの収容、或いはプライベート・アコモデーションとして親類縁者、友人等他者の家に寄寓することが多い。つまり、自分自身が所有する、或いは自己負担で借り受けた住宅での暮らしとなり、それまでは当然のことであった自由は失われ、自己の計画に基づく生活の構築が困難になる。特に、難民収容センターは謂わば「ゲッター」であり、閉ざされた空間になる。ラドイコヴィチが述べるように、閉塞性の中での暮らしが続く、その出口は見えにくい。この側面だけをもって「トラウマ」と言えるか否かは異論のあるところであろう。どこまでが重度のストレスであり、どこからがトラウマなのか、重度のストレスとトラウマの差異はどこにあるのかの特定は、既にトラウマを定義しにくい事実からも困難なところである。ラドイコヴィチが言うところの難民化というトラウマ

---

にユニセフの委託を受けて難民児童への心理的支援と調査活動に従事した他、数々の調査研究と臨床的支援を行っている。

<sup>55</sup> 1997年6月に、ロンドン大学 St. George's Hospital Medical School 主催で開かれたコンファレンス”Mental Health Promotion and Prevention with Children and Families”におけるラドイコヴィチの講演記録 p.102

のタイプⅡの側面は、難民収容センターであるか否かを問わず、「ゲッター化」しがちな難民生活の結果としての拘束性、閉塞性とタイプⅠで見舞われたトラウマ体験の持続性にあるものと考えられる。

これらを総合しての考察の結果、難民・IDPになるという体験はやはり少なくとも「トラウマ的」体験であり、真性のトラウマになり得る心理的負荷の非常に重い体験であると位置づけられるといえよう。

### 3-1-2 紛争による心の傷の独自性について

前項で述べたように、あらゆる紛争は実際に戦闘に参加した兵士、帰還兵、負傷兵・負傷者、避難民、そして戦禍を被った一般市民にも、様々な深刻な心の傷を残す。それがトラウマであるかどうかは兎も角、紛争は重度とはいえ一時的なストレスとして過ぎていくとは限らず、その後の人生に長い影を落とす負の可能性を潜在的に有している。

ハーヴェイ (Harvey, J.H.) は、戦争、暴力、ジェノサイドによる悲嘆、喪失の苦しみは独特のもので、生き残った人々（それが直接巻き込まれた人であれ、愛する人を戦争で失った人であれ）にとり心の傷となり得る一方、それらが他の種類の喪失よりも悲惨であるとはかぎらないとしている<sup>56</sup>。ハーヴェイはその具体例を示していないが、それらはどのように「独特」のものであり、その独自性を他の体験と比較できるものなのだろうか。

これまでの先行研究からは、確かに体験の性質（単回性、長期継続性等の種別）により、その影響、即ち出現する症状には一定の傾向性があることが認められている。つまり、客観的な臨床像としての特徴は、その体験によって異なる「傾向」があるという事実である。紛争により起こり易いトラウマ性の体験としては、戦闘行為の参加、生命の危険、間近に起きる死や重度の負傷の目撃、近い関係にある人間の死、自身の四肢損傷、収容所体験、略奪、性被害、生活環境の喪失、強制的移動・移住、そしてサバイバーズ・ギルト等々、そのリストは延々と続くと思われる。しかも、それはしばしば重複して起きる可能性も高い。こうした見地から、紛争に起因するトラウマは、その体験の種類の広がりや平時を凌駕するという言説も存在する<sup>57</sup>。これらの現実は、一つのトラウマに続いて次のトラウマ、即ち二次トラウマを生み出す機会にも通じやすい。

このように、戦時のトラウマの一つの側面としては、独特の傾向性があるとも考えられる。しかし、体験の種類、期間、体験者の状態、その後受けられた支援等により、その影響に個人差があることから、心の内面でおきることについてはその独自性を「紛争」という一語で括ることは出来ないのではないかと思われる。だが、そのような個人を取り巻く、回復に密接な関係を持つ外的環境の要素については、紛争による心理的負荷の独自性を論

<sup>56</sup> ジョン・H・ハーヴェイ (Harvey, John, H.) (安藤清志監訳) 『喪失とトラウマの心理学 悲しみに言葉を』 (誠信書房、2002) 155-159 頁

<sup>57</sup> Ispanovic-Radojković, V. et al., "War Traumatized Children-reactions, disorders and help" in Kaličanin et al. eds., *op.cit.*, (Institute for Mental Health, Belgrade,1994), p.114

じることが出来るのではないだろうか。

まず、紛争に起因して発生するトラウマをはじめとする心理的負荷には、規模の問題が浮上する。それぞれの紛争によりその範囲が異なるのは当然であるが、地理的な規模については、ひとたび紛争が起きると国土全体、或いは少なくともその一部は直接的戦闘に曝される。その結果として、そこで暮らしていた人々には、家族や近しい人々、家族と暮らしていた家屋の喪失等をはじめとして、それまで営まれていた生活基盤そのもの、またその生活基盤を支えていたコミュニティと社会資源に大きな損傷が生じる。それらに付随して、避難民の発生も生じる。当然ながら物的被害の規模に連動して、被害を受ける人数の規模が大きく影響を受けることになる。

また、紛争の場合はヴェトナム戦争によるトラウマ問題がその顕著な例を示したように、自国の領土が損なわれることがなくとも、派兵された先でのトラウマ体験、戦死した兵士の家族の喪失体験等も紛争とトラウマを考える時に重要な要素となる。このように、死別、離別、行方不明、自身の負傷、避難行、収容所等々、しばしばトラウマともなり得る喪失、悲嘆、苦痛を伴う体験の広がり大きい。次には期間の問題がある。紛争は、それがいつ終わるか予測不能であり、被害を受けた人々にとっては出口が見えないストレスが続くことになる。長期か短期かということではなく、予測しえないという現実是不安を増し、負荷を強める。

こうして概観すると、紛争によるトラウマ問題には大規模な自然災害と共通する点もあるであろう。しかし、紛争によるトラウマと自然災害によるトラウマには決定的な違いが少なくとも一点あると考えられる。それは、こうした物心両面で傷を負った人々に対する自国の援助資源も、制度そのものが崩壊していたり、制度はあっても疲弊していることである。つまり平時のトラウマ問題と戦時のトラウマ問題については、その被害者に対する支援体制に大きな相違が生じることになる<sup>58</sup>。個人的生活の範囲内で起きた出来事は勿論のこと、自然災害の場合でも、被災していない自国の地域の支援を待むことが出来るが、戦時の場合は支援制度そのものが機能不全になり、また援助従事者自身の疲弊から援助資源の潤沢性に問題が発生するのである。例えば、ユーゴ紛争当時、認定 NPO 法人「難民を助ける会」が行った向精神薬支援の背景には、次のような事情があった。94年2月に始まった国連による経済制裁に苦しむセルビア共和国（当時は新ユーゴ）の精神病院では、

---

<sup>58</sup> Personal interview with Veronika Ispanovic-Radojkovic, M.D. Ph.D. at Institute for Mental Health in Belgrade on November 20, 1999

ラドイコヴィチは、このインタビューで、戦時のトラウマと平時のトラウマにおける支援者側のストレス問題に言及した。この問題には、国際機関、国際 NGO が果たすべき役割が内包されている。

心理療法士等専門家のバーンアウトの問題はセルビアだけではない。「難民を助ける会」がクロアチアで実施した心理社会的支援事業の精神科医、心理療法士も、その疲弊について語っている。（難民を助ける会編、前掲書（1998）、88-89 頁）

給料の不払いから職員が去り、看護能力の不足から患者がベッドに括りつけられたままになっていたり、薬の不足から暴れた患者による病室の破壊等が起きており、中世の監獄に例えられるような現状があった<sup>59</sup>。このように、戦時下においては、社会全体、国全体が極度の緊張状態にあり、緩みも逃げ場も見出しにくい中での心理的負荷は、適切な支援を受けにくいという点で、その影響の長期化、深刻化が一層懸念される要因となろう。

この点は、紛争が内戦的な側面を有しているとひと際広がりを見せる。ユーゴ紛争において、セルビア共和国自体はコソヴォ紛争で NATO 軍の空爆を受けた他は、国土そのものが戦地にならずに戦闘の具体的被害を受けることはなかった。しかし、紛争当事国としての経済的負担、クロアチアやボスニア・ヘルツェゴヴィナからのセルビア系避難民の大量流入、そして国連による経済制裁と、その社会的、経済的疲弊度は非常に大きなものであったと推定される。

次に、紛争に起因する心理的負荷が、ハーヴェイが述べるように「必ずしも他の経験と比較して悲惨ではない」という点について考察を進めたい。ハーヴェイはここでも、その根拠について具体的には明らかにしていないが、これまで述べて来た影響の個人差を考えると、「必ずしも」他と比較して悲惨ではあり得ない。従って、ハーヴェイの言説は、紛争に起因するか否かに限らず、トラウマ反応の一面を捉えていると言えよう。

しかし、この「心の傷」を相対化出来るか否かについては、もう一点述べておかなければならないことがある。紛争（戦争）に起因して心が抱える苦痛として、ホロコーストのサバイバーは顕著なケースのひとつである。これについての岡の次の言説を手掛かりに考察を進めたい。岡は、歴史学者ピエール・ヴィダル＝ナケが歴史修正主義への抵抗としてホロコーストという出来事の相対化を拒否し、ホロコーストという体験の「唯一無比性」を主張することに対し、「出来事」自体ではなく、その「出来事」を体験した者にとっての「出来事」の唯一無比性、単独性においての「出来事」、という一つの次元で語れるのではないかという趣旨を述べている<sup>60</sup>。この言説は、体験の相対化を考察する時に必要とされるもう一つ視点を示唆しているのではないだろうか。即ち、上述のように体験の種別によって異なる影響の傾向性を一定限度把握することは可能であり、それは提供すべき支援の組み立てにも有効な視座を与えることになるだろう。しかし、その「出来事」の体験者自身にとっては、どのような体験も無比のものであり、体験者自身は相対化する術を持たないということである。個々人が現実に抱える心理的問題としては、相対化できない心的現実がそこにあるということである。

トラウマに限らず、衝撃的体験の心理的影響について独自性と相対化を考察する場合には、このように客観と主観の双方からの視点が必要とされるだろう。紛争に起因する心理的負荷についても、例外ではない。

従って、紛争に起因する心の傷の独自性については、これまで述べてきたように症状の

---

<sup>59</sup> 長、前掲書（1998）、27頁

<sup>60</sup> 岡真理『記憶/物語』（岩波書店、2000）iii～vi頁

傾向性、提供される支援内容、被害を受けた者を取り巻く外的環境、そしてその内面という多角的な視座が必要であり、断定的にその独自性の存在の有無を論じることは出来ないと考える。

### 3-2 先行研究の定量的調査・研究にみる紛争の心理的影響

#### 3-2-1 紛争に起因する心理的影響の残存性

ここでは、ユーゴ紛争以外の紛争に関わるトラウマ問題に関する先行研究を概観する。トラウマ研究の歴史で紛争に起因するトラウマによる PTSD 症状の症例が顕著になったのは、カーディナーによる第一次世界大戦、第二次世界大戦に参戦した兵士にみられる心理的不適応症状であった。その後も従軍した兵士、強制収容所のサバイバー等にみられる症状の研究が進み、第二次世界大戦終結後 50 年を経た時点でも、オランダ人のレジスタンス兵士 824 人を対象とした調査で男性の 27%、女性の 20%に PTSD が認められた例<sup>61</sup>、第二次大戦中に強制収容所の体験者の死亡率は非体験者より顕著に高く<sup>62</sup>、また転職、移動の多い安定性に欠ける生活を送る傾向が高い例等が報告されている<sup>63</sup>。

難民・IDP 体験についてなされた近年の調査研究は、インドシナ難民に関するものが主である。カンボジア内戦を 6 歳から 12 歳の間に体験し、その後アメリカに難民となって移住した調査対象者は成人になってからも、その 50%が PTSD を呈していることが報告されている<sup>64</sup>。これまで述べてきたように、若年層で受けた重度のストレス体験が成人後も影響を及ぼすことを物語る。また、同じくアメリカで、ミネアポリス在住のインドシナ難民 404 名を対象に、1986 年から 18 ヶ月かけて集められたデータがある<sup>65</sup>。被験者は地元クリニックで実施されたメンタルヘルス・プログラムに参加した難民で、数年をタイやマレーシア、フィリピンの難民キャンプで過ごした後、1980 年から 81 年にアメリカに移住してきた成人層である。調査の結果、73%に大うつ病の顕著な傾向が、14%に PTSD の症状が認められている。この症状に移住後の二次ストレスがどの程度作用しているのかは

---

<sup>61</sup> McFarlane, A. C. and R. Yefuda, “Resilience, Vulnerability and Course” in van der Kolk et al. eds. *op. cit.*, (1996b), p.159

マクファーレン他は、これらの研究がレトロスペクティブであり、直接比較できる適切な統制群を得ないことから母集団との差についての十分な研究は行われてこなかったことを指摘している。

<sup>62</sup> McFarlane et al., *op.cit.*, (1996b), p.166

<sup>63</sup> McFarlane et al., *op cit.*, (1996b), p.167

<sup>64</sup> Kinzie, J.D., W.H. Sack, R.H. Angell, S.M. Manson, R. Magraw, and B. Rath, “The psychiatric effects of massive trauma on Cambodian children”, *Journal of the American Academy of Child Psychiatry*, 25 (3), (1986), pp.370-376

<sup>65</sup> Kroll, J., et al., “Depression and Posttraumatic Stress Disorder in Southeast Asian Refugees” *American Journal of Psychiatry* 146:12 (1989) , pp.1592-1597

明確にされていないが、トラウマ体験が長期的に及ぼす影響の一端が示唆されている。

スティール (Steel, Z.) 他<sup>66</sup>は、オーストラリアに移住したヴェトナム難民 1,413 名を対象にメンタルヘルスの調査を行った。被験者はオーストラリア定住後の年数は平均 11.2 年、最大のトラウマ体験後、平均 14.8 年が経過している集団であった。その結果、38.3% が最低一つの ICD-10 による診断基準にあてはまる PTSD の症状があるとの回答を得ている。

こうした先行研究からも、紛争体験、難民化体験が少なからずトラウマとなり、またその影響が長期に及ぶことが示唆される結果となっている。

### 3-2-2 ユーゴ紛争による心理的不適応問題

それでは、ユーゴ紛争の心理的問題はどうであっただろうか。

ユーゴ紛争の避難民数 (難民・IDP を含む) は、調査時期や調査機関により結果が異なるが、世界保健機関 (World Health Organization:WHO) は最大推定値を 380 万人としている。当時の旧ユーゴスラヴィア全体の人口が 2,230 万人に対して、実に 18% が難民になったことになる。序章で述べたように、WHO は、1995~6 年に同地でメンタルヘルスのアセスメントを実施し、総数 380 万人とした避難民の 20% にあたる約 80 万人が紛争による重度のトラウマを受けていると発表した。また、紛争とは直接関係しないトラウマによる障害や心理的不適応症状を持つ (避難民を除く) 一般市民は全体で約 223 万人いるとし、このうちの 10% にあたる 22 万人と先述の 80 万人とを併せ、合計約 100 万人が専門家の治療的介入を必要としていると警告した<sup>67</sup>。表 3-1 はその結果である。

表 3-1 WHO による旧ユーゴスラヴィア域内のメンタルヘルス調査結果 (1996)

旧ユーゴスラヴィア人口	22,300,000
非戦争関連の心理障害	2,230,000
上記の重篤なケース	223,000
避難民総数	3,980,000
戦争関連トラウマ障害	796,000
全体で緊急治療を要する人数	1,019,000

(WHO の資料より筆者翻訳、作成)

<sup>66</sup> Steel, Z. et al. "Long-term effect of psychological trauma on the mental health of Vietnamese refugees resettled in Australia: a population-based study" *The Lancet* vol.360. (2002), pp.1056-1061

<sup>67</sup> WHO Regional office for Europe document (1997)

WHO によれば、これらの数字は最も重篤な症状を持つ人々であり、この他にも専門的援助を必要とする人々が多数存在するとしている。WHO の警告は更に、これらの心理的不適応を放置した場合、症状の重篤化は勿論のこと、自殺、家庭内暴力、アルコール依存症、さらには社会的犯罪の増加など、構造的社会病理に結びつく深刻な懸念になることに及んだ。序章で詳述したように、レイプ問題に大きく関心が集まったことにも起因して、この警告の前後から、国際諸機関や NGO は、心理社会的支援と呼ばれるいわゆる「こころのケア」的プログラムを更に積極的に展開した。国際救援活動が、物資支援活動だけではなく平和構築や長期的復興支援に関心の軸足を大きくのばすタイミングと重なって、社会の再建に最も大きな要因となる「人間」の心身の健やかさをサポートすることの一層の重要度が確認されたともいえる。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナのレイプ被害者の心理状態に関する研究としては、序章でも参照したランチャルほかの研究<sup>68</sup>では、レイプ被害後早期の症状として、うつ症状、回避、麻痺、自責感等の心理的症状と共に、吐き気、頭痛、発汗、動悸等の身体症状がみられることに言及している。また、被験者 68 名中 25 名に自殺念慮がみられたとしている。これら被験者の約一年後については、PTSD 症状よりもうつ症状、恐怖症の方が強く認められた。年齢による有意な症状の差はみられなかったが、教育程度の高い層に、回避症状とその結果とも考えられる社会活動の低下がみられた。配偶者、またはパートナーとのその後の関係については、結婚せずにパートナー関係にある者とムスリム系難民女性の方が問題を持つ傾向がみられたとする。この結果からは、うつ症状、PTSD の回避等、他のトラウマ因とも共通する症状がみられる一方、パートナーとの関係に影響をきたしているところが、レイプ被害特有の問題点を表していると考えられる。

それでは、レイプ被害以外の研究ではどうであろうか。例えばクロアチアに避難したボスニア難民<sup>69</sup>についての調査によれば、被験者 534 名（平均年齢 50 歳、男性 41%）のうち、18%が 1 度以上の拷問を体験している。その他、体験されたトラウマは、砲弾、手りゅう弾の攻撃に曝された被験者が 83%、狙撃からの避難が 75%と続く。これらの被験者は、調査時点の 1996 年現在、39.2%が PTSD、26.3%がうつ症状、これらの複合疾患が 20.6%と高い数値を示している<sup>70</sup>。この論文では避難後の経過年数を記していないが、避難後から調査時点まで数年が経過している可能性があり、紛争に関連するトラウマ体験が PTSD、うつ症状というトラウマと関連する基本的症状の関連が明らかになると同時に、その継続

---

<sup>68</sup> Lančar et al., *op.cit.*, (2006)

<sup>69</sup> 当該調査対象者はムスリム系ボスニア難民 60%、クロアチア系ボスニア難民 23%、クロアチア系クロアチア IDP11%、その他（セルビア系クロアチア IDP、ロマン等）6%

<sup>70</sup> Mollica, R.F., K. Mcinnes, N. Sarajlić, J. Lavell, I Sarajlić, and M.P. Massagli, "Disability Associated with Psychiatric Comorbidity and Health Status in Bosnian Refugees Living in Croatia" *The Journal of American Medical Association* vol.282, No.5 (1999) ,pp.433-439

性も示唆されていると考える。また、米国シカゴに定住先を求めたムスリム系ボスニア難民 20 名<sup>71</sup>に対する調査<sup>72</sup>では、被験者全員は 16 種類の蓄積的トラウマに相当する体験をしており、全員が DSM - IV の診断基準における PTSD を発症していると報告されている。既述のようにレイプ問題が中心になる傾向があったボスニア・ヘルツェゴヴィナの紛争トラウマだが、実態としては当然ながら、その被害はレイプ問題だけではなく多様だったのであり、その影響の大きさも、これらの研究から窺える。

セルビア共和国ではどうだっただろうか。第 2 章では、難民を取り巻く社会環境の指標として引用しそのたセルビア共和国の精神科医、心理学者を中心に組織された NGO「IAN」の調査は、心理的諸問題にも及ぶ。既述の様に、この調査の実施には、IAN だけではなく、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの Human Rights Committee、Youth Council (Military development, tolerance and activism) という NGO<sup>4</sup> 団体が加わり、幅広い調査を可能にした。ただし、上記 1,502 名のうちボスニア・ヘルツェゴヴィナのブルチコ行政特別区では、政治的事情によって被験者が 11 人とどまりカテゴリー化に無理があるため、実際の分析はこの 11 名を除く 1,491 名となった。被験者の帰属的構成は、帰還難民 527 名、難民 501 名、地元民 463 名とバランスをとっている。民族的帰属はボスニア人 299 名、クロアチア人 270 名、セルビア人 880 名、その他 42 名の構成である。

IAN の調査は就業状態、居住地域（都市部または村落）、居住状況など多岐にわたるが、ここでは心理的諸問題の結果を中心にとりあげる。IAN の調査では、紛争ストレス (War stressors) の有無を、各群を対象に調査している。設問内容は、性的暴行、強制収容所収容、近しい人の突然の死、水・食糧・シェルターの確保、拷問から重病状態での治療確保まで 20 項目にわたる。調査当時の難民群は帰還難民群よりも統計的有意に紛争ストレスとなる出来事に遭遇していることが示された。更に、これら 20 項目の体験別の有意差をみると、(敵方からの) 拉致、収容所体験、重傷を負う体験では有意差がみられなかったが、実際の戦闘体験、拷問、食糧・水・シェルターの欠乏、近しい人間の死や負傷では明らかな差が認められた。また、PTSD の有病率では、難民、帰還難民がそれぞれ 35.3%、35.7% と高い数値を示したが、地元民にも 27.4% という比較的高い数値の回答であったことにも注意を向けるべきであろう<sup>73</sup>。WHO の警告は 1997 年になされたものであるが、2004 年の調査においてもその傾向を確認するものとなり、ユーゴ紛争による心理的不適応問題の

---

<sup>71</sup> 被験者全員が調査時点に遡る 2 年以内に米国に定住している。被験者は全員成人で 8 名が女性、12 名が男性、年齢は 23-62 歳、うち 1 名が紛争以前にうつ病で治療を受けた経験がある。

<sup>72</sup> Weine, S.M., S.D. Kulenovic, I. Pavkovic and R.Gibbons, “Testimony Psychotherapy in Bosnian Refugees: A Pilot Study” *American Journal of Psychiatry* 155-12, (1998) pp.1720-1725

<sup>73</sup> IAN, *op. cit.*, (2005) ,pp.161~164

根深さが示唆された<sup>74</sup>。

こうした問題に対してどのような支援が展開されたであろうか。例えばボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、当初はレイプ被害を起爆剤として広がった心理社会的支援であるが、実際の心理社会的支援においては、より多様性のあるトラウマ被害の対処に取り組みの軸足を移していくことになる。既述の NPA（注 67 参照）による心理社会的支援プロジェクトでは、実施地域でセンターを創設し、そこに受益者が集えるように運営された。レイプ被害者に限定せずにトラウマ・ケアを中心に教育、ワークショップを通しての自立向上サポート、コミュニティの中の多世代間、民族間の融和等の活動を展開した。受益者の心理状態については、ゼニツァ市の例をとれば、受益者の 70%が 3 乃至 4 種類の紛争に起因するトラウマを体験している。プロジェクト開始後 10 ヶ月経過時点の調査では、そのうち 90%が日々の悩み、86%が悲しみを、85%が緊張感、そして 81%が不安感を緩和出来たと回答している<sup>75</sup>。

ここで、日本の NGO が旧ユーゴスラヴィアで展開した心理社会的支援について記しておきたい。

#### **認定 NPO 法人「難民を助ける会」の例**

「難民を助ける会」はユーゴ紛争が終結した 1995 年の 10 月から 1997 年の 11 月まで、クロアチア共和国とセルビア共和国で心理社会的支援を行った。クロアチア共和国においては現地の精神科医、心理学者、セラピストを雇用して首都ザグレブにカウンセリング・ルーム「SRCE<sup>76</sup>」を開設し、難民及び国内避難民にカウンセリングによるサポートを実施した。同時に、首都から車で片道 4 時間の距離にあるガシンチ難民収容センターに移動診療チームを派遣するプログラムも実施した。また、当時多くの国内避難民が居住していたイストリア半島にあるポーレッチ市でも、現地の専門家を雇用し、同様のサポートを行った。セルビア共和国では、戦闘中に地雷などで四肢損傷を受け義肢義足を装着する必要にみまわれ、首都ベオグラードでリハビリ中の患者達に精神科医がチームを組んで治療に

---

<sup>74</sup> 本項では主にボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア共和国における調査研究に言及してきたが、クロアチア共和国内の難民・国内避難民の心理社会的問題、またその支援に関する問題については、Stubbs, P. and F. Soroya “War Trauma, Psycho-social Projects and Social Development”, *MEDICINE, CONFLICT AND SURVIVAL* Vol., 12, (1996), pp.303-314、Woodside, D., J. Santa Barbara, and D.G. Benner, “Psychological Trauma and Social Healing in Croatia”, *MEDICINE, CONFLICT AND SURVIVAL* Vol.15 (1997), pp.355-367 等多数ある。また、筆者が 2000 年にクロアチア共和国で、ヴコヴァル市の帰還 IDP とザグレブ市の地元高校生を対象としたトラウマ反応、自尊感情に関する調査結果についても、本章 4-2-4 項「分析結果の考察」で記す。

<sup>75</sup> Agger et al. *op.cit.* (1999), p.28

<sup>76</sup> セルビア・クロアチア語で「心」を意味する。

あたった。同会がその活動の記録をまとめた『スルツェ ころ—旧ユーゴ紛争 戦争トラウマと NGO の挑戦』によれば、ザグレブとポーレッチで同会が援助した患者総数は1,590人（専門職10人）、ガシンチ難民センターでは50人（専門職2人）、またセルビアでの四肢損傷者への援助では患者数143人（専門職6人）にのぼる。セルビア共和国での支援は、リハビリセンターの入所者が対象であったが、クロアチア共和国では不特定多数の集団への呼びかけから始まったプロジェクトであった。クロアチア共和国は旧ユーゴスラビアの共和国の中でも、精神医学と臨床心理学が欧米圏に近い形で発達していたものの、一般市民や難民・IDPの間で十分な理解が得られているとは言えない現実を考慮して、「難民を助ける会」はリーフレットやテレビ放送を通じて、心理社会的支援の広報に努めた。しかしながら、同会が旧ユーゴスラビアの活動の中心をボスニア・ヘルツェゴヴィナに移すに従い、この活動は二年間で終結することになった。だが、ニーズが残っている事態を考慮し、同会は、1999年12月から2001年3月まで、クロアチアで再び心理社会的支援を実施した。この第2次の心理社会的支援活動では、ザグレブ郊外のシュパンスコ難民センターとペトリーニャ市近郊のマラ・ゴリツァ難民センターに専門職を派遣して幼児教室形式のワークショップで主に児童のケアにあたる活動であった<sup>77</sup>。

これらの支援が行われた時期は、まだ紛争終結から数年しか経ておらず、PTSDをはじめとするトラウマ反応も多々あり、この時期としてはカウンセリング・心理療法を主とする支援内容は適切であったと思われる。それはまた、西欧化が進み専門職が旧ユーゴ圏としては豊富なクロアチア共和国での地元リソースを活かすという意味でも、有効な支援であった。

### NPO 法人「JEN」の例

「JEN」は「日本緊急救援 NGO グループ—Japan Emergency NGOs」の略で、現在はそれが正式名称となっている。「JEN」は、1994年から約10年間旧ユーゴスラビア全域で、一貫して心理社会的支援を中心とした展開した。2006年7月13日に行った同団体の木山啓子事務局長からの聞き取りによれば、JENでは狭義のいわゆる「心のケア」だけではなく、人間の尊厳をもたらす「自立」を支える援助として心理社会的支援をとらえ、その活動は、養豚、養鶏、養蜂などを含めた収入創出や職業訓練にも及んでいる。

「JEN」の心理社会的支援の最も大きな特徴は、同会が「コモン・ルーム」と名付けた地域センターの開設と運営であったろう。「JEN」はクロアチア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モンテネグロと旧ユーゴスラヴィアほぼ全域で60ヶ所のコモン・ルームを開設した。コモン・ルームには心理職、ソーシャル・ワーカー、コーディネーター、そして後述するそれぞれの領域のインストラクターが常駐する。そして難民や地元民にも呼びかけてオープン・ハウスのコンセプトで「場の提供」にまず務めた。コモン・ルーム

---

<sup>77</sup> 当該活動は2001年4月以降、NPO法人「ACC・希望」に継承され、2003年12月まで実施された。

では成人の女性には編み物や機織、男性には木彫りなどのクラスを開設し、子どもや若年層には絵画、カメラ、料理、音楽、ドラマのワークショップを提供した。その中で浮かび上がってきた重篤なケースは、心理職が個別に対応し、病院にリファーするなどの処置がとられた。当初、参加者同士は挨拶も出来ない状況であったという。それがグループで共同作業を続けているうちに、時間の共有が功を奏して、それぞれの物語を語り合う時間が増え、時間のみならず心理的な共有に繋がっていったという。また、出来上がった作品は家族や親しい友人への贈りものとして使われ、参加者には誰かの役に立つという喜びにも通じる感情が芽生え始めた。この試みは、やがて当プログラム内のセルフ・グループの形成にも繋がった。当初はプログラムへの参加形態については期限を定めずに運営したため、参加者の中にある種のプログラムへの依存傾向が窺われた。よってそれ以後は、週2回、3ヶ月のコースと定め、心理職が必要性を認めた場合のみ延長できるようなシステムに切り替えた。このプログラムは1ヶ所につき、年間利用者が延べ600人、60ヶ所で年間実に36,000人が受益者となった。「JEN」の2004年の同地域からの撤退後も、2006年現在もコモン・ルームの何ヶ所かは地元の有志に受け継がれ側面からの支援を続けている。

#### 第4節 若年層におけるユーゴ紛争の心理的影響

##### 4-1 児童を取り巻く環境とその心理的影響

子ども時代のトラウマは生涯その痕跡をとどめるとされているが、重度のストレス下におかれた難民・IDP等避難民集団の子どもたちにはどのような傾向が確認されるだろうか。

セルビア共和国ベオグラード大学の精神衛生研究所 (Institute for Mental Health) は、1991年の紛争勃発直後から国内の青少年を専門とする精神科医、心理学者、小児科医を集め、予想される地元民、避難民の子どもたちへの心理的サポート体制を固める行動を開始した。同国で大学の拠点があるベオグラード市、ニシュ市、ノヴィサド市を中心にセミナーを開催し、合計3,000人の小児科医、心理学者、特別教育専門家、教員、赤十字関係者等がトレーニングを受けた。これらの活動の一環として大規模な避難民集団が仮住まいしている難民収容センターに移動診療チームが派遣されてケアにあたったが、同時に問題の傾向性と臨床的集団像を探るために調査活動も行われた<sup>78</sup>。調査対象者は避難民593名、地元民183名、年齢構成は3歳から18歳である。性別、家族構成等の他、幾つかの心理測定尺度を用いての調査の結果、以下のような問題が確認されている。

まず、これらの調査対象者の55.7%が避難する以前に、出身地域で何らかの厳しいトラウマ体験をしている。41.3%が砲撃に曝されたり、武装集団に脅される等、直接的生命の危機を感じる体験をしており、14.4%が親や家族、親しい関係者の死を目撃している。このような事実を背景に、地元民では13.7%だった心理的不適応状態が、避難民では62.4%という圧倒的な高さを示したのは当然の帰結といえよう。具体的には身体的緊張感、悲しみとうつ症状、泣きたくなる気持ち、不安と苛立ちが全体の20%を超えている。また、症

<sup>78</sup> Ispanovic-Radojkovic, et al., *op. cit.*, (1994), pp.114~124

状の傾向は年齢層によって異なり、就学前児童では分離不安、愛着障害、退行、就学児童では身体症状（頭痛、疲れやすさ、腹痛）、学力低下、攻撃性、15歳以上の年齢層では自己破壊衝動が認められた。

注目すべきは、親（ないしは親に準じる存在）との関係である。子どもたちに親の同席中には全く回答しない傾向が認められたため、調査は可能な限り親の同席を断って行われた。子どもたちが親の同席中に発言しない理由は、親が泣くところを見たくないということであった。これらのことから、子どもの症状と親のトラウマ体験への反応の関連を検討したところ、心理問題が顕著な群の25.4%が親のトラウマ的出来事に対する大仰な反応（*overreaction*、具体的には過大な恐怖、怒り、悲しみ、争い勝ちな態度）に接しており、問題が認められない群の3.1%と比較して圧倒的な高い数値を示した。こうした事実から、この調査の報告書は子どもの親との関係と、呈している症状との関連性に関する更なる調査活動の必要性と、親への心理的ケアが親本人だけではなく、結果として子どもの症状軽減に結びつくものと結論付けている。

紛争後社会の復興は常に、難民・IDPばかりでなく地元民も含めて、その地の人々が期待するほど早くは進まない。難民・IDPという立場への急激な変化、また活力を失った、或いは復興が軌道に乗る迄の出口の見えない不安と苛立ちは、家族内の関係にも影響を与える。その影響を最も直接的に受けるのは子どもである。こうした状況は、二次的ストレスを生じ、更に懸念されるのは二次トラウマにも結び付きやすい状況となる。子どもが健全に発達段階を経ていくためには、家族、特に親（ないしは親に準じる養育的立場にある関係者）との十分に配慮ある関係の中で自分が生きていく世界への基本的信頼感を培うことが基盤となる。戦時下の社会での避難体験、避難後の不安に覆われた環境において、子どもはどのように発達段階をたどれるのだろうか。

上記で参照したラドイコヴィチ他の調査はユーゴ紛争勃発から間もない段階の調査であり、その避難民生活が未だ混乱を極めている状況であったと推察される。しかし、家族機能が時と共に解決し得るとは限らず、実質的な難民生活が継続した場合、何らかの形での機能不全家族の問題もそれに付随して継続する。例えば、難民生活が長期化した場合、父親が定職につけないことから以前のように家長としての社会的、経済的役割を果たす事が出来ない例が多い。未就労状態が長く続いた後に、喪失感を立て直す機会にも恵まれず、更に家庭の中で焦燥感を深めていく。その結果、アルコール依存症や家庭内暴力に発展する場合もある。そして、この問題はセルビア共和国だけではない。図3-2は、クロアチア共和国のクロアチア系IDPの子どもの描画である<sup>79</sup>。父親が母親に暴力をふるっている様子が描かれている。国を違えても、難民社会の出口の見えないやりきれなさが充満して

---

<sup>79</sup> 「難民を助ける会」の心理社会的支援事業「スルツェ」に参加した、クロアチア共和国の首都ザグレブ市にある小児病院の子どもトラウマセンターの心理療法士ゴルダナ・ブリアンが治療にあたった1999年当時のクライアント家族（クロアチア系IDP）の7歳の女兒による描画である。1995年の停戦合意から4年の歳月を経た段階での状況である。

いることを示す一例である。



図 3-2 クロアチア共和国国内避難民家族の 7 歳女兒による描画

その社会全体の停滞感、閉塞感に影響される子どもは難民ばかりではない。セルビア系 IDP が後にしてきたコソヴォでは、セルビア系住民がエンクレーブと呼ばれる居住地域で暮らしているが、図 3-3、3-4 は、2007 年当時、そのエンクレーブで暮らす初等学校 7 年生（日本の中学 2 年生に相当）のセルビア人が日本の小学校 6 年生との自画像交換のために描いた自画像である。IDP として故郷を離れることはなかったものの、行動の自由を制限される閉塞的環境で暮らす子どもの心境が滲みでる描画と言えよう<sup>80</sup>。

図 3-3 は、鉄線に囲まれ、なおかつその奥の鉄格子に閉じ込められた、或いは閉じこもっている存在としての自己を表現しており、エンクレーブの現実が色濃く自画像に投影されている、或いは現状と自己が同一化していると解釈できる。この自画像作成時にはカラーペンも用意されていたが、この少年はモノクロで描いている点にも留意したい。

また図 3-4 は、恐らく 1999 年のコソヴォ紛争当時の自分の体験であったろうと思われる。家は焼かれ、炎がその家の中から噴き出しており、庭の木からも大きな炎をあげて燃えている。そして、その傍らに佇む少年の目から涙が流れている。しかし、この絵を描いたのは少女である。恐らくは、この少女が紛争当時に目撃した場面であったろうが、それから 8 年を経た 2007 年の段階でも、自己を表現する自画像にその情景を同一化して描く背景には、当時の状況がそのまま維持されており、その心理的負荷が投影されていると解

<sup>80</sup> この自画像交換を含む心理ワークショップ活動には筆者自身も携わったが、これが行われた 2007 年現在は偶発的な暴力的行為への懸念が大きく、エンクレーブに行くにはアルバニア地域を通るためにセルビア人地域を表すミニバスのナンバープレート、アルバニア人地域のナンバーに付け替える等の操作を必要とした。エンクレーブの子どもたちはセルビア人地域から護衛なしに一歩も出られない状況であった。2017 年現在は、その危険はかなり軽減したとされている。

積できよう。

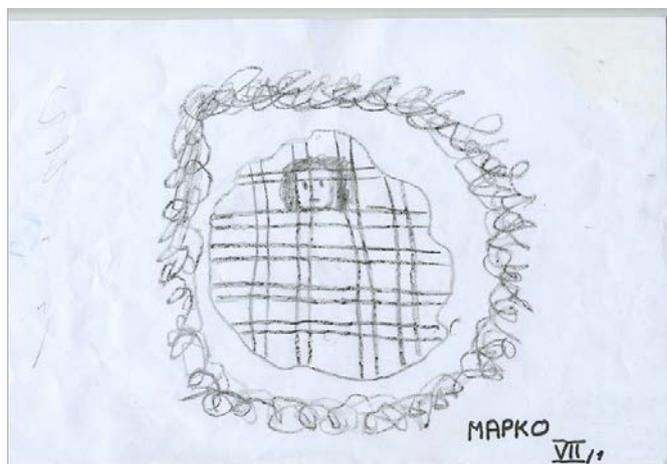


図 3-3 コソヴォのエンクレーブ、プリリュージェの初等学校 7 年生  
(日本の中学 2 年生に相当) の生徒により描かれた自画像 1



図 3-4 プリリュージェの初等学校 7 年生により描かれた自画像 2

描画は特に内面を言語化しにくい子どもの場合、心の内側を窺う根拠として多用されているが、これらの描画には、難民・IDPを問わず、また地域を問わず、戦時下、そして紛争終結後の社会で育つ子どもたちがどのような心理的負荷を負っているかを表していると考えられるのではないだろうか。

## 4-2 質問紙調査にみるセルビア系 IDP 高校生の心理問題

### 4-2-1 調査の概要

本項では、コソヴォ紛争によるセルビア系 IDP の高校生が紛争後どのような心理状態にあるかを、質問紙調査の結果から考察する。筆者は、2002 年、2003 年にセルビア共和国中部のクラグェヴァツ市でクラグェヴァツ市立病院精神科に所属する精神科医ドラガナ・リスティチ (Dragana Ristic) の協力を得て、IDP 高校生と地元民高校生を対象に標準化された心理測定尺度を用いて調査活動を行った。以下はその調査結果のまとめである<sup>81</sup>。

#### (1) 調査対象者、調査時期等

##### 第一次調査

2002 年 10 月： 地元高校生 97 名、IDP 高校生 99 名  
(平均年齢：15.8 歳、男子 118 名、女子 78 名)  
避難後経過年月平均 3.5 ヶ月

##### 第二次調査

2003 年 11 月： 地元高校生 63 名、IDP 高校生 78 名  
(平均年齢 16.3 歳、男子 58 名、女子 83 名)  
避難後経過年月平均 4.6 ヶ月

#### (2) 測定尺度

調査内容は、心理的不適応症状を測定する目的で、IDP 化体験をトラウマ体験としてとらえての PTSD 症状、抑うつ感、絶望感を、人格変化を視点として自尊感情を測定した。

##### ① IES-R (Impact of Events Scale-Revised)

Weiss et al. (1997)による侵入性想起、過覚醒、回避・麻痺の PTSD3 症状に関する 22 項目の質問紙。4 件法で得点が高いほど症状が強い傾向を示す。IES-R は、DSM - IV版を基盤としているため、これらの症状となっている。しかし、回避・麻痺は本来異なる症状ではないかという言説<sup>82</sup>を選択し、本分析においては回避と麻痺を別の症状に分類している。

##### ② ベック抑うつ尺度 (Beck's Depression Inventory)

Beck et al. (1961、1979) による抑うつ感に関する 21 項目の質問紙。4 件法で、得点が高いほど強い抑うつ感を示す。

---

<sup>81</sup> Matsunaga, C., D. Ristic, and M. Niregi, "Long-Term Effects of Traumatic Experience: Comparison Study in the Adolescent IDPs in Serbia" *Psychiatria Danubina* vol.18 no.3-4 (2006), pp.177-182

<sup>82</sup> 例えばヴァン・デア・コルクらは、「回避」がトラウマ体験の影響を最大限に避けるための特定の刺激の回避という点である種適応的であるのに対し、「麻痺」はあらゆる情緒的引き籠りを意味していると、そのメカニズムの違いを述べている。DSM - 5における「回避・麻痺」の分離はそれらの言説の結果と考えられる。

van der Kolk, B.A. "The Black Hole of Trauma" in van der Kolk et.al.eds. *op.cit* (1996b) p.12

### ③ ベック絶望感尺度 (Beck's Hopelessness Scale)

Beck et al. (1974, 1988) による絶望感に関する 20 項目の質問紙。2 件法で逆転項目は反転し、得点が高いほど強い絶望感を示す。

### ④ 自尊感情尺度 (Self-esteem Scale)

Rosenberg (1965) による自尊感情に関する 10 項目の質問紙。4 件法で逆転項目については反転し、得点が高いほど高い自尊感情を示す。

なお、以下に記す本調査の回答表示では、地元高校生を非 IDP 群、IDP 高校生を IDP 群と表記している。

## (3) 仮説

- ① IDP の青少年は地元民の青少年よりも、紛争によるストレス反応が継続的に高い。
- ② IDP の青少年は地元民の青少年よりも、抑うつ感、絶望感が高い。
- ③ IDP になる体験は青少年の自尊感情に負の影響を及ぼす。

## (4) 分析方法

### 因子分析

第 1 次調査、第 2 次調査ともに自尊分析尺度で実施。

### t 検定

第 1 次調査、第 2 次調査ともに、IES-R については質問項目が PTSD の各症状に分類されているためその項目群別、ベック抑うつ尺度、ベック絶望感尺度については全項目、自尊感情尺度については全項目と下位因子別に、IDP 群と非 IDP 群で実施。

### 重回帰分析

第 1 次調査、第 2 次調査共に自尊感情尺度の下位因子のみを目的変数として、PTSD 症状、抑うつ感、絶望感を説明変数として実施。

なお、それぞれの尺度で測定したデータの  $\alpha$  係数は、IES-R が .925、ベック抑うつ感尺度が .866、ベック絶望感尺度が .782、自尊感情尺度が .831 であり、内的整合性は認められた。

## 4-2-2 第 1 次調査の分析結果

### (1) 自尊感情尺度の因子分析

自尊感情尺度の 10 項目全てで因子負荷量 .40 以上を示し、2 因子が抽出された。第 I 因子の項目内容は、現実の生活の中での達成力や自己評価に関わる内容と判断し、自己効力感因子<sup>83</sup>と命名した。それに対して第 II 因子は自己の基本的資質、存在価値、可能性に対する肯定感であると判断して自己肯定感因子と命名した。

---

<sup>83</sup> 自己効力感 (Self-efficacy) とはアルバート・バンデューラ (Albert Bandura) が提唱した概念で、ある目標に対して課題達成能力があるという認知をさす。

表 3-2 第 1 次調査 自尊感情尺度の因子分析 (プロマックス法) n=196

	項目	因子負荷量	
I 自己効力感	何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う。	0.757	0.128
	もっと自分自身を尊敬できるようになりたい。	0.717	-0.143
	自分は全くだめな人間だと思うことがある。	0.690	0.163
	自分には自慢できるところがあまりない。	0.679	-0.173
	敗北者だと思うことがよくある。	0.516	0.332
II 自己肯定感	自分に対して肯定的である。	-0.071	0.764
	物事を人並みにはうまくやれる。	-0.237	0.717
	大体において、自分に満足している。	0.140	0.592
	少なくとも人並みには、価値のある人間である。	0.098	0.559
	色々な良い素質を持っている。	0.098	0.527

(2) t 検定

まず心理的問題を測定する IES - R については、項目が PTSD の各症状に分類されているため各症状別の合計、抑うつ感、絶望感については全項目の合計で t 検定を行った結果は表 3-3 である。別に、人格への影響を測定する尺度、自尊感情尺度については下位因子別に t 検定を試みた結果は表 3-4 である。

表 3-3 第 1 次調査 PTSD 症状、抑うつ感、絶望感の t 検定の結果

	IDP群	非IDP群	有意差
侵入性想起	12.32	7.27	***
	(6.45)	(5.99)	
過覚醒	9.14	6.27	***
	(4.58)	(5.32)	
麻痺	2.58	1.53	***
	(2.53)	(1.52)	
回避	9.01	6.16	***
	(3.94)	(4.93)	
抑うつ感	10	7.57	*
	(9.44)	(7.44)	
絶望感	4.95	3.92	*
	(3.95)	(2.98)	

\*p<.05,\*\*\* p<.001 ( ) 内は標準偏差

表 3-4 第 1 次調査 自尊感情尺度下位因子の t 検定の結果

	IDP群	非IDP群	有意差
自己効力感因子	8.48	9.28	ns
	(3.72)	(4.06)	
自己肯定感因子	12.94	12.93	ns
	(2.14)	(2.06)	
( )内は標準偏差			
ns : no significance 有意差なし			

自尊感情尺度については下位因子それぞれの合計で平均値の比較を t 検定で行ったところ表 3-4 の結果を得た。自尊感情尺度の下位因子についてはいずれも有意差がなかった。

### (3) 重回帰分析

自己効力感因子、自己肯定感因子をそれぞれ目的変数として、PTSD の各症状、抑うつ感、絶望感を説明変数とする重回帰分析を試みた。自己肯定感因子では、PTSD の各症状では関連が認められずに抑うつ感と絶望感で有意な関連がみられた一方、自己効力感因子では若干異なる結果となった。表 3-5、表 3-6 はその結果である。

表 3-5 第 1 次調査 自己効力感因子に影響を与える要因に関する重回帰分析の結果

	全体	n=196	IDP群	n=99	非IDP群	n=97
修正済決定係数	0.29	***	0.39	***	0.29	***
侵入性想起	-0.23	*	-0.46	***	0.02	ns
過覚醒	0.03	ns	-0.05	ns	0.10	ns
麻痺	0.08	ns	0.09	ns	0.08	ns
回避	-0.05	ns	-0.03	ns	-0.16	ns
抑うつ感	-0.12	ns	0.06	ns	-0.27	*
絶望感	-0.37	***	-0.33	***	-0.38	***
*p<.05, ***p<.00						

上記の表 3-5 が示すように、非 IDP 群については他の目的変数の分析と同様、PTSD 症状は関連なく、抑うつ感、絶望感が関連を示したのだが、IDP 群については抑うつ感が関連を示さず絶望感と PTSD 症状の侵入性想起が目立つ関連を示す結果となった。

表 3-6 第 1 次調査 自己肯定感因子に影響を与える要因に関する重回帰分析の結果

	全体	n=196	IDP群	n=99	非IDP群	n=97
修正済決定係数	0.30	***	0.32	***	0.28	***
侵入性想起	0.11	ns	0.17	ns	-0.08	ns
過覚醒	-0.09	ns	-0.13	ns	0.02	ns
麻痺	0.01	ns	-0.01	ns	0.06	ns
回避	0.12	ns	0.18	ns	0.06	ns
抑うつ感	-0.43	***	-0.47	***	-0.37	***
絶望感	-0.24	**	-0.23	*	-0.28	**
					*p<.05, **p<.01, ***p<.001	

#### 4-2-3 第 2 次調査の結果～第 1 次調査との比較において

上述の第 1 次調査の結果を踏まえ、2003 年には、一年間で被験者群における変化があるか否かを検討するため、第 1 次調査と同じ尺度を用いて第 2 次調査を実施したところ、表 3-7 に示す結果を得た。

表 3-7 クラゲヴァツ市 高校生への質問紙調査にみる症状の群間差・年度差

症状	群	2002		2003		年度差	
侵入性想起	非IDP	7.27	(5.99)	9.34	(5.79)	2.07	*
	IDP	12.32	(6.45)	12.15	(7.39)	0.17	ns
	群間差	5.05	***	2.81	*		
過覚醒	非IDP	6.27	(5.32)	7.13	(5.16)	0.83	ns
	IDP	9.14	(4.58)	8.42	(5.64)	0.72	ns
	群間差	2.87	***	1.32	ns		
麻痺	非IDP	1.53	(1.52)	2.06	(1.82)	0.53	*
	IDP	2.58	(2.53)	2.39	(1.73)	0.19	ns
	群間差	1.05	***	0.33	ns		
回避	非IDP	6.16	(4.93)	5.41	(4.17)	0.75	ns
	IDP	9.01	(3.94)	6.35	(3.74)	2.66	**
	群間差	2.85	***	0.94	ns		
抑うつ感	非IDP	7.57	(7.44)	12.10	(10.02)	4.53	**
	IDP	10.00	(9.44)	8.74	(8.31)	1.26	ns
	群間差	2.43	*	3.36	*		
絶望感	非IDP	3.92	(2.98)	4.19	(3.78)	0.27	ns
	IDP	4.95	(3.95)	4.05	(3.23)	0.90	ns
	群間差	1.03	*	0.14	ns		
				* p<.05 **p<.01 ***p<.00			

まず、自尊感情尺度の因子分析では因子構造は若干の違いがあるが、自己効力感と自己肯定感の下位因子を抽出した。自尊感情尺度に関しては、これら下位因子、また尺度全体の合計点でも、第1次調査と同様、有意差は得られなかった。

しかし、PTSD 症状、抑うつ感、絶望感の各尺度の結果は第1次調査と異なる結果を得た。第1次調査では、PTSD の各症状、抑うつ感、絶望感の全てにおいて、IDP 群が非 IDP 群よりも有意に高い数値を示したのに対し、第2次調査では、IDP 群が有意に高い結果となったのは PTSD 症状の侵入性想起のみであり、抑うつ感に至っては非 IDP 群が IDP 群よりも有意に高い結果となった。また、年度差をみると、2002 年の第1次調査よりも IDP 群が有意に高くなった項目は皆無であり、回避症状では有意に低くなっている他、非 IDP 群が侵入性想起、麻痺、そして抑うつ感で有意に高くなっている結果となった。

#### 4-2-4 分析結果の考察

##### (1) 第1次調査についての考察

まず 2002 年度の第一次調査では、PTSD 症状、抑うつ感、絶望感の全てにおいて IDP 群が非 IDP 群よりも高い数値となり、P 値は異なるもののその差に統計的有意差が認められる結果となった。コソヴォ紛争終結後 3 年を経ても、IDP となる体験はその体験をしていない群よりも、紛争による負の心理的影響は大きく、また長期に及ぶことが示唆される結果となり、仮説①と仮説②は支持された。

筆者は 2000 年にクロアチア共和国でも同様の調査を実施している。その調査では、統制群は難民・IDP 体験のない首都ザグレブの高校生、実験群は 1995 年の停戦合意後、クロアチア紛争の激戦地ヴコヴァル市に帰還した IDP 経験者の高校生であったが、PTSD 症状の t 検定の結果、セルビア共和国での調査と同様に IDP 経験のある高校生の方が有意に高い数値となっている<sup>84</sup>。セルビア共和国での調査における分析方法と同様に、クロアチア共和国におけるそれも比較調査であり有病率の検討はなされていないが、IDP 体験が PTSD 症状に関連した心理的影響を一定期間に亘り及ぼすことが、この両国における調査の結果から示唆されたと考えられる。

次に、仮説③で紛争体験により負の影響をうけると述べた自尊感情尺度の結果について考察する。自尊感情の下位尺度における t 検定の結果は有意差が認められず、仮説は一部しか支持されなかった。

自尊感情下位因子間での有意差無しの結果には、幾つかの要因が考えられる。まず、IDP 群における紛争体験、ないしはトラウマ体験の自尊感情への影響が少ないというよりは、紛争後社会の停滞感が難民・IDP というカテゴリーを超えて、若年層全体で自尊感情が何らかの負の影響を受けている可能性が推測される。先に述べたクロアチア共和国での調査でも同じ尺度を用いて自尊感情を測定した。因子分析では、因子構造は若干異なるものの、やはり自己効力感因子と自己肯定感因子を抽出したが、双方において IDP 群は非 IDP 群

<sup>84</sup> Matsunaga et. al., *op. cit.*,(2006), p.182

よりも有意に低い自尊感情を示している。従って、セルビア共和国における調査では、異なる結果となったのである。

この背景について更に考察を進めると、一つの可能性が考えられる。セルビア民族は誇り高いという定説があるが、実際にそのような民族的特徴が何らかの作用を及ぼしている可能性に加え、自尊感情という概念における自己高揚理論 (Self-enhancement theory) にも留意する必要があるだろう。自己高揚理論とは、自尊感情が何らかの理由で傷つけられる状況において防衛機制が働き逆に自尊感情を増進させるような傾向があるというメカニズムである<sup>85</sup>。IDP 群のストレスが、この自己高揚理論で示されているメカニズムに添って自尊感情に作用しており、その結果として IDP 群の自尊感情が地元民の高校生、非 IDP 群に伍する自尊感情を示したと考えるのがその一つの可能性である。上述の紛争後社会の停滞から、非 IDP 群の若年層において自尊感情が低下しているため有意差が得られなかったのではないかという可能性と共に、蓋然性が高いと考える。

第 1 次調査の重回帰分析では、自己肯定感因子では PTSD 症状が全てにおいて説明変数として関連がみられなかったのに比して、抑うつ感、絶望感が有意な関連を示した。しかし、自己効力感因子においては、若干異なる結果となった。非 IDP 群は自己肯定感因子と同様の反応であったが、IDP 群では PTSD 症状で侵入性想起が有意な関連を示した一方、抑うつ感では関連を示さなかった点である。抑うつ感、絶望感が自尊感情を構成する下位因子に有意な負の関連を示すことは想定出来る結果である。それでは何故、PTSD 症状は異なる結果となったのであろうか。IDP 群、非 IDP 群ともに、一部を除き PTSD 症状には関連を示さなかった。これについて考察を進めたい。

PTSD という症状自体の本質には解離があり、当事者が病識を得にくいとされている前提がまずあろう。その上で、平時のトラウマにおいては、当事者の内面でトラウマが持つ心的空間と具体的に生きる現実との落差が大きく、当事者はその内面において、また生活空間において、自らのトラウマ性の体験とその影響を、通常とは異質のものとして意識せざるを得ない。しかし、戦時ではないが紛争から間もない当時のセルビア共和国の社会において、日常生活自体がトラウマ的体験の延長線上にあり、内的世界も外的世界も、そのままトラウマ的現実の中にいる、そしてそれに日々曝されている。そこに、基本的に PTSD の症状に関連を示さない、或いは示すことが出来ない現実があるとも考えられる。

次に IDP 群が唯一関連を示した自己効力感因子と侵入性想起の関係について、考察すると次のような解釈が成り立ち得る。そのキーワードは「自己コントロール」である。自己効力感とは、ある課題に対して、自分が達成能力を有しているという認知であるが、人間は自己効力感を通して自己をコントロールできるとされている。一方、侵入性想起という症状は、潜伏していた記憶が自分のコントロールを超えて、突然何かの刺激に反応してあたかも自己に侵入してくるかのように想起される状態を言う。つまり、記憶が本人の意図

---

<sup>85</sup> 田中孝志「自己評価領域の拡大」遠藤辰雄・井上祥治・蘭千尋編『セルフ・エスティームの心理学』(ナカニシヤ出版、1992) 72 頁

を超えて攻撃してくるのである。自己効力感因子に、侵入性想起が、IDP 群で関連を見せたことは、まさにこのメカニズムに他ならないと考えられる。

自己効力感について留意すべき事がもう一点ある。前項で、親の不適切で大仰なストレスに対する情動の表現が子どものストレスへの対応度と密接に関係することを述べたが、親の抑うつ感情が憂慮される状態である場合も、それは子どもの発達に様々な負の影響を与える。その一つが自己効力感への影響である。子どもは自分が発するシグナルに対して、親からタイムリーな反応を得ることが出来ないと自己効力感の体験が乏しくなる<sup>86</sup>。本調査の対象である難民・IDP 集団においては、前項で記したように親世代が抑うつ感をはじめとする心理的問題を抱えている可能性は非常に高い。従って、このような家庭環境もまた、自己効力感因子と PTSD 症状との関連を生じせしめているものと考えられる。

このように、2002 年の第 1 次調査では、IDP 群により強い、紛争による心理的影響がみられたと言えよう。

## (2) 第 2 次調査における変化

第 2 次調査で、第 1 次調査の様には IDP 群で顕著な有意な高い数値が示されなかった点について考察を進めたい。

まず、IDP 群を中心とする結果からみていくと、侵入性想起が前回と同じく非 IDP 群よりも有意に高く、当該調査に関する限りだが、PTSD 症状の中で侵入性想起が最も強く残存している点である。ここにおいては、PTSD の執拗な存在が認められる。しかし、それが PTSD 症状全体に及ぶ訳ではない点に注目したい。侵入性想起ですら、前年よりも高くなっていないことが数値により確認される。年度差をみると、回避症状については、第 1 次調査よりも有意に低くなっている。回避は既述のように、トラウマを連想する刺激を避けるという適応的的症状でもあるので、IDP 群にはトラウマ的体験への適応力が備わって来たという解釈も成り立つだろう。

第 2 次調査で特に注目すべきは、非 IDP 群の変化である。抑うつ感では、IDP 群よりも有意に高い数値を示した点が最も大きな変化であるが、年度差をみると、抑うつ感は勿論のこと、侵入性想起においても、麻痺においても、第 1 次調査よりも高い数値で有意差を示している。全数値に注意を向けると、第 1 次調査のような顕著に IDP 群が高い数値を示さなかった理由は、IDP 群の心理状態が改善された側面も若干認められるものの、より大きな要因として非 IDP 群の値が上昇していることが考えられる。その背景には、どのような要素があるのだろうか。

既述したことであるが、セルビア共和国では、紛争後の社会の復興が他のユーゴ紛争当事国に比較しても遅れており、調査時点では平均月収邦貨約 2-3 万円の社会では、海外移住を果たしやす、若く優秀な人材が数十万人流出しているともいわれているのは第 2

---

<sup>86</sup> 遠藤利彦「悲しみとは何か？悲しみはいかに発達するか？」松井豊編、前掲書（1997）35 頁

章で記したところであるが、若年層の未来への閉塞感がこのような結果と結びついたことも推定される。特に、調査時期の 2002-2003 年がセルビア共和国にとり特別な時期であったことにも注意を向けたい。2000 年、セルビア共和国では「民主革命」とも呼ばれる出来事があった。同年の大統領選においてセルビア共和国を長年に亘り統治したミロシェヴィチ政権が退陣し、野党連合のコシュトニツァが新大統領に就いたのである。この時期、セルビア共和国内では社会、経済が好転するのではという期待が一気に高まったが、事態は期待通りの速さでは進まず、落胆の気分が社会を覆い始めていた。これらの社会的空気感が地元民にもそれまで以上に浸透し始めていたことから、若年層にもその影響が及んでいたのではないかという推察も可能であろう。

また、非 IDP 群にみられる心理状態の悪化に IDP 群とタイムラグがある点については、上記の他に、同じセルビア人としてコソヴォ紛争という戦禍を体験しながら、非 IDP 群は IDP 群のような環境の激変がないため、そのストレス、出口の見えない焦燥感、不安を内在する抑うつ感、未来への閉塞感等が遅れてやってくるということにも理由が見出せるだろう。

加えて、調査地のクラグェヴァツ市は、第二次世界大戦中にナチス・ドイツとその傀儡政権となったクロアチアのファシスト政権の支配下、大量虐殺事件も発生した土地柄であり、市内にはその当時の出来事を記録したモニュメントや戦争博物館も存在している元来が暗い歴史を背負った地域である<sup>87</sup>。そして、コソヴォ紛争当時には NATO 軍の空爆にもみまわれて地元民も被害を受けており、調査時点の 2002 年、2003 年でも町外れの工場は空爆の残骸がそのままになっていて、紛争終結から 4 年を過ぎても戦禍の生々しさが目立つ状況であった。このような社会環境が地元民高校生の心理状態に影響を及ぼしているとの推定が成り立ち、IDP、難民ばかりではなく、地元民も一定の影響を受けることがこの調査でも示唆されたと考えられる。また、この地元民、地元社会の疲弊は難民・IDP 集団における閉塞感との負の相乗効果に結びつきやすいものと思われる。

セルビア共和国における若年層に対する質問紙調査の結果は、本章で概観してきた先行研究同様、難民・IDP になる体験が PTSD、うつ症状、絶望感等の症状を呈しやすく、またその影響は少なくとも数年は続くことが確認された。これは既述したように、クロアチア共和国での調査結果とも整合性があり、ユーゴ紛争における心理的諸問題はセルビア共和国に限らず他の地域でも同様の状態であることが窺われた。しかし同時に、本調査の 2003 年度の結果から、そのような傾向は難民・IDP に限定されるものではなく、地元民においても一定の影響が及ぶ結果となった。このことから、紛争に起因するトラウマ問題は単に個々人の内面に生じる心理的問題ではなく、心理社会的な様相を帯びている傾向性を有し、従ってこれらの支援においても多角的な視点に立つ必要があることが示唆されたと考えられる。

---

<sup>87</sup> 第 1 章第 1 節 1-2-2 項参照。

## 小括 紛争と心の傷

本章では、トラウマ問題の基本的理論を中心に紛争と心理的問題を概観し、加えて主に質問紙調査・定量的分析からその実態を検討した。

紛争に関わる支援において「トラウマ問題」に大きな焦点が当てられ、心理社会的支援が活発に展開される契機となったユーゴ紛争であるが、その支援の展開についての警告が発せられている。それは支援の開始にあたり、質問紙調査に過度に依存することは支援の有効性に重大な影響を与えるという警告である。被害を受けている民族が有する文化等の民族的特質、避難等被害を受けるまで、そして避難後の現在、その人々が属している社会、コミュニティの状態等の社会的要因を阻害しやすくなり、更にはその質問紙調査の中核に「外傷 vs 症状」という概念の中核である PTSD が据えられていることへの強い憂慮の念である。そのようなアプローチは、「人間」を「被験者」に、「関わり」を「治療」に、「傷」を「症状」に置き換えてしまう<sup>88</sup>。人間一人ひとりを、かけがえのない「固有の存在」として捉える有機的な関わりを内包した、本来あるべき支援の立脚点とは解離した支援体制を生み出しやすいということである

このような警告の適切性は十分に認識されるべきことであり、実際の心に関わる支援の実施にあたってはこの警告にあるように有機的な関わりへの重視は必須の一つである。しかし、質問紙調査による定量的分析は、どのような心理的問題を内包しているかという集団像を捉えるために有効な方法である事実は否めない。それは支援のあり方に、幾つかの道標を与えるからである。

その道標の一つが、難民・IDP 化体験の心理的影響の長期継続性である。本章で検討した定量的研究の結果からは、難民・IDP 化という体験が何らかのトラウマ的な衝撃を残し、またその影響が一定期間継続することが明らかになった。この長期的な影響の継続は、実際に心理社会的支援の実施に際し、支援の時間軸をどのように想定するかという視点が不可欠であることを提示していると考えられる。

定量的研究の中で、特にセルビア共和国の高校生を対象に行った 2002 年の第 1 次調査の比較分析で、IDP 群が有意に高い PTSD 症状、抑うつ感、絶望感を示したことは、2000 年に実施したクロアチア共和国での同様の調査を補強し、難民・IDP という強制的移動による避難体験が、若年層においてもその影響が顕著である傾向性を明らかにしたと言えよう。トラウマ、ないしはトラウマ的衝撃度の高い体験は人格発達に大きな影を投げ掛けるのは既に述べた通りである。トラウマ体験に基づいて形成された内的枠組み（スキーマ）は、自己や世界に対する認識の中にその位置を占領するようになる<sup>89</sup>。トラウマの内在化であり、基本的信頼感やアイデンティティにネガティブな影響を与えるようになる可能性

<sup>88</sup> Stubbs, P. et al. *op.cit.*, (1996), pp.303-314

<sup>89</sup> van der Kolk, B.A. “The Complexity of Adaptation to Trauma Self-Regulation, Stimulus Discrimination, and Characterological Development” in van der Kolk et al. eds. *op. cit.*, (1996c), p.196

が懸念される。既述のように、単に症状のみに焦点をあてた治療的支援ではなく、若年層の場合は特に全体的なアプローチが考慮されるべき事が確認されたのではないかと考える。

セルビア共和国での第2次調査で非IDP群と呼称した地元民の高校生が抑うつ感を中心に前年度よりも数値が高くなったことは、幾つかのことを物語ると思われる。トラウマを受けた被害者の中には、PTSD症状は発症せずうつ病など他の症状を呈する人々がいるとされているが、この調査における非IDP群の謂わば「悪化」を示唆する数値の上昇は、真性のトラウマにせよ、トラウマ的体験にせよ、PTSDに集中しがちな関心のあり方に一つの示唆を提示しているとも考えられる。加えて、支援を視座としてこの結果をみると、難民・IDP等、その苦難が視覚化されやすい集団に集まりがちなサポートであるが、戦時下の生活におけるストレスは地元民にも及ぶことは必定であり、支援の組み立てには常に心理面だけではなく、その社会的環境を勘案することが改めて問われると考える。そして、それがまた、第2章で述べた難民・IDPの社会的統合にも寄与する要素となるだろう。

トラウマの基本的理論とその先行研究からは、トラウマと重度のストレス体験、つまりトラウマ的体験とその心理的影響の複雑さが明らかになった。トラウマの研究は、戦争、災害、家庭内の虐待や暴力、性暴力等、常に負の社会的事象と共に進められてきた。現在、数々の先行研究が明らかにしている知見も、いずれ変化していく可能性を常に持っている。既述のように個々人の資質、トラウマ・ストレスを受けた年齢と期間、その後の支援、社会環境等により、被害者のその後は大きく異なる。定量的調査研究の結果から、大筋の傾向性を把握しつつも、いわゆる「定説」を先行させるとトラウマの影響の実態を誤って把握する危険性があることを常に認識している必要があるだろう。

## 第4章 セルビア系難民・IDPの心理社会的実態

### はじめに

第3章では紛争がもたらす心理的影響についてトラウマ問題を中心に、主には理論と質問紙調査の結果から論じた。難民・IDPへの心理社会的支援には常にその背景に、トラウマ問題と喪失反応の課題が横たわる。本章では、セルビア共和国のセルビア系難民体験者とIDPへの聞き取りから、難民・IDPになるという体験が実際にどのようなものであったのか、その実態を探り考察する。

筆者は1997年以来、機会を得る度にセルビア共和国で聞き取り調査を重ねてきたが、本論文執筆にあたり、改めて8名のセルビア系難民体験者とIDPに対して聞き取り調査を行った。聞き取り調査は、内戦終結から長い時を経た現在だからこそ、その振り返りに直後とは異なる客観性を有した回答を得られるのではないかという視点に立ち<sup>1</sup>、以下のような目的で実施した。「難民・IDPになるということ」の実態が個々人にとり如何なる体験であり、どのような負荷を強いるものであったのか、言葉を変えればそれぞれにどのような出来事が起き、それをどのように味わい、体験したかを検討し、各自の個別性を踏まえつつ、その共通項を探ることにある。その検討を通して、これらの人々に対する適切な心理社会的支援の中核を抽出することを合わせて目的としている。

聞き取り対象者の社会的階層としては、いずれも難民化、ないしはIDPになる以前は職業を持ち、その階層内での高低はあるものの、概ね中産階級としての生活を維持していたと思われる層、即ち、セルビア系難民・IDPの特殊性の一つである一定の生活水準を有していたと思われる層から選択した。

聞き取りにあたっては後に記す幾つかの質問を用意したが、必ずしも全員からその全て

---

<sup>1</sup> 難民・IDPは苛酷な体験をしているため、無理からぬことだが基本的に自分の苦難を理解されたい思いが強く、特にその苦難の最中においては話が誇張されることが尠ある。ボスニア紛争で現地の取材にあたった毎日新聞社の伊藤芳明は、クロアチアのカルロヴァツ難民収容センターでのボスニア難民の取材で、語られたある事実の真偽をたどっていくと、結局は誰もが伝聞であった体験を重ね、難民取材の問題点に言及している。第1章で述べたユーゴ紛争におけるメディア問題にも関わることだが、伊藤は紛争初期の情報過疎の段階では、難民収容センターにおける難民の誇張された証言やそのような証言が元となる情報の一人歩きにより、不確実な情報が「事実」として報じられたケース（この場合は、そのような経緯によってセルビア人勢力＝悪者の図式が国際社会に定着した例）が幾つかあったと記している。筆者が長年続けた聞き取り調査においても、避難から間もない時期には特に避難民の発言に同様の傾向があることを体験しており、ここで「長い時を経た現在だからこそ」と記したのは、このような背景に基づく。

伊藤芳明「旧ユーゴスラヴィア紛争とメディア」佐原徹哉編『ナショナリズムから共生の政治文化へ ユーゴ内戦10年の経験から』（北海道大学スラブ研究センター、2002）92-94頁

に回答を得られたわけではない。また、質問内容とは異なることに長く言及する回答者もいた。しかし、ある回答者がいみじくも述べた「そろそろすべてを話したいと思っていた。」という言葉にあるように、一定の客観視を得られる段階での語りであったと思われる。

ここではその回答内容を、回答者が遭遇・体験した出来事、つまり外的な道筋として体験された事象と、その時々心の内面に去来した事の項目に仕分けした上で、幾つかのキーワードで整理し、その内容を概観、検討することとする。尚、聞き取り内容の整理にあたっては一定のまとめはするものの、それぞれが経たプロセスを把握することが聞き取りの目的に添った分析に不可欠であるため、出来る限り各自の詳細を記すこととする。また第 1 節で考察する項目については、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身の難民体験者とコソヴォ出身の IDP には、紛争前の他民族との関係、逃避行の経緯等事実関係の傾向に若干の差異がみられるために、括られるキーワードを別個に検討するが、第 2 節で検討する心理的負荷を中心にした回答内容については、回答者全員を一集団として対象とする。

## 第 1 節 聞き取り調査にみる成人の難民体験者、IDP の心理社会的実態 1 ～避難から定住先確保に至る道筋

本節では聞き取り調査の概要を確認した上で、避難前の生活、避難行、定住先の確保に至る主に出来事を中心に回答内容をまとめる。

### 1-1 聞き取り調査の概要

聞き取りの詳細検討にあたり、聞き取り調査の概要について下記に確認する。

聞き取り時期：	2016年8月27日、28日、11月12日、13日
聞き取り場所：	セルビア共和国ベオグラード市、ヴルニャチカ・バニャ市
聞き取り言語：	セルビア語・日本語の通訳
聞き取り対象者の構成：	8名（女性7名、男性1名）
出身国・地域：	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ 1名 クロアチア 4名 コソヴォ 3名
年齢構成：	40代 1名 50代 2名 60代 3名 70代 2名
避難以前の職業：	教育関係専門職 2名 縫製業 1名 縫製業、工員 1名 連邦軍事務職 1名

電力会社勤務 1名

美容師 1名

(1名は避難当時学生。両親の職業は修理工と縫製業)

避難後の平均年数： 20.5年間

回答者の表記： 聞き取り調査内容の公開について、匿名希望者が一名いるために以下にアルファベットで回答者の特定化とする。

#### クロアチアからの難民体験者

- A 避難当時高校生、現在はセルビア共和国国立大学の準教授
- B 避難当時幼稚園教諭、難民化後はセルビア共和国で幼稚園教諭を続けた後、難民支援団体スタッフを経て、現在は同団体ボランティア
- C 避難当時障害児教育専門学校教員、難民化後は無職
- D 避難当時縫製業、難民化後は掃除婦等の雑役を経て現在は無職

#### ボスニア・ヘルツェゴヴィナからの難民体験者

- E 避難当時ユーゴスラヴィア連邦軍の事務職、難民化後は無職

#### コソヴォからの IDP

- F 避難当时无職だがそれ以前は様々な仕事に従事、IDP 化後は朝市等で手作り品を売るなどして少額収入を得ながらも、無職
- G 避難当時は美容師、IDP 化後は朝市等での単発の仕事以外はほぼ無職
- H 避難当時は電力会社の社員、IDP 化後は現在に至るまで雑役仕事に従事

用意した質問：

- ① あなたにとり、ユーゴ紛争とは何であったか
- ② あなたにとり、難民・IDP になるとはどのような体験であったか。失われたものは何か
- ③ この年月、何が支えになったか
- ④ 人間の尊厳とは何であると思うか  
(人間らしく生きるとはどういうことだと思うか)
- ⑤ 一連の紛争で「加害国」と責めを負わされたことについてどのように思うか
- ⑥ その他、紛争、難民・IDP 化を体験して、この機会に語りたいと思うことは何か

## 1-2 紛争発生以前・以後における他民族との関係

### 1-2-1 紛争前の他民族との関係

クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身者は一名を除き、紛争前に他民族との個人的関係については特段の問題を意識していなかったと述べている。クロアチア共和国出身

の B は、1995 年の嵐作戦で最終的に故郷ペトリーニャ市を離れる決断をしたのは、クロアチア人の友人が近日中にセルビア人への攻撃があるので逃げた方がよいと、近隣の目を盗んで忠告を受けたことが切っ掛けとなったと述べている。同様に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身の E は、故郷のモスタル市<sup>2</sup>でも民族に関わりない友人関係を結んでおり、紛争発生後に敵方に囲まれて住居から一步も出られなかった時期に、これも近隣の目を避けながら、異なる民族に属する長年の友人たちが野菜や洗剤を届けてくれたと答えている。

しかし、この聞き取り以前からも積み重ねて来た筆者の聞き取り記録からは、このような個別のケースは多々あるものの、民族間の確執は意識化されていなくとも存在していたのも事実と思われる。今回の聞き取りではクロアチア出身者の C が唯一、クロアチア人との関係について持っていた違和感について語った。その内容は、表面化はしていなかったがセルビア人は嫌われていると感じていた点に加え、C が幼少時より父親からクロアチア人とは結婚しないようにと何度となく言われていた事である。C 自身は、自分の結婚式の花嫁介添え人をクロアチア人で当時親友だった人物に依頼しており、その段階では問題を意識化していなかったと言えよう。C の父親の言葉には、第二次大戦中に同じ村人のクロアチア人から受けた「不快」<sup>3</sup>な体験がその背景にあるという。「不快」は C の表現そのままであるが、歴史を顧みれば「不快」という表現は穏当にすぎるかもしれない。第 1 章で記したように、第二次大戦中にナチス・ドイツの傀儡政権「クロアチア独立国」を担ったウスタシャ極右勢力はセルビア人絶滅政策を掲げ、「ジェノサイドと呼ぶに相応しい」<sup>4</sup>大量虐殺を行った。このウスタシャによる虐殺によるセルビア人の被害者数はロマ人、ユダヤ人に次ぎ、諸説あるものの 30 万人以上にのぼるとされる。クロアチア内で生きる一定の世代以上のセル

---

<sup>2</sup> モスタルは紛争前、クロアチア人、ムスリム人（現ボスニア人）がそれぞれ約 35%、セルビア人が 20% 弱の人口構成であったが、紛争によりセルビア人は殆どが難民、或いは国内避難民としてモスタルを後にし、現在は少数の居住者が残るのみとなっている。モスタルの戦闘は激戦を極めて、有名な世界遺産のスタリ・モスト - 石の橋を始め歴史的建造物も破壊された（現在は再建されている）。紛争中、町は東西に分断されクロアチア人勢力とムスリム人勢力が対峙し続けた。その対立的構造は停戦合意後も続き、現在も真の和解には至っていないとされている。

<sup>3</sup> セルビア語では「nelagodno」という言葉で表現されている。

<sup>4</sup> 佐原、前掲書（2008）、40 頁

佐原は同書でクロアチア人にとっての同様の記憶についても記している。ヤセノヴァツ収容所がセルビア人絶滅政策の象徴として記憶されているとすれば、クロアチア人にとっては 1945 年のブライブルク事件がそれに相当するとしている。ブライブルク事件とは、ドイツ兵等と共にオーストリア国境に逃げ込んできたウスタシャ党員等が身柄をパルチザンに引き渡され、国内の他地域への徒歩移動の結果、その内の多数が消耗死し、最終地点に辿り着いた者も処刑された。この事件の死者は 3~3.5 万人といわれ、ブライブルクはクロアチアの民族的殉教地となった。（58 頁）

ビア人の脳裏に、この時代の記憶が刻印されていても当然であったろう。ここで「不快」という表現についての考察を進めると、ウスタシャによる虐殺の歴史はユーゴスラヴィアが建国され、「友愛と団結」をスローガンとして国造りが進められる中、タブー化されていたという経緯があり、この C の父親のような語りのあり方はそれ故に習慣化を余儀なくされた穏当な表現であったと思われる。C のケースは唯一、紛争へと発展し得る要因が内在していたことを示しているが、これが特殊な例ということでもなく、過去の歴史の出来事から蓄積されてきた対立軸が異なる民族集団間において、特に第二次世界大戦の記憶を直接的に持つ世代を中心に、実は水面下で潜んでいたことも事実であろう。

つまり、特段の問題がなかったというよりは、問題が特段に表面化することはなかったと言い換えるのが適切であると思われる。そして、潜在していた民族間の違和感が、紛争という目に見える現実となり、形として現れるまでに醸成されていった可能性も推測できる。このような傾向は、以下に記す C と E の発言からも読み取れる。

#### 他民族との関係・紛争前： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身者

キーワード： 親密・潜在的不安	
C の回答	紛争になってから、父がクロアチア人とは結婚しないようにと言っていたことを、こういうことだったのかと納得した。
E の回答	それまで何も問題を感じていなかったが、紛争になって犠牲者が出始めてから雰囲気が変わった <sup>5</sup> 。紛争の初期には三民族が一緒に隠れていた避難所を、自分達セルビア人に利用させないような無言の圧力、憎しみを徐々に感じるようになった。

しかし、コソヴォ出身の IDP では異なる事情が確認された。セルビア人とアルバニア人の親密な個人的関係については全く言及されない。元来、異なる民族集団同士という前提での共存がなされていたことがうかがえた。H は、祖父の代まではコソヴォ特有の義兄弟の契りという風習があり、アルバニア人とセルビア人がその誓いを立てる等の交流が残っていたことを家族からの伝承として聞いている。従って、ある時代までは一定の交流があった証左と考えられるが、H の世代になると、出身地のオビリチでは両民族の人口比がほぼ拮抗していたことから、1991 年には学校でもアルバニア人とセルビア人とで教室が分かれていたという。勤務先でもアルバニア人の同僚との交流は殆どなかったと回答した。F も、子どもの頃からいつ何があってもいいようにと考える習慣が身についており、F の出身地ではアルバニア人が絶対多数派であったことから、万一の場合に備えてアルバニア語を学ぶ努力をしていたという。何かが起きるのではないかという不安、予期はクロアチア、ボスニア・

<sup>5</sup> 第 1 章で記したように、これらの変化にはプロパガンダがそれぞれの民族に影響を持ち始めた側面もあると考えられる。

ヘルツェゴヴィナ出身の難民グループよりも早期に存在していたものと思われる。下記の表にある G の回答には、その間の不安が色濃く滲んでいる。

従って、IDP グループの聞き取り調査のこの点に関するキーワードとしては、「分断」、「予期」、「不安」と考えられる。

#### 他民族との関係・紛争前： コソヴォ出身者

キーワード：	分断、予期、不安
G の回答	<p>親しいと思っていたアルバニア人もいたが、セルビア人同士の交流が多く、アルバニア人とはその機会はあまりなかった。</p> <p>1981 年の大規模デモ<sup>6</sup>以来、何か起きるのではという感覚的な恐怖が常にあった。例えば何者の仕業かわからないが井戸に犬や猫の死骸が投げ込まれるような事件が続いたため、兄は娘の将来を憂慮して、1987 年には既にセルビア本土のヴルニャチカ・バニャ市に移住していた。</p>

#### 1-2-2 紛争後の他民族との関係

紛争後においても、難民グループでは紛争前に築かれていた個人的関係が、ほぼそのままに保たれている点が注目される。B、E は紛争前からの親しい友人が、紛中民族間の対立が顕現化してからも、その中で交流があったように、両者共に「個人的関係は変わっていない。」と述べ、紛争後もそのままに維持されている様子が窺えた。両者共に、現在はそれぞれの出身地を訪れる機会があったが、その際には B はクロアチア人の友人宅、E はボスニア人（旧ムスリム人）の友人宅に宿泊している。D は、後述するように出身地ベンコヴァツ市の住宅が焼き払われていた事実が紛争終結後に分かるのだが、そのような変化にも拘わらず、故郷の村人達はよい人々だったと今も思っており、「悪いのは外から来た人達だった。」と語っている。しかし、E の夫がモスタル市を訪ねることを拒否していることにも留意したい。この発言は、それ程に親密なコミュニティ、そして愛着を持っていた地元の変容を見ることへの忌避感が為せるものと思われる。

難民グループの中では問題が紛争前に意識化されていた様子が窺える C の場合は、下記の表に記すように、紛争終結後も故郷との断絶という形で、紛争前のそのままの状況がより苛酷に顕現化したものと考えられる。しかし、個人的な親密関係が強固に築かれていた場合は、その関係もまた変わることがない。従って、難民グループの体験をまとめるキーワードとしては、「個人的関係の不変」と「排除」になるとと思われる。

<sup>6</sup> アルバニア人の学生が暴徒化したことを発端に、コソヴォを他の共和国と同等の地位とするように求めてコソヴォ全土に広がったアルバニア人による大規模なデモ。連邦政府は非常事態を宣言し、軍や警察を投入して反乱を鎮圧した。11 人が死亡、4000 人以上が投獄された。

## 他民族との関係・紛争後： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身者

キーワード： 個人的関係の不変、排除	
C の回答	<p>戦後、父親の墓参りで住んでいたダルワルを訪ねたが、自宅は焼失しており、その跡地には犬小屋が置かれていて、そこに「ここにはセルビア人が住んでいた」と書かれた立て札があった。セルビア人を犬と揶揄したものだ。</p> <p>互いの結婚式に花嫁の付添人をした友人から「セルビア人が悪いからこのような事態になった。もう帰ってこないでほしい。」と言われてとても傷ついた。もうクロアチアには帰りたくない。</p>
E の回答	<p>故郷モスタルでの個人的な人間関係は、ムスリム人ともクロアチア人とも変わっていない。2004年に一度帰った時、クロアチア人の友人も、ムスリム人の友人も泊めてくれた。夫はもう思い出したくないと、あれから帰っていない。</p>

コソヴォからの IDP グループについては、元来親密な関係が存在していなかったため、それに言及されることはなかった。しかし、代々がそこで生き、自身も生まれ育った地、コソヴォに対する望郷の念は発言としてしばしば登場した。回答者の代表的な下記のコメントからも、紛争後の他民族との関係を括るキーワードとしては、IDP グループでは「望郷」となる。

## 他民族との関係・紛争後： コソヴォ出身者

キーワード： 郷愁	
G の回答	<p>コソヴォは今も懐かしい。行きたい気持ちがある。妹が今もガチャニツァと言う町に住んでいるので、機会があると訪ねている。</p> <p>怖くないわけではないが、敵対感情を感じる機会は以前に比べて少ないように感じている<sup>7</sup>。</p>

### 1-3 難民・IDP になる経緯

#### 1-3-1 避難行

難民グループの回答には IDP に比較して、次項の「定住先の確保」でも触れるように、捕虜交換で直接セルビアに来た E を除き、故郷を離れてから最終的な落ち着き先を確保するまでの紆余曲折が目立った。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの何れかの地点を經由して、セルビア共和国に辿り着くのである。この背景としては、まずセルビアまでの距離の問題があ

<sup>7</sup> G は墓参り等コソヴォを訪れる特別な機会があり、その際は KFOR が警護すると述べている。

るだろう。この聞き取りの回答者の出身地は概してセルビア共和国との国境から遠い地域にあり、特にクロアチア出身者は下記の回答内容にもあるように、ボスニア・ヘルツェゴヴィナを経由してセルビアに辿り着いているため、それが目立つ結果になったと推測される。

また、最終的にクロアチア軍の嵐作戦で避難するまで、一度離れた故郷の町、或いはクロアチア内の別の町に、一定の安全が見込まれたとの理由で戻っていることにも注意を向けたい。下記の B の例が顕著である。C もまた、故郷のダルワルを離れても UNPROFOR<sup>8</sup>に守られているという理由で、同じクロアチア共和国のパクラツ市に一時期避難している。結局 C は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのバニャ・ルカ市に避難した後、ベオグラード在住の兄を頼ってセルビア共和国に避難するのだが<sup>9</sup>、それは Dayton 合意後の 1996 年であった。

最終的に故郷を離れるという決断は、ぎりぎりのタイミングで為されているこれらの事実からは、故郷から避難するという事はそれ程に重い、そして下し難い決断であったことが窺われる。もしかしたら、それ程酷いことにならず故郷での生活を継続できるかもしれないという、「もしや」という望みが最後まで捨てきれなかったことを物語ると考えられる。この聞き取りでは、紛争になるという予期があったにも拘わらず、ほぼ全員が「突然」という言葉を用いて回答していることに留意したい。

また、A の場合であるが、当時高校生であった A は下記に示すように一人で避難する。1991 年には大規模な避難民がセルビア共和国に流入してきた始まりの時期であり、当時は母子の避難も多かった<sup>10</sup>。家族内の成人男性は、兵役に就いている場合と共に、最終的な見

---

<sup>8</sup> United Nations Protection Force の略で国際連合保護軍と訳される。ユーゴ紛争での国連平和維持活動として位置づけられ、当時はクロアチア内における停戦監視や国連保護区の非武装化や治安維持という任務であった。第 2 章参照。

<sup>9</sup> C の回答に拠れば、兄の移住は 1970 年頃の事であり、それは「1970 年、クロアチアの大規模はナショナリスト運動が起きたから」ということになる。1970 年、クロアチアはユーゴスラヴィア中央政府が同国を搾取」しているとして抗議を強め、これに呼応する形でザグレブ大学の学生を中心として、クロアチア共和国としての国連加盟等を求めての大規模なデモが展開された。こうした一連の動きは「クロアチアの春」と呼ばれる。C がここで述べている「ナショナリスト」とは、クロアチアにおけるこれら一連の動きを「ナショナリズム」として、この事件を指している。ここにも C の体験にあるクロアチア人との確執が窺われる。岩田によれば、クロアチアのこの民族主義的大衆運動の盛り上がりは、同国のセルビア人に「強烈なショック」を与えたが、そこには第二次大戦中のウスタシャによるセルビア人虐殺の記憶が背景にある。(岩田、前掲書 (2010、68-69 頁))

<sup>10</sup> Personal interview with Svetlana Ivačković, ex-stuff of Children's Center, Belgrade on December 17, 2017. Ivačković は 1991 年当時、ベオグラード市内の児童センターで心理士として勤務していたが、そのセンターには避難民の母子集団が多数押し寄せ、セルビアとしてもその時点では避難民対応策が為されていなかったため、児童センターのスタッフが対応

極めがついたと当事者が納得するまで居住地に留まったケースもあると思われる。この A のように一定の年齢に達していた者は家族と離れて避難する場合が多々あったと想定される。A は、これ以降家族が揃って暮らすことはなかったと述べているが、これをもって家族離散が一般的なケースとは限らない。しかし、A にとっては、20 年以上の時を経ても述べずにはいられない出来事であったであろうと推測される。

一方、回答者の中で E は唯一強制収容所を体験している。ここで述べられた、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの収容所での生活の様子は、ユーゴ紛争を通じてセルビア系住民だけではなくクロアチア系、ムスリム系の住民も多数体験しているところである。この時の記憶については、次項でまた検討と考察を進めるが、こうした体験とその記憶の伝承がそれぞれの民族にどのようになされるかは、次世代への重要な問いかけになるのは自明である。

この避難行に関わる体験は、その後の各自に大きな心理的影響を与える重要な意味を投げ掛けると判断されるため、上述した C を除く回答者の体験を下記に詳述する。また、これらの共通項として、キーワードを「突然」、躊躇、恐怖と考える。

#### 避難行の出来事： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身者

キーワード：「突然」、躊躇、恐怖	
A の回答	1991 年紛争勃発直後に自宅が焼かれたために、両親のはからいで住んでいたパクラツ市が仕立てたバスで、家族と離れて高校生の集団疎開のような形での避難に加わり、真っ直ぐにセルビアまで逃げた。父は取り敢えず残り、母は小さかった妹を連れてモンテネグロに逃げ、後に合流できたが、この時点で家族がばらばらになった。
B の回答	夫は初等学校の指導主任であったが、たまたま紛争の発生前からペトリーニャ市を離れてザグレブで博士課程に籍をおいて研究生活に入っていた。紛争勃発の直前（1991 年）、夫が何の罪名かもわからないまま外出先のシーサク市で逮捕されたのが始まりだった。車の没収が目的だったらしい。逮捕の知らせを受けて、息子達を連れてとにかくザグレブに行こうと向かっていた時に紛争が始まった。予期していたかもしれないが、突然始まった。そのままペトリーニャに帰ることは出来ずに、着の身着のままマリボルを通り、ボスニアへと逃げたが、ペトリーニャは市街戦の後セルビア人地域となったので一度は帰った。  最終的には、1995 年の嵐作戦でボスニア・ヘルツェゴヴィナを經由してセルビアまで避難した。そこでは、セルビア政府の指示でベオグラードからコソヴォのプリシュティナに行かされて、プリシュティナの難民収容センターで 2 週間過ごした。その後、コソヴォのプリズレンに 1999 年の

にあたったが、制度化がされていないために大きな混乱があったと語っている。

	<p>コソヴォ紛争まで定住した。NATO 軍の空爆が始まり、夫はコソヴォに留まったが、息子二人とベオグラードまで逃げた<sup>11</sup>。</p>
D の回答	<p>紛争が始まる前、1990 年に夫が亡くなった時に近くのザダル市で葬式をしようとしても、既にセルビア人はそこに入ることが出来なかった。セルビア人は職を追われたりしていた。紛争勃発後暫くはウスタシャ<sup>12</sup>が殺しに来るのではと恐ろしく、家族らと毎日夕方から付近の森に逃げて寝ていたが、結局はそれにも限界が来ていた。</p> <p>1995 年の嵐作戦があり、親類や家族に説得されて遂に決心せざるを得なくなり、持っていたトラクターに親類縁者 20 名を乗せて、自分で運転して故郷のベンコヴァツを後にした。避難民の長い隊列が続いていた。自分もそれに加わり、セルビアを目指した。</p>
E の回答	<p>モスタルでの暮らしは自分のアパートも別荘もあり離れがたかった。しかし、1992 年、突然民兵組織が来て拘束され、3 ヶ月間強制収容所に収容された。場所はモスタルから 20km のチャピナにある軍の施設だった。夫とは別々の建物だった。20 人くらいの女性達と一つの部屋に入れられた。</p> <p>拘束中の食事は一日一食、質量ともに「死なない程度」のものだった。毎日それぞれが呼び出されて尋問され、「ウスタシャはあなたを殺しても罪に問われない」と、いつ生命の危機が来るかと恐怖の連続だった。何人かは殺されたと思う。その後、捕虜交換があつて漸くベオグラードに来ることができた。</p>

上記で述べた「突然」の感覚は、コソヴォ出身の IDP にも該当する。コソヴォ出身者もぎりぎりの時点まで決断をしていない。紛争は「晴天の霹靂」とは対極であり、特にコソヴォ紛争はユーゴ紛争当時から民族間の葛藤がいずれ内戦へと発展するのではないかという予測が高まっていたにもかかわらず、回答者が避難の準備をしていなかったことに留意したい。難民・IDP 双方の回答者にとり、予期しつつも準備はせず、彼らが受けた感覚としては、その時は「突然」やって来たのである。

例えば H は、仲間内で「何か起きるかもしれないが、ボスニア紛争程酷いことにはならないだろう。」「空爆はあるかもしれないが、ないかもしれない」等と話していたと語った。それは紛争を予期しつつ、そうはならないかもしれないという矛盾した予測であり、いわゆる楽観性とは対極にある不安と恐怖がその背景にあったとする推測が可能である。その当

<sup>11</sup> B のように、一度避難民となってセルビア共和国に辿り着きながら、国の方針でコソヴォ自治州（当時）に落ち着いたものの、1999 年のコソヴォ紛争勃発に伴い、再びセルビア本土に逃げて来たようなケースは「二重難民（Double refugee）」と呼ばれた。

<sup>12</sup> クロアチアのファシスト政党。詳しくは第 1 章を参照。

時、不安を消し去ろうと自らに言い聞かせていた内的葛藤を示唆していると思われる。

G は、この聞き取り調査で唯一、戦死ではないが紛争に関連する死として夫の死、つまり直接的家族の死を体験している。G の関係者から G がその夫の死について発言することは極めて稀であるという証言もあり、当然ながらその苦悩の深さとトラウマ性の「回避」に通じる可能性が示唆される。

逃避行のプロセスに内包される不安、恐怖、あてど無い心細さが付随している発言が多かったのは当然のことであろうと推察できる。IDP グループについても、避難行が与える心理的影響の考察に重要な意味を有すると判断し、以下に各自の回答を詳述する。

また、IDP グループの避難行体験に共通するキーワードとしては、「躊躇」、「恐怖」、そして「故郷への愛着」が相当すると考える。

#### 避難行の出来事： コソヴォ出身者

キーワード：愛着、躊躇、恐怖	
F の回答	<p>紛争が始まると、両親と暮らしていた村はアルバニア人が多数で入ることも出来ず、公道も封鎖されていたため、見つからないように小麦畑を分け入って身を隠すように歩きながら避難先を目指した。近隣の村に辿り着いた後は、その村の学校の倉庫に他のセルビア系避難民達と暫くの間暮らした。</p> <p>物資は常に欠乏していた。空爆が続き、それまでその村と避難所の倉庫を警備してくれていた警察官達も撤退して、そこにも居られなくなった。更に北上しながら二ヶ所の避難所を経由し、最終的にセルビア本土のクラリエヴォ市に辿り着いた。避難民が沢山おり混乱していて、自分たちもどこに行ったらよいのか分からず、公園や市場で1週間近く野宿した。</p> <p>雨に濡れてとても辛い時に、海外メディアが取材に来て、「まるで見世物のように」写真やビデオに撮られたが、彼らは何をしてくれるわけもなく、唯々迷惑なそのような扱いにも辛い思いがあった。</p>
G の回答	<p>紛争勃発後もコソヴォ・ポリエ市で暮らしていた。NATO 軍の空爆で停電があり、電力会社に勤めていた夫が電力回復のための仕事に行った。作業開始前に電源を切って始めた作業だったが、アルバニア人勢力が作業中に電源を入れていて、復旧と同時に感電死した。空爆開始後、3日目のことだった。それから間もなく、経営していた美容院が焼かれた。アパートに閉じこもる日々が続いた。アパートからも少しずつ人が出て行って、最後は自分ひとりになった。KLA<sup>13</sup>が毎晩「出ていけ」とノックを繰り返し</p>

<sup>13</sup> Kosovo Liberation Army の略。コソヴォ解放軍と訳される。アルバニア人勢力の軍隊。

	<p>て恐怖でいっぱいだった。これについては、KFOR<sup>14</sup>に報告してから、夜はノルウェイ軍の兵士が見回りに来てくれるようになった。それが4ヶ月続いたが、何故かどうしてもコソヴォを出ていきたくなかった。</p> <p>やがて第一家が、近所の老夫婦が首を切られて殺されたことから怖くなり、コソヴォを離れることを決め、両親もそれに続いた。夫の墓参りに墓地に行くことさえ怖くなり、遂に兄に説得されて決心し、兄が既に住んでいたヴルニャチカ・バニャ市に逃げて来た。</p>
H の回答	<p>紛争勃発に近いある日、アルバニア人の同僚がいつも居眠りしていることに気が付いた。どうしたのか聞くと泣き出した。既に秘密裏の動員が始まっていて、夜中に働いていることを話してくれた。KLA からお金を出すか、人を出すかを迫られていたらしい。それから間もないある日、フランスでの交渉<sup>15</sup>が決裂して空爆が始まった。</p> <p>両親に子どもを預け、自分と夫は、夜は避難所で過ごした。そんな日が3日位続いたと思うが、結局は親族全員で話し合い、コソヴォを後にする決心をした。手持ち金は1000ユーロだけであった。</p>

### 1-3-2 定住先

この聞き取りに応じた回答者は、第2章で検討した難民・IDPの住宅状況の傾向性を示す。つまり、セルビア共和国で、難民収容センターに長期間入所している難民・IDPは1994の統計から大きく変わらず、2004～2005年現在で10%を下回る。いずれかの早い段階で、難民・IDPが何らかのプライベート・アコモデーションに移行していることが、この聞き取りでも明らかになった。加えて、先述のようにこの聞き取りの回答者は全員が、その中で高低はあるにせよ旧ユーゴスラヴィアで一定の生活レベルを有していた層であり、回答者のうち7名が、比較的早期に賃貸、または所有として個人の住宅を確保出来たものと思われる。例えばBは、コソヴォに移動した当初こそ、プリシュティナの難民収容センターで2週間過ごしているが、その後プリズレンに定着してから、またコソヴォ紛争でベオグラードに逃れてきてからも賃貸アパートを確保し、現在はクロアチア時代の住居が売れたためにベオグラード近郊の持ち家で暮らしている。Dも、セルビア共和国に逃れた後、一時期スイスの息子の家に身を寄せたが、その後またセルビア共和国に戻り、親類の経済的支援を得て

<sup>14</sup> Kosovo Force の略。コソヴォ治安維持部隊として北大西洋条約機構 - NATO の指揮下、コソヴォで治安維持にあたる国際安全保障部隊。

<sup>15</sup> 1999年2月6日から23日、フランスのランブイエで欧米諸国とセルビア共和国でコソヴォ問題の最終交渉が行われたが、セルビア共和国が最終案付属文書Bに合意できずに決裂した。

ベオグラードに近いゼムン市にアパートを所有している<sup>16</sup>。

一方、難民収容センターとは異なるプライベート・アコモデーションであっても、同じく第2章で示したように知人等の寄寓を繰り返すことも、それぞれ理由は異なるが、AとEの例が示す通りである。特にEが自分のアパートを取得するまで友人、知人宅での寄寓を20回以上転々としたことは、寄寓先の負担が長期化することにより増大した為であろう。

CとEがアパートの取得で明暗を分けたのは、第2章で述べたセルビア系クロアチア難民の資産の剥奪と権利回復の問題が実際の事例で示されたと考えられる。Eが比較的早期にボスニア・ヘルツェゴヴィナで所有していたアパートの権利回復を果たしたのは、同国の上級代表事務所による介入が実際に功を奏した例であろう。

各ケースには個別の事情もあるが、「冷遇」、「変転」と生活を支える「物質的基盤の喪失」が、難民体験者グループの「定住先確保」における主なキーワードとなる。

#### 定住先の確保： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身者

キーワード：冷遇、変転、資産の喪失	
Aの回答	セルビアに着いてからコヴィン市の難民収容センターに1ヶ月いて、その後市内のホストファミリーで世話になった。しかし、行ってみると親しみの持てる人たちではなかった。居間のソファをベッドにして寝ていたが、夜ドア越しにホストファミリーの妻の方が「迷惑だ」と夫に不満を述べているのが聞こえていたたまれなかった。学校の先生が見かねて引き取ってくれて、そこに一年間世話になった後に、スメデレヴォのアパート、ベオグラードの学生寮と、結婚するまで一人暮らしが続いた。家族は全員セルビアまで逃げて来れたが、再び生活を共にすることはなかった。
Cの回答	ベオグラードには兄を頼ってきた。いい車を持っていたので、それが2万ドイツマルク <sup>17</sup> で売れて何とか生活を確保できた。クロアチアでの持ち家は剥奪された。ザグレブで裁判を起こしたが敗訴し、ストラスブールの欧州人権裁判所で裁定を仰いだ。また敗訴した。弁護士費用もあり、途方に暮れる思いである。どうしても納得しがたいが、諦めるしかないだろう。
Eの回答	1992年にベオグラードに来てから2004年まで、友人と親戚の家を転々

<sup>16</sup> Dはスイスの息子と同居出来なかった理由として、「セルビア人なので滞在ヴィザを貰えなかった」と述べている。難民申請が認定されなかったのか、別の理由なのか定かではないが、Dが「セルビア人なので」と述べている点に着目したい。スイスは同じセルビア人の息子が滞在ヴィザをもって居住しているにも拘わらず、そうした主張をするところにDのセルビア人としての孤立感が表れていると考えられる。

<sup>17</sup> 当時の交換レートで1ドイツマルクは約66円。従って、2万ドイツマルクは約132万円相当と考えられる。

とした。回数は正確に憶えていない。少なくとも 20 回は寄寓先を変わった。2004 年にモスタルのアパートの権利が返ってきて、漸く売ることが出来たので、今はそのお金で購入したアパートで暮らしている。
---

一方、「突然」という避難の感覚でありながら、コソヴォでは回答者の家族が紛争の可能性を見越してセルビア本土に移住、ないしは不動産の購入をしていた例が認められた。このような例は少なくなく、例えば第 2 章 2-2 項で述べたようにセルビア共和国スメデレヴォ市のブラニスラヴ・ヌシッチ初等学校周辺にはコソヴォからの IDP が戸建ての住宅で数多く暮らしている。これらの家屋は建てられた当初は空き家が多かったが、コソヴォ紛争が発生した 1999 年の前年、1998 年位から、実際に移り住んでくる人々が目立ち始めたという<sup>18</sup>。コソヴォ出身者の中で、不動産を手当する一定の余裕があった者達には、このように準備を整えることが出来る一団がいたのである。

これらの違いが生じた理由の一つとして考えられるのは、同じ「ユーゴスラヴィア連邦」の国民ではあっても、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは個別の共和国であるのに比較して、コソヴォは「コソヴォ自治州」であって同じセルビア内での移住という心理的、物理的バリアが低かったこともあるのではないだろうか。加えて、コソヴォではセルビア人は圧倒的少数であり、有事を想定した場合の恐怖感が他の共和国よりも高く、それが移住を決断させる要素になったのではないかと考えられる。

IDP の回答者の中で住居の取得で苦労したのは F である。F は、クラリエヴォ市からの指示で近くのマタルスカ・バニャとビタノヴァツの難民収容センターで 10 年暮らした<sup>19</sup>。F によれば、与えられた部屋は何もない、ベッドさえない 10 m<sup>2</sup> くらいの一部屋であり、「無いというのが常態だった。」という住居環境であった。F の場合、父は糖尿病で歩けず、母は失明しているため、限られた空間で 3 人で暮らすことには、大きな困難を感じていたが、現在はクラリエヴォ市と UNHCR の支援でアパートを供給されたので安堵している。この F のようなケースは避難後、難民収容センターしか行き場のない避難民にとっては常態であった。

G と H も、それぞれの苦難はあったとしても、住居に関しては F よりは順調に推移した

---

<sup>18</sup> 第 2 章脚注 26 参照

<sup>19</sup> マタルスカ・バニャ、ビタノヴァツは共にクラリエヴォ市のはずれに位置する。マタルスカ・バニャは温泉が出る保養地のため、宿泊施設があり、その多くが難民収容センターに転用された。これらの宿泊施設は文字通り温泉による保養、療養を目的としているため、「保養地」として日本人一般が想像するような観光地のそれではない。ビタノヴァツ難民収容センターは第 2 章に記したように、非常に劣悪な環境であった。居住者数が徐々に減少するに従い、共有スペースの広がり等、若干の改善がみられたが、基本的な生活環境の劣悪度はそのまま残った。

と言える。しかし、それはあくまでも F と比較すればという基準であり、難民グループと同様に、それまで有していた資産の喪失、冷遇は体験していると思われる。

#### 定住先の確保： コソヴォ出身者

キーワード：冷遇、資産の喪失	
G の回答	ヴルニャチカ・バニャに着いて 2 ヶ月は兄の家に行った。その後アパートを借りた。コソヴォ・ポリエを出る時に、旧知のアルバニア人がアパートの管理をすると親切に申し出てくれたので信頼して鍵を預けたが、置いてきたものは殆ど盗られていた。コソヴォのアパートは 42 m <sup>2</sup> だったが、12,000 ユーロ（邦貨約 160 万円）の価値があるところ、8,000 ユーロ（邦貨約 106 万円）でしか売れなかった。しかし、そのお金で今は自分のアパートを買えた。
H の回答	コソヴォを出てからトルステニク市の親類の家に 2 ヶ月世話になったが、苦情が段々厳しくなり、勤務していた会社の保養所のあるヴルニャチカ・バニャに来た。その保養所は難民収容センターとして接收されていて、そこで 5 年暮らした。父は将来の不安を抱えていて、偶然ヴルニャチカ・バニャに紛争以前に土地を買っていた。1998 年に妹は、その土地に家を建て始めていたので、当初はそこで一緒に暮らしたいと思ったが、電気も水道も通っておらず無理だった。妹の家の隣に、少しずつ家を建て始めて 5 年後に完成したということだ。

#### 1-4 まとめ～避難から定住先確保に至る道筋～

「友人」、「同僚」、「隣人」等、異なる民族でありながら親しい個人的関係が、何故クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身者に多く、コソヴォ出身者に少ないかという点を考察したい。この背景についてだが、一定の世代の人々には、「ユーゴスラヴィア人」というアイデンティティが存在していたのではないだろうか。それに比較して、コソヴォからの IDP が紛争前からの私的な交流が少なかったとかがえる背景は、同じスラヴ民族が共有した「南スラヴの民の国」であるユーゴスラヴィアを形成しているというそのアイデンティティを、非スラヴ民族であるコソヴォのアルバニア人には共有度が薄かった可能性もあるのではないか。人口では圧倒的多数であったアルバニア人が異民族のセルビア人からの支配を受けるといった構造の中で、コソヴォでは職業や人的交流が階層化していた可能性を示すのではないかと考えられる。この聞き取りをもって、そのように結論付けることはもとより出来ることではない。しかし、その可能性を視野に入れた場合には、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身者における紛争前の近隣との関係のキーワードとして選択した「親密」は、「連帯」をその意味として含有するものになるのではないだろうか。

先に述べたように、当事者が避難の決断をぎりぎりのタイミングまでしなかった点を再

度確認しておきたい。極限的タイミングまでは考えたくない、行動に移したくない、といった心情が滲む各回答は、避難の決断とはそれ程の大きなものであったことを物語る。例えば G の「どうしても離れたくない」、D の「説得されて決心せざるを得なくなった」という言葉が象徴するように、それぞれの回答者が述べた内容からは、それ程に手放したくない築き上げた暮らしであったこと、即ちその結果としての喪失体験が如何に大きなものであったか、更にはそれによってもたらされる苦悩の大きさが推察出来るものであった。

その一方、コソヴォでは、回答者の家族が紛争の起きる可能性を見越してセルビア本土に移住、ないしは不動産の購入をしていた例は、コソヴォにおける、両民族の葛藤が表面化する事態が断続的であるにせよ継続していた事実と符合するものであり、ここでもクロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける「ユーゴスラヴィア」というアイデンティティが、アルバニア人という非スラヴ民族との共存では存在意義が薄かったことが示唆されたとも考えられる。

D が述べた「故郷ベンコヴァツのクロアチア人が悪い人達だったとは今も思っていない、悪いのは外から来た人達である。」という発言の「外」とは、為政者、或いは政治的思惑による動き、政治的思惑により踊らされている動きの全てを意味すると考えられる<sup>20</sup>。E が、紛争が発生して暫く後に避難所でセルビア人が邪魔にされるようになったという経験にも、民族を問わず、住民が如何に社会的な動きに影響を受けるかが垣間見える側面もあると思われるが、これについては更なる検討が必要である。

避難行は、全回答者にとり、それぞれ過酷なものであった。紛争終結から暫くの間コソヴォに留まった G を除き、突然の避難であり、殆ど身ひとつであった。車で逃げた者が多いが、それも持ち出せる荷物は限られた量であったと語る内容には、その後の生活の厳しさを予見させるものである。

コソヴォ出身者が親密な個人的関係には言及しなかった点について補足しておきたい。これらの回答者のコソヴォ時代にアルバニア人との間に親密な関係は築かれていなかった事実と、回答者達のコソヴォへの望郷の念は全く別の次元のものである。F、G、H は後述するローカル NGO 「ズドラヴォ・ダ・ステ」が実施している心理社会的支援の受益者であるが、当該支援活動の集会では、常に誰が始めるでもなくコソヴォの古い民謡が歌われ、涙を浮かべる者も少なくない。F、G、H が暮らすヴルニャチカ・バニャ市、クラリエヴォ市に近いクルシェヴァツ市には、中世セルビアがオスマン・トルコの支配を受ける契機となった 1389 年のコソヴォの戦いで敗軍の将となり、後に処刑されたラザル公を祀る聖ラザリッ

---

<sup>20</sup> D のこの発言における「外」には、D 自身が意識化しているか否かはともかく、メディアも含まれている推察も成り立つ。ユーゴ紛争における旧ユーゴ内のプロパガンダは激しく、それは後にセルビア系避難民が紛争激化の要因のひとつとしたことは第 1 章で述べた通りである。D の「外から来た人達」という発言には、D なるプロパガンダへの危機感を内包している発言と受け止められる。

ツァ教会があるが、ここに支援活動の遠足行事で訪れた際、受益者達は涙を流しながら礼拝していた。そこには、セルビア人がコソヴォを追われる契機となったコソヴォの戦いの象徴とも言えるラザル公と、数百年の後に同じくコソヴォを追われた自分達を同一化する心情も内在されていたとは思われるが、いずれの理由にせよ、それ程に望郷の念は現在も強く残っているのは当然のことであろう。

## 第 2 節 聞き取り調査にみる成人の難民体験者、IDP の心理社会的実態 2 ～難民・IDPになるということ～

本節では、定住先での生活上の変化を確認した上で、避難から難民・IDP として生きるに至る道筋で起きた様々な出来事が、回答者各自の心の内側ではどのような体験であったかについての検討と考察を進める。

### 2-1 定住先での生活

#### 2-1-1 落差

避難後に始まった新たな生活が、それまでのそれと大きく変化したことは当然の帰結であった。避難時に実質上起きていた対象喪失を、避難先での生活が定着してそれぞれが実感として感じ始めるのがこの段階であると言えよう。

避難当時少年であった A を除くと、ほぼ全員が失業状態となった。そして、そこから紛争前の職業を回復出来た者は、B を除きいなかった。B の場合も十全に回復したとは言えないが、それにしても移住先のコソヴォでクロアチア時代と同じ幼稚園教諭という専門職を継続し、その後ベオグラードに逃れてからも援助団体での心理社会的支援に従事して幼児教育の近接分野に関わることが出来たのは例外的なケースと言える。D は得意とした縫製業から掃除等の雑役へ、E も失業から遂に回復出来なかった。例えば、G にはプロフェッショナルな美容師として、また美容室のオーナーであったことへの矜持があるのは当然であったろう。ヴルニャチカ・バニャ市に逃れてきてから、漸く職を得たと喜んで行った先では、「実績も何も評価されず、弟子の扱いを受けた」ことが、痛手に追い打ちをかけられたように感じると語っている。G はその後、単発的に朝市で働く仕事以外には就いていない。

こうした落差を最も大きく体験したと思われるのは難民体験者グループでは C であり、IDP グループでは H である。C 自身はクロアチアで発達障害児を専門とする教育者であり、夫は「恵まれた仕事で運転手がつく身分だった。」と述べる等、その社会的立場と生活水準の高さを窺わせる回答であった。C は避難後、職業に就くことはなく現在に至る。経済学を専攻し、学士の学歴を持つ IDP の H は、インタビューで幾度となく「学歴を捨て」、「エコノミストの自分が」といった発言を繰り返し、「出来ることは何でもやった。売春婦以外のことは何でも。」と、その状況を強調した。H がここでいう「何でも」とは、その従事した職業の体験の幅という意味での職種の数ではなく、H が考える職業の上下、優劣を意味す

るものと思われる。その優劣の感覚が、自己への価値観と直結するのである。

この段階でまず躓き感に襲われるだろう。加えて、それまでの職業を継続出来なかったということは、生活水準の低下と直結し、立場の変化についての落胆、物心両面での喪失感を強めたことと思われる。回答には、紛争前の生活を「恵まれた暮らしだった」と振り返る言葉が相次ぐ。その「恵まれた生活だった」という回顧には、一定の経済レベルを有する生活能力と同時に、自分の能力の範囲内ではあるが、職業選択の自由を失ったことへの無念が色濃く滲んでいると考えられる。

当時少年であったAは、クロアチアでは将来警察官を目指して警察学校で学んでいたが、進路の変更を余儀なくされた。父親は難民化後、失業状態が続いた。

このように避難先で定着した暮らしぶりには、それ以前との「落差」、それ以前有していた有形無形の「我がものの喪失」が常に付きまとうことになる。そして、その喪失の表れもまた、有形無形の双方の形態をとる。喪失の文脈で述べれば、外的対象喪失と内的対象喪失の双方を実感として体験し始める段階である<sup>21</sup>。

以下に記す回答者の代表的な回答が示すように、この項目については「落差」と「喪失」であろう。

#### 定住先での生活変化： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ出身者

キーワード： 落差、喪失	
A の回答	クロアチア時代は警察官になろうと思い警察学校で学んでいた。それが、セルビアで難民になって暮らし始めてから、これと思い浮かぶ理由もないままに語学を学び、大学で教えるようになった。どちらがよかったかは、今もわからない。
E の回答	息子は内戦が始まる直前にセルビアで仕事を見つけて働き始めていたし、娘も結婚していたので、それは救いだった。年金が出るようになり、漸く

<sup>21</sup> 本項では主に生活上、目に見える形で現れる落差について論じたが、落差は「変わってしまった新たな現実」として生活が落ち着いてから実感されることが多く、それは様々な形をとって現れる喪失の実感である。「難民を助ける会」がクロアチア共和国で実施していた心理社会的支援事業「スルツェ」のあるクライアントのクロアチア系 IDP 家族は、漸くクロアチア政府から新築のアパートを支給されて故郷のヴコヴァル市に戻ってから一年も満たない時期に、家族の一人が縊死を遂げた。家族の祖母にあたる人物であったが、従軍した息子が戦死している。残された家族は、この祖母と孫息子が2人、そして未亡人となった息子の嫁（母親）であった。新しい住居に筆者が訪れた2002年3月、この家族は笑顔で、祖母はアパートを嬉しげに案内してくれた。縊死はそれから間もなくであった。恐らく、故郷に戻り、元の生活を取り戻そうとした時に、息子の死という事実を実感し、それによって、場所こそ元のヴコヴァル市であっても、生活自体の取り戻しようのない変化、落差が一層身に迫る現実となった結果であろうと考えられる。

	生活苦に一息つけた。
G の回答	コソヴォでは美容院を経営していた。夫も電力会社に勤めていて、安定した暮らしだった。IDP になってから、美容院で働く機会があったが、技術を全く評価されず屈辱的だった。
H の回答	紛争で全てが変わった。夫はコソヴォのエンクレープに行き、今は以前とは違う仕事をしているが収入と言え程のものはない。自分は、学歴に見合った仕事を探したが見つからなかった。それで、学歴も捨て、その時出来る仕事は全てやってきた。人道支援で貰った物資も朝市で売った。唯々、3 人の子ども達が IDP であることでいじめられないよう、衣服、食べ物、勉強に必要なもの全て、地元の子どもの達と同じにするために、どんな仕事でもする、それが自分の IDP になってからの生活だ。

### 2-1-2 差別

第 2 章で述べたように、本来同胞であるセルビア系難民・IDP を迎えたセルビア共和国の地元社会は決して寛容ではなかった。地元社会も疲弊しており、寛容になり得ない事情を抱えていたのである。明確な差別を受けたのは、当時高校生だった A である。A は、通学途上の公共交通機関のバスの中で差別された時から、バス通学を徒歩に切り替えた。前節 1-3-2 項で記したように、A が体験した寄寓先であたかく受容されなかった体験も含めて、当時の A が 16 歳であったこと考えると、これらの体験が A の心情にどれ程の痕跡を残したかが憂慮される。

他の回答者は、差別に関しては直接的表現を避け、間接的、或いは遠回しの表現に終始した。差別されたことを否定はしないものの、具体的な体験を語ろうとはしない。その背景に何があるのか。同胞のセルビア人への配慮、当時の状況を振り返れば、この聞き取りに応じている現在は理解できるという心情、そして心に受けた傷を「回避」したいというトラウマ的な記憶への反応等が考えられる。しかし、それらのどれであるか、或いはそれらが一体となった反応であるかの断定は、現段階では困難である。

しかし、A の場合のように差別が明確な形をとらないまでも、社会全体に漂う「流入者」としての難民・IDP への忌避感を感じつつ、「招かれざる客」であることに甘んじるしかない状況であったことが、C の発言にある自ら難民集団を自嘲するような「荷物」という表現に象徴される<sup>22</sup>。このような感覚は、自己価値の減少感覚にも繋がり得る。

<sup>22</sup> Personal interview with Milenija Radojković on December 15, 2017 at the office of Zdravo da ste in Belgrade

Radojković はズドラヴォ・ダ・ステのヴルニャチカ・バニャ支部の責任者として、長年難民支援に携わってきたが、90 年代前半にサポートしたクロアチアからの避難民の中には、屈折した感情を抱く人々が多く見受けられたと語った。前項で記したような自分達の生活の落差

差別： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ出身者

キーワード：「荷物」	
A の回答	難民になって間もなく、難民収容センターのあるコヴィンからスメデレヴォの学校に通うバスの中で、「最近セルビア人じゃない人間が増えたから、バスが混んで迷惑だ。」と怒鳴られた。
C の回答	セルビアで歓迎されたわけではない。荷物になってしまったことを感じていた。
F の回答	IDP になってから色々な事があった。拒否されることもあった。
H の回答	この辺りには大勢の IDP が押し寄せていた。地元の人達もどんなに嫌だったか、今はわかる。

## 2-2 難民・IDP 化がもたらすもの

### 2-2-1 帰属感の彷徨

難民・IDP になったことをどう振り返るか、この設問の回答には幾つの特徴が見て取れる。一つは帰属感の喪失である。「彷徨っている感じ」、「どこにも属していない感じ」、そして「母親に捨てられたような」という言葉には、民族的に帰属する「祖国」ともいえるセルビア共和国での生活に一応の安定を得たように見受けられていても、実はそこが自分にとっての本来の「居場所」であるとは十分に感じられないまま生きていることが示されている。自らの自由意思で選択した移住ではなく、当事者にとっては常に理不尽な感覚が付き纏う「強制された移動」であることの、大きな一側面を表していると考えられる。

第 2 章で参照したセルビア共和国の社会政策研究所が UNHCR の協力を得てまとめ、1993 年に発表した報告書”Refugee and Host Family Survey”では、その冒頭に「ここにも、どこにも属していない。誰のものでもない場所にいる。(”One does not belong either here or there. You are in no man’s land.”)」と掲げ、それを”quote from refugee”、難民の言葉からの引用としている。つまり、1993 年当時、既に難民が味わっていた、そのあてどない感覚を、2016 年のインタビューでも確認する事になった。難民・IDP になることに付随して起きるいわゆる「居場所」の喪失感の定着性を窺わせる結果であった<sup>23</sup>。

と言えるような変化、また避難民として C の発言にあるような「荷物」として見られる事に関する劣等感と、セルビア人の一般的な生活に接してクロアチアで過ごしていた自分達の生活水準が高いと確認し、その事への優越感の双方が内面で葛藤することによって生じるものと観察している。

<sup>23</sup> ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モスタル出身の学者、プレドラグ・マトヴェイェーヴィチ (Predrag Matovejevitch) はその著書 (土屋良一訳) 『旧東欧世界 祖国を失った市民の告白』(未来社、2000) 8-11 頁) で、旧ユーゴスラヴィアをはじめ冷戦後に過去の遺産となった東欧世界の一部の出身者を、「旧」という肩書で呼ばなければならない現状から「除籍者」と名付け、「これからもずっと旧世界の傷痕を抱えて生きていかねばならない。」と記し

もう一つの特徴は、トラウマに関連すると思われる時間の停止である。下記 H の「全てが凍結したような感覚」という発言に代表されるように、避難を余儀なくされた時点から、時間が動いていない。G の「昔の自分ではなくなった」という言葉にも、G の心情が、その「昔の自分」を失った時点に今もいることが示唆されていると言えよう。G、H だけではなく、上述の帰属感の喪失と分類される回答にも、彼等がその帰属感を失った時点における心情、感覚が、避難後 20 年を超えた今も、少なくとも心の一部に存在し続けていると考えられる。この点については、後に取り上げる「心の傷」に関わる側面で詳述する。

D と E はこの質問に対しては明確な回答をしなかった。言語化にためらいをみせる様子は、前項で検討した「差別」に関わる事柄の際と同様であった。回避のメカニズムが働いている可能性がある。

これらのことから、この聞き取りにおける「難民・IDP になるということ」については、キーワードを「帰属感の喪失」と「時間の停止」としてまとめられるものとする。

#### 難民・IDP になるということ：クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ出身者

キーワード：帰属感の喪失、時間の停止	
A の回答	母親に一方的に捨てられた子どものような気持。諦めてはいるが、捨ててはいない。
B の回答	ぶらぶらと彷徨っているような感情。
C の回答	ここには属していない、だが戻ることも出来ない、どちらにも属していない気持ち。
F の回答	明日のことがわからない状態になること。
G の回答	昔の自分ではなくなったという体験。
H の回答	全てが凍結したような感覚。

#### 2-2-2 喪失

難民・IDP へと、その社会的立場を変えることになった回答者が、現在その体験と変化を振り返り、失ったと自分が考えるのは何かという質問である。この答について考えを巡らすと、前項で検討した「難民・IDP 化体験とはどのようなものであったか」という質問の回答と連動する側面が非常に大きいことに気づかざるを得ない。それはアイデンティティの問題である。

第 5 章、第 6 章で後述するズドラヴォ・ダ・ステのワークショップには、「名前のワークショップ」と称する参加者各自の名前をモチーフにしたものがあり、様々な機会に実施されている。このワークショップは、次のようなエピソードから生まれた。難民・IDP を対象としたある集会の冒頭。ある難民女性の自己紹介の際、「私は難民です。」とのみ述べて終わっ

ている。この感覚は次項で述べるアイデンティティの危機と表裏一体と考えられる。

たという場面である。一人の人間として、名前があり、職業があり、家族やその他の個人生活がある事を全て置き去りにし、単に「難民です。」という言葉だけがその難民女性が自分を表現する言葉であり、「難民」という役割、立場に完全に同一化しているのである。人生の時間軸が避難した時点、或いは難民化した時点で止まったまま動かない。アイデンティティの形成は生涯を通じて発達していくものであるが、その時間軸の繋がりが感知できず、人生の流れが分断されてしまっているところに難民・IDP化体験の核心があると考えられる。

下記に示した回答を例にとれば、16歳で難民となったAの場合、現在は妻子もあり、大学の准教授という社会的立場を得ているにも拘わらず、「将来、家族、希望」等、避難した16歳の時点味わったと思われる内容の回答であり、Hは、前項の質問、つまり難民・IDP化とはどのような体験であったかという質問に対しての回答「昔の自分でなくなったという体験」を、この質問に対しても「(失ったものは) 昔の自分」と答えている。繰り返しになるが、つまりはこの「昔の自分」を失った時点で時間が止まっており、その後連続性を持ったアイデンティティ・自我の同一性を取り戻せないでいると考えられるのではないだろうか。「昔の自分」とは、その時点まで積み上げられてきた人生の実績の集合体である、自分を自分と認識する土台となっていくものであり、本来はそこで止まるものではないからである。

回答者のそれぞれの回答を集約していると思われるのが、Bの回答である。Bはインタビューの最後に失ったものとして「自分の価値」も付け加えているが、まず「美しく、豊かであったユーゴスラヴィア」と即答している。Bの回答はこのように直接的に過去の生活、人生の象徴として「ユーゴスラヴィア」を挙げたのだが、B以外の回答も意識化されているか否かはともかく、紛争がなければ、つまりは旧ユーゴスラヴィアが「旧」という肩書なしに継続していれば、自分の人生における喪失は起こらなかったであろうという事柄と同義であろう。

この問題を、再び対象喪失の体験に立ち戻って考察したい。これらの回答を概観すると、小此木が三項目に分類した対象喪失体験の第二項目、「住み慣れた環境、地位、役割、故郷からの別れ」に該当し<sup>24</sup>、更には象徴的と思われるBの回答は第三項目の「自己を一体化させていた理想、国家、集団の喪失」に相当するものと考えられる。

「難民・IDPになるという体験」、そしてそれによって「失ったと思うもの」についての回答から抽出されるのは、自己喪失の体験であったのではないだろうか。

---

<sup>24</sup> 小此木、前掲書(1979)、28-33頁 小此木はこの分類項目を更に、①親しい一体感を持った人物の喪失、②自己を一体化させていた環境の喪失、③環境に適応するための役割、様式の喪失としているのは第3章で述べた通りである。

喪失： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ出身者

キーワード：自己喪失	
A の回答	将来、家族、安心、希望、期待感
B の回答	美しく豊かだったユーゴスラヴィア。子どもの頃からそれを誇りに思い育ってきた。今も、その気持ちは消滅していない。
C の回答	財産。それは資産だけではなく、数十年かけて築き上げたもの全て。
D の回答	生活
E の回答	全て
F の回答	(特に回答なし)
G の回答	昔の自分
H の回答	誇り

### 2-2-3 心の傷

ここでは、回答者の言葉から窺える「心の傷」をトラウマの見地から検討する。物心両面の苦難が去った訳ではないが、この聞き取りを行った時点で回答者の全員は現状に適応した生活を送っている。しかし、回答者本人によって意識化されていないとしても、トラウマ的残滓を感じさせる回答から、難民・IDP 化体験に潜在化するトラウマ的な反応はどこにあるだろうか。

まず、時間の凍結として表れている点を見ると、下記にあるように、A は自分の家が燃えている様を見ていた時に、何も感じていなかったし、この聞き取りの時点で思い返しても何も感じないと述べている。しかし、この自宅が近隣の知人によって燃やされたことは、それ自体衝撃を受けることである上に、この事件の直後に両親が A を高校生の集団避難でセルビアに送ることを決めたことから、A にとっては自分の環境が激変する契機となった出来事である。それから 25 年を経た時点でも「何も感じていない」と語る、まさにその点に A の時間の一部は、そこで凍結していることを物語ると考えられる。加えて、その自宅が燃えているところを見ていた自分の首筋にあたっていた太陽と吹いていた風の感触を今も実感するかのようには憶えているという点にも着目したい。トラウマ的な記憶は言語化されることなく潜伏しやすい傾向を持ち、しばしば五感的な感覚で象徴されるが、A の場合の「陽光」と「風」の感触は、その場面がどれ程に衝撃であったかを示唆すると思われる。この五感的な感触については、H の場合にも「ミートパイの匂い」という点に表れている。人生そのものを激変させる家族一同の話し合いで、集まった人数を子どもに至るまで鮮明に憶えていても話し合われた内容の記憶はなく、その時に母親が焼いたパイの匂いだけが今、ここにあるかのように感じるという回答には、その話し合いが H の人生で如何に衝撃的決断を迫るものであったかという象徴である。

A と H の回答におけるこのような部分にこそ、トラウマを体験した心に存在する「語り得ない」深層が垣間見え、また何れに日にか物語記憶としての統合が望まれる「言葉を持た

ない」記憶の表象と言えるだろう。

再び、「時間の凍結」という側面に戻ると、Hの年齢に関するエピソードは非常に象徴的である。小西は犯罪被害者のトラウマ研究の文脈であるが、「犯罪の被害にあった時から被害者は二つの時計を持つようになる」というある被害者の言葉を引用している<sup>25</sup>。だが、この言葉は犯罪によるトラウマ被害だけではなく、他のトラウマ体験による影響においても同様なのではないだろうか。Hは後述するように、新たな環境で自分の子どもたちを育てるために非常な努力を積んできている。止まったままの時間と新たな環境に適応するために必死の努力で流れていく時間である。トラウマからの回復には「統合」がキーワードとなるが、統合されるべきは解離した記憶だけではなく、体験者の心の内面で流れていく時間の統合でもあるのではないだろうか。

この聞き取り調査で唯一強制収容所を経験したEの述懐にある「女性への暴力」という箇所であるが、筆者はそれがレイプであったのかと確認の質問をした。Eはそれに対し、肯定も否定もせず「女性への暴力です。」と答え、筆者の重ねての確認にも回答を変えなかった。このような、実質的否認にも、トラウマ性の記憶が関与していると考えられる。

また、下記のGの言葉にあるように、回答者には全般的に頭痛、不眠、甲状腺疾患、癌などがみられる。年齢的な問題もあるため、この聞き取り調査での断定的な解釈は成立しないが、トラウマ性の体験者には身体症状としてその影響を呈する場合もあることに留意したい。

これまでの考察から、「心の傷」の表れの共通項としては、「時間の停止」が最も回答者の言葉を括るものではないかと考える。

#### 心の傷： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ出身者

キーワード： 時間の停止	
Aの場合	紛争が始まった頃、近所の人に住んでいた家を焼かれた。自分の家が燃えているのを見ていた。何も感じていなかったし、燃えている意味もわからなかった。今思い出しても、何の感情も湧かない。ただ、その時、自分の首筋にあたっていた陽の光、吹いていた風の感触は今もある。
Eの場合	強制収容所にいる時、毎晩誰かが拷問を受けていた。女性の中には連れ出され、暴力を受ける人達もいた。その呻き声や悲鳴は今もはっきりしていて、耳を塞ぎたくなるような気持になる。
Gの場合	頭痛がある。今も薬を飲まないで眠れない。
Hの場合	コソヴォを去る決断をした時、両親の家に親族27人が集まった。その内子どもは11人だった。話し合いで決めたのだが、何をどう話したか憶えていない。ただ、母が皆で食べようと焼いてくれたミートパイの匂いだけ

<sup>25</sup> 小西、前掲書(2012)、17頁

	は、今、ここでも匂っているように鮮明だ。
	2004年に今の家に移って来たのだが、その頃だったと思う。年齢を聞かれるといつも36歳と言っていると娘から指摘された。自分では全く意識していなかった。36歳はコソヴォを離れた年齢だ。娘の指摘で、コソヴォを出た時のまま、全てが止まったまま凍結していたことに気が付いた。それから少しずつ、時間が動き出したように思う。

## 2-3 再生と支援

前項までは、回答者それぞれの避難前後から避難先での定着までの出来事を中心とする道筋、それに付随して生起された心理的な側面に焦点をあて考察した。本項では、回答者それぞれの再生へと向かう道筋についての考察を進める。

### 2-3-1 支え

現在は一応の安定を得ているとは言え、回答者はそれぞれ厳しさを体験して現在に至る。それでは、回答者のこの年月に何が支えになったのであろう。厳しい生活は唯喪失だけの歳月だったのだろうか。難民・IDP化という耐え難い経験をしたからこそ得たこと、再発見出来たことはなかったのだろうか。支えを探ることは、支援の立案にも関連する。回答は三項目に分類できると思われる結果となった。「仕事」、「人間関係」、「自分（の性格）」である。ここでの「仕事」とは、必ずしも職業としての仕事とは限らず従事できる何か、謂わば社会の中での居場所と考えられる。

「仕事」と明確に回答したのはB一名であったが、これは回答者の難民・IDP化後の就業状態をみると当然の結果であっただろう。Bは難民化後に、幼稚園教諭、難民児童を主な支援対象とする援助団体のスタッフを経て、現在は無償ボランティアとして同団体で活動をしている。困窮の時代もあったにも拘わらず、Bは「仕事」と答えた理由に収入を第一に挙げておらず、それによってもたらされる自己価値の再発見と新たな仕事における人間関係を述べている。加えて、その収入ですら、自己価値の再発見の根拠の一つにしている。

またBは、その「仕事」を通して新たな人間関係を見出したことにより、自分が社会の網の目の一つとなった事を実感したと思われる。難民になってから「自分を低く感じていた」Bにとり、繋がりを再確認したことが支えになったという。

筆者は、1999年11月にBへの聞き取りを一度行っている。コソヴォからセルビア本土へ二度目の避難をしてきたタイミングである。その際、Bは息子についての悩みを語っており、その内容は息子が生活の急激な変化に適応出来ず、その当時の彼等に不可欠であった援助団体からの支援物資を受け取ることを拒絶し、同じ洋服を着替えようともせずに引きこもり状態にあるということであった。そしてB自身、息子の状況に悩みながらも、その心情に共感できるものとし、「施しを受けるだけの生活に耐えられない」と語った。つまり、今回の聞き取りでBが意味する「仕事」は社会における自分の「居場所」の象徴であり、

またそれぞれに見合った社会における自らの有用性を確認する機会、場でもある。本章 2-1-1 項の「落差」で既述の IDP の G が避難先で美容師の仕事に就いても、初心者程度の仕事しか任せて貰えずに失望して辞めたことは体験としては B の対極であるが、本質が示すものは同じである。同項で記した H の場合も同様である。つまり、社会における自己の有用性の確認、居場所の確保は成人の難民・IDP には不可欠のものであろう。

これに関連して F と H の回答についても同様の傾向がみられる。F、G、H はズドラヴォ・ダ・ステが実施している心理社会的支援の受益者でもある。この支援は第 5 章で後述するセルビアの民俗的伝統の織、刺繍等の生活文化を背景とする手仕事をモチーフとした支援形態であるが、F と H はその支援の受益者間の人間関係と作業について述べている。手仕事に熱中する時間と共に、そこで築かれた仲間意識に言及している。他にも明確に「人間関係」という言葉を用いている訳ではないが、自分の子どもにせよ、親類にせよ、他者の存在に言及している回答は半数に及んだ。

次に注目したいのは、自らの性格という表現で自分の力を恃みとする傾向であった。恐らくは、回答者の平均年齢の高さも影響していると考えられるが、自ら切り開いてきた実績を基に再構築できるという確信というよりは決意の表れとも考えられる。このような感慨は、難民・IDP 化という体験がなかったとしても得られたかどうか、それはわからない。しかし、難民・IDP の中にはそのように自らの体験を昇華しようとしている人々が存在することには留意したい。一方、A は回答をしなかった。G もまた、何が支えだったか判然としなると答え、唯その日その日を生きていく以外に選択肢がなかったと回答している。従って、その自分を恃みとしてきたという傾向は、望んでいたような「助け」は外からは来なかったという実感に基づいているかもしれない側面もあるのではないだろうか。

#### 支え： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ出身者

キーワード：「仕事」、人間関係	
A の回答	(特に回答無し)
B の回答	クストリツァ <sup>26</sup> は、母国は人間だと語っている。ならば、自分が今いるところ、そこで築かれた人間関係が母国なのだろう。
C の回答	明日があると思おうとした自分の性格。
D の回答	まず人間関係だと思う。親類、子ども達がよく支えてくれた。クロアチアにいた頃も、紛争が始まって声をかけてくれるクロアチア人の友人もいた。

<sup>26</sup> エミール・クストリツァ (Emir Kusturica)。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、サラエヴォ出身の映画監督。自身はセルビア人とムスリム人の両親を持つことからユーゴスラヴィア人と自称している。ユーゴ紛争を題材とした、カンヌ国際映画祭パルム・ドール賞受賞作『アンダーグラウンド』をはじめ、国際的にも評価の高い作品を監督している。

E の回答	人間を諦めなかった、信頼していた、そのような自分の性格。
F の回答	子どもの頃から辛抱強く、戦う精神を持っている自分が支えだった。手仕事の活動に参加してからは、仲間達との交流が大きな意味を持った。
H の回答	まず、子どもの存在が自分を導く星だった。 手仕事活動は、唯一生活のためではない時間だった。毎週 1 回の集まりが楽しみで最初に行って、最後まで残っているのは自分だった。自分のこと、人のことを冗談にして笑いながら、他のことを忘れて仲間達と過ごすことは、今思うと精神的なケアの時間だったと思う。

### 2-3-2 人間の尊厳

この設問は、難民・IDP として生きることに欠損しているものは何かを探るために設けた。直接的に問いかけるよりも、回答者の答えから難民・IDP が何を求めたかが浮上するという意図のもとであるが、抽象的な表現に傾いた観は否めない結果になった。また、その答えからは、一定の発展を果たし、教育、医療等の制度も構築されており、国民の生活水準も少なくとも最低限のヨーロッパ水準を満たしていたとされる旧ユーゴスラヴィアで起きた紛争、そしてそのために難民・IDP になった集団の特徴を窺える内容ではないかと思われる。

下記の答えでは、まず「誇り」に留意したい。「恥をかかない」、「魂の誇り」、「頭を下げない」、これらの言葉を発した回答者それぞれに独自の背景があり、異なるニュアンスがこめられていると推測されるが、難民・IDP 化の結果として受け止めなければならなかったそれまでの生活との「落差」を生きて来た故の発言と位置づけられるであろう。同時に、「自由」を挙げた回答者が 2 名いたが、この自由もまた、自らの自立・自律という双方ともに人間が人間らしく生きるための誇りに不可欠であり、難民・IDP としての生活はその自由を喪失した日々である、或いはそうであったことの切実さを物語るのではないかと考えられる。そしてその意味では、この文脈における「自由」とは、「誇り」が異なる言葉で表現されたと位置づけることが可能であろう。

#### 人間の尊厳： クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ出身者

キーワード：自由、誇り	
A の回答	自由。
B の回答	自由、存在する自由、創造する自由、自分自身からの自由。
C の回答	綺麗な心、試練に負けない、恥をかかない。
D の回答	正直に仕事をきちんとして、人間を民族ではなく心を見て評価できること。クロアチア人、セルビア人、どちらにもいい人も悪い人もいる。
E の回答	人間の魂としての誇りを保つこと。
F の回答	人間の価値は、その人が持っている知恵によって決められる。極限の時は、

	どう生きていくかの術を身につける時でもある。このままでは終わらない、その力を見出す、ないと思っても見出す、そうしようとする力。
G の回答	相手（他者）をどう見れるかだ。他人にも、自分にするのと同じように考えられるか。
H の回答	人間の尊厳、誇りを投げ捨てて、様々な仕事をして生き延びて来た自分に答える資格があるかどうかわからない。敢えて言えば、正直に、素直に歩むこと、ちゃんと人の目を見れるかということ。そして、人に頭を下げる必要がないこと。

#### 2-4 まとめ～難民・IDPになるということ～

人間が生存し、生活を営んでいくために、一定の経済的基盤は必須のものである。しかし、生活環境の「豊かさ」は単に物質的な豊かさを意味するものであろうか。従事する仕事、その仕事と懸命取り組み、それに相応する対価としての収入を確保し、自分の生活を営む。そこには収入の多寡による限界はあったかもしれないが、選択と行動の自由がある。その自由には友との交流をはじめとする、各自を取り巻く人間関係に支えられたコミュニティがあり、家族を扶養する矜持も、未来を描く自由もあった。そこに紛争が起き、紛争という個人力では抗い難い事態に直面した回答者達の母集団とも言うべき難民・IDP 集団は、生活基盤そのものを失い、場合によってはそれに裏付けられていたアイデンティティの喪失も生じる。即ち、「豊かさ」とは金銭の豊かさだけではなく、その人なりの「日常」を営めたということではなかったか。この聞き取り調査に応じた人々の「喪失」とは、まさにその「日常」が失われたということに他ならない。これらの回答者は、決して富裕層ではなく、中流の暮らしを営むことが出来た一般市民であった。また、その「中流」の中にも経済的条件における高低の差異、受けた教育等の背景の違いによって生じる生活感覚や人生で希求するものの違いも、聞き取りの過程で感じられた。しかし、各々の個性や属性の違いはあっても、そこには家族がいて、その家族の暮らし、日常を象徴する家があり、仕事があり、取り巻く人間関係、コミュニティに支えられた日常、つまり「普通の生活」があり、それが失われたのである。彼らの話の根底には、この日常性の喪失が存在するのは記すまでもない。宮地はトラウマ体験における言説であるが、「世界は基本的に安全だ、といった『当たり前』が奪われます。トラウマ反応が強ければ、『あたりまえ』のことができていた自分が奪われます。」と述べている<sup>27</sup>。支援についても、当然のことながら、物資支援は難民・IDP 生活に必ずや役立ったものと思われるが、難民・IDP 化以前の生活環境の喪失、難民生活の長期化の中で、社会的活性化、関係性のコミュニティを支援する必要性、有効性がより重要な検討課題であることが確認されたのではないだろうか。

尚、筆者が用意した質問のうち「一連の紛争で『加害国』と責めを負わされたことについて

<sup>27</sup> 宮地、前掲書（2013）、28 頁

てどのように思うか」については無回答が大半であった。幾人かは回答を試みたが、回答内容は、「加害国言説」が紛争体験として個々人の感情形成に心理社会的な影響を与えたか否かを推察する領域にはおよばず、殆どが政治力学的な分析、ないしはそれに類したものに終始したため、ここではその質問を行ったという事実のみを記録しておくこととする。セルビアの加害国言説が、セルビア人へ少なからぬ心の重荷や閉塞感を与えているのではないかという推測のもとに<sup>28</sup>、質問項目に加えたのだが、明確な回答がないということは、重荷はまだ重荷のまま心の中に留まっていると思われる。語り得ない体験というトラウマの言説がここに示唆されているのではないだろうか。

### 第3節 描画にみる IDP 児童の心理社会的実態

トラウマ問題のインパクトは難民・IDP 化生活が長期化するにつれて鎮静化してくる。しかし、その鎮静化がトラウマ反応やストレス反応の改善であるか否かは、また別の問題である。確かに PTSD 等厳しいストレス反応としては、少なくとも可視化できるレベルではないかもしれない。しかし、トラウマは内在化して潜行する。長期化する難民・IDP 生活、特にそれが難民収容センター等自由度の低い環境であった場合には、二次ストレスの負荷により様々な影響が生じる。

本章前節までは、成人の難民体験者、IDP の心理社会的実態を聞き取り調査から検討してきた。本節では、長期化する難民収容センターでの生活の中で生まれ育った IDP 児童の心理社会的実態を、主にその描画の解釈に基づいて考察する。

#### 3-1 セルビア系コソヴォ IDP 児童の成育環境

ここで取り上げる IDP 児童は第6章で論じるセルビア共和国のローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステの心理社会的支援活動の受益者児童である。当該活動は、2012年2月から2015年1月までの3ヶ年、セルビア共和国スメレヴォ市のオーラ・ラディナツ地域に存在していたオーラ難民収容センターで実施された。2010年9月にオーラ難民収容センターの住民代表<sup>29</sup>に行った聞き取り調査では、その時点でセルビア系コソヴォ IDP408人、セル

---

<sup>28</sup> 第1章で記したように、国際社会で主流であった「セルビア悪玉説」は、紛争当時は子どもであった世代にも心理的負荷を与えていたと推察される。2004-6年にかけて、筆者はベオグラード大学日本学科で学ぶ学生たちとのコンタクトを多く持った時期があったが、学生たちの発言にも「自分たちも世界の一員になりたい」といった趣旨の発言が目立った他、ある学生は日本への留学希望の理由を問われた際、「日本ではセルビア人ということで目立ったり、責められることがないから」と答えている。セルビア人社会の中のこのような空気感 は、紛争当時はまだ子どもだった世代にも伝わっていたものと思われる。

<sup>29</sup> Personal interview with Sasa Trubić at Ora collective center in September, 2010. 当時、難民収容センターには住民と難民委員会等支援者側との間に立ち情報拠点の役割を務める調整役が存在していた。

ビア系クロアチア難民、セルビア系ボスニア難民が合計で 52 人、つまり 460 人の難民・IDP が暮らしており、当時はヨーロッパで最大の難民収容センターとされていた。

オーラ難民収容センターの所在地は、いかにも町外れの現在は殆ど操業していない製鉄所の近くで、近隣に住居は疎らな孤立した地域である。広い敷地には劣悪な状態の古い木造モルタルの古いバラックが点在しており、難民・IDP 家族はこのバラックで生活していた。収容人数の規模が大きく、一家族が一間で暮らす生活が長く続いた。トイレ、シャワーは共同である。

住民の殆どがセルビア系コソヴォ IDP である事実が示す通り、1999 年のコソヴォ紛争でセルビア本土に避難してきた集団である。従って、この難民収容センターで暮らす児童は両親が IDP として故郷のコソヴォを逃れてきてから生まれている。親世代の就業状態は第 2 章表 2-22 で示したように、正規の職業に就いている者は極めて少なく、殆どが福祉依存、またはそれに加えての季節労働等で貧困問題も深刻であった。このような環境で生まれた子どもたちは貧困に加え、近隣との関係、センターの立地条件も相俟って、学校と難民収容センターとの往復以外には、外の社会にふれる機会も、発達段階に応じた体験を積むことも稀な極めて閉塞的な環境で成育しており、児童達の社会的活動は非常に制限されたものであった。深刻な問題は、このような社会的閉塞性の中で育つ子どもは、自己の将来像に対して肯定的なイメージを内面で育むことに繋がるロールモデルに出会う機会もないままに、親世代と同じ「難民・IDP という生き方」を踏襲する傾向があることである。

難民・IDP に限らず、一般にこのような環境で成育する子どもたちに見られる傾向として、心理面では社会活動からの引きこもり、未来への展望を描き得るような内的資源の枯渇、人間関係への不信感などが挙げられる。行動面では、自己管理能力が欠如しやすく、調和的人間関係構築を阻害するような乱暴な振る舞い、根気の無さなどが指摘されている。

本項冒頭で記した支援活動の実施準備中の 2011 年、受益者児童にして描画法<sup>30</sup>でアセスメントを試みたところ、36 人の被験者のうち 26 人に心理社会的な課題が認められた。以下に、その代表的な描画を例にこれら IDP 児童の心理的状況についての考察を進める。

### 3-2 IDP 児童の描画

図 4-1 と図 4-2 は自画像である。色彩的には明るく、一般的なイメージとして子どもらしさを感じさせる絵であるが、構図的には共通の心理学的問題があると解釈できる。

まず、太陽が構図の中で相対的に小さく描かれており、しかも中央ではなく全体の端に位置している。子どもの描画では太陽は信頼の対象、多くの場合は親を意味する。その太陽のサイズと位置がこのような構図の描画の場合、子どもが親を十分に信頼できていないことが推測できる。加えて、人物の肩から先が手首までで、手が描かれていない。手は、自分か

<sup>30</sup> 描画により心理査定をする場合、何らかの教示を与える場合が多いが、自由描画法は教示せずに被験者が描きたいものを自由に描く方法である。

ら働きかける主体性を象徴しているのです、そのような働きかけ能力の発達が何らかの理由で阻害されていることを示す。そして、自己と想定される人物の足が地面と接していないところにも注意を向けたい。これは想像性に富んでいるとも考えられるのだが、一方では、描かれている通り地に足がついていない現実逃避の可能性もある。

これらの描画には、第3章4節で述べたように、難民・IDP社会で憂慮される親子関係の不全が表れている可能性が高いと考えられる。難民収容センター内のコミュニティにも問題があり、親世代の協力体制が調和しているとは言い難い状況であった。貧困と失業状態が長期化しており、それが親世代の生活への倦怠と絶望を生んでいた。加えて、不信と時に嫉妬すらが交錯していた。例えば、援助団体が難民・IDP児童への教科書配布を支援した際、センター内で調整役を担った人物に対して、その役割をつとめることによって何か利得があったのではないかという疑心が広がった。全体で改善していこうとするリーダーシップに対して常に否定的な動きが生じ、それがまた、子どもの世界に投影されるという循環になっていた。このように考えると、これら二つの描画に表れた親への不信は、必ずしも自分の親というばかりではなく、自分を取り巻く親世代が醸し出す空気感全体に対するものである可能性も高い。

つまりは、親、及び親に代表される自分の周囲の成人への信頼感が持ちにくい状況であるが、その事態の改善に自ら働きかける力が宿っていないと解釈できる。描画で、足が地面から浮いているのは、想像の世界が豊かな年齢相応の内面世界を持っている可能性と共に、そうした現実からの遊離、ないしは逃避を示唆しているものと考えられる。



図4-1 セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 1



図4-2 セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 2

同じく自画像に顕著な問題点がみられたのは、図 4-3 と図 4-4 である。まず、図 4-3 であるが、この女子が描いた自画像は鏡に映った自分である。鏡や枠の中に描かれる自画像は、それを直視したくないという防衛機制が働いているとされている。この自画像においては、鏡は比較的くっきりとした線で囲まれており、その防衛の強さが窺われる。図 4-3 では衣服が紫色であるが、紫は抑うつを表すとされている。更には、図 4-1、図 4-2 と同じく手首から先の手が描かれていない。図 4-4 では腕さえも描かれておらず、顔に比較して小さな肩で終わっている。図 4-1 と図 4-2 が初等学校低学年の児童によって描かれたのに対して、図 4-3 と図 4-4 は 7 年生（日本の中学校 2 年生に相当）の描画である。この発達段階に至っても、働きかける主体性が育っていない点が着目される。また、全体に漂う抑うつ感は、年齢的な成長に伴い将来への不安が具体性を帯びてきていることを示唆しているものと思われ、初等学校終了後の社会化をどのように成していけるのかが憂慮される。



図 4-3 セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 3 図 4-4 ID セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 4

描画アセスメントでは、樹木の幹の部分に描かれる傷は何らかの外傷体験とされている。図 4-5 はセルビア共和国ではなく、クロアチア共和国で「難民を助ける会」が実施していた心理社会的支援事業「スルツェ」のクライアントであった当時 16 歳のクロアチア系 IDP の少女が、2000 年に描いた樹木画である。当該事業実施当時、この少女は、故郷ヴコヴァル市から首都ザグレブ市郊外のシュパンスコ難民収容センターで家族と生活していたが、緊張、発汗、不安障害等の症状を呈していた。「スルツェ」の支援を受ける契機となったのは、特に道を横切る際の強い恐怖反応であった。徐々に明らかになったのは、避難する以前

幼少時にヴコヴァル市において攻撃にさらされる度に自宅前の道をわたって近隣の避難所の地下室に逃げ込んでいたという事実であった。当然ながら、家族と共にいた避難ではあったが、繰り返し体験された避難時の恐怖感が、「道を渡る」という行為に象徴されて抜きがたく残っていたものを思われる。



図 4-5 クロアチア系クロアチア IDP 少女描画

描画の読み解きには筆圧も重要であるが、この描画の筆圧は非常に弱い。また散っていく葉には情緒的な彷徨いがみとれると共に、うつ病の特徴も提示されていると言えよう。しかし、ここで取り上げたいのは幹の中央に描かれた傷である。この少女が避難時に感じていた恐怖が、その後 8 年以上を経ても心に刻まれた外傷体験となっていたことが示唆されている。

このように、樹木の傷は外傷体験を表すのだが、図 4-6 と図 4-7 は本節で取り上げているオーラ難民収容センターの児童による。これらの描画はこれまでの自画像とは異なり、自由描画法により描かれたものである。この 2 枚の描画には、幹の傷が中央にはっきりと描かれている。太陽も、図 4-1、図 4-2 と同様に、小さく端に描かれている。問題は特に次頁の図 4-6 にみられる。黒い雲（または鳥）もさること乍ら、家を囲っている柵である。この柵には強固な防衛が窺われる。

これらの描画を描いた児童は、既述のようにコソヴォ紛争における NATO 軍の空爆をはじめとする紛争の目撃体験も、避難の不安や恐怖、そして緊張体験もなく、難民収容センターで生まれ育っている。そのような児童がこのような強固な防衛に留まらず、外傷体験を窺わせる描画を描いた背景には、親世代のストレスが伝播されていることが示唆される。実際に、当該事業の実施中には、受益者児童が虐待とは断定されないまでも、身体への罰を親から受けている例も確認されている。



図 4-6 セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 5



図 4-7 セルビア系コソヴォ IDP 児童描画 6

これらの描画分析の結果は、長期化した難民収容センターの環境には、直接紛争を体験していない児童達にも心理的負荷が及ぶ重いストレスが潜在しており、それは次世代全体への負荷となり得る可能性が窺われるものとなった。

### 小括 「普通」の喪失

難民体験者と IDP の聞き取り調査から窺える難民・IDP の心理社会的実態を検討、考察した。聞き取り調査にあたっては、調査の目的、質問項目の概要等を告知して承諾をとった。従って調査に応じた回答者は、概ね自らの体験を振り返り、総括する心的落ち着きを得た上での発言であったと思われる。既に本章「2-4 まとめ～難民・IDP になるということ～」で述べたように、「普通の喪失」が難民・IDP 体験者の述懐の中核に位置し、現在平穏に暮らしているといえども、その喪失以前の自己に戻ることは出来ない。

ここで筆者がふれておきたいのは 2013 年 8 月に話を聞く機会を持った、東日本大震災による原発事故の被災者の語りである。この被災者は「普通」という言葉に、その失われたものを託した。「子どもを自由に外で遊ばせることが出来る『普通の暮らし』がなくなった。普通に暮らせるようになりたいと願い続けた。そして今は、『普通』とは何だろうと自問するようになった。」と語り、原因は紛争と災害と異なるものの、やはり突然生活の激変を余儀なくされた当事者としての心境を吐露した<sup>31</sup>。今まで「当たり前」、「普通」と思ってきた生活や行動形態を外的事象により出来なくなることは、その原因の如何を問わずに、外側社会からの圧迫感、閉塞感を主とする苦痛を大きく醸成することが示唆されているのではないだろうか。この示唆は、人間の尊厳はどこにあるかという問いに対して、A と B の回答が揃って「自由」に関する事項を挙げたことに結びつく。難民・IDP になるということの一側面は、自由の喪失とも表現できよう。

こうした考察からは、心理社会支援のあるべき姿の一側面が浮かび上がる。社会は人間をその構成員として成立している。つまり、人間各々が大きな網の結び目の一つとして他と繋がりながら社会を構成していると考え、難民・IDP のようにそれぞれの「普通」を喪失した人々は、その結び目から抜け落ちてしまうことを余儀なくされた人々ではないだろうか。従って、心理社会的支援の役割の一つは、人間存在を社会的文脈の中で捉え、その社会の結びの一つである位置に戻し、新たに網を編み直すことへの支援ではないだろうか。

IDP 児童については、長期化する難民収容センターにおける生活の閉塞性が児童の心理社会的発達に及ぼす影響を、彼等の描画を中心に検討した。この児童達については第 6 章で詳述するが、支援の基本コンセプトとしては、主体性、人間関係構築の基としての共感性、

---

<sup>31</sup> NPO 法人「ACC・希望」、任意団体「やまん B・art 実行委員会」が共催した、福島県在住の原発事故被害によるストレス下にある児童達の心身の保養を目的とするサマーキャンプ「高原・夏のアトリエ」（2013 年 8 月、長野県茅野市で開催）の参加児童に付き添いで参加した母親の話による。筆者はスタッフとして参加して、聞き取りを行った。

そして自分の中にある創造性の強化が目指されるべきと考える。

また、紛争加害国言説に関しての回答がなされたかったことについてだが、第 1 章で確認したセルビア人の孤立感と併せて考察すると、そこにはトラウマの重層性があるのではないかとの推測が成り立つ。つまり、個人によって体験されたトラウマと、社会として、或いは「セルビア人」という集合体として受けたトラウマが層になっているのではないかという推察である。ここでは、本論文の研究対象ではないため指摘するに留めるが、セルビア人の心理社会的考察にあたっては認識しておくべき点の一つと思われる<sup>32</sup>。

---

<sup>32</sup> 柴によれば、セルビア人のナショナリズムの根底には常に「受難者」、「犠牲者」として置かれてきたという強い意識がある。(下記の鼎談における柴の発言より)  
柴宜弘、小沢弘明、岩崎稔「ユーゴ内戦とはなんだったのか」『現代思想 vol.25-14 総特集＝ユーゴスラヴィア解体』(青土社、1997) 25 頁

## 第5章 難民・IDPの回復への心理社会的支援と関係性

### はじめに

第4章の成人の難民体験者とIDPへの聞き取り調査の結果からは、厳しい道程において「支え」となったのは、仕事、人間関係と自らの中にある強さが回答のキーワードとして抽出された。この文脈での「仕事」は、社会的な居場所の獲得（或いは再獲得）と自己価値の再発見の象徴としての「仕事」である。これらのキーワードの中から、本章ではその中の居場所とも関係する「人間関係」に焦点をあて、心理社会的支援における関係性の役割について考察を進める。

### 第1節 関係性がもたらすもの

#### 1-1 ト라우マ的体験からの回復と関係性

トラウマ、或いはトラウマ的な体験を経て心の傷を抱えた人々には、どのような回復の道筋があるのだろうか。回復の道筋は概ね3段階から8段階とされ、研究者によって異なる。例えばヴァン・デル・コルクはPTSDから次の5段階に添って回復していくとしている<sup>1</sup>。その5段階は、1) (教育と身体的な状態を言語化することによる感情の同定という要素を備えた) 安定化、2) ト라우マ性の記憶と反応の条件付けの解除、3) ト라우マに関する認知の枠組みの再構築、4) 安全な社会的つながりと対人関係能力の再構築、そして5) 回復的な情緒体験の蓄積、となる。急性PTSDの場合はこの段階を緩やかに、時間をかけて一つずつ次の段階へと比較的速やかに進んでいくが、複雑なケースでは安定化の段階を何度も繰り返したり、それほどクリアにプロセスが進むわけではないとしている。一方、西澤は1) 安定化のプロセス、2) ト라우マへの直接的アプローチ、3) 認知的枠組みの再統合、4) 社会関係の回復、という四段階に分けて論じる<sup>2</sup>。先行研究から抽出できる要素は、「安定化」に始まり、社会的つながり、ないしは対人関係等社会における居場所の獲得（再獲得）に至る道筋が、トラウマ的体験からの回復にあると言えるであろう。こうした言説のファクターをまとめると、安定化のプロセス、苦悩、悲嘆の受容、そして社会的関係・人間関係の再構築が抽出されるのではないと思われる。そこで、ここでは、これらのプロセスのエッセンスを簡潔にまとめていると思われるハーマンの3段階説を手掛かりに、回復の道筋を検討したい。

ハーマンは回復の段階を「安全(Safety)」、「想起と服喪(Remembrance and Mourning)」、「再結合(Reconnection)」としている<sup>3</sup>。

ハーマンによれば、「安全」の段階では、心理的には謂わばコントロール不能の車で坂道

<sup>1</sup> van der Kolk, B.A., A.C. McFarlane, and O. van der Hart, "A General Approach to Treatment" in van der Kolk et al. eds., *op.cit.*, (1996d), pp.425-426

<sup>2</sup> 西澤、前掲書(1999) 140頁

<sup>3</sup> Herman, *op.cit.*, (1992), pp.155-213 なお、中井久夫訳の邦訳版『心的外傷と回復』（みすず書房 1996）では、第2段階を「想起と服喪追悼」と訳されている。

を下るが如くの状況に置かれていた体験者にとって、そこに制動をかけて状態を落ち着かせることがまず必要である。そこで初めて、自らが安心できる「安全」の中に身をおけることを実感できる。この段階での安全確保には、身体的なケアも含まれることに留意したい。これは非常に重要な段階で、この安全の確保なしにはその先の段階はない<sup>4</sup>。PTSD等の症状を呈している場合は、心理教育等を通して自分が現在体験している不適応感の合理性を納得する事も必要である。それは、一般に PTSD が「異常な状況に対する正常な反応」と形容されるように、自責感が強くなるとされるトラウマ反応に対しての働きかけである。ハーマンはこの段階は、安全な環境を形成しながら、自己に対するコントロールを取り戻していくプロセスでもあるが、安全の段階はなすべき仕事が多く、消耗的であり、長い時を必要とするとしている。

精神医学では治療者ということになるのだが、それだけではなく、受益者（被害者）がどのような社会的サービスを受けられるかを認識していくことも重要であり、その情報のやり取りのスタイルの中で支援者との信頼関係が築かれていく。これは、トラウマ的な出来事の体験者が持ちやすいとされる孤立感という防衛に緩みが始まり、他者を受け入れても自己が侵される心配がないという感覚を取り戻していく過程でもあろう。

「想起と服喪」の段階は、文字通りトラウマとなった出来ごとと向き合い、喪失を受容していく段階である。凍結していた記憶であるその経験を語り、自身のライフストーリーとして統合していく重要なプロセスと位置づけられている。ここにおいてハーマンは「服喪」の対象として喪失も取り上げている。物理的喪失を免れた場合でも、他者とごく当たり前のこととして安全に接触出来ていた自己の内的・心理学的構造を失うとしながらも、多くの喪失がそもそも喪失と認められないために、通常の服喪の儀式では慰めにならないと述べる<sup>5</sup>。第4章で記した難民体験者への聞き取り調査においてAが、自宅が燃えるのを見ながら、「何も感じていなかった」、「ただ、その時の日差しや風の感触は今もおぼえている」と語った事実は、Aの中での服喪が終わっていないことを示唆する。その出来事の記憶を自身の物語記憶として想起する、悲しみを悲しみとして受け入れる、そのためには時として膨大なエネルギーを必要とする。

最後の段階である再結合は、外傷という過去との和解を達成した後に、人間関係や社会とのつながりを取り戻していくプロセスである。ハーマンの3段階を引用してトラウマ臨床の役割を記した宮地がこれを、臨床場面から患者本人が社会との繋がりを結び直していくことに重点が移る段階と指摘しているように<sup>6</sup>、この段階ではトラウマ体験が破壊してしまった古い自己、もう取り返すことが出来ない程変わってしまった関係への喪の課題を経て、新たな自己を、そして新たな人間関係を築き、自分を支える新しい信条を見出していかなければ

---

<sup>4</sup> *Ibid.*, pp.159-160

<sup>5</sup> *Ibid.*, p.188

<sup>6</sup> 宮地、前掲書（2013）、93頁

ればならない。それがこの段階で課せられたタスクである。それらのタスクとは、まず、自己と和解することが挙げられる。それはトラウマティックな体験により弱体化した、或いは変容してしまったアイデンティティから脱し、新たなアイデンティティを構築する作業とも言えるだろう。そのうえで、トラウマ体験者は信頼できる他者を見出し、信頼する能力を取り戻して社会との接点を求め、そこでの役割を引き受けても自己の自律性を保てるようになっている。それは、自他への信頼感の回復が一体のものであり、どちらか一方ということはないということの証左に他ならない<sup>7</sup>。第4章で考察した難民体験者への聞き取り調査の記録では、Bの発言にはこれらの「再結合」に関わるタスクが幾つか垣間見える。

確認のためにBの状況をここでもう一度振り返ると次のようになる。Bは家族代々クロアチアで暮らしてきたセルビア人で、幼稚園の教諭に長年従事してきた。夫も初等教育の専門家であり、息子二人と共に一定の社会的、文化的水準を満たす生活を維持していたと言えよう。Bは1995年にクロアチア共和国からセルビア共和国に避難してきた後に、セルビア政府の指示でコソヴォで暮らすようになる。そこで幼稚園の教諭を続行した後に、コソヴォ紛争により再びベオグラードまで逃れて来た。その当時、度重なる環境の激変に息子の一人が援助物資を拒否する等、情緒的引き籠り状態となった。その当時を、B自身は最も苦しい時代であったと振り返る。「施しを受けるだけの生活は耐えられない」と語ったその時期とその後の年月を生きる支えとなったものを、聞き取り調査時点での振り返りにおいて、Bは援助団体で難民児童への心理社会的支援活動に従事し長年自らが培ってきた専門性を活かす場を得たことと述べ、低下していた自己価値を再発見出来たと述べている。その上で、難民化体験を「ぶらぶらと彷徨っているような感じ」と、その不安であてどない感覚を吐露しながらも、クストリツァを引用して、「母国とは人間関係、故に今いるここが母国であろう」と述べている。ここに、社会との繋がりを取り戻し、自己を再構築してきた、Bの場合の「再結合」のタスクが為されたことが示唆されたと言えよう。

ここでもう一度、ハーマンの論に立ち戻りたい。ハーマンは心的外傷の中核的な体験は「無援感 (helplessness)」と「孤立感 (isolation)」であり、その回復の中核的体験は「エンパワメント (empowerment)」と「再結合 (reconnection)」であるとしている<sup>8</sup>。このような道程は個人の、しかも外傷体験、喪失体験を経た個人の力のみで果たされるものであろうか。ハーマンの言説による「孤立感」そのものがまず、他者の存在を前提としている感覚である。他者がいなければ孤立自体が成立しない。「無援感」という感覚も他者の存在を前提としているのではないだろうか。人間が傷を負い、孤立感を深めるのは他者の存在があるからこそである。しかし同時に、他者関係の中で癒され、成長していくこともまた事実である。ハーマンが説く回復の段階には、常に支援者としての他者の存在が内包されている。特に、回復の最終段階とされる「再結合」は結合の対象たる他者の存在があればこそ、その論

---

<sup>7</sup> Herman, *op.cit.*, (1992), pp.196-213

<sup>8</sup> *Ibid.*, p.197

自体が成り立つのである。人間が社会的文脈における存在であるとする論については次項で詳述するが、ここで述べている他者存在は、治療的介入における治療者、即ち精神科医、臨床心理士等の専門職だけではない。B のケースが示すように、個人を取り巻く社会的環境に存在する何らかの関係性全ての中にその可能性があるのではないかと考えられる。難民・IDP 化という心の傷が、第 4 章でみてきたように関係性や社会的な「場」の喪失体験であるならば、心理社会的支援の中核には、関係性構築（再構築）の視点が据えられて然るべきではないだろうか。

## 1-2 心理支援方法における「関係性」の潮流

### 1-2-1 社会構成主義が心理支援に与えた「関係性」の影響

それでは、「関係性」という視点は心理的支援の中で、どのように捉えられてきたのだろうか。このような関係性を重視する心理療法の潮流に社会構成主義の影響がある事は多くの研究者が指摘するところである<sup>9</sup>。ポストモダンのパラダイムの一つとして生み出された社会構成主義は心理学の分野にも影響を与え始めることになった。「現実社会的に構成される」を基本理念とする社会構成主義を背景とする心理療法は、伝統的心理療法の考えと大きく異なる。ガーゲン (Gergen, Kenneth J.) は、伝統的心理療法の病因は患者の心の中にあるとする因果論で治療的介入を試みるあり方に、社会構成主義は真っ向から対立すると述べる<sup>10</sup>。ガーゲンによれば、新たなアプローチでは原因と結果ではなく状況を新しく構成をすることに意味があり、その意味構成は従来のように治療者という「専門家が導く」ものではなく共同でなされるべき作業である。更には、一般的な心理療法では、個人の心の状態に関心が向けられるが、社会構成主義の方法では「心」ではなく「関係」に入り込むことにより、問題の意味が与えられるとしている<sup>11</sup>。このような社会構成主義の影響を最も受けているとされる方法論の一つがナラティブ・アプローチである。社会構成主義は個人と社会、主観的現実と客観的現実が循環し現実を構成すると考えるが、ナラティブ・アプローチでは、「自己は語ることによって構成され、語り直すことによって再構成される」。そしてそれは「会話というかたちで社会的に承認され共有される」必要がある事が前提となる<sup>12</sup>。ナラティブ・アプローチにおいては、このような相互作用によって、個人を規定しているドミナン

---

<sup>9</sup> 例えば、岡野憲一郎「関係精神分析の展」 岡野憲一郎・吾妻壮・富樫公一・横井公一編『関係精神分析入門 治療体験のリアリティを求めて』(岩崎学術出版社、2011) 3 頁、野口裕二「社会構成主義という視点—バーガー&ルックマン再考」小森康永・野口裕二・野村直樹編『ナラティブ・セラピーの世界』(日本評論社、1999) 17-32 頁、藤川麗『臨床心理のコラボレーション 統合的サービス構成の方法』(東京大学出版会、2007) 12-13 頁

<sup>10</sup> ガーゲン、K.J.(Gergen,K.J.) (東村知子訳)『あなたへの社会構成主義』(ナカニシヤ出版、2004) 249 頁

<sup>11</sup> 上掲、250-251 頁

<sup>12</sup> 野口、前掲書 (1999)、27-30 頁

ト・ストーリー（支配的な物語）を、オルタナティブ・ストーリー（もう一つの物語）に書き換えていくことを再生の主眼点としている。

社会構成主義の影響を受けているアプローチとして、コミュニティ心理学にもふれておきたい<sup>13</sup>。コミュニティ心理学の流れは米国で始まり、その具体的契機は、一般にボストン会議と呼称される地域精神保健に従事する専門家による会議であったとされる。1963年の地域精神保健法の制定<sup>14</sup>により、当時全米各地にあった地域精神保健センターに従事する臨床心理学者、或いは当該分野の専門職達が、センターの機能をより有効に果たしていくために、従来の方法論では対処できない、しかし新たな展望も描き切れないという状況の下で開かれたこの会議で、コミュニティ心理学という言葉が初めて使用された。会議の結果、参加者により採択されたスワンプスコット宣言と呼ばれる合意は、コミュニティ心理学においては、治療よりも予防に重点をおき、個人が生活している社会システムに焦点をおいて新しいメンタルヘルスのアプローチを目指す、というものであり、これは翌年の1964年により詳しい報告書としてまとめられた。その報告書においても、個人の心理的問題の背景には、文化的、社会的、政治的問題が布置されており、その対処には個人レベルではなく、コミュニティ・レベルでの介入が必要であるという今日のコミュニティ心理学の基本概念が盛り込まれていた。

コミュニティ心理学が米国で始まったその背景には、当時の時代背景が反映されている。時代はまさに都市化によるコミュニティの欠損が顕現化し、貧困、人種差別に加え、第二次世界大戦の帰還兵における精神障害の増加が目立ち始めた時期であった。特に公民権運動におけるマイノリティの権利主張の拡大によってエンパワメント、市民参加というコミュニティ心理学の中心概念の形成が、現実社会においては既に始まっていた事等があげられる<sup>15</sup>。同様に、多くの研究者が指摘するところではあるが、日本国内でコミュニティ心理学の潮流が形成されてきたのは、「過疎化」、「核家族」等、人間同士の繋がりとして認識され

---

<sup>13</sup> コミュニティ (Community) の語源はラテン語のコミュニースという言葉で、ラテン語の com が英語の with、munus が英語の service または duty にあたる。つまり「一緒に」、或いは「共に」、「奉仕」、或いは「責務」を果たす、「共に任務を遂行する」という意味になるとされている。コミュニティ心理学は、従来の臨床心理学の用語によれば「患者」と「治療者」を分断するのではなく、「共に」取り組むことを前提としているといえよう。

植村勝彦「コミュニティの概念」植村勝彦・高嶋克子・箕口雅博・原裕視・久田満編『よくわかるコミュニティ心理学』（ミネルヴァ書房、2006）2頁

<sup>14</sup> 全国に地域精神保健センターを設置し、全ての国民にアクセス可能な精神保健サービスを提供することを制定した法律である。従来の精神病院に隔離して治療を行う考えから、社会的決定要因を重視した予防に力点をおいた。障害者も治療者も地域の中で生活しながら治療に取り組むというもので、第3の精神医学革命と呼ばれた。

笹尾敏明『現代コミュニティ心理学 理論と展開』（東京大学出版会、2012）4頁

<sup>15</sup> 笹尾敏明「欧米におけるコミュニティ心理学」植村勝彦他編、前掲書（2006）、72-75頁

ていたコミュニティが空洞化し始めたこと、またそれに歩を合わせるかのように携帯電話やインターネットの急速な普及によって、その「つながり」が変容し始めてきたことが背景にある。つまり、現代の急速な社会の変容が心理療法の変化を促したのである。

このようなコミュニティ心理学の基盤にあるのは、人間が生きるという現実において社会との関係を切り離すことは出来ない、つまり現実起きる心理的問題は社会的な文脈・コンテクストと切り離すことが出来ないという視座である。社会的環境を行動変化の重要な要因とし、従来の「心的内界至上主義 (intrapsychic supremacy) <sup>16</sup>」に対抗するものとされるコミュニティ心理学では、コミュニティを与えられた条件として受け入れるのではなく、現実生活を生きる人間が主体的に創造していく、或いは選び取っていく、そのような人間の自由意思により構成していくものとして捉えている。従って、コミュニティ心理学が提唱するコミュニティの概念に关系的コミュニティ (relational community) が含まれるのは当然の帰結と思われる。そして、故にまた、その基本理念の一つに「人と環境の適合 (person-environment fit)」が含まれる <sup>17</sup>。ここで留意しておきたいのは、「人の」環境への適合ではなく、「人と環境の適合」なのである。つまり、「人」に対してだけではなく、「環境」にも働きかける支援構成が重視されるのである。

このような観点から「臨床は社会的に構成される」とするコミュニティ心理学で際立った特徴は、連携・コラボレーションである。また、その連携が心理職のみならず、行政、福祉、NPO等の市民団体が協力して支援を提供するネットワークを重視している点である <sup>18</sup>。それらの分野を問わないコラボレーションは援助資源とされ、「患者」ではなく「利用者・ユーザー」に、如何に有効な「治療」ではなく「支援・サービス」を提供できるか、つまり援助資源の構成が重要となる <sup>19</sup>。

このように、社会構成主義における現実は相互作用によって構成されるという概念は、心理療法の分野においても影響をふるい、その影響は定着していると思われる。全ての意味は社会的文脈、或いは関係性の中で作られるとし、従って、問題の中身へのアプローチではなく、文脈にアプローチし、文脈の再構成を目指すとするところに、社会構成主義の影響を受けた心理療法の共通点があると考えられる。

---

<sup>16</sup> 山本和郎『コミュニティ心理学 地域臨床の理論と実践』（東京大学出版会、1986）35頁

<sup>17</sup> 箕口雅博「現代社会と心の問題」箕口雅博編『臨床心理地域援助特論』（放送大学教育振興会、2007）26頁

<sup>18</sup> 箕口雅博「連携と協働にもとづく心理援助サービスとは？」箕口雅博編『コミュニティ・アプローチの実践 連携と協働とアドラー心理学』（遠見書房、2016）29-32頁

<sup>19</sup> 藤川、前掲書（2007）、12頁

### 1-2-2 精神分析分野における「関係性」の潮流

心理的諸問題への治療的介入の古典的なモデルとして、フロイトによって始まった精神分析がある。フロイトの構造論モデルを基盤とする自我心理学の治療的介入方法である精神分析は、患者（非観察者）の無意識を治療者（観察者）が解釈するのが基本である。治療者は、その解釈に基づいた分析による病因を患者に提示することになる。つまり、このような古典的な従来の方法においては、問題は常に非観察者にあり、観察者は何らかの治療的アプローチを施して非観察者の中に存在する問題を解決するというのが基本であった。このような従来心理療法では、患者と治療者の間には「禁欲原則（abstinence rule）」と呼ばれる境界線が引かれている。この場合の「境界線」とは、治療場面において患者の感情に治療者が心を動かされず、あくまでも患者の無意識、精神内界の出来こととして体験していく治療者の中立的な立ち位置である。つまり、患者は常に観察、解釈、分析される対象となる。古典的精神分析の治療場面で、治療者が寝椅子に横たわる患者の背後に座るという構図は、中立性担保の原則に基づいての事である。

精神分析が神経症という病態水準に対して様々な実績を積み重ねて来たのと同時に、人格障害や行動障害等より複雑な問題を持つ病態には必ずしも効果を得られない例が増加の傾向をたどってきた。ここに現れて来たのが二者心理学（two person psychology）と呼ばれる潮流である。この名称は、それまでの単一方向的なあり方を一者心理学（one person psychology）としての対比である。二者心理学の発展系としての関係精神分析では、やはり社会構成主義と同様の視点が多く、ポストモダニズムの影響を色濃く受けているとされる<sup>20</sup>。

二者心理学の二者とは治療者と患者、観察者と非観察者、或いは支援者と受益者との関係を基本的には意味する<sup>21</sup>。一者心理学では、患者は孤立して「患者」という位置で心的作業を行うことになる。二者心理学の立脚点は、先述の「禁欲原則」にとらわれず、また患者・非観察者の心的内界だけではなく二者間に醸成されるやりとり、つまり関係性の中に問題解決の機縁を見出そうとするところにある。これら二者心理学、或いはその発展系である関係療法の潮流は、アメリカではハインツ・コフート（Kohut, H.）による自己心理学、ハリー・サリヴァン（Sullivan, H.S.）の対人関係学派、イギリスで発展したメラニー・クライン（Klein, M.）の対象関係論<sup>22</sup>、そして家族療法に代表されると思われる。加えて、コフートの自己心理学から発展したロバート・ストロロウ（Stolorow, R.D.）の間主観的アプロ

---

<sup>20</sup> 岡野、前掲書（2011）、3頁

<sup>21</sup> 社会構成主義の影響もあり、学派によっては一方をその個人がおかれている社会的文脈全てを意味することもある。

<sup>22</sup> 対象関係論においては、その対象は現実存在ではなく内的対象であるところが他の学派と異なる。

一チ<sup>23</sup>、そして前項でもふれたが家族療法から発展したマイケル・ホワイト (White, M.) のナラティブ・アプローチ等が存在する。

これらコフォート等による関係療法の特徴は、全ての問題は相互関係の中で、つまり環境と関係の中で醸成され、その回復もまた関係性の中でなされるという視点に基づいている。伝統的心理療法では、個人の無意識における葛藤が病理を生み出すとして、その原因を治療者が解釈し、患者に提示し、それを患者が意識化することにより症状が改善されるという基本であるのに対して、関係性を主たる視座とする新たな潮流では、真実を探り当てるのではなく、新たな「物語」を患者（と呼ばれる存在）が一人で作業するのではなく、二者間で紡いでいくことにその主眼点があるといえよう。

### 1-3 関係性の内的体験—自己対象体験

前項までは、心理療法という方法論において、関係性が意味するものを中心に考察を行った。関係性、或いは社会的文脈に何らかの働きかけを行い、またそれを援助資源として使用するという方法論が、個人が抱えている問題の解決、ないしは改善に一人で行う内的作業よりも理に適っており、効果的であるとする視点が心理療法においてどのように発現されてきたかということである。本項では、そのような関係性に主眼をおいた方法論、つまりは「関係性」という存在が個人の内面ではどのように体験されるのかについて、既述のコフォートの自己心理学 (Self Psychology) における自己対象理論を手掛かりとして考察をすすめた。

自己心理学は、フロイトに始まる自我心理学が乗り越えるべきとした自己愛、依存を人間が生来持つものであり、否定することは出来ない内的特性であるとしたところに特徴を持つ。フロイトの自己愛の発達論とは立場が異なり、自己愛は自体愛から未熟な自己愛、成熟した自己愛へと成長するという論である。つまり、成熟した依存関係の存在を認め、そこに共感的に関わっていくところに特徴があるといえよう<sup>24</sup>。コフォート自身、自己心理学の立ち位置を、人間がその生存のために酸素を必要としているように、依存から自立に向かうなど望むべくもないことであり、正常な心理的生活を特徴づける発達自己と自己対象（後述）の関係性の変化においてなされることであると主張する<sup>25</sup>。また、この場合の共感とは同情的な心情とは全く異なり、他者の内面的生活の中で自分を考え、感じる能力である<sup>26</sup>

自己心理学では自己 (Self) を個人の主観世界全般、体験している世界全般としている。

---

<sup>23</sup> 間主観的：intersubjectivity の inter は「共同」、「相互」と訳されることもある。いずれも二者間で生み出される主観世界を意味している。この主観世界は固定的なものではなく、絶えず変わりゆくプロセスである。

<sup>24</sup> 和田秀樹『＜自己愛＞と＜依存＞の精神分析』（PHP 研究所、2002）50 頁

<sup>25</sup> Kohut, H., (Goldberg, A. ed.) *How Does Analysis Cure?* (The University of Chicago, 1984), p.47 邦訳版：本城秀次・笠原嘉監訳 幸順子・緒賀聡・吉井健治・渡邊ちはる共訳『自己の治癒』（みすず書房、1995）

<sup>26</sup> *Ibid.*, p.82.

フロイトの自我心理学から出発した自己心理学としては、自我が体験するものの内容が自己ということも可能であると考えられる。つまり自己心理学における自己とは、遺伝的因子と後に述べる自己対象体験という環境因子の相互作用の中で、一つに溶け合い、まとまり（凝集性）と持続性を持ち構成されていく<sup>27</sup>。そして自己は過去、現在、未来へと続く歴史を有している<sup>28</sup>とされている。つまり、自己心理学においては、自己自体が関係性を包括していると考えられる。

その自己には中核となる「中核自己」が発達と共に形成されていくが、中核自己の構造は双極性自己と呼ばれ、三つの要素により成り立っている。一つは「野心の極」、もう一つは「理想の極」、そしてその二つの間に生じる緊張弧である<sup>29</sup>。野心の極は人に認められたい欲求であり、理想の極は自分の目標となるような導き手を求める欲求である。しかし、これらの自己の構造がアプリアリに人間の中にある傾向性を持って存在しているのではなく、自己対象体験によって構造化されていくとされている。

自己対象 (Selfobject) とは自己愛、心理的なニーズを満たしてくれる存在である。基本的には、自己対象は他者であるが、自己対象体験の積み重ねにより自己が強固になっていくと、そのイメージ、音楽や絵画なども自己対象となる。自己対象の存在は、その存在自体と活動を通して「自己と自分らしさ (selfhood) の体験を喚起し、維持する」役割を負う<sup>30</sup>。自己と自己対象との間に生じる自己対象関係は、現実の他者との人間関係のことではなく、対象との間に生じる関係が心理的内面において体験されることを意味する。従って、自己対象は何らかの他者、ないしは外部の存在であるので自己対象自体は内在化せず、自己対象の機能が内在化されることになる。

さて、先に述べた中核自己であるが、この双極、即ち「野心の極」と「理想の極」はそれぞれ自己対象体験によって育ち、強固なものになっていく。野心の極を形成するのが鏡自己対象、或いは鏡映自己対象 (Mirroring Selfobject) であり、理想の極を形成するのが理想化自己対象 (Idealized Selfobject) である。鏡映自己対象は自分を認め、肯定される体験によって自己への価値観が安定し、自己が支えられる。そして理想化自己対象とは、安心感や自分の進む方向性を支えるものである。自己は適切な自己対象体験を重ねることにより発達することになる。その適切な体験には、実は適度の欲求不満が含まれる。適度の欲求不満を通して、具体的な自己対象の不在時にも、その関係の内在化によって自己が強固になっていくためである<sup>31</sup>。子どもの発達段階において、適切な自己対象体験が得られた場合には、

---

<sup>27</sup> ウルフ、アーネスト・S・(Wolf, E.S.) (安村直己・角田豊訳)『自己心理学入門 コフォート 理論の実践』(金剛出版、2016) 211 頁

<sup>28</sup> 上掲

<sup>29</sup> 上掲 212 頁

<sup>30</sup> 上掲 214 頁

<sup>31</sup> Kohut *op.cit.*, (1984), p.70

一生を通じてメンタルヘルスの支柱の一つとなり、得られなかった場合に生じた心理的欠損と歪みは生涯を通しての重荷になる<sup>32</sup>。コフートは後年、この二つの自己対象関係だけではなく、人間の健やかなメンタルヘルスのためには別の自己対象関係も必要であるとの論を展開した。それが分身自己対象（alter-ego selfobject<sup>33</sup>）と対立自己対象（adversarial selfobject）である。分身自己対象体験においては、自己が他者の自己と本質的によく似ていると感じ、それが支えになる能力であり、学習のための潜在的能力を喚起するとされる<sup>34</sup>。治療におけるピア・グループの機能もこれに含まれるであろう。また対立自己対象とは、自己が対立意見を自己対象関係を損ねることなく主張する能力を支えるものであり、主体性の構築に寄与するとされている<sup>35</sup>。

依存を人間が持つ自性のもとする自己心理学においては、人格の成熟は自己対象を必要としなくなることではない。自己が確かになっていくということは、自己を維持するために、或いは向上するために、自己対象から独立するのではなく、自己対象を選択する自由度が増し、また自己対象を利用する能力が高まるということなのである<sup>36</sup>。コフートは、自己は自己対象のマトリックスの外では決して存在し得ないと記す<sup>37</sup>。

自己については、記しておかなければならない点がある。その一つが自己の断片化（fragmentation）である。自己心理学の理論では既述の様に、健全な自己は凝集性を持つ。自己が脅威にさらされた時、或いは自己の健全な発達がなされなかった場合、自己の断片化（fragmentation）という現象が起きる。断片化とは、自己を一つのまとまりとして感じられなくなる感覚、「自分がバラバラになっている」感覚<sup>38</sup>と表現できる。この断片化は、適切な自己対象体験の欠損によって生じ、また適切な自己対象体験によって次第に凝集性を取り戻していくとされている。つまり、再構築が可能なのである。もう一点は、変容性内在化（transmuting internalization）である。変容性内在化とは、先に述べたように外傷体験にはならない程度の適度の欲求不満、或いはプレッシャーの中において、つまり具体的な自己対象の不在においても、一時的に積み重ねられた自己対象体験が内在化されて自己が維持される事を指す。

前節まで概観した関係性、社会的な相互作用を軸とする支援方法が個人の病理、或いは直

---

<sup>32</sup> Kohut, H., *The Restoration of the Self* (International University Press 1977), pp.87-88  
邦訳版：(本城秀次・笠原嘉監訳本城美恵・山内正美共訳)『自己の修復』（みすず書房、1995）

<sup>33</sup> 分身自己対象は双子自己対象（Twinship selfobject）ともされる。

<sup>34</sup> ウルフ、前掲書（2016）、85 頁、215 頁

<sup>35</sup> 上掲、85 頁

<sup>36</sup> Kohut, *op.cit.*, (1984), p.77

<sup>37</sup> *Ibid.*, p.61

<sup>38</sup> 和田秀樹『壊れた心をどう治すか』（PHP 研究所、2002）185 頁

面している内的な問題の改善に効果的であるという、主に心理療法の潮流を概観し、本項では、その効果的であるという方法は、個人の内面においてはどのように体験されるのかを、自己心理学の自己対象理論に拠って考察してきた。

自己心理学においては自己対象関係と呼称される「関係性」を人間が元来必要としており、その自己対象体験を通して自己は構成され、自己対象体験の欠損により断片化が起き<sup>39</sup>、そしてまたその自己対象体験により再構築されるという視座を持つ。自己対象理論の興味深い点は、人間がそもそも依存対象を必要としており、適切な依存関係、即ち適切な自己対象関係を有することが健全な自己の状態であるという点である。このような視点に立つと、心理社会的支援を必要としている人々は、適切な自己対象に欠損を生じている状態と理解され、心理社会的支援とはその自己対象体験を提供していく役割を負っていると考えることが出来る。前項で概観したコミュニティ心理学の支援論にあるコラボレーションによる援助資源の広がりや、被支援者に対して広範囲な自己対象関係を提供し、既述の様に自己対象を自らの意志で選び取ることが出来る状況（健全な自己）までサポートすることと一致するのではないだろうか。

## 第2節 ズドラヴォ・ダ・ステの関係性—相互作用 (interactiveness)

### 2-1 ズドラヴォ・ダ・ステの成り立ち

第2節では、ズドラヴォ・ダ・ステが展開する支援活動において、「関係性」という視座がどのような意味をなすかを考察するが、その前提として本項ではズドラヴォ・ダ・ステの成り立ちと活動展開に至る経緯を概観する。

#### 2-1-1 団体設立の経緯と現在

ユーゴ紛争が勃発しクロアチアからの避難民の第一陣が大量に流入してきた1991年、ズドラヴォ・ダ・ステは活動を開始した。その開始は予め系統だった計画の上に行われたものではなく、創始者グループが元来持っていた志向性と専門性の上に幾つかの偶発的出来事が重なり、ズドラヴォ・ダ・ステという団体の誕生に結びついたといえよう。専門性とは設立の中心になったのが発達心理学者であったことである。また志向性とは、設立の中心メンバー達がユーゴ紛争勃発の気配が濃厚となった1991年初頭から旧ユーゴスラヴィア内の心理学者のネットワークを通して紛争回避の呼びかけを行っていたが<sup>40</sup>、このように主体的に社会に対する関心を、コミットメントとして行動で示す特性である。

1991年の避難民流入時、設立メンバーの一人が心理士として勤務していたベオグラード市内の児童センターは、多数の避難民の母子家族が収容されて混乱を極めていた。第3章

---

<sup>39</sup> ト라우マを受けた心は自己の断片化が起きていると想定される。

<sup>40</sup> Personal interview with Svetlana Ivačković on the 18<sup>th</sup> of December, 2017 at Zdravo da ste office in Belgrade, Serbia Ivačković は設立メンバーの一人である。

で記したようにセルビア政府は 1992 年に難民法を制定し、やがて避難民の受け入れ体制を整えていくのだが、紛争勃発直後においては相当の混乱があったものと思われる。この段階では、ほぼ放置されているに等しいこれら母子集団に対して「何かをせずにはいられない」気持ちになった仲間達が集い、自らの専門性を活かして「出来ることから始めた」のがズドラヴォ・ダ・ステの始まりであった<sup>41</sup>。開始当初は名前も持たないグループ活動であった。1991 年 11 月、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのバニャ・ルカ市で開かれた学校や養護施設で働く専門職への研修のトレーナーとして招かれた設立者グループは、同市において同様の活動を展開していた心理学者グループと出会い、互いの志向性に共鳴して正式に団体設立の運びとなった。セルビア政府に団体登録された NGO として、ここで初めて「ズドラヴォ・ダ・ステ (Zdravo da ste)」を名称と定める団体となったのである<sup>42</sup>。従って、ズドラヴォ・ダ・ステの設立当初は、セルビアとボスニア・ヘルツェゴヴィナの両国において二つ団体が同じ団体名を持ち、共通する理念を掲げての活動開始であった<sup>43</sup>。

一定の活動内容とスタイルが確立されるまでは、当然ながら試行錯誤があったとされる。ズドラヴォ・ダ・ステの見地によれば、例えば 1991-1992 年頃には、セルビア内では心理社会的支援としてヘルプライン、カウンセリング、人道的ケア、緊急援助等が援助団体や政府機関によって実施され、一定の効果は認められていたものの、それらの支援の受益者は限られ、また支援の効果も一定期間に留まると思われた<sup>44</sup>。こうした実情を確認し、ズドラヴォ・ダ・ステ自身も形式化したリサーチも行い、また支援モデルについても検討を重ねたが、ズドラヴォ・ダ・ステにとっての正解を得られずに試行錯誤を繰り返した後に、2017 年現

---

<sup>41</sup> Personal interview with Svetlana Ivačković on the 18<sup>th</sup> of December, 2017 at Zdravo da ste office in Belgrade, Serbia

<sup>42</sup> Personal interview with Bojana Škorc on the 17<sup>th</sup> of December, 2017 at Zdravo da ste office in Belgrade ボヤナ・シュコルツ (Bojana Škorc Ph.D.) は設立メンバーの一人で現在代表を務める。ベオグラード大学心理学研究科で発達心理学を専攻、ベオグラード芸術大学教授。シュコルツによれば、英語名を「Hi Neighbour」としたのは幾つかの候補から記憶に残りやすいものを深い意味もない選択の結果であった。

Zdravo da ste の直接的英訳は「To be well」で、日本語には訳しにくい文言であるが、同団体で約 10 年間活動したベオグラード在住の詩人、山崎佳代子は「ごきげんようの会」と訳している。なお、「Zdravo」自体はセルビア語で「こんにちは」の意味もあるのだが、この言葉は旧共産主義時代に頻繁に使われており、「同志」への呼びかけの意味も内包された使われ方だった可能性もあるとされる。

<sup>43</sup> ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、バニャ・ルカ市のズドラヴォ・ダ・ステは 2018 年現在も存在するが、セルビアのズドラヴォ・ダ・ステとは友好団体ではあるものの理念を異にする団体となった。

<sup>44</sup> Ognjenović, V. and B. Škorc, *Evaluation Zdravo da ste Program* (Zdravo da ste, 2003b) pp.104-105

在まで継続する心理ワークショップを活動の中心におくことになった。

ズドラヴォ・ダ・ステの活動メンバーには、心理学者、スクールカウンセラー、特別教育専門職、幼児教育専門職、教員、アーティスト等多様な専門領域を持つ人材が集結した。ズドラヴォ・ダ・ステは、やがてセルビア共和国内に 18 の支部を設置して、広い支援ネットワークを構築する等、活発な支援活動を展開していく。そこには、既述の様に、トラウマ問題が重要課題として浮上していたユーゴ紛争において、心理社会的支援への関心も高まっていった状況が背後にある。即ち、そのようなニーズに対して国際機関からの活動資金供与を受ける機会の増大である。ズドラヴォ・ダ・ステは、UNHCR、UNDP、デンマーク赤十字社、ベルギー赤十字社等の国際機関からの活動資金を得る他セーブ・ザ・チルドレン等の国際 NGO から大きなサポートを得ていた。特に UNHCR からは、インプルメンティング・パートナーとして長きにわたり資金の供与を受けている<sup>45</sup>。

しかし、時の経過と共にこのような大組織の支援は旧ユーゴスラヴィアから撤退していくことになる。ズドラヴォ・ダ・ステは次々に UNHCR 等の主要なドナーを失い、ベオグラード市内の本部の他には、18 ヶ所あったセルビア共和国内の支部は現在、セルビア共和国中部のヴルニャチカ・バニャ市を残すのみとなった。当然ながら、活動も縮小され現在に至るが、この縮小については次のような状況があると思われる。一点は既述の様にユーゴ紛争から時が流れ国際社会が大規模な支援体制の必要性が薄れたと判断したことが、当然ながら挙げられるであろう。二点目は、セルビア共和国の経済的停滞に起因して、ズドラヴォ・ダ・ステのような国内 NPO 活動に対する行政からの支援体制が薄いことである。そして三点目はズドラヴォ・ダ・ステの基本的立脚点にあると思われるが、それについては第 3 節で記す。

## 2-1-2 心理ワークショップ-相互作用の活動

さて、そのズドラヴォ・ダ・ステの活動内容であるが、設立メンバーの中心であり、長年代表を務めたヴェスナ・オグニェノヴィチ (Ognjenović, Vesna<sup>46</sup>) が発達心理学者であったことから、心理社会的支援を専門とするものであった。とりわけズドラヴォ・ダ・ステの活動意欲を駆り立てた大きな要因の一つが子どもの心理的発達状況であった。第 3 章で概観したように、子どもが紛争というトラウマ的状況下に置かれることによって生じ

---

<sup>45</sup> 例えば、UNHCR は 1994 年現在、14 の難民収容センターにおけるズドラヴォ・ダ・ステの支援活動をサポートしている。

UNHCR The Honorary Representative in Yugoslavia “UNHCR Operations in the Former Yugoslavia” in Kaličaninn, P. et al. eds., *op.cit.*, (1994), p.187

<sup>46</sup> ヴェスナ・オグニェノヴィチ (Vesna Ognjenović, M.A. 1938 年 3 月 8 日 - 2017 年 12 月 3 日) ベオグラード大学心理学研究科で発達心理学を専攻。修士課程修了後、看護学校等で教鞭をとる他、少年院、児童センター等で心理的支援に従事する。1991 年のズドラヴォ・ダ・ステ設立から逝去に至るまで代表を務める。

る心理的負荷は地元民の児童であっても憂慮されるが、避難民児童の場合は特に懸念される。

1991年10月、ズドラヴォ・ダ・ステはパイロット・スタディとして、ベオグラードの児童デイケアセンターで3.6歳から6.9歳までの地元の児童110人を対象に、自由遊戯と自由描画から紛争事態に突入した社会が子どもに及ぼす影響を査定するべく観察データの収集を行ったが、観察から認められたその影響は多大であった<sup>47</sup>。男子の場合、遊戯では戦争ごっこ、描画では爆弾や戦闘機、戦闘場面の絵が描かれた。女子の場合は、例えば部屋や台所の中、屋根の上に戦車やヘリコプター、戦闘機が描かれるという絵であった。色彩的には、使われる色の数が減少し、黒が多用される結果であった。例えば、黒い花、黒い太陽が多数描かれ、ある女子が自己を王女と想定して描いた自画像は、黒いティアラで飾られた顔には黒い斑点が散らされ、背景となる部屋には黒い花、そして黒い戦車が自分を狙っている構図で描かれていた<sup>48</sup>。女子の遊戯は、看護師、赤十字の職員等が「ごっこ遊び」のテーマになっていた。こうした事象は、紛争前には殆ど観察されないことであった。これらのことから、子どもの遊び心が紛争により大きな影響を受け、子どもの遊びにあるべき可視化出来る現実と内面世界との距離が短縮し、遊び空間と現実が重なっている現象が見て取れた<sup>49</sup>。

しかし、このような観察データを得た後に、難民収容センターに行ってみると、そこにはまた全く異なる世界が展開していた<sup>50</sup>。デイケアセンターの子どもたちが、半ば強迫的に戦争ごっこに熱中したのと対照的に、難民収容センターの子どもたちは遊ぶ行為自体をしなかった。遊ぶことを忘れてしまったかのようであった<sup>51</sup>。子どもの発達における遊びの重要性については第6章で詳述するが、ズドラヴォ・ダ・ステはこの段階で子どもの心の中に、自己を表現出来る「内的スペース (internal space)」を創り出すプログラムを考えることとした。この文脈における内的スペースとは、想像力を育み、それを表現できる心理的な能力を指す。子どもの発達を示す一つの側面は、表現活動をするための選択肢を多く持つようになることである。後にも述べるが、ズドラヴォ・ダ・ステの心理社会的支援の中心概念は、ロシアの心理学者レフ・ヴィゴツキー<sup>52</sup>の影響を受けている。ヴィゴツキーによれば、創造は人間の生存に不可欠であり、想像力こそが創造の礎になる、そしてその想像力は経験に依

---

<sup>47</sup> Personal interview with Vesna Ognjenović on September 5, 2016 at Ognjenović's residence in Zemun, Serbia

<sup>48</sup> Ognjenović, V. et al., *op.cit.*, (2003a), p.173

<sup>49</sup> Ognjenović, V., D. Andjelković, and B. Škorc "Self-expression of Refugee Children Involved in a Programme of Psychological Workshops" in Jakab, I. ed. *Proceedings of the 1995 International Congress of Psychopathology of Expression and Art Therapy* (The American Society of Psychopathology of Expression, 1996), pp.183~184

<sup>50</sup> *Ibid.*

<sup>51</sup> *Ibid.*, p.186

<sup>52</sup> レフ・ヴィゴツキー (Vygotsky, Lev) 1896~1934 旧ソ連の心理学者

存し、経験は想像力に依存するという相互作用の関係にある<sup>53</sup>。ズドラヴォ・ダ・ステの活動理論においては、その選択肢の構成は、子どもを取り巻く仲間（ピア：peer）、成人との共同作業によって促進されることになる。この共同作業が関係性の一つである。

ズドラヴォ・ダ・ステが内的スペースを子どもの心の中に生み出す方法として選択した方法は、心理ワークショップである。心理ワークショップの詳細については第6章で論じるが、この時点でズドラヴォ・ダ・ステが目指したのは、既述のように遊ぶことをやめてしまった子どもたちに自己表現を促すことであったが、その自己表現の方法を子ども達自らに備わっている「道具 (tool)」を使うこととした。この場合の道具とは、声であり、その声から発せられる言葉であり、ジェスチャー等の身体の動き、顔の表情、そしてその身体を使って描き出す線や曲線、様々な色の絵であった。子ども達は心理ワークショップで何らかのモデルを提示され、それを習得するのではなく、自分達が持っているそれらの「道具」に気づき、各々の「道具」を選択肢として識別、差異化出来るようになるために、道具の使い方自体の見本は提示されても、自由に方法を選ぶ能力が奨励される事がズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの基本となった。それは、今日まで継続されている基本でもある。

ズドラヴォ・ダ・ステの活動は、オグニェノヴィチが発達心理学者であることから難民児童の発達環境の欠損を補い、健やかな成長を支援することが主な対象であるが、成人も対象とされ、両者の混合グループも対象とした心理ワークショップの実施を中心に構成されていくことになった。それは、既述の様に、人間の成長が生涯にわたるものという前提からであり、後述する場の「不均衡 (asymmetry)」が発達の重要な要素となるからである。

心理ワークショップの目的と方法論は、その後活動の積み重ねの中で進化していくが、基本的には人間の発達に不可欠な、そして生存するための必要不可欠な条件である創造性の開発を目指し、相互作用を重視した心理ワークショップである。他に難民・IDP 児童を対象とするサマーキャンプ、成人の難民・IDP 女性を対象とする手仕事活動等もこの間実施されてきたが、それらのプログラムの中心には必ず心理ワークショップが置かれている。

## 2-2 ズドラヴォ・ダ・ステの「関係性」ー心理社会的支援の基本的理念

### 2-2-1 ズドラヴォ・ダ・ステの基本的立脚点

ズドラヴォ・ダ・ステの活動における基本的立脚点は以下の四点に集約されると考える。まず一点目がこれまで述べてきたように「発達 (development)」である。設立者のオグニェノヴィチが発達心理学者であったという背景もあるが、発達理論としてだけではなく、立脚点を超えて基本理念としてもズドラヴォ・ダ・ステに根付くことになったのは、人間は生涯発達し続ける、従ってその階梯に終わりはない<sup>54</sup>という信条である。この最も大きな基

---

<sup>53</sup> レフ・ヴィゴツキ (Vigotsky, L.) (広瀬信雄訳)『子どもの想像力と創造』(新読書社、2002) 11 頁、14 頁、21-26 頁

<sup>54</sup> ズドラヴォ・ダ・ステの文書、また日頃の発言には「終わりはない (There is no end)」と

本的立脚点が、ズドラヴォ・ダ・ステを語るに不可欠な理念となった道筋は、次の事柄により示唆されると思われる。紛争発生間もなくの時期で混乱したセルビア社会は、1992年の経済制裁発動により一層困窮度を深めることになった。その地で生きている人々にとっては「人生の意味が失われたかのように感じられる」状況の中、特に「侵略者 (aggressor) とラベリングされた集団」には再構築の手立ては減少し、残されたのは関わる人々とで構成される社会的文脈の中での「相互作用 (interactiveness)」だけである<sup>55</sup>、と考えられた。このオグニェノヴィチの言説に代表されるズドラヴォ・ダ・ステの立脚点は年月を経ても変わらず、2012年8月にベオグラード大学で開催された国際心理学会でスピーカーとして論壇に立ったオグニェノヴィチは、全てを喪失し、混沌とした状況の中で自分達に何が出来るのかについての模索が続いたが、たどり着いた答えは社会の相互作用の中で成長することであった、成長だけがどのような状況であっても人間に可能なことであると述べている<sup>56</sup>。オグニェノヴィチが「発達・成長」と同様に後年多用する事になった「成りゆく (becoming)」という言葉には、人間が生きていく上で起きる外的・内的変化の一つひとつが何らかの状態、或いは心境に「成りゆく」過程であるという思想に基づいている。従って、ズドラヴォ・ダ・ステは1991年以来、難民への心理社会的支援に関わって来ているが、自らの活動を「難民支援」とは考えていない。「人間性開発 (Human Development)」への支援と位置づけている<sup>57</sup>。紛争等、厳しい社会環境の変化により成長 (発達) 要因を阻害された状況にある子ども達、成人への支援である事がその理念の基本にあるといえよう。

次の立脚点は「対等性 (equality)」にあると考えられる。後に述べるズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ実施における方法論の支柱である相互作用にも関連する「対等性」はズドラヴォ・ダ・ステの活動と発言に頻繁に登場する。その対等性は、例えばワークショップにおける「ファシリテーター・参加者」に始まり、「大人・子ども」、「教員・生徒」等の領域で言及される<sup>58</sup>。心理ワークショップの場合、ファシリテーターは大体の枠組みに基づいて場を設営し、場が開始される切っ掛けを与えるが、その後のプロセスはファシリテーターと参加者が共に築くことになる。心理ワークショップは「彼等 (子ども達等の参加者)」と「専門職 (心理支援に関わる専門家)」ではなく「私達」が存在するのだという主張である<sup>59</sup>。

---

いう文言が多数みられる。

<sup>55</sup> Ognjenović et. al., *op.cit.*, (2003a), pp.172~173

<sup>56</sup> Ognjenović, V., Hand-out papers for the presentation at the conference of International Psychology Association at University of Belgrade on the 28<sup>th</sup> of August, 2012

<sup>57</sup> Personal interview with Vesna Ognjenović on the 6<sup>th</sup> of April, 2001 at Zdravo da ste office, personal interview with Bojana Škorc on the 18<sup>th</sup> of December, 2017 at Zdravo da ste office

<sup>58</sup> Ognjenović et. al., *op.cit.*, (2003a), p.177

<sup>59</sup> *Ibid.*, p.88

次の特徴は、ズドラヴォ・ダ・ステの方法論において「プロセス指向 (process oriented)」であることを主張する点にある。例えば一般のワークショップにおいては、習得すべきゴールが設定されており、期待される結果が前もって準備されている傾向がある。しかし、重要な点はゴールに向かうことではなく、そのプロセスを個人がどのように体験するかを主眼点としている。つまり、各自の自由度に委ねられるということである。同様に、グループ指向も強い。その体験がグループのダイナミクスの中で生み出されるからである。ズドラヴォ・ダ・ステによれば、グループは独自の個性とアイデンティティを持つため、それは単に個人の集積でもなく、個人のアイデンティティの集積でもない<sup>60</sup>。従って、この立脚点は活動の評価方法に関連してくる。つまり、一般の臨床心理学においては、個人の変容をその対象とするところから、いわゆる「事前 (pre)」、「事後 (post)」の変化を何らかの方法で計測することになる。しかし、ズドラヴォ・ダ・ステはグループを単位とする変容はこのような一般的な評価方法では測れないとする。加えて、そもそものプロセス指向を考えると、プロセス自体の変容を数値化しにくい。このような立場から、ズドラヴォ・ダ・ステは評価における質問紙の使用等、特に数値化することには厳しく対立する立場をとる。この背景には、グループ指向に加え、既述のどの状態も固定的ではなく、成長へと向かう一つのプロセスに過ぎないというプロセス指向、そして一方が他方に対して断定的に診断名を付与して「患者」の立場に追いやる事、つまりラベリングに対してと同時に診断的 (clinical) であることへの拒否表明であると考えられる。ここには、もう一つの信条である「対等性」も関連するであろう。従って、これまでの活動歴の中で、事業、或いは活動の前後の効果測定については極めて少数の例外を除き、質的検討に終始する。また、その質的検討もズドラヴォ・ダ・ステのスタッフの観察データと評価に基づくため、心理専門職による評価法とはいえ客観性が疑問視される場合もある。これについて、ズドラヴォ・ダ・ステの見解としては、個々の存在はユニークであり、プロセスの連鎖の中にある、従ってある瞬間を切り取って分析する事は出来ない。また、「診断的」に「被験者」として同じ人間を扱うことは自らの活動はあり方とは異なる主張する<sup>61</sup>。

最後の特徴は、ズドラヴォ・ダ・ステは自らの団体の位置づけを「Humanitarian (人道的)」な援助を行う集団とは異なるものとしている点である。ズドラヴォ・ダ・ステのアイデンティティを、自らは「自分達は人道的 (humanitarian) ではなく、人間性の向上を志向 (humanity oriented) して活動する思想集団である」としている<sup>62</sup>。こうした姿勢、そして発言の背景には、これまで述べて来たような対等性の堅持があり、人道的支援において

---

<sup>60</sup> *Ibid.* p.93

<sup>61</sup> Personal interview with Vesna Ognjenović on the 30<sup>th</sup> of August, 2011 at Zdravo da ste office in Belgrade

<sup>62</sup> Personal interview with Bojana Škorc on the 11<sup>th</sup> of November, 2016 at Zdravo da ste office in Belgrade

は生じざるを得ない供与者と受益者の構図に対する忌避感があると思われる。換言すれば、そのような一方が他方に供与するという構図とは異なり、「一体性 (togetherness)」という言葉でも語られる、受益者と「共に (with)」成長を目指す姿勢を重んじる。それはまた、心理社会的支援という人間と直接関わる支援分野であるからこそ、一層考慮の必要性が浮上し、立ち位置が問われる視点であろう。ズドラヴォ・ダ・ステが何らかの物資支援に関わることは極めて稀であり、それが行われる場合も可能な限り手作りの側面を付加するように配慮される。

ズドラヴォ・ダ・ステの基本的立脚点を概観すると、二つの側面に分類して然るべきと考えられる。表現を変えれば肯定的側面と「影<sup>63</sup>」の側面である。「影」の側面については第3節で論じることとし、ここでは肯定的側面についてのみ記すにとどめる。まず、肯定的側面における特徴の一つは、発達心理学理論の選択も含めて高い理想主義に基づく人間観にあると考えられる。人間が本来豊かな潜在的可能性を有しているという人間観に基づく志向性の高さとして捉えることが可能であろう。そして、その可能性の開花を孤立した作業ではなく、他者の存在との交流によって支えられるという視点に社会に開かれた思想であることが窺われる。また、到達点を提示して達成を導く方法ではなく、体験のあり方に自由度があることを前提としている事にも独自性が感じられる。このような、いわゆるメインストリームの援助方針とは距離を置く立脚点をぶれることなく維持し続けるためには、恐らくは心理学者、或いは心理的支援の実践者として積み重ねて来た実績に基づく強い信念の存在が不可欠と思われる。第3章で記したように、ユーゴ紛争ではいわゆるトラウマ問題が焦眉となり、援助団体による心理社会的支援がトラウマ・ケアに傾きがちであった時期に、敢えてその問題を直接的に取り上げず、人間の成長という視座から構成される取り組みとした点に独自性がある。これは、受益者にとっては援助形態の多様性に繋がり、様々なニーズへの対応を可能にする選択肢の広がりにも寄与するものと考えられる。

## 2-2-2 実践が生み出した関係性—相互作用

さて、前項で論じたズドラヴォ・ダ・ステの最大の基本的立脚点である「発達」だが、具体的にはどのようにしてその階梯を上っていくのだろうか。ズドラヴォ・ダ・ステは、理論面としては「相互作用」、実践論ないしは方法論として「心理ワークショップ」を選択している。そして、その二点を繋ぐのが「遊び」というファクターである。「心理ワークショップ」と「遊び」については第6章で論じることとして、本項では、ズドラヴォ・ダ・ステが唱える「相互作用」がどのようなものであるかを概観し、ズドラヴォ・ダ・ステの活動において関係性がどのように捉えられているかについての考察を進めることとする。

先に述べたようにヴィゴツキーの影響を強く受けているオグニェノヴィチは、あらゆる発達の段階は社会的相互作用の影響を受けて形成されていくとし、社会的関係の中に内

---

<sup>63</sup> 「影」については脚注 85 を参照。

在されている心理的機能がより上位の発達に影響すると述べる<sup>64</sup>。ズドラヴォ・ダ・ステの相互作用理論は、文言としては実はこの基本以上はない。しかし、この基本の上に積み重ねた実践、そして実践における観察から、ズドラヴォ・ダ・ステは、次のような相互作用についての論を持つことになる<sup>65</sup>。

戦時下のストレスは、子どもの心に深い、そして可視化されにくい影響を残す。それらは、寂しさ、不安、脅威、悪夢等に現れるのは、第3章のトラウマの考察で述べた通りである。このようなトラウマ問題の存在を承知しながら、ズドラヴォ・ダ・ステとしては、通常心理療法による治療的介入ではなく、トラウマ問題と「発達」の観点から取り組むとする。そもそも、社会的相互作用は人間の、特に子どもの発達に大きな関連を持ち、特に大人と子どもの関係性は、子どもの発達に決定的な影響を持つ<sup>66</sup>。子どもは大人をいわゆるロールモデルとして、まだ一人では出来ないが、出来るかもしれないことを少しずつ学んでいく。つまり、「あることが出来ない」という状態がその子どもにとっては均衡のとれた「常態」であるとするれば、そこに「そのあることが出来る」人間が登場することは、その均衡を破り、新たなプロセスを促す動因となるのである。これが、ズドラヴォ・ダ・ステの持論の発達における「不均衡」の重要性である<sup>67</sup>。ここで述べられる「不均衡」とは、場に持ち込まれる差異である。従って、年齢の上下だけではなく、縦横双方の差異と考えられている。子どもが慣れ親しんだ、即ち均衡のとれた常態に差異が持ち込まれることにより場に不均衡が生じ、それが体験の幅の広がりとなり、また刺激因ともなって成長を促す。刺激因は新たな経験であり、そこで子どもは新たな道具を使うという選択肢を広げ、それまでに蓄積された経験から想像力を駆使して創造作業に入るのである。

紛争のように社会全体が緊迫した状況下では、通常の時々の環境で想定される大人の役割は大きく揺さぶられることになる。というのは、大人自身（ここで想定されるのは主に親や教員等、その子どもにとって最も身近な存在であるが）がその役割や責任を全う出来ない無力感に襲われてしまうからである。こうなると、その身近な大人は子どもの発達に必要な「不均衡」を発達場に持ち込むことが出来なくなるのである。大人自身が緊迫した状況では受け身になり、常態を守ろうとするからである。このような状況で子どもに健やかな発達を促すためには、通常ではない「選択肢 (alternatives)」の導入、他の選択肢の提供が必要

---

<sup>64</sup> Ognjenović et al., *op.cit.*, (1996),p.181

オグニェノヴィチとして、またズドラヴォ・ダ・ステという団体として、前節で述べた自己対象関係についての言及は文書においても、インタビューにおいても全くみられないが、この社会的関係の中に内在されている心理的機能は、自己対象体験に通じるものがあると考えられる。

<sup>65</sup> Personal interview with Vesna Ognjenović on the 2<sup>nd</sup> of March, 2005 at Zdravo da ste office in Belgrade

<sup>66</sup> Ognjenović et al., *op.cit.*, (1996), pp.182-183

<sup>67</sup> *Ibid.*

となってくる。子どもの発達、多様性のあるダイナミックな社会的相互作用の中で為されていくのだが、ズドラヴォ・ダ・ステが紛争の中で体験した特殊な状況では通常、親や教員に集中しがちな大人の役割を、他の大人の存在が果たすことが期待されるとしている。そしてまた、ピア・グループとして捉えられる子ども同士の関係も通常以上に重要になる。つまりは、戦時下のような特殊な社会環境で成育する子どもを支えるには、社会的相互作用を生み出す可能性を持つあらゆる選択肢を視野に入れる必要が生じる。このような幅広い選択肢の導入は、特に難民収容センターのような閉鎖的空間において親自身が疲弊している場合、そこで暮らす子ども達の健全な発達には不可欠となる。

こうした観察に基づいた洞察の集積は、次のような発見にも繋がっていった<sup>68</sup>。観察を進めると、既述の様な大人対子どもの固定的な役割が認められない場合が多々みられるようになる。その一つが、子どもが大人の成長を促すことである。この力を生み出すためには、先入観がその促進を邪魔することを自覚していなければならない。子どもを庇護すべき、無力で非力な存在という前提から解放し、可能性において様々な可能性を秘めた存在として捉えなおすと、子どもが主体的に変化を生んでいくのである<sup>69</sup>。つまり、子どもの健全な発育の為には養育的立場にある大人からの適切なケアが必要であり、それが十分に得られないことにより人格形成に様々な影響が及ぶことは事実であるが、同時に、その予期を裏切るかのように、子どもがその社会環境を変えていくイニシエーターにもなり、大人の発達に寄与していくようになる。

このように、ズドラヴォ・ダ・ステが考える「関係性」とは、人間の成長、特に子どもの発達に不可欠な社会的相互作用が他者、或いは新たな体験という対象とのやりとりの中で生じるとする視点に立つものである。そして、その相互作用におけるダイナミズムの生成には、場における「不均衡」が大きな動因となる。この「不均衡」は差異であると同時に多様性と言い換えることも出来るだろう。多様性が、発達への動因となるところに、ズドラヴォ・ダ・ステが唱える「相互作用」の独自性があるものと考えられるのではないだろうか。

これらのズドラヴォ・ダ・ステの視点は、ズドラヴォ・ダ・ステ自身は公式に言及していないものの、前節で概観した社会構成主義の影響を受けた心理支援と実によく重なる。まず、基本的に人間（の成長）が社会的文脈（社会的相互作用）と切り離すことが出来ないとしている点である。また、医学モデルである治療とは異なる立場をとる点も、その方法論はそれぞれ個別であるが、同一である。医療モデルでは、そもそも治療空間を含めた治療行為そのものが、社会的文脈から取り出した個別の次元に存在することになる。つまり、治療という医学モデルは支援の場を社会システムから孤立させるのである<sup>70</sup>。この点も、理由には若干

---

<sup>68</sup> Ognjenović, *op.cit.*, (2003a), p.174

<sup>69</sup> *Ibid.*

<sup>70</sup> 下山晴彦「社会臨床心理学の発想」下山晴彦・丹野義彦編『社会臨床心理学』（東京大学出版会、2002）3-6頁

の相違はあるが、ズドラヴォ・ダ・ステが診断的な立場から距離をとることにも通じている。一方、ズドラヴォ・ダ・ステが述べる社会的相互作用における「不均衡」の役割<sup>71</sup>は、コミュニティ・アプローチ、社会臨床心理学等の学派が唱える援助資源の広がりという支援の多様性の視点と相通じるものがあると考えられる。定型的な支援のあり方が「均衡」的であるとすれば、様々な異なる選択肢（alternatives）によって構成される支援形態、或いは支援の場は定型を打ち破る「不均衡」であり、それが成長へのダイナミズムを生み出すからである。

ズドラヴォ・ダ・ステは、社会的相互作用の役割を活動開始以前から重視していたが、活動開始当初のセルビアの社会環境自体が紛争、経済制裁と閉塞性の中にあり、自らの目の前に存在している社会的相互作用というリソース以外になかったとしている。しかしながら、結果としてにせよ、ズドラヴォ・ダ・ステの選択は時代の潮流と合致する部分が大であったといえよう。それは、異なる領域の治療的実践の集積が新たな治療・支援理論の必要性を求めざるを得ない段階に達し、それらが同一方向に集約されて浮上した結果として新たな潮流の構築を促した、大きな時代の要請であったとも考えられるのである。

これまで述べて来た関係性の視点は「心」をどう捉えるかという議論に行き着くものと考えられる。心の問題が個人の内面としての「心」から生み出され、主観的世界の問題であるとする立場では、「心」と「社会」は分断される。そうではなく、「心」と「社会・関係性」が相互に作用して構成される「関係態」<sup>72</sup>として捉えるならば、ズドラヴォ・ダ・ステの社会的相互作用という関係性は、社会的環境が分断された難民・IDPの再生に適合性のある支援理論であることが示唆されるのではないだろうか。

### 第3節 ズドラヴォ・ダ・ステローカルNGOという存在としての関係性

前節では、ズドラヴォ・ダ・ステの支援における関係性についての理論、社会的相互作用についての基本概念を概観した。既述のように、その実践方法である「遊び」をキーワードとする「心理ワークショップ」については第6章で論じるが、その前に本節では、ズドラヴォ・ダ・ステがローカルNGOとして存在する事自体が「関係性」を生み出すための機能になり得ることについて、精神風土としての文化の視点から考察する。その考察にあたっては、まず文化と心理的苦痛の表現についての検討を行い、その上でローカルNGOとしてのズドラヴォ・ダ・ステが提供し得る文化を主軸とする関係性についての考察を進める。

---

<sup>71</sup> ト라우マの見地からすると、不均衡・差異の導入は被害者の安全と安心感が確保される以前には、受け入れがたい刺激となる可能性もあり状況の見極めが必要と思われる。

<sup>72</sup> 下山、前掲書（2002）、8頁 下山は、ここで心を主観と客観、個人と社会が分離する以前の関係態として捉えることを提案している。

### 3-1 精神風土としての文化とローカル NGO

文化は心理社会的支援において重要な側面を持つ。芸術に代表される文化の創造的側面も心理的活性化には重要なファクターとなるのだが、ここでは精神風土としての文化が負う役割について論じる。

まず、紛争によるトラウマの問題が社会的に認知されていく、或いは自覚されていく過程で、過去も現在も、その被害者が属する社会の精神風土を含む文化全体が大きく関与することを広島市の被爆者を例にとりて考察を進めたい。

核爆弾の被害を受けた地の一つ広島では、被爆者の心理的トラウマ問題が存在していた痕跡を、研究報告或いは症例報告として発見することが出来ない。だが、近年急速に発達したトラウマ研究から推測すれば、被爆後の広島に相当数のトラウマ性の心理障害が存在したことは、記録の有無に関わらず、当然のことと思われる。ここで、被爆者にみられる「ぶらぶら病」と呼ばれる症状に着目したい。ぶらぶら病とは、医学的にはその因果関係が未だ解明されていない。疲れやすさ、根気のなさ、寝こみがち、無理がきかない、風邪になりやすい、などがその症状と言われ、放射線との関連だろうと推察されているに過ぎない。日本原水爆被害者団体協議会(被団協)が1995年に4000人の被爆者を対象に行った調査では、回答者の29%にあたる1143人が、ぶらぶら病症状を体験したと回答した<sup>73</sup>。臨床心理学的には、これらはうつ病と重なるところの多い症状であり、放射線の関連との有無とは別に、被爆という圧倒的なトラウマ体験からの心理的反応である可能性は充分にある。むしろ、心理的反応があつて当然の出来事である。だが、現段階では全て推定の範囲である。

ぶらぶら病が心理障害であるか否かはともかくとして、被爆者の心理的問題が案件として浮上してこなかった理由、またはぶらぶら病の心理的側面が検討されてこなかった背景は、幾つか考えられる。

まず、当時の日本国内の社会全体が、大きな戦禍を残した敗戦直後から復興期に至るまで、身体上の健康問題への対処を含めた身体的生存の確保にあらゆる努力が向けられ、心理的問題に関心を向けるような余力を持っていなかったと推測される。加えて、第3章のトラウマ研究の歴史で論じたように、当時の臨床心理学、精神医学もそこまでの成熟度に達していなかったであろう。

更に、大きな原因と思われるのは、被爆世代の精神文化であろう。1960年代に来日したフランスの哲学者、ジャン・ポール・サルトルとシモーヌ・ド・ボーヴォワールの広島訪問に通訳として同行した文筆家の朝吹登水子は、原爆をある種の諦観の中で、なかば「天災」のように受けとめている被爆者に会い、その印象を「非常に日本的なものを感じた」と記している<sup>74</sup>。日本特有の無常観に支えられた伝統的諦観と、被爆世代が共有していると思われる戦前の日本の精神文化に、心理的苦痛を訴えることを「恥」とする気風があることが推

---

<sup>73</sup> <http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/about/about4-03.html>

<sup>74</sup> 朝吹登水子『ボーヴォワールとサガン』(読売新聞社、1967) 158頁

測されるのではないだろうか。

また、2006年2月に筆者が被爆者から行った聞き取りによれば<sup>75</sup>、より切実な事情もあった。まず、戦後のアメリカ占領時代には、当時の敵国であるアメリカが落とした原爆の被害、後遺症への恐怖を声高に叫ぶことが難しい社会状況にあったという。更には、放射線の体内に及ぼす影響に関する医学的因果関係も現在以上に明らかになっておらず、迷信と称してもよいと思われる偏見が流布されていたという。ケロイドさえ遺伝するのではないかという風説のために、結婚にも差し支える例さえあった。身体的な問題、社会的な孤立感から、ある被爆者によれば、「言葉でも文字でも、表現できない苦しみ」であったという。また、被爆の精神的、肉体的な苦しみを訴えることで、自分の子ども等次世代が、遺伝の恐怖を募らせたり、未来への肯定感を失ったりしてほしくないという、親世代としての心情、そしてスティグマ化への恐れもあった。語り始めたのは、今語らないと伝え残すことが出来ないという判断からであると述べられた。

これらのことから窺えるのは、まず第一には、やはりトラウマの存在である。トラウマ被害者で声高に補償や特別の配慮を要求するのは少数にすぎず、大方は恥辱感と孤立無援感を抱えながら、自らの苦痛に無言で耐えるからである<sup>76</sup>。しかし、そうであったとしても、そこには、日本、特に「お上」思想の強かった当時の敗戦国日本で、加えて原子爆弾を投下したアメリカの占領下においてはなおの事、権利の主張よりも、声高に苦痛や被害を叫べなかった精神風土が作用したのではないかと考えられる。こうした傾向性は「あきらめの防衛」と捉えることが可能ではないだろうか。

このように、文化の側面は幾つかの点で重要である。それらは次のような視点に集約されると思われる。一つは、広島ぶらぶら病の例で述べたように、受益者の属する精神風土である。国、地域等により、まず価値観、表現形態に大きな相違がある。それは、苦しみのカミングアウトにおける文化の影響である。

トラウマ、喪失体験等、心理に一定以上の衝撃を与えると想定される体験は、何を、どのように体験したかが大きな特性になるが、そこには個人差もさることながら、文化による差異もあるのではないだろうか。その地域の精神文化はトラウマ反応の研究においても大きな影響を与えるとされている。即ち、トラウマ研究はヒステリーによる転換反応が主たる対象であった時代から、第二次世界大戦では心理生理的反応と衝動コントロール、ヴェトナム戦争では侵入性想起と性格適応にその主軸が移ってきている。この現象は、トラウマ反応を

---

<sup>75</sup> NPO 法人「ピースビルダーズ」が広島県で、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの三民族、セルビア人、クロアチア人、ムスリム人の教員団体を招聘して実施した平和構築のための教員研修事業で心理社会的支援のコンテンツ開発委員として従事した筆者は、「ピースビルダーズ」が日本原水爆被害者団体協議会代表坪井直氏から紹介を受けた数名の被爆者にインタビューを行った。いずれもインタビュー当時は匿名希望のため、名前を明記しない。

<sup>76</sup> McFarlane, A.C., and B.A. van der Kolk, "Trauma and Its Challenge to Society" in van der Kolk et al. eds., *op. cit.*, (1996c), p.31

発する患者側、或いは治療者もしくは研究者の属する社会文化的文脈によって、或いはその時主流となっている文化によって一定の影響を受けるものとも考えられる<sup>77</sup>。トラウマ性体験の深刻度とその対処の重要性への認識を決定づけたのが、何よりもアメリカのベトナム戦争であったことは、この文化的側面と無関連ではないだろう。ベトナム戦争帰還兵の精神障害問題は、精神医学、臨床心理学の「大国」ともいえるアメリカで発生したが故に、尚更にその問題の重要性を知らしめる結果となったのではないだろうか。属する社会風土に、権利を主張し、権利を保護するという論理的文化があるかどうかも含めての文化の土壌である。アメリカでのベトナム帰還兵の心理問題は、この社会風土と学問領域の発達が合致して、大きくスポットライトを浴びたとも考えられるのである。

そのように考えると、心理社会的支援の学問的中核をなす心理学の発達が欧米を中心として成されてきた事実は、援助活動の中で心理社会的支援の重要性が初めて大きく指摘されたのがユーゴ紛争であったことと無縁ではないと思われる。心理学が科学的に研究される以前、心の問題は哲学の中で考察され、論じられてきた。戦争被害者に対する心理状態の調査、対処は、総じて欧米で開発された方法論に基づいており、それは西欧の哲学、更には宗教文化も含めての精神文化、或いは思考文化に根ざしたものである。ユーゴ紛争においては、まさに援助者、受益者共に大きな括りでは「ヨーロッパ」、キリスト教圏の文化的土壌という同じ精神文化に属しており、それ故にその時代が持つ最先端の理論、調査法、治療法が、可能な限り最高度にその存在意義を発揮できた好例である。そしてその実績が、その後の援助活動における心理的支援の重要性に言及せしめた主な原因とも考えられるのである。

精神風土として根差した文化は、苦しみの表現とそれにまつわる社会への支援の求め方に特徴を与え得ることを概観した。それに対応する治療的、或いは支援的アプローチにもその影響が及ぶものと考えられる。

### 3-2 当事者としてのローカル NGO 「ズドラヴォ・ダ・ステ」と関係性

#### 3-2-1 当事者同士—精神風土の共有

前項で論じた心の傷と精神風土としての文化との関連は、セルビア共和国の難民・IDP 問題におけるズドラヴォ・ダ・ステの活動において、ローカル NGO という側面からはどのように機能するのであろうか。ローカル NGO としてのズドラヴォ・ダ・ステは、受益者である難民・IDP とどのような関係性を紡げるのであろうか。

まずここで、受益者とズドラヴォ・ダ・ステ双方が体験したユーゴ紛争が同じセルビア人として如何なるものであったかを再度確認したい。第1章でユーゴ紛争がセルビア人にとり民族としての「敗北」であったことを述べた。ユーゴスラヴィアの解体は、民族を問

---

<sup>77</sup> van der Kolk, B.A., and A.C. McFarlane, “The Black Hole of Trauma” in van der Kolk et al. eds., *op.cit.*, (1996b), p.16

わず旧ユーゴスラヴィア圏で暮らしていた人々の生活基盤を大きく揺るがす結果となったが、セルビア共和国としては、1990年代前半にはクロアチアとボスニア・ヘルツェゴヴィナで暮らしていたセルビア人の多数が避難民となり流入して来る次第となり、最終段階であるコソヴォ紛争では、民族揺籃の地、民族的神話の地であるコソヴォからの20万人を超えるIDPがセルビア本土に避難を求めて来る事態となった。セルビア共和国は実態として、その民族揺籃の地、コソヴォを手離すことになった。出身地がクロアチア、及びボスニア・ヘルツェゴヴィナの場合、難民となった避難民が家族と共に営む暮らしを支えた地元は現在、国境によって隔てられた外国になっている。コソヴォの場合、セルビア共和国はその独立を承認せず未だコソヴォ自治州という位置づけであっても、自由な往来は出来ていない。そしてまた、その難民・IDPを受け入れたセルビア共和国だが、紛争による経済的疲弊は国連の経済制裁で一層の打撃を受けるに留まらず、一連のユーゴ紛争における「セルビア悪玉論」を受けて国際社会での孤立を余儀なくされた。これらの負荷が難民・IDPだけではなく、地元民である一般国民においても、セルビア人の視点で体験された事ではなかっただろうか。

このような出来事は、人々の生活基盤、共同体、綿々と受け継がれてきた家族の歴史の分断と考えられる。この「分断」が、ユーゴ紛争が人々にもたらした事象であったとすれば、トラウマ性を帯びた喪失が人々の内面で体験されたことではないだろうか。分断にせよ、喪失にせよ、そのような体験によって人が味わうとされる悲哀は、常に個人によって体験される。その個々の悲哀、或いは悲嘆の体験を、人は「世界」という枠組みではなく、「ローカル」という局地的な文化の文脈で体験するのではないだろうか。喪失体験の後に、人々は失ったものを取り戻したいと願う。当たり前であった「普通」が存在していた元の時に戻りたいと願うのは、第4章で論じたように、難民・IDPに限らず大きな喪失体験を経た後に生じる普遍的な感情である。しかし、元に戻る事が出来ない時、そのローカルな体験としての喪失を補う選択肢が存在するとすれば、少なくともその一つは言葉、なまり、方言、民謡やはやり歌、民話、祭り、郷土料理、伝来の風習、民芸等々、やはりローカルな文化であるのではないかと考えられる。

物理的には戻ることの出来ない場所と時間に替わり、ローカルな文化に戻るにより、心で思い出すことが可能であることを会得していく道筋において、外国、他地域のNGOではなく、同じ文化的文脈に属するローカルNGOが果たす役割は重要であると考えられる。言語が大きなツールとなる心理的支援においては、いわゆる「言葉が通じない」という側面でローカルNGOを必要と考える傾向もあるが、実はローカルNGOの役割はそれを超えてローカルな文化を共有できる点にあると考える。例えば、その文化固有の祭りが出来ない、先祖の供養が出来ない、シンボリックな物品の喪失、それら人生の中で失われたものは何を意味し、どのような悲しみを伴うのか、そのようなことを無言ですくい取れる当事者同士の共有である。

例えばセルビア正教ではスラヴァという習慣がある。セルビア正教では各家族に守護聖

人があり、その守護聖人の日が決められている。スラヴァとは、その守護聖人の日に家族、親類等が一堂に集い守護聖人を称える宗教的行事である。セルビア人にとっては特別な日で、職場での有給休暇の理由にもなり得るとされている。スラヴァでは特別な料理が供される。筆者の聞き取り調査では、難民収容センターの住民達にとり、このスラヴァを行えないことは一層身上の変化を感じざるを得ない悲しみとなっていたところ、その場面に偶々行き合わせたズドラヴォ・ダ・ステは、心情を汲み取り蝋燭、スラヴァのための特別なパンを焼く材料等を提供している<sup>78</sup>。こうした面にも、受け手が躊躇いなく感じ取れる「Compassion: 思いやり」が生じ、心を開く一つの契機が存在すると思われる。Compassionとは「Com: 共に」「passion: 苦しむこと」である。

トラウマ性の体験からの回復の第一段階は「安全」である。「安全」とは、体験者が実際に味わう安心感と一体のものである。トラウマ性の体験による当初の反応は、例えばコントロール不能の車であり、まずしなければならないのはブレーキを踏み、停車させることである。外的環境として支援があると実感することは、安心感を得るための重要な一部となる。その支援が、ローカルな文化を共有する同胞から、更にはその文化をモチーフとする形態で提供されるとすれば、そこに人の輪が生まれ、失われたコミュニティが形成されていく可能性は大きい。そこで、彷徨っていた心ははじめて着地点を見出し、安心という心の状態に至る。安心を確保して、漸く悲しみを受け入れることが出来る段階への移行が可能になるのは、トラウマからの回復プロセスで示した通りである。ローカルでしか分かり得ない、共有し得ない選択肢を提供できるという視点から、ローカルNGOはその精神風土の共有をもって受益者との関係性の醸成に優位性を持つものと考えられるのである。

### 3-2-2 当事者としての発想—アイデンティティと誇りの共有

ズドラヴォ・ダ・ステは、成人の難民・IDP女性を対象に「民族プログラム (Ethno program)」と呼ぶ活動を1995年以来実施している。通常、心理ワークショップを中心に据えるズドラヴォ・ダ・ステの活動と異なり、このプログラムではセルビア人に伝わる手仕事をモチーフとしている。刺繍、編み物、織物は、この地に生きる女性達に代々伝わって来た生活文化である<sup>79</sup>。例えば、コソヴォでは母親が娘の結婚に際して手織りのキリムを持たせることが風習であったり、精緻な刺繍を施した布地が結婚式や洗礼式で用いられる他、手編みの室内履き、刺繍をほどこしたテーブルクロス、カーテンの様に日常生活そのものの中で使用される品々においても、手仕事は少なくとも一定の世代までは、また地

---

<sup>78</sup> Personal interview with Milenija Radojkovic on the 14<sup>th</sup> of December, 2017 at Zdravo da ste office in Belgrade. Radjkovic はズドラヴォ・ダ・ステのヴルニャチカ・バニャ市支部の責任者として長年活動している。

<sup>79</sup> 手仕事の伝統は、セルビアだけではなく旧ユーゴスラヴィアの各地でみられる。

方においては特に、女性達の日常生活の中で「普通の暮らし」を象徴するものの一つであった。

ズドラヴォ・ダ・ステが「民族プログラム」を開始した最も大きな理由は、横の関係が薄い難民集団におけるコミュニティ作りであった。開始当時の1995年は、クロアチア共和国における嵐作戦により避難民の発生・流入としては「三度目の波」とされる年であり、1991～1992年当時よりは難民法の制定もあり、受け入れにおける混乱は少なかったと想定されるものの、当事者にとっては避難の衝撃と新たな環境への不安が渦巻く道筋の最中であったといえよう。避難民達は既述の様に難民収容センターやプライベート・アコモデーションでの暮らしを始めるのだが、流出地で長年にわたり築いていたコミュニティは分断され、しかも新たな生活形態の構築に心は占有され、他者は存在していても繋がりを主体的に築くには、自己の生活構築で精一杯の状況であった。ここに、心理ワークショップは当然行うが、それだけではなく人々がそれまで馴染んでいた得意なこと、つまりコンピテンスを使って孤立化する傾向にあった個々人が集まり、楽しみながら仲間を形成していく機会を提供しようとするのが当初の目的であった。合間には心理ワークショップを導入し、創造性を引き出す試みも当然行われ、活動で作られた作品はやがて展示会で披露される等、広がりをもせるようになった。

「民族プログラム」は、ベオグラード市及びその近郊、中部のヴルニャチカ・バニャ市を中心にその近郊のクラリエヴォ市、トルステニク市、またチャーチャク市とその近郊のバイナ・バシタ市等々の難民収容センター、プライベート・アコモデーションで住まう難民・IDPの女性達の多くが参加して現在に至る。年月の経過により、参加者の高齢化、それに伴う死去、また難民・IDP特有の移動等の理由から参加メンバーの変化はあり、また人数においても、2017年現在はベオグラード市在住の難民女性3名とヴルニャチカ・バニャ市、クラリエヴォ市在住の難民・IDP女性26名が参加する小規模なプログラムとなったが、継続はされている<sup>80</sup>。

2017年11月、筆者は参加する難民・IDP女性に対して、「民族プログラム」の参加理由と参加者同士の交流が持つ意味を尋ねる記述式のアンケート調査を行い、16名から回答を得た。回答者は全員コソヴォ出身のIDPであった。アンケート調査の結果、全員の参加理由に「出生地の思い出」が含まれており、付記事項としては、祖母、母に連なる家族の女性達の思い出<sup>81</sup>、伝統<sup>82</sup>と文化がそれに続く。また参加者同士の交流については、「体

---

<sup>80</sup> 2003年からは日本のNPO法人「ACC・希望」との共同プログラムとして実施されている。

<sup>81</sup> アンケート調査の自由記述欄には、出生から結婚までを過ごした実家の母親の手作り品で飾られた台所や居間の情景、またその母親が刺繍や織物などに勤しんでいた姿を思い出しながら自分もまた作っているという回答が目立った。

<sup>82</sup> 例えばコソヴォのペーチ市出身の回答者の一人は、紛争以前に修道院のボランティアとして宗教行事に使用する作品を制作していたことを「誇りと共に思い出し、今もその修道院と繋

験の共有、相互理解、友情」と共に、「数少ない難民・IDP生活を忘れる楽しい時間」を挙げる回答であった。目立ったのは、「新しい情報、助言、意見交換」と括られる回答であるが、一定の世代以上の難民・IDP集団が社会の他の集団との接触が少ないことを窺わせる結果と考えられる。

この「民族プログラム」に長年責任者として従事してきたズドラヴォ・ダ・ステのミレニヤ・ラドイコヴィチによれば、この活動では、例えば作品を孤児のための養護施設に寄付し、その贈呈式で子ども達との心理ワークショップを共有する等、参加者達が他の社会と交流する機会を務めて設けている。この様な活動も含めて、プログラム全体の中で、参加者の難民・IDP女性達は自分達の祖母、母親と受け継がれてきた伝統の生活文化を軸として人の輪が築かれ、それを使って小さいながらも社会の役に立てるという自己価値の向上にもなっている。ラドイコヴィチは長年継続してきた「民族プログラム」を振り返ると、結果として活動の意味は、1) 圧倒的な喪失に見舞われた困難な時期に、自分の中に元々存在していたもの（伝統文化）を活かすことが、「失われていないもの」の発見に繋がり、それが自己価値の再発見につながった、2) 紛争により、個人として、また民族としてのアイデンティティをどこに求められるのかという危機にある時、伝統の手仕事が傷ついた人間としての、また民族としての誇りの癒しに繋がった、3) グループとして一緒に作業することにより、作品の背後にあるそれぞれの人生を思いやることと同時に仲間意識の形成で孤立から脱却出来た<sup>83</sup>、の三点に集約されるとしている<sup>84</sup>。ラドイコヴィチは、伝統を守ろうという意識が作用してこのプログラムが開始された側面も大きいですが、結果として「伝統に守られた」と結んでいる。このラドイコヴィチの述懐の中で、1) の「元々あったもの」という点は、全てを失ったという思いの中で、自らの中に綿々と受け継がれてきた伝統文化は失っていない、つまり、内面に蓄えられたものは失われぬという自覚にも通じるものがあったのではないだろうか。

地元の手仕事をモチーフとした活動は各地で見受けられ、ズドラヴォ・ダ・ステ特有のものではない。また、各地で実施されている同様の活動が同じ目的と効果を目指しているとも限らない。手仕事作品の販売により、女性達の自立を促す支援活動も多くみられる。「民族プログラム」でも、後に作品の販売を行うようになり、少額ながら収入にもなっている。しかし、このズドラヴォ・ダ・ステの「民族プログラム」においては、終始心理社会的支援という位置づけで活動しているところに特徴がある。自立支援としては販売が主眼点になるために、作品の質的向上、品質の一定化等が最も大きな達成目標となる。ズドラヴォ・ダ・

---

がっているように感じる」としている。

<sup>83</sup> 小さな生活用品に限らず、大きな布地に全員が共同して出身地の地図を刺繍する等のシンボリックな制作もしばしば行われた。

<sup>84</sup> Personal interview with Milenija Radjković on the 14<sup>th</sup> of December, 2017 at Zdravo da ste office in Belgrade.

ステの「民族プログラム」では、個々人の創造性を重んじ、伝統文化を用いての心理社会的活性化と仲間意識、つまり関係性の形成を支柱とする活動であるところに特徴がみられる。そして、それはまた、紛争後社会を生きる当事者であるローカル NGO として、同胞の心理への洞察に支えられているともいえよう。

### 3-2-3 当事者としての「影」—敗北と喪失感の共有

本節において、ここまでローカル NGO としてのズドラヴォ・ダ・ステが、当事者であるからこそ思い至れる、その利点について述べて来た。本項では、その当事者であるからこそ存在する可能性がある「影<sup>85)</sup>」の側面について考察を進める。

「影」は、ユング心理学の概念であり、「シャドウ」とも称される。影とは、本来自分自身でありながら、自我がそれを自分であると認められずに、統合、包含出来ず、気付かずに意識下に押し込めている自分の一部であり、また受け入れ難い現実や変化でもある。精神分析では、抑圧、解離等の防衛機制ともいえるだろう。ユング心理学では影を意識化し、統合していくことが人格の成熟に至るプロセスであるとされている。影は、人間に限らず、集団にも存在するとされており、統合に失敗すると、例えば、個人レベルでは人間関係に、社会レベルでは差別、国家レベルでは戦争に投影されると考えられている。つまり、影はそれぞれのレベルの関係性に出現すると考えられる。それ故に、「影」は関係性を考察する際に、重要な側面を持つと考えられるのである。

影は当然ながら、個々人、また集団の個性によって異なり、更には時代、文化、社会的文脈の影響を受けて、その出現はそれぞれ固有のものとしてされている。

それでは、ここで取り上げるズドラヴォ・ダ・ステの「影」とはどのようなものであると考えられるだろうか。ここでは、それをズドラヴォ・ダ・ステの当事者性という視点から考えてみたい。この場合の当事者の意味は、ズドラヴォ・ダ・ステの活動メンバーもまた、ユーゴ紛争によって厳しい状況を生き抜かねばならない事態に直面し、ユーゴスラヴィアという祖国を喪失し、更には国際社会の中で孤立したセルビア共和国の国民として、或いはセルビア民族として、実は厳しい戦時下、そして後には復興期の社会におかれていたという事である。従って、先に述べたズドラヴォ・ダ・ステの基本的立脚点には、そのようなセルビア人としての自身が抱えている苦悩が投影されている可能性があるのではな

---

<sup>85)</sup> 本論文における「影」を考察した文献としては以下のものがある。

河合隼雄『影の現象学』（講談社、1987）、河合隼雄『ユング心理学入門』（培風館、1967）、アンドリュー・サミュエルズ (Samuels, A.) (村本詔司・村本邦子訳)『ユングとポスト・ユングアン』（創元社、1990）、C.G.ユング (Jung, C.G.) (野田倬訳)『自我と無意識の関係』（人文書院、1982）、ジェームズ・ホルリス (Hollis, J.) (神谷正光・青木聡訳)『「影」の心理学 何故善人が悪事をなすのか』（コスモス・ライブラリー、2009）、エーリッヒ・ノイマン (Neumann, E.) (石渡隆司訳)『深層心理学と新しい倫理—悪を超える試み』（人文書院、1987)

いだろうか。では、投影されているとすれば、それはどのような心情であり、そしてどのような形でそれは表れているのだろうか。

まず確認しておきたいのは、オグニェノヴィチが述べている、「侵略者」としてラベリングされたセルビア人には社会を再構築するためのリソースが少なかった中、何が出来るのだろうかと模索した結果、見出したのは「成長 (development)」であり、「成りゆくもの (becoming)」として存在の価値を見出そうとしている点である。ここにまず、当事者としてのズドラヴォ・ダ・ステが、紛争自体に対して、またそれによる国際社会からの孤立、焦燥や不安の中におり、そこから再び人生を構築し、自らの中に価値を見出そうとする道を「残された唯一の生き続けるためのリソース<sup>86</sup>」である社会的相互作用の中に見出そうとしている姿勢自体が、当事者としての苦悩を物語っていると思われる。ここで思い起こしたいのは、前項で「民族プログラム」について担当者のラドイコヴィチが述懐した「元々自分達が持っていたもの」として伝統的民族文化で傷ついたアイデンティティと誇りが癒されたとした点である。例えば、他地域の援助団体であっても同様の援助を立案したであろうが、共有される思いは別のものであっただろう。

更には、対等性の堅持、そして人道的支援とは一線を画すあり方には窮地における自尊感情の反発的高揚、ないしは躁的防衛が見出せるのではないだろうか。ここで思い起こしたいのは、第4章の聞き取り調査の回答者Bの体験である。重複するが、確認のために記すと、Bの息子がコソヴォからの避難後、あらゆる人道支援を拒否して情緒的引き籠り状態になったことを、Bは苦悩しながらもその心情は理解できると述べ、施されるだけの人生は耐えられないと結んだ。このBの述懐を、ユーゴスラヴィアで一定の社会的、知的水準を有していた階層の喪失体験の結果の明らかなる例と考えると、ズドラヴォ・ダ・ステの活動に対する姿勢には、誇りを傷つけられた人々が、その誇りを取り戻そうとする一つの取り組みであるとも考えられるのである。従って、活動の対象者を「被験者」として扱うような診断的な事業評価には組まないというズドラヴォ・ダ・ステの方針には、自分達がそのように扱われることを拒否する心情的な投影がなされていると思われる。

例えば、オグニェノヴィチは、日本の大手出版社が2013年11月にスメデレヴォ市郊外の難民収容センターの取材を希望した際、最後まで抵抗を示した。最終的には同意したが、その取材に同行する筆者に対し、子ども達は決して「小さな哀れな存在 (poor little thing)」ではなく、彼らなりのやり方で現状と戦っている「闘士である (they are fighters)」ことを取材者に伝えるよう、強く要望した。それはまさに、オグニェノヴィチに代表されるズドラヴォ・ダ・ステの内面の投影であったとは考えられないだろうか。

ここまで見てきた例からは、ズドラヴォ・ダ・ステの「影」を次のように推測できるのではないだろうか。ズドラヴォ・ダ・ステとしては、敗北という現実、敗北によってそれ

---

<sup>86</sup> Ognjenović et al., *op.cit.*,(2003a), p.172

まで当たり前であった「普通の喪失」は認識出来たであろう<sup>87</sup>。つまり、可視化出来る変化は認識せざるを得ない。しかし、その変化が現実であることを知的に認識することは出来ても、それによって自らがその内面では、自尊感情、誇り、アイデンティティといった自己の尊厳に関わる傷を心に負った存在であることを、情緒的に承認し、受容することはなかなか困難であったのではないだろうか。だからこそ、元来有している成長への指向性に加え、対等性の重視、そして診断的な方法論と人道的支援への拒否に繋がるものと考えられる。第3章で論じたトラウマとも関連するが、傷を負っていることを受け入れられない、それがズドラヴォ・ダ・ステの「影」に根本的にあるものと考えられる。

しかしながら、その独自性への固着は団体の存続という点からは、必ずしもよい結果とはならない。診断的であることへの拒否で一例をあげれば、ズドラヴォ・ダ・ステの理念を共有する必要のない資金供与団体側からすれば、西側先進国の学域で広く用いられる評価法に対する抵抗が事業の成果を分かりにくい形式でしか提示できないとすれば、事業の必要性自体が納得しがたいものになるであろう。また、現在セルビア共和国ではロマ問題が存在しており、同国のEU加盟についてもロマ人の社会統合が課題となっている。従って、同国内のNGOはロマ統合（Roma Inclusion）に取り組む例がみられる。この背景には、そのようなプロジェクトの場合、大きな活動資金を得やすいという側面も当然ある。しかし、ズドラヴォ・ダ・ステはロマ問題にも独自の見解を持っている。即ち、あらゆる民族、文化は対等であり、何人もそれ故に差別されるべきではないという見解から、「ロマ統合」を冠した事業と取り組もうとしない。「ロマ統合」と明文化した段階で、ロマ人の周縁化に加担することになるというのがズドラヴォ・ダ・ステの立場である<sup>88</sup>。このように、自らの信念を固く貫こうとする姿勢も資金供与団体との調整を困難にする一因となって、先述のようにかつて18ヶ所にあった支部は現在ヴルニャチカ・バニャ市を残すのみとなり、活動自体の展開に困難が生じている状態である。

かつて活動を共にしたボスニア・ヘルツェゴヴィナ、バニャ・ルカ市のズドラヴォ・ダ・ステが、現在は設立時点の活動理念を大きく変えることなく、表現や評価法等の側面でメインストリームの資金供与団体にも分かりやすい形で活動とそのニーズを説明して存続を模索しているあり方とは対照的である<sup>89</sup>。ここでは、その是非を論じないが、基本的

---

<sup>87</sup> 第4章 156頁「小括『普通の喪失』」参照

<sup>88</sup> Personal interview with Vesna Ognjenović on the 30<sup>th</sup> of August, 2011 at Zdravo da ste office in Belgrade

<sup>89</sup> Personal interview with Aleksandra Dimić on the 4<sup>th</sup> of March, 2006 at Zdravo da ste office in Banja Luka in Bosnia and Hertzegovina Dimićはこのインタビューで、活動を存続させるためには「二つの言葉」を話しなければならない、その「二つの言葉」とは、自分達独自の思想とドナーをはじめとするエスタブリッシュメントへの説明文言であると語った。Dimićによれば、それは虚偽の説明をするのではなく、語彙の選択により相互理解が可能になるという視点である。

立脚点を社会に対してどのように提示できるかという重要な課題が残されていると思われる。

団体の存続のためだけではない。先述のロマ問題を今一度例にとれば、そもそも、「ロマ統合」を掲げるか否かに関わらず、ロマ問題は存在する。自らの立ち位置への固執は、こうした問題と取り組む機会を減じる結果となり、ズドラヴォ・ダ・ステにとってはその優位性を活用する場から遠ざけることになるだろう。「優位性を活用する場」とは、つまり実際にニーズのある受益者層に対して問題の軽減に取り組むことである。ロマ問題は、その事業の名前がどうであるかに関わりなく、存在するからである。このような基本的立脚点の強い堅持の姿勢は自ら熟練度のある援助技術を役立てる機会を減じると共に、それが強化され過ぎた場合、問題の所在よりも、自らの立ち位置が優先されかねない。

展開する活動内容との解離はどうであろうか。本章第2節で述べたようにズドラヴォ・ダ・ステの唱える社会的相互作用という関係性の中心は、「不均衡」であった。差異が持ち込まれることにより、それが動因、刺激因となって、成長が促されるという視点である。ズドラヴォ・ダ・ステは主に心理ワークショップの場で発生する現象について、この不均衡の役割を唱えているのだが、視点を広げて、実施団体をも俯瞰する位置から可能な限り援助活動が行われている「場」をみようとする、その基本的立脚点への固着は「不均衡」ではなく、「均衡」の維持とはならないだろうか。

ズドラヴォ・ダ・ステが高い理想を掲げ、また実績も積んで来たことは事実であり、そこには何ら信憑性を疑うべき要因はない。それは人間が持つ可能性と尊厳への確信に裏付けられたものである<sup>90</sup>。その理念に対して希望をみる思いで活動に参加した人々もいたであろう。実際に、そこから力を得ていった人々も存在したであろう。何よりも、心理ワークショップ活動、前項で述べた「民族プログラム」は、受益者にとっては一定以上の恩恵を受ける心理社会的支援となったと思われる。そこには、ローカル NGO としての様々な利点も存在した。しかし、全ての存在に影があることは、人間だけではなく、組織、社会、国家もまた同様であり、その法則を免れないとすれば、影との統合は団体にとっても課題として存在し続ける。

ローカル NGO の全てに、このような事象が起きると断定するものではない。しかし援助活動において、ローカル NGO が同じ傷を負っているからこそその利点を有しているとの認識と共に、その「影」の存在への留意は重要であると考ええる。本項で論じたローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステの「影」は、意識化されていない「敗北と喪失感の共有」に留まっていると考える。

---

<sup>90</sup> Personal interview with Vesna Ognjenović on the 28<sup>th</sup> of February, 2006 at Zdravo da ste office in Belgrade

## 小括 再生に向けた関係性とローカル NGO の役割

本章では、心理療法における関係性を視座に据えた援助方法が、社会構成主義の影響も相俟って広がりを見せている潮流を概観した。また、そのような援助の現場における関係性が、その援助を受ける個人の内面ではどのような体験となるのかについて、自己対象関係という論点から概観した。心理支援における関係性とは、第1節で述べたように、心と関係態として捉える視座である。この関係態は「心」と「社会・関係性」が分断されるのではなく、相互に作用しあって構成されるという視点である。ズドラヴォ・ダ・ステが唱える、相互作用（interactiveness）は、発達理論に拠るだけではなく、戦時下で経済制裁も受けていたセルビア社会の厳しい状況から他の選択肢がなかったからとされている。しかし、どのような理由にせよ、ズドラヴォ・ダ・ステが、難民児童への心理社会的支援で最も力点を置いた目的である「成長・発達（development）」の促進を、相互作用を重視した理論とその理論に基づいて策定した心理ワークショップという方法論で進めたことは、臨床心理学的潮流からも、また「分断」による喪失を抱えている受益者の難民・IDP 集団には適合性のある選択だったと考えられる。

また本章では、そのような心理支援方法の観点だけではなく、ローカル NGO としてのズドラヴォ・ダ・ステが有する関係形成における利点を、精神風土としての文化という側面からも考察を進めた。

紛争のような大規模な社会的事象として起きている困難であっても、それが個人として体験され、その苦悩がどのように表現されるのかはローカルの文化的、社会的文脈においてであることを広島原爆被爆者の例等により検討した。そして、ローカルな文化によって体験されることを前提とすれば、元には戻れない喪失とその喪失反応に再生の機縁をもたらすのは同様にローカルな精神風土に根差した文化ではないかという仮説を、次の条件も含めて検討した。それは、ズドラヴォ・ダ・ステもまた戦時下の厳しい生活を余儀なくされたセルビア共和国の国民であり、ユーゴ紛争により国際社会での孤立を余儀なくされたセルビア民族に属するセルビア人、即ち当事者であったという点である。これらを踏まえて、ズドラヴォ・ダ・ステが実施する「民族プログラム」の例を示してローカル NGO である事の利点を検討した結果、幾つかの付帯条件があるものの効果は認められ、ここにローカル NGO としてのズドラヴォ・ダ・ステの優位性が示されたと考えられる。

しかし一方、当事者であることの「影」の部分も考察しなければならない。ズドラヴォ・ダ・ステが力点を置く基本的立脚点の肯定的側面とその影の部分についての考察を進めると、抑圧され無意識に追いやられた傷が団体の基本的立脚点に投影されている可能性を否定できない結果となったと考える。ズドラヴォ・ダ・ステが相互作用で重視する「不均衡」という側面からみると、基本的立脚点への固着は「均衡」の選択になるのではないだろうか。ズドラヴォ・ダ・ステの例が全てのローカル NGO に適用される訳ではない。しかし、ローカル NGO のあり方を考察する場合、この両面からのアプローチは重要であると考えられる。この点については第6章でも論考を進めることとする。

## 第6章 ズドラヴォ・ダ・ステの実践—関係性形成の仕掛けとしての心理ワークショップはじめに

本章では、第5章で論じたズドラヴォ・ダ・ステの相互作用という関係性を中心理論におく心理ワークショップの実践を検討し、その成果を関係性の観点から考察する。

トラウマ問題のインパクトは難民・IDP生活が長期化するにつれて鎮静化してくる。その鎮静化が、トラウマ反応や重度のストレス反応の改善であるのかはまた別の問題である。確かに、PTSD等厳しいストレス反応としては少なくとも可視化できるレベルではないだろうが、トラウマは内在化し、潜行する可能性も高い。トラウマ反応の程度がトラウマとなる刺激因の性質、受けた時の年齢、そしてその後の支援の内容や有無によって大きく異なる事は第3章で指摘したとおりである。長期化する難民・IDP生活、特にそれが難民収容センターなど自由度の低い環境であった場合、二次ストレスの負荷により様々な影響が生じ、子どもの発達に大きな阻害要因が発生する。心理ワークショップの実践が、子どもの発達にどのような成果をもたらすかについて、心理ワークショップという方法論、並びにローカル NGO の実践という見地から考察を行なうこととする。

### 第1節 ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ

#### 1-1 心理ワークショップとその利点

ワークショップは通常「体験型学習」、「参加型学習」、「グループ学習」等と解され、その定義や説明は多様である。だが、講師が教示する知識や技術を受講するといういわゆる講義や授業のあり方と異なる形態の学習と共同作業の場であるという一定の理解が形成されていると思われる。中野はワークショップ形式が用いられる美術や演劇等様々な領域によりその発展の歴史や定義は異なり、参加したワークショップの趣旨やスタイルにより体験者はそれぞれのワークショップに対する理解やイメージを持つことになっている<sup>1</sup>。その上で、中野は「参加」、「体験」、「グループ」がキーワードとなる学習法としてワークショップを捉え、仮の定義を「講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験して共同で何かを学びあったり創り出したりする学びと創造のスタイル」とする<sup>2</sup>。このように、ワークショップの独自性は、一定の定義が困難な点にも窺われると思われる。つまり、その多様性の存在を可能ならしめる自由度の高さにこそ、ワークショップの持つ意味があるのではないだろうか。

日本におけるプロセス・ワーク<sup>3</sup>の第一人者とされる藤見<sup>4</sup>は、ワークショップの中でも

<sup>1</sup> 中野民夫『ワークショップ—新しい学びと創造の場—』（岩波書店、2001）11頁

<sup>2</sup> 上掲

<sup>3</sup> ユング派の分析家であったアーノルド・ミンデル（Mindell, Arnold）によって創設されたプロセス指向心理学（Process Oriented Psychology）の技法。

<sup>4</sup> 藤見幸雄 臨床心理士、藤見心理面接室主宰、国内外で数多くのワークショップ体験を持つ。

心理学をベースとするワークショップを、従来の知識伝達型の学びではなく、身体、感性、グループ間で醸成される人間関係等、よりホリスティックな学び方の場であり、スタイルであるとしている<sup>5</sup>。藤見によれば、ワークショップという文言の「ワーク」は作業を意味するが、そのワーク・作業とは「場」の中身を変容させることである。言い換えれば、その文脈を変容させることになる。変容とは、日常の意識からの変容であり、その日常性から移行した場で自我意識とは異なる深層が浮上してくる。更には、その深層から思いもかけなかった自己、創造性、癒しが見出されることになる。従って、ワークショップにおける仕掛けとして、日常性から別の空間に移行している証としての「儀礼」的プロセスが必要となる。例えば、神社における拍手等は非日常性への移行を象徴する儀礼的プロセスである。次に異なる文脈を生み出す次の仕掛けとして「遊び」が有効な方法論の一つとなる。こうして文脈を変えることにより、体験の質、並びにそこで醸成される関係の質が変容し、非日常性のワークショップで強烈に、しかも深く体験された共同体感覚が、日常に好影響を与え、集団の質の再構築に繋がるとしている<sup>6</sup>。

このように、心理ワークショップとは、観念的な思い込みを手放し、日常性の中で周縁化されている自己の想像力、創造力、関係性構築能力を、実感を持って体験することにより、自己の中にそれを育成していくための、ゆるやかな枠組みの場面設定といえるのではないだろうか。そのためには、合理性のある知的な納得ではなく、実体験に裏付けられた感性的納得が必要であることから、アート、音楽、身体の動き等がその「道具」として有効になると考えられる。

それでは、心理ワークショップが援助現場でどのような利点を持つかについても考察を進めたい。心理的なサポートを何等かの理由で必要としている集団に対して、心理ワークショップは個別の心理療法とどのように異なる利点を有しているだろうか。これまでの考察を整理すると、以下が心理ワークショップに見込める効果と利点と考えられる。

### (1) 関係性の構築

集団で行う心理ワークショップには、自他の相互作用が自ずから生じる。日常性から離れた場として設定された心理ワークショップでは、関係の質の変化が起きるとされる。場

---

<sup>5</sup> 藤見幸雄「ワークショップの概念とその可能性並びに課題点—欧米における心理学ワークショップの体験と通じて—」(財)日本社会教育連合会『社会教育』第49巻第9号(1994)32頁

<sup>6</sup> 2018年1月26日、藤見心理面接室において藤見幸雄氏へのインタビューによる。藤見は、ワークショップが非日常性の中で効果を生むことから、臨床的には劇薬となり得る危険性についても言及している。例えば、重度のトラウマを持つ人には精神病理に繋がりがやすすい等、日常を切り取るリスクを十分に配慮しながら心理ワークショップを実施するべきと述べている。従って、場の導き手であるファシリテーターは参加者の状態を俯瞰し得るスキルを持つことが望まれ、またリスクが具体化した場合のサポートを用意するべきとしている。

の共有による共同体感覚の発芽が日常生活での集団形成に関与していく。難民・IDP 集団は日常生活の突然の分断を余儀なくされており、特に子どもや若年層にとり、この突然の断絶体験は、未来に向けての人間関係の構築とその存続への信頼感に影響を与えるとされる。心理ワークショップの、特に継続的な実施は、そこで培われる関係性がこの負の影響の緩和、克服に寄与する。

## (2) ラベリングの回避

心理ワークショップでは、対面式ではなく、輪になる構図が多用される。この輪に象徴されるように、参加形式自体が「大人対子ども」、「教師対生徒」、「援助者対被援助者」、そして本論文の対象である「非難民・IDP 対難民・IDP」という固定的役割を取り払い、潜在的可能性が発芽されやすく構成されている<sup>7</sup>。また、年齢、性別、帰属等によって生じやすい差別感の増幅を阻害する。

## (3) 創造性の開発

心理ワークショップではアート分野に属する何らかの表現形態が多用される。ヴィゴツキーの論にあるように<sup>8</sup>、人間に内在する構築力を創造性の開発により促進する。また、表現活動を媒体とする自己治療の効果も期待される。

## (4) 予防効果

個別の心理療法とは異なり、ワークショップには社会通念的、また心理的な参加へのバリアが低いと見られ、参加者を得やすい。そのため、健常者の持っているストレスによる心理的負荷への対応策としても機能し、予防効果が見込める。

上記の利点は、それぞれが個別で独自の利点というよりは、互いが関連しており、そのために相互作用が促進されると考えられる。例えば、心理ワークショップで多用されるグループワークによる作品創作は、その共同作業によって他者との関係性が築かれる機縁となる。また、ラベリングの回避が、ともすれば自我が限定しがちな潜在能力の解放に影響し、創造性が高まる。従って、心理ワークショップの場合は、参加者同士の相互作用が促されると同時に、場が持つ可能性のそれぞれが共鳴し合い、相乗効果を生み出し得ると考えられる。加えて、ワークショップの場の設営がしばしば対面型ではなく、参加者が丸く輪の形になるところに、場の共有の対等性が表れ、共同体の生成と個の尊重が同時に象徴されるのではないだろうか。

---

<sup>7</sup> 第5章第1節1-2-2項で述べた古典的精神分析における分析者と患者との位置関係と対極にあると考えられる。

<sup>8</sup> 第5章第2節2-1-2項を参照のこと

## 1-2 ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ

### 1-2-1 心理ワークショップと相互作用

ここでは、ズドラヴォ・ダ・ステが提唱するワークショップにおける相互作用という関係性が、ワークショップの場でどのように機能するかについて考察を進める。既に述べたようにズドラヴォ・ダ・ステは、戦時下における社会環境が子どもの発達に必要な相互作用のダイナミズムを失っており、むしろ社会環境は特に子どもにとって統制のきかない激動の現実と化していることから、成長の場としての心理ワークショップを立案した。オグニェノヴィチが、心理ワークショップの集団における相互作用を発達・成長の糧として機能する場として設定したのは、理論としてはヴィゴツキーの「発達の最近接領域」に依拠するところである<sup>9</sup>。ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップにおける相互作用が何を意味するかは重要な点であることから、次に発達の最近接領域についての考察を進める。

発達の最近接領域 (Zone of Proximal Development:zpd<sup>10</sup>) とは、子どもの発達過程において大人の支援や仲間との共同作業によって達成度が上がるという説とされる。ヴィゴツキーは、発達の最近接領域とは、まだ成熟していないが、その成熟の過程にある機能であり、発達の「果実」というよりは、蕾から花に喩えられるものとしている<sup>11</sup>。つまりは、個人で問題解決が可能な水準と大人やより有能な他者の助力を得て達成できる水準との差を発達の最近接領域とすると述べている<sup>12</sup>。

しかし、そもそもヴィゴツキーの理論は難解とされ、この「発達の最近接領域」という訳語にも異論がある。日本におけるヴィゴツキー研究者の中村は、「最近接」の解釈について原語としては「最も近い」という意味であることには間違いないが、そこには「次に続く」が含意されていることから、本来の概念としては「次に続く発達の領域」という訳語が最も概念に近いとしつつ、既に定着している「発達の最近接領域」を考慮した「最近接発達の領域」の訳語を提唱している<sup>13</sup>。中村は、「子どもに成熟しつつある知的発達の可能性の領域」を「最近接発達の領域」と定義する<sup>14</sup>。この中村の解釈は、上記のヴィゴツ

---

<sup>9</sup> Personal interview with Vesna Ognjenović on the 30<sup>th</sup> of August, 2011 at Zdravo da ste office in Belgrade

<sup>10</sup> Holzman, L., *Vygotsky at work and play* (Routledge, 2009), p.26 邦訳：(茂呂雄二訳)『遊ぶヴィゴツキー：生成の心理学へ』(新曜社、2014)

米国のヴィゴツキー研究では zpd ないしは zoped と短縮化する傾向があり、本論文でもそれに倣い zpd の表記を併用する。

<sup>11</sup> Vigotsky, L.S., *Mind in Society* (Harvard University Press, 1978), p.86

<sup>12</sup> *Ibid.*

<sup>13</sup> 中村和夫『ヴィゴツキー心理学 「最近接発達の領域」と「内言」の概念を読み解く』(新読書社、2004) 9-11 頁

<sup>14</sup> 上掲、11 頁

キー自身の定義に添うものと考える。

米国でヴィゴツキーの理論に基づいた研究・実践活動を長年実施してるホルツマン (Holzman, L.) は、米国においてヴィゴツキーの同じ著作の翻訳が複数存在し、それぞれの発達の最近接領域の解釈が異なるとしている<sup>15</sup>。その上でホルツマンは、発達の最近接領域がしばしば二者間の関係で起きる機能とされることに対して異を唱え、ヴィゴツキー自身はその機能が常に集散的に起きるものとしている<sup>16</sup>。ホルツマンのこの論は、ホルツマン自身が引用しているように、ヴィゴツキーの次の言説によるものである。ヴィゴツキーは、学習の主要な特色は発達の最近接領域を創り出すことであり、その発達の最近接領域では、学習は子どもの内的発達のプロセスを目覚めさせるが、それは子どもが環境の中にいる人々と相互作用し、また仲間との共同作業によってのみ生じるとしている<sup>17</sup>。更に、ヴィゴツキーは、そのプロセスが内面化されると、それは子どもが固有に獲得した発達の成果となるとする<sup>18</sup>。従って、発達の最近接領域理論においては、集団内の相互作用が重視されると考えられ、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの基礎理論として整合性が認められるものと考えられる。

ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップにおける相互作用を支える理論として、ヴィゴツキーの言説にもう一点言及しておきたい。ヴィゴツキーは、「人間の間で起きたプロセス (interpersonal process) は人間の内的プロセス (intrapersonal process) に変容するとし、子どもの文化的発達の機能は全て二度にわたり現れるとしている。最初は子どもの人間関係において (interpsychological)、そして次に子どもの内面において (intrapsychological) 現れる。それは、自発的な注意、論理的な記憶、概念の形成に等しく適用される。全ての高次的機能は、人間同士の実際の関係の中に始まる。<sup>19</sup>」としている。前節で参照したワークショップについての藤見の論で、ワークショップの場で体験された共同体感覚が、日常性において顕現する可能性が言及されているが、日常性で発揮されるということは、ヴィゴツキーの「interpsychological」から「intrapsychological」への移行と解釈されよう。

ヴィゴツキーの理論を概観すると、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップにおいては、やがて子どもが内面化する可能性を見据えて、外的プロセスの導入としてワークショップ形式を採用したものと考えられる。

### 1-2-2 心理ワークショップと「遊び」

遊びはズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップで重要な柱の一つである。一つには、第5章で述べたように、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップは成長・発達のため

<sup>15</sup> Holzman, *op.cit.*, (2009), p.27

<sup>16</sup> *Ibid.*, p.28

<sup>17</sup> Vigotsky, *op.cit.*, (1978), p.90

<sup>18</sup> *Ibid.*

<sup>19</sup> *Ibid.*, p.57

の相互作用を生み出す場とされており、そして、その相互作用を促すために、本章 1-1 で参照した藤見による、場の非日常性への変容のために、「遊び」というファクターが必要となってくるという論と一致する。もう一点は、ズドラヴォ・ダ・ステの活動の主たる対象者が子どもであることから、子どもの発達に不可欠な遊びを導入したのである。

遊びは子どもを対象にした心理社会的支援で多く実施される活動項目であるが、そこには心理学的に重要な意味がある。ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの理論的背景となる先にも参照したヴィゴツキーの理論では、子どもは遊びの中で、頭一つ上の行動を示し、遊びこそが子どもにとり発達の主要なリソースとなるとされる<sup>20</sup>。つまり、子どもは遊びのファンタジーの世界の中で、実年齢よりも少し上の世界を体験し、その精神空間こそが子どもの発達に不可欠なものということである。トラウマ研究の文脈では、第3章で述べたように、テアが子どものトラウマ反応として、遊ぶ力が失われていくことを指摘している他、ヴァン・デア・コルクも、子どものトラウマ反応として重要な点に遊びの減少をあげている。ヴァン・デア・コルクによれば、遊びは子どもが異なる役割やその結果を試すことを可能にする意味で重要であり、遊びによって他者の世界の理解、ポジティブなものやネガティブなものとの統合を学習する。トラウマ体験はこのような発達における重要な能力を抑制するとしている<sup>21</sup>。

このように遊びは子どもの発達に不可欠であるが、例えば紛争のような子どもの心的能力では治められない戦争のような危機的状況下では、遊びのファンタジーは奪われ、現実と遊びが直結するようになる。第5章で述べた、ズドラヴォ・ダ・ステが遭遇した戦争ごっこ、黒が多用された絵等の例が示す通り、遊びが遊びとして子どもの成長を促す機能を果たせなくなるのである。心理ワークショップの役割の一つは、遊びの機能が働かない状況に、遊びの枠組みを外側から持ち込むことにもあるといえよう。

### 1-3 ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの実際

#### 1-3-1 心理ワークショップの基本デザイン

前項で心理ワークショップの概念について論じたが、実態として心理ワークショップはどのような内容になるのだろうか。本項では、ズドラヴォ・ダ・ステが実施する心理ワークショップについて概観する。オグニェノヴィチによれば、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの基本は以下である。カッコ内は、ズドラヴォ・ダ・ステの選択の反対概念である<sup>22</sup>。

---

<sup>20</sup> *Ibid.*, p.102

<sup>21</sup> van der Kolk, B.A., “The Complexity of Adaptation to Trauma; Self-Regulation, Stimulus Discrimination, and Characterological Development” in van der Kolk et al. eds., *op.cit.*, (1996), p.198

<sup>22</sup> Ognjenović, *op.cit.* (1996), p.189

- (1) プロセス (結果)
- (2) ガイダンス (コントロール)
- (3) 全員参加 (限定参加)
- (4) 選択肢のある結果 (限定された結果)
- (5) 解決法 (カタルシス)

ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップは、常に導入の儀式 (Initial ritual-like activity) と終了の儀式 (Final ritual-like activity) が設定される。これはワークショップのプロセスを日常性から切り離す謂わば合図でもあり、またその場を特別なものとして統合する意味を持つ。導入の儀式は、やはり円になって立つところから始まる。その後、共同作業の儀式が始まるのだが、ズドラヴォ・ダ・ステでは「名前」をモチーフとすることが多い。例えば、円を構成する一人ひとりがそれぞれの名前を順番に言う。ファシリテーターはそこに遊びを加え、ある時は大声で、次に小声で言い合う等の要素を付け加える。その他、自分の名前に抱いているイメージを身体の動きで表すこともある。参加人数が比較的少数の場合は、ここでそれぞれの名前を呼び返す等も行われる。導入はその他、互いの身体の動きを模倣する場合もあるが、いずれにせよ、参加者には自分がグループ内で認知されている事を確認するプロセスとなる。当然ながら、それは他者を認知するプロセスでもある。

しかし、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップで名前が多用されるには、自己の存在認知の向上だけではなく、実はより深刻な理由もある。名前は帰属民族と密接に関連しており、名前が表す帰属民族は時として生命の危機と直結していたのである。従って、自己を認知するのに最も象徴的な名前を肯定的場面で使用することは、特にユーゴ紛争下で厳しいストレスに曝されていた子ども達には必要な要素であった<sup>23</sup>。

その後、ワークショップに入るのだがテーマは予め決められている。例えば、名前をそのままテーマとして、自分の名前のイメージを絵にする、足形をとり、その足形の中に行先や現時点をイメージとして描画する、手形の中に自己イメージを描く等々、参加者一人ひとりの作品として完成させる場合と、全員が一つの大きな作品を仕上げる事も行われる。一つの作品は、例えば、ランダムの大きさに切った画用紙に任意のテーマでイメージを描き、最終的にはその紙を繋ぎ合わせて一つの大きな樹のフォルムを作る。このワークショップの場合、個が集合体となることがテーマである。同様のテーマで、屋外の場合は、落ち葉、木の実、枯れ枝等を使って参加者が協力しながら、一つの大きな作品を仕上げる場合もある。つまりは、その時々に応じて、テーマと方法が選択される。しかし、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの場合、課題達成が目的ではないことは、既に述べた

---

<sup>23</sup> Ognjenović et al., *op.cit.*, (2003b), p.121

通りである。ファシリテーターは場の様子を見守りながら、方法論については流動的に判断することになる。要は、その場で相互作用が活性化しているか、参加者がファシリテーターのコントロール下にあるのではなく、自発性が尊重される自由度が担保されているかが重要となる。オグニェノヴィチによれば、ワークショップの場で、参加者は自分の居場所を見出しているか、同時に共有できる内的集合スペースが構築されているかに配慮することが、ファシリテーターの仕事となる<sup>24</sup>。

そして最後の儀式となる。最後もまた、円を描いて立ち、仕上がった作品に名前をつける、感想をそれぞれが表現する等が行われてワークショップは終了する。この儀式は、ワークショップというファンタジーの世界が終わり、現実に戻ることを知らせる象徴的な合図ともなる。

これまで述べてきたようにズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップは、そもそもの始まりが難民収容センターの子ども達を対象としたものであったため、子どもが対象であることが多いが、最終的には大人も対象とすることを視野に入れている。その場合、プロセスを3つのフェーズとしており、第1フェーズで子どもだけのワークショップの実施、第2フェーズでは親をはじめとする大人を招きワークショップ作品を鑑賞、そして第3フェーズで子どもと大人が共に参加するワークショップとなる。

このように概観してみると、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの特徴は、次のように整理されるものと考えられる。発達促進のために、1) 創造性を活性化することによる自己表現力の強化、2) 共同作業による相互作用の活性化、3) 左記2点の仕掛けとして遊びの効能の重視、がその特徴である。

## 第2節 ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの効果

前節ではワークショップ、就中ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの基礎理論、基本的デザインについて考察した。本節では、実際にズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの実施により、どのような効果が得られたかについて、ズドラヴォ・ダ・ステの実績から考察を進める。

### 2-1 「名前のワークショップ」にみる心理ワークショップの効果

デンマーク赤十字社とベルギー赤十字社は「武力紛争と子どもの被害 (Children Affected by Armed Conflict: CABAC)」プログラムとして、ズドラヴォ・ダ・ステの心理社会的支援 (以下 CABAC) を、2000年～2003年の4年間にわたり助成した。CABACの開始時点は1999年のコソヴォ紛争の翌年であり、社会は未だ混乱と不安を極めていたと想定される。特にコソヴォ紛争では、首都ベオグラードを含むセルビア本土がNATO軍の空爆を受け、セルビア人が受けていた心理的負荷は極めて大きかったと推定される。

---

<sup>24</sup> Ognjenović et al., *op.cit.*, (1996), p.190

このような状況下で、CABAC 事業では、学校を拠点とする心理ワークショップ活動と教員に対する心理社会的アプローチの研修を活動項目とした。事業は、セルビア中部のクラリエヴォ、ベオグラードから 40km の地点にあるスメデレヴォ、南部のヴラーニエの各市、そしてコソヴォ北部のエンクレーブを対象地域とした。選択の理由は、コソヴォのエンクレーブについては緊張状態が憂慮されている点、他の 3 市については難民・IDP の居住人口と、それに付随する難民収容センターの多さが考慮された。4 年間の事業では、延べ 600 人の教員が学校教育における心理社会的アプローチの研修を受けると共に、延べ 18,000 人の生徒が心理ワークショップ活動に参加している。

筆者はズドラヴォ・ダ・ステより、当該事業内で実施された「名前のワークショップ」の作品データを提供され、その効果の評価を行った。作品は事業開始年の心理ワークショップでの児童による創作である。2000 年に初回のワークショップ活動に参加した生徒による「名前のワークショップ」作品が第 1 次作品であり、第 2 次作品は、その後 6 ヶ月間定期的なワークショップ活動に参加した段階のものである。また、第 1 次作品を「pre」、第 2 次作品を「post」とする。評価の方法は以下である。

#### 評価の方法

6 対の pre・post の作品を、形容詞対 9 からなる質問紙により 5 件法での回答を得た。被験者は東京都内の総合大学の大学院で心理学を学ぶ学生 17 名で、男性 6 名、女性 11 名であった。平均年齢は 25.7 歳であった。実施時期は、2005 年 11 月である。

形容詞対は、評価、力量、活動の 3 次元からそれぞれ 3 問ずつ、以下のものを採用した

楽しいーつまらない、大きいー小さい、開いているー閉じている、 動的なー静的な、うれしいーさびしい、安定したー不安定な、幻想的なー現実的な、 明るいー暗い、特色のあるーありきたちの
---

いずれも太字部分の形容詞を肯定的内容とし、より高得点な結果をより肯定的な変化ととらえた。「幻想的・現実的」は、どちらも肯定的になり得るが、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの基本コンセプトである「ファンタジーの中で遊ぶ」点を考え、「幻想的な」を肯定的変化とすることとした。質問の対象となる pre と post の作品対は以下である。

作品対 A (男子、9 歳)



图 6-1 作品 A pre

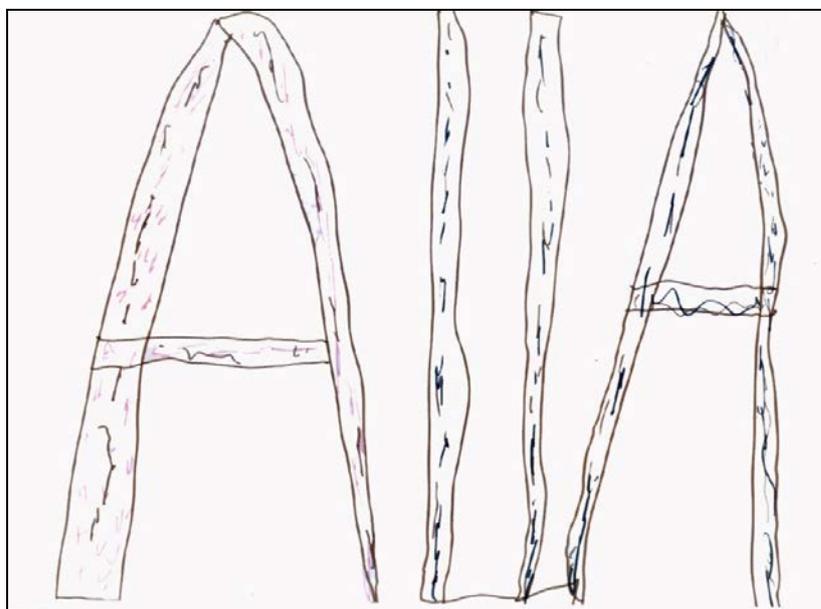


图 6-2 作品 A post

作品対 B (男子、10 歳)

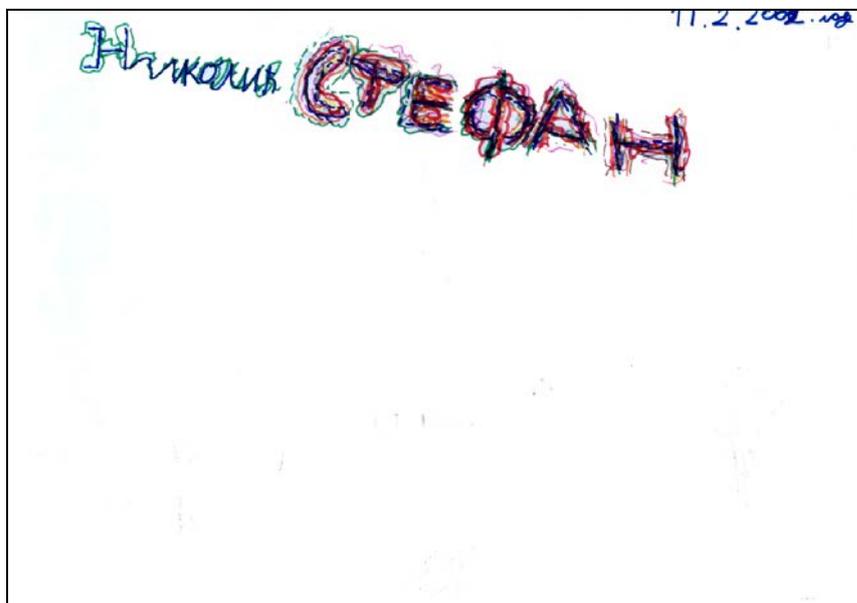


图 6-3 作品 B pre



图 6-4 作品 B post

作品対 C (女子、11 歳)



图 6-5 作品 C pre



图 6-6 作品 C post

作品対 D (男子、11 歳)



图 6-7 作品 D pre



图 6-8 作品 D post

作品对 E (女子、10 岁)



图 6-9 作品 E pre



图 6-10 作品 E post

作品対 F (男子、10歳)

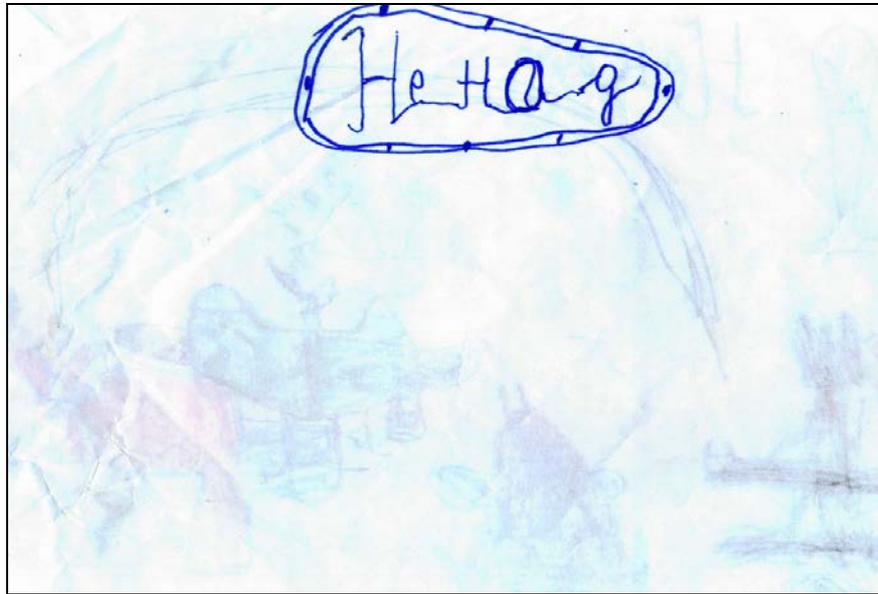


図 6-11 作品 F pre



図 6-12 作品 F post

## 2. 結果

質問紙の質問項目ごとの有意差を t 検定により行ったところ表 6-1 に示された結果を得た。9 項目の質問のうち、6 組中の 1 組が 6 項目で肯定的変化、1 組が 5 項目で肯定的変化を示した。1 組は 4 項目の肯定的変化であった。1 組は 7 項目で変化があったものの、内 3 項目は否定的印象への変化となり、5 項目で変化があった組も 1 項目は否定的変化、残る 1 組の肯定的変化は 1 項目に留まった。

表6-1 「名前のローケーション」形容詞対による有意差検定の結果

	作品対A			作品対B			作品対C			作品対D			作品対E			作品対F		
	pre	post	結果															
楽しいーまらない	1.35 (0.49)	2.00 (1.27)	ns	2.88 (1.41)	4.24 (1.30)	**	3.65 (1.22)	4.00 (1.32)	ns	1.76 (1.35)	3.18 (1.29)	**	3	4.12 (1.11)	ns	3.24 (1.30)	2.53 (1.33)	ns
大きいー小さい	1.11 (0.49)	4.94 (0.24)	***	3.12 (0.78)	3.94 (1.14)	*	2.82 (0.64)	4.24 (0.75)	***	1.35 (0.86)	4.76 (0.66)	***	3.24 (1.15)	3.76 (0.97)	ns	3.18 (1.24)	4.94 (0.24)	***
開いているー閉じている	1.59 (1.00)	2.65 (1.32)	*	3.24 (1.09)	3.82 (1.01)	ns	2.65 (1.17)	4.18 (0.95)	***	2.35 (1.11)	3.53 (1.12)	**	2.35 (0.93)	4.06 (0.97)	***	3.24 (1.52)	3.82 (1.13)	ns
動的なー静的な	1.71 (0.99)	2.71 (1.16)	*	3.41 (1.00)	3.47 (1.12)	ns	3.53 (1.18)	3.59 (1.00)	ns	2.35 (1.11)	3.47 (0.94)	**	2.65 (1.06)	3.59 (1.06)	*	2.41 (1.28)	2.53 (1.12)	ns
うれしいーさびしい	1.88 (0.93)	2.18 (1.01)	ns	2.12 (1.11)	3.59 (1.12)	**	3.88 (0.60)	3.12 (1.36)	*	2.00 (1.17)	3.12 (1.22)	*	2.47 (1.23)	4 (1.00)	***	2.35 (1.27)	2.24 (1.09)	ns
安定したー不安定な	2.24 (1.05)	3.18 (0.94)	*	1.76 (0.97)	2.88 (0.86)	**	3.65 (0.70)	2.53 (1.07)	**	2.35 (1.06)	2.65 (1.27)	ns	2.94 (1.03)	2.82 (0.81)	ns	2.59 (1.28)	2.29 (1.26)	ns
幻想的なー現実的な	2.88 (1.05)	2.59 (0.94)	ns	3.18 (1.13)	3.35 (1.00)	ns	2.29 (0.85)	3.18 (1.24)	*	2.71 (1.10)	2.95 (1.14)	ns	4 (1.22)	2.71 (0.99)	**	4.18 (1.01)	3.47 (0.99)	ns
明るいー暗い	1.94 (0.90)	2.06 (0.75)	ns	2.06 (1.09)	4.24 (0.90)	***	4.06 (1.08)	2.76 (1.35)	**	2.12 (1.05)	3.12 (0.86)	**	2.53 (1.42)	4 (1.12)	**	2.18 (1.19)	2.29 (0.99)	ns
特色のあるーありきたりな	3.18 (1.74)	3.23 (1.56)	ns	3.59 (1.33)	4.06 (1.14)	ns	3.59 (1.33)	4.47 (0.87)	*	3.49 (1.50)	3.82 (1.38)	ns	3.82 (1.01)	3.82 (1.24)	ns	4.06 (0.75)	4.06 (1.03)	ns

\*p<.05, \*\*p<.01, \*\*\*p<.00

次に各項目の傾向をみることにする。下記図の点線は pre の得点で、実線が post の得点を示す。

作品対 A の pre は、色こそ赤であるが、左上の端に極めて小さく描かれており、post の大きさが際立つ。従って、pre に比較し post では、「大きく」、「解放された」、「動きのある」そして「安定した」作品となった。得点差では「大きいー小さい」が一番顕著であった。

作品対 B では 5 項目で有意差が認められたが、作品対 A に比較して使われた色の数も多く、そこに工夫が見られた作品だが、結果もその印象を反映して、「楽しく」、「大きく」、「うれしい」、「安定した」、「明るい」変化が認められた。また、名前が描かれた位置も pre の上端から中央部に移行している。このような変化を反映して、結果のグラフ曲線では図 6-14 が示すように、「明るい・暗い」で最も大きな得点差が認められた。

作品対 C は、7 項目で有意差が認められ、この検定で最も多くの項目で有意差のある結果となった。しかしながら、その有意差は必ずしも post で肯定的変化をみたことにはならず、3 項目で pre 作品がより肯定的な結果をみせた。従って、作品対 C については、pre 描画が、「うれしい」、「安定した」、「明るい」作品であり、post 描画は「大きく」、「開いた」、「幻想的な」そして「特色のある」作品となった。

グラフの曲線が示すように、殆ど項目で対照的な得点傾向になっている。この作品対では pre 描画はカラフルでしかもシンプルであり、中央部分に描かれている。それに対し、post 作品はハート形が多数描きこまれており、やや幻想的な作品だが、色彩的印象が pre に対してくすんでいるように思われる。また描かれた仮面にもいわゆる「明るい変化」が認めにくかったものと推定される。

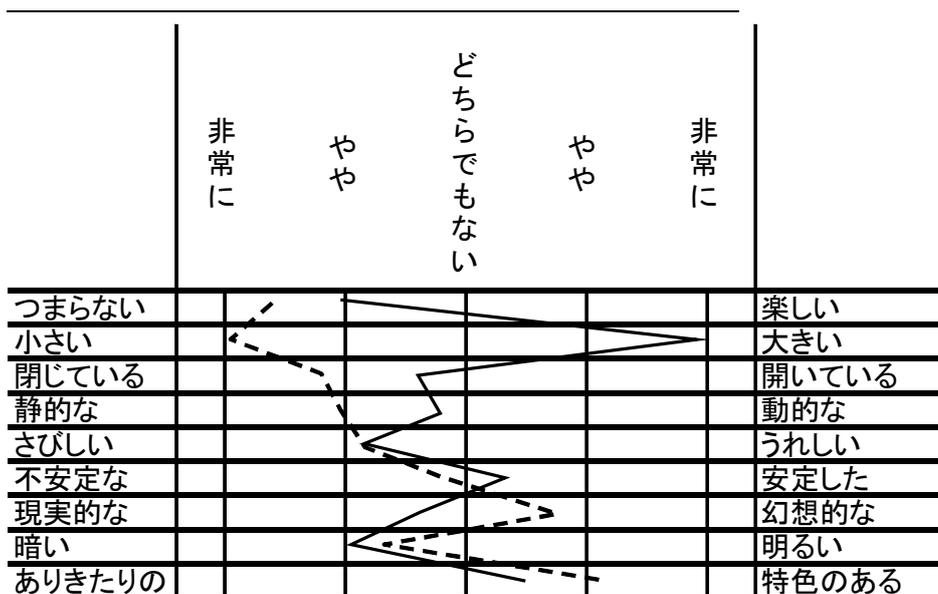


図 6-13 作品対 A (図 6-1、6-2) の得点傾向

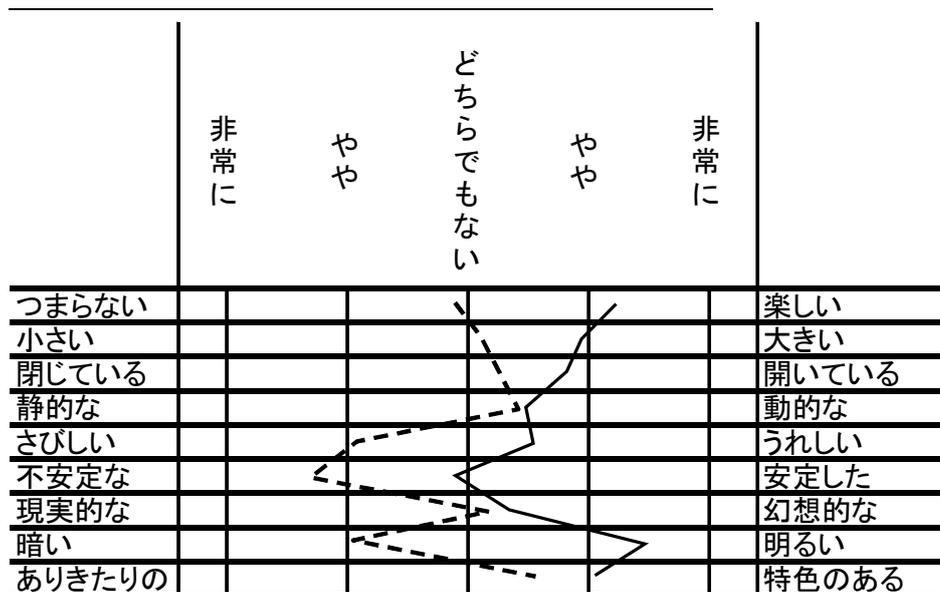


図 6-14 作品対 B (図 6-3、6-4) の得点傾向

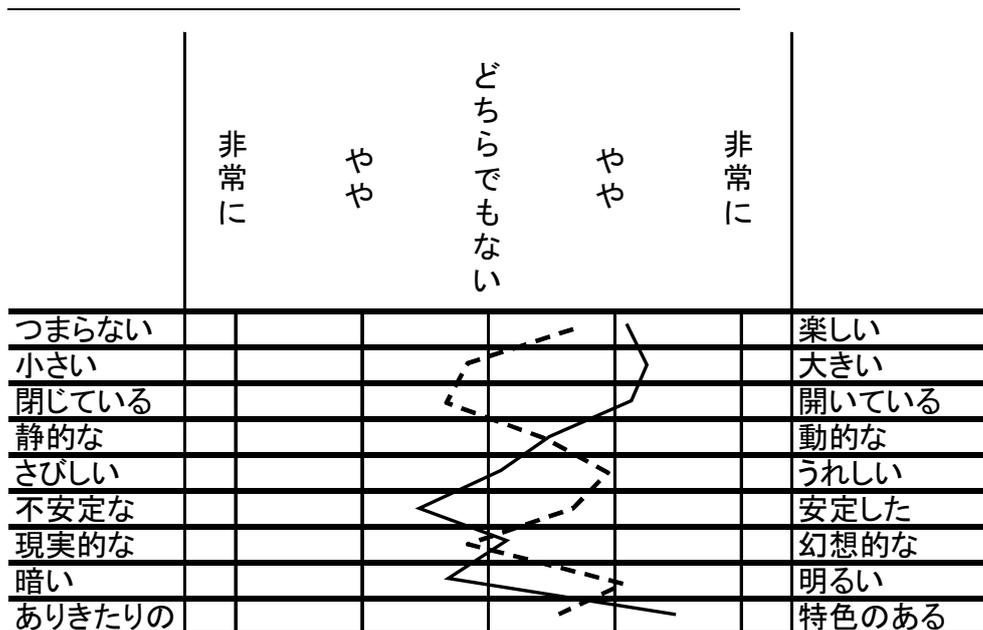


図 6-15 作品対 C (図 6-5、6-6) の得点傾向

作品対 D は、6 項目で post 作品が有意に肯定的な変化が認められる結果になった。作品対 D の pre は作品対 A と似ており、同じ赤で左端に極めて小さく描かれている。post 作品はやはり中央に大きく描かれている。作品対 A と比較すると、まわりに飾り的な模様が描かれていて、文字にメリハリが認められる。このような個性の違いが、作品対 A では 4 項目の有意差、D では 6 項目の有意差となって現れたものと思われる。作品対 D の post

作品は、「楽しく」、「大きく」、「開いた」、「動的な」、「うれしい」、「明るい」描画となった。表 6-1 に示されたように、「大きい・小さい」に最も大きな得点差が認められた。

次に作品対 E についてだが、5 項目で有意差が認められた。そのうち、「幻想的・現実的」項目では pre 作品が有意に肯定的な結果を示した。しかし、既述の様に、幻想的と現実的はどちらが肯定的と断定しにくい形容詞対であることから、必ずしも否定的変化とはならないものと考えられる。

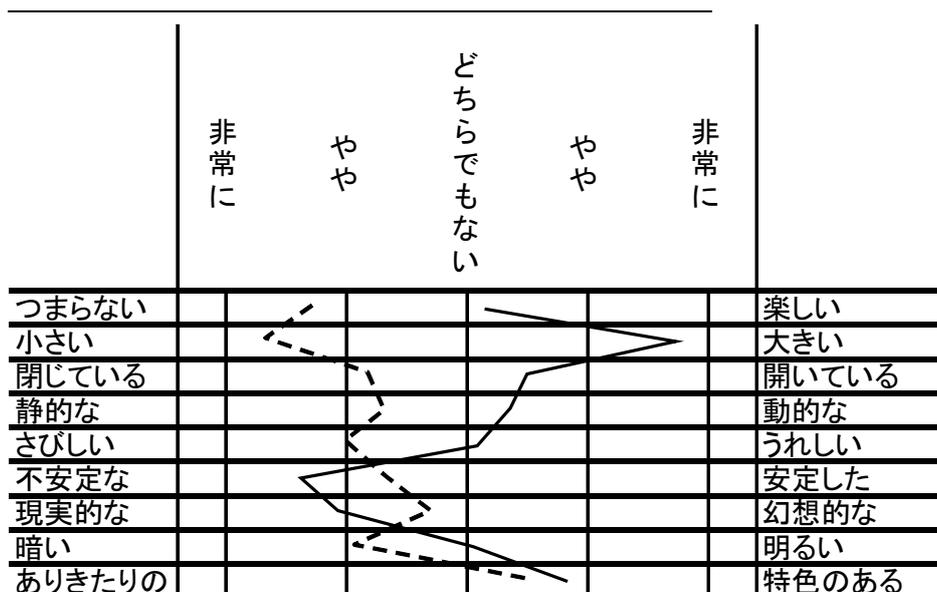


図 6-16 作品対 D (図 6-7、6-8) の得点傾向

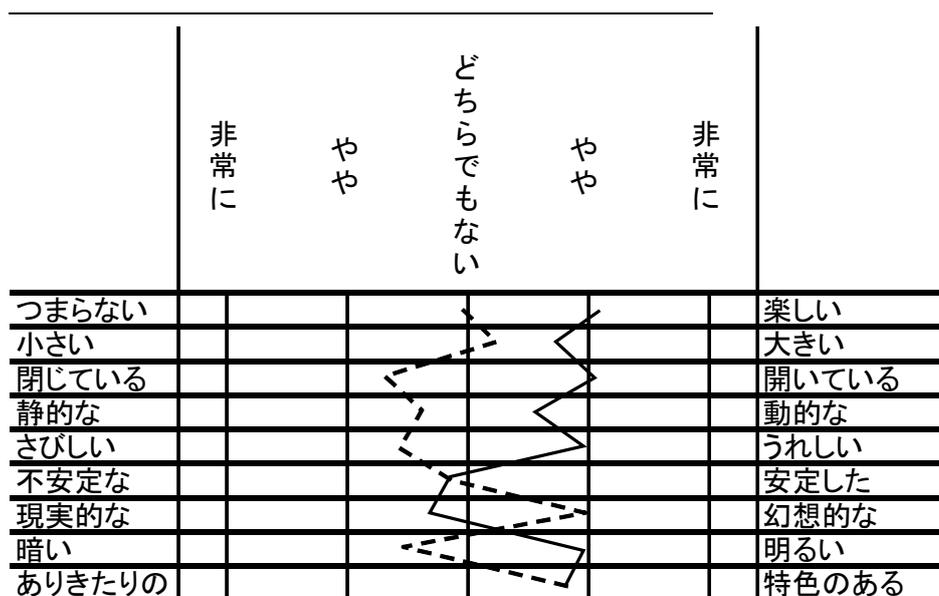


図 6-17 作品対 E (図 6-9、6-10) の得点傾向

作品対 F では有意差が殆ど見受けられなかった。わずかに「大きい・小さい」項目で post 作品が有意に肯定的な結果となった。それ以外の項目では有意差が認められず、得点傾向を示すグラフにもそれが顕著に現れている。描画は pre も post も、ブルー系統の色使いで地に幻想的な模様が描かれおり、作品対 E と同様に、pre 作品には名前の周囲に自己防御とも思える囲いがあるが、それは post 描画ではとれている。有意差は見られなかったが、描かれた名前の大きさ、位置には変化が認められた

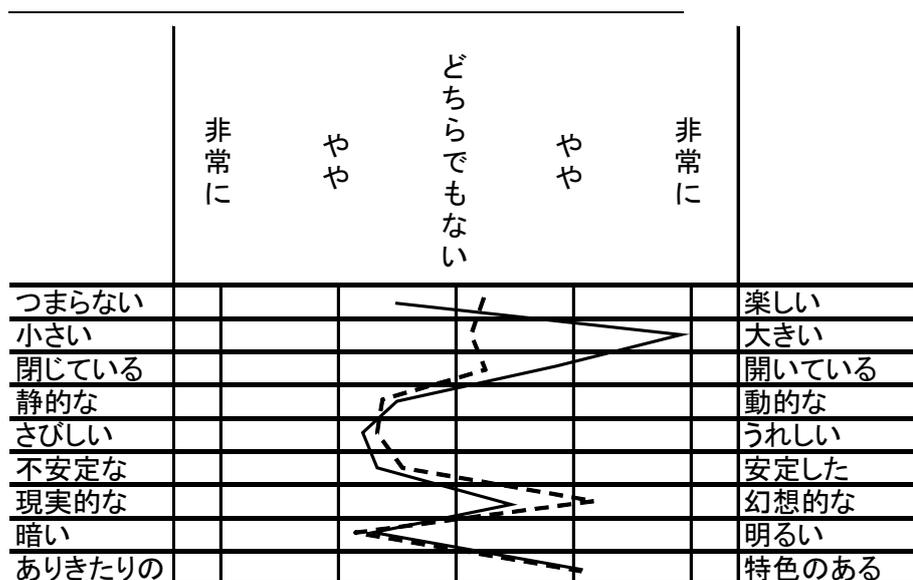


図 6-18 作品対 F (図 6-11、6-12) の得点傾向

## 2-2 「名前のワークショップ」の結果についての考察

6 対の描画を検討したが、t 検定の結果に関わらず、目視でも殆ど全ての作品で pre と post では、描かれた名前の大きさと位置に大きな変化が認められた。Pre では遠慮がちに隅に描かれた名前も幾つかあったが、post では中央に描かれたばかりではなく、創意工夫がみられる作品が目立った。それは、心理学的に自己概念、自尊感情、またアイデンティティに改善があったとも考えられるが、このワークショップ実施の目的からして、遊び心の活性化と自己概念の向上に着目したいと思う。本章 1-2-1 で述べた様に、この「名前のワークショップ」の目的はアイデンティティの問題に対して立案されたものであるが、それだけではなく、ワークショップの参加者にとって名前は現実世界とファンタジー世界を繋ぐ象徴であるという理由からでもある。同じ人間が両方の世界を体験する、一つの錨のような役割でもある。つまり、日常性と非日常性が、固有で同一の体験者という点で繋がるのである。その繋がりが、非日常で体験（学習）した感覚を、日常の中に戻す縁となるとも言えるだろう。また、で一連のワークショップの目的の一つが、「遊び心」を取り戻すことにより、生きる力、創造性、想像力を子どもの健全な発達のために活性化すること

にあることを考えれば、名前をモチーフとしたワークショップの意義は果たされていると判断されるだろう。

### 第3節 ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ活動と IDP 児童の変容

本節では、ズドラヴォ・ダ・ステが日本の援助団体との共同プロジェクトとして実施した心理ワークショップを主体とする心理社会的支援事業を概観し、その成果と課題についての考察を進める。

#### 3-1 事業の概要と背景

##### 3-1-1 事業の概要

当該事業は、ズドラヴォ・ダ・ステが、独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency : JICA）の JICA 草の根技術協力事業のスキームで IDP 児童への心理社会的支援事業として委託を受けた日本の NPO 法人「ACC・希望」に指名された現地カウンターパートとして、実施に参加したプロジェクトである<sup>25</sup>。

以下に事業の概要を記す。

実施地域：セルビア共和国スメデレヴォ市、ベオグラード市

実施対象：下記の難民収容センターに居住するセルビア系コソヴォ IDP 児童 113 名

スメデレヴォ市オーラ・ラディナツ地区オーラ難民収容センター

スメデレヴォ市コヴァチチェヴォ地区コヴァチチェヴォ社会住宅<sup>26</sup>

ベオグラード市カルジェリツァ地区カルジェリツァ難民難民収容センター<sup>27</sup>

実施期間：2012年2月から2015年1月までの3ヶ年

実施目的：対象の IDP 児童の心理社会的課題の改善と社会化の促進

実施内容：それぞれの拠点をファシリテーター・チームが月2回訪れ、心理ワークショップを継続的に実施する。ワークショップのデザインは、前回の児童の反応を基にその都度策定する。また、ルーティン活動に加え夏季合宿を実施する他、特

---

<sup>25</sup> 筆者は NPO 法人「ACC・希望」に所属しており、当該事業のプロジェクト・マネジャーを務めた。

<sup>26</sup> セルビア共和国政府は当時、難民収容センター閉鎖を進めており、オーラ難民収容センターも段階的閉鎖が始まっていた。コヴァチチェヴォ社会住宅にはオーラ難民収容センターの住民が第一陣として転居した。事業終了時点は、次の転出先である隣接したマラ・クルスナ地区の社会住宅への転出が始まる場所であった。

<sup>27</sup> カルジェリツァ難民収容センターは、事業継続期間中の 2013 年にセルビア共和国政府によって閉鎖された。従って、この拠点においては事業継続が困難となり、目的達成途上で終了を余儀なくされたため、同収容センターの IDP 児童については本論文の考察対象には含まない。

別イベントとして「本のワークショップ」を導入することとした。「本のワークショップ」においては、単に書籍を寄贈するのではなく、書籍店で自分が読みたい本を選ぶプロセス、自分で金銭を使用して購入する体験を重視し、その後各自が選んだ書籍をめぐるワークショップをすることにより、知的好奇心の刺激が目的となる。

実施体制：ズドラヴォ・ダ・ステのメンバーのうち、熟練度の高い元幼稚園教諭、元看護師を中心に、ソーシャル・ワーカー、演劇関係者、ベオグラード大学日本学科の学生が中心的固定メンバーとして組織された。中心的固定メンバーは6人だが、内2名は50代、60代とし、残る4名は20代、30代とした。多世代の導入を期してのことである。他に、アーティスト、教員、心理学研究者等が随時参加出来ることとし、日本からのスタディ・ツアー参加学生も受け入れる等、異文化との接点を増すことで、狭い世界観しか持ち得ない児童達に世界の広がりを感じ取る機会の提供に努めた。

### 3-1-2 事業実施の背景

当事業の受益者児童の成育については、既に第4章第3節でIDP児童の描画分析において記したが、ここで確認のために事業実施の背景について改めて整理する。

事業実施地域のスメデレヴォ市は人口108,000人に対して難民・国内避難民が18,000人と、人口に対して難民層が約17%を占める地域である。2010年9月にセルビア政府難民委員会、スメデレヴォ市オーラ・ラディナツ支局で行った聞き取り調査<sup>28</sup>では、聞き取り時点でオーラ難民センターには、461人が生活しており、そのうち408人がコソヴォからのIDP、52人がクロアチア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナからの難民である。このうち正規就労者はおらず、仕事があっても季節労働であるという<sup>29</sup>。また、コソヴォからのIDPで、コソヴォにおいて正規に就労していた場合は失業手当が支給されているが、額は8,500ディナール（約8,500円）と極めて少額で、生活維持可能な額には遥かに及ばない。オーラ難民収容センターでは、一日1食の食事はセルビア赤十字社とセルビア難民委員会の委託により近隣のスメデレヴォ製鉄所の社員食堂より支給されているが、食料品、衛生用品（石鹸、洗剤など）、通学用の靴、衣類等の購入費も苦しいということであった。これについて団体名は開示されなかったが、慈善団体の支援に頼っている状況という回答であった。EUの人道支援機関などが難民センターを出てノーマルな暮らしをサポートし

---

<sup>28</sup> Personal interview with Mirko Stojanović, Chief Officer at the branch office of Commissariat for Refugees and Migration, Ora Radinac in Smederevo on the 14<sup>th</sup> of September, 2010

<sup>29</sup> 第4章第3節の「セルビア系コソヴォIDP児童の成育環境」で記した、2015年8月に行った住民への直接聞き取り調査の結果もほぼ同様であり、約5年後の実態も改善の兆しがみられない。

ようと、戸建て住宅やアパートを支給しているが、現実問題として移り住んだとしても、少額とはいえそれまで受けていた援助は打ち切られるので、生活資金をどのように得るかが大きな課題であり、前途が開けている訳ではない。

第4章でも記したが、オーラ難民収容センターは近隣に民家もまれなスメデレヴォ市でも過疎地域に位置しており、孤立した地域である。センター内は、敷地は広いものの劣悪な状態の古い木造バラックが点在しており、一家族が一間で暮らす生活が長く続いた。コヴァチチェヴォ社会住宅は、スメデレヴォ市の住宅地に建てられた集合住宅であるが、オーラ難民収容センター同様、近隣に歓迎されておらず、近隣との交流は殆どなく、親世代同士の反目が子世代に影響をおよぼしている状態である。

事業実施段階で未だ難民収容センターに残る難民・IDPは殆どがセルビア系コソヴォIDPである。コソヴォIDPに限らず、難民・IDP化以前から一定の社会的能力を有する場合には既に難民収容センターを去っており、現在も残っているのは、元々その教育的背景も含めて、そもそも社会的弱者層に属していたか、それに近い状況にあったと推定される。第4章で述べたように、親世代の難民・IDP化後に生まれた対象児童達は、センターと学校の往復以外に実社会に直接関与する経験が持ちにくい環境で育成する。つまり、受益者児童にとっては、難民収容センターは彼等が認識できる世界の基本となっている。こうした環境下で育つ場合に憂慮されるのは、親世代と同じく難民・IDPという社会的ポジションだけではなく、その生き方自体を踏襲する社会的な閉塞性である。

加えて、難民収容センター内のコミュニティ生成についても問題点が確認された。子ども間もさることながら、親世代の難民収容センター内の協力体制が調和しているとは言い難い状況であった。貧困と失業状態の長期化が親世代に生活への倦怠と絶望を生んでいて、不信と時には嫉妬とが交錯している状況である。例えば、先に述べたNPO法人「ACC・希望」がIDP児童への教科書配布を支援する活動を行った際に、センター内で調整役を担った人物に対しては、その活動で調整役に何か利得があったのではないかという見方が広がるなど、全体で改善していこうとするリーダーシップに対しては、常に否定的な動きが生じ、それがまた、子どもの世界に投影されるという循環になっていた<sup>30</sup>。

更に深刻な問題が存在していた。それはロマ問題<sup>31</sup>である。コソヴォからの難民集団には一定数のロマ人口があり、それは難民収容センターにおいても同様である。昨今、国際

<sup>30</sup> Personal interview with Sasa Trubić at Ora Collective Center on the 10<sup>th</sup> of September, 2010. 当時、難民収容センターには住民と難民委員会等支援者側との間に立ち、情報拠点、調整役等を務める住民代表が存在していた。Sasa Trubićは当時の住民代表である。

<sup>31</sup> ロマ人はジプシーとも呼称される。北インドがその起源とされているが、5世紀頃から移動を開始して放浪の民族といわれるが、東欧を中心にヨーロッパに多数定住している。ロマは近現代ではユダヤ人と並んでナチスドイツの迫害の対象となったことをはじめ、社会の中で根強い差別に曝されている。セルビアではコソヴォに一定数のロマ人口があり、コソヴォ紛争によってIDP化した集団の中には多数のロマ人が含まれていた。

社会の支援項目には「ロマの統合問題 - Roma Inclusion」があり、EU の人道支援機関では Roma Inclusion に力を入れているともいわれている。オーラ難民収容センター、コヴァチチェヴォ社会福祉住宅の児童達も約 30%がロマであり、親世代のロマへの差別観が子ども世代に反映している局面もあった。従って、本事業は水面下ではロマの統合という側面もあるのだが、JICA 草の根技術協力事業では事業の目的のダブルスタンダードが認められておらず、また実際、難民・IDP 支援とロマ支援では力点の置きどころが異なることもあり、この支援の文脈では上位概念となる「難民・IDP 支援」として実施した。しかし、この事業で支援対象となる難民児童の一定数が「難民・IDP」と「ロマ」という二重差別に曝されており、またその構図が難民収容センター内のコミュニティのまともに影を投げかけている実態は、事業開始にあたり心しておくべき事項であった。

さて、難民・IDP 全般に論点を戻すが、一般にこのような状況下での成育歴を持つ子どもたちにみられる傾向として、心理面では社会活動からの引きこもり、未来への展望を描き得ない内的資源の枯渇、人間関係への不信感などがあげられる。また、行動面では、自己管理能力が欠如しやすく、調和的人間関係構築を阻害するような乱暴な振る舞い、根気のなさが指摘されているのは既述の通りである。この事業は当初、オーラ難民収容センターを対象にしたものであったが、コヴァチチェヴォ社会住宅が加わったのは、スメデレヴォ市福祉局から同センターからの第一次転出先であるコヴァチチェヴォ社会住宅の難民・IDP 児童にも行動面での大きな問題がみられるため、事業対象に加えてほしいという要望を受けてのことであった。

子どもの成長は人、物、自然等と関わる体験に支えられるが、それは年齢に応じた発達課題として体験的、つまり身体感覚や感性の伴う体験である必要がある。これらの多様な発達課題を体験する機会が著しく少ないのが実施対象児童であった。

オーラ難民収容センター、コヴァチチェヴォ社会住宅の子ども達には、行動面では、仲間同士の喧嘩やいじめが頻繁に観察され、いじめは当然、年長の子ども達から年少組へ、また、児童のうち、特に発達障害の少年（既に高校生の年齢であったが、その知的発達度から初等教育の年齢層と一緒に支援を受けることになっていた）に向けられていた。これらの他、落ち着きのなさ、団体行動からの逸脱等、発達上の多くの課題が見受けられた。

### 3-2 事業の展開と変容のエピソード分析

変容は幾つかの段階に分けることが出来る。しかし、その段階が明確に区切れる訳ではない。種が撒かれ、それぞれが醸成し、相互に関連しながら育つのだが、それぞれの変化が可視化され、その象徴として現れる段階である。以下に、その変容を象徴するエピソードをまず記し、その上で考察を進める。

#### 3-2-1 第一段階のエピソード：当事者意識と仲間意識 (事業開始後 6 ヶ月)

オーラ難民収容センターでは、事業開始前から既に小規模なパイロットプログラムを実施していた。このオーラ難民収容センターでは勿論のこと、この事業で初めて介入したコヴァチチェヴォ社会住宅でも、ファシリテーター・チームの訪問は毎回子ども達に待ち受けられ、歓迎された。IDP 児童達は、ワークショップの当日は到着時間を大体見計らい、何人かは難民収容センター、または社会福祉住宅の外に出て待っており、チームを乗せたバンが到着すると我先にと走ってくる様子から、これまで全く支援が入らず、放置されていた児童達の状況が改めて浮かび上がった。

老朽化したオーラ難民収容センターには、老朽化したバラック住宅と同様に、粗末であるが集会室があり、ワークショップはそこで行われることになった。採光が悪く、照明設備も不備なため薄暗く、汚れが容易にとれないことから不潔感が否めないこの集会室を掃除することが、チームが毎回ワークショップ開始前にする最初の仕事であった。ワークショップを継続するプロセスの最初の変化は、ここで起きた。ファシリテーター・チームが掃除をする場面を児童達が遠巻きに見ている状態が数ヶ月続いた後に、それを手伝う児童達が現れ始めた。子どもなりにだが、一緒に箒で掃いたり、紙屑などのごみを一緒に拾う子ども達が現れ始めた。そして、最終的な変化は、IDP 児童がチームの到着前に掃除し始めたことであった。この掃除を始めた児童は全員ではなく有志であったが、その「場」が自分達のものであることを感じ始めた兆候ととらえられた。

この変化をどう読み解くかは幾つかのキーワードがある。上述のように、センターの外と接触が少なく、特別なケアを受けた経験の乏しい子ども達にとり、これらファシリテーター・チームが継続的に訪れ、自分達と関わる経験を重ねることで、子ども達はまず、その「外」から来る人々に対する信頼感を得ることができた。その信頼感から、ファシリテーター達は、子ども達のロールモデルとして存在し始めることが可能となったと思われる。継続はまた、そこに自分達の場があるという感覚を子ども達にもたらしたという側面にもふれておきたい。その帰属感、当事者意識の芽生えが「掃除」という行為となって表出したと考える。

変容は仲間同士のあり様にも現れた。オーラ難民収容センターには、R という発達障害の少年がおり、事業開始時点で初等教育を終えている年齢であったが、正式に終了しているかどうかは定かではない。R はワークショップが実施されている集会室には現れるが、ワークショップの輪の中には入らず、外側で見ているだけであった。他の子ども達も彼には特段の配慮を示さず、誰も輪に入るようには誘わない。むしろ、子どもの世界にはよくみられるように、R をおもしろがり、いじめ、からかいの対象とする傾向が多く見受けられた。R は、ファシリテーターが適宜声をかけても、一人輪の外で立っている状態が続いたが、それでも R は集会室にはやってきた。

変化の兆しはカメラからであった。ファシリテーター・チームが記録用に撮影しているデジタルカメラは、他の子ども達にとっても触ってみたい、撮ってみたいという好奇心の対象であったが、R も例外ではなく、カメラをひったくるように持って R は写真を撮り始

めた。ファシリテーターは R の気持ちを察し、そのまま一定の時間、彼にカメラを任せることにした。それが続くうちに、R は撮影係という役割を得た。R は撮影係という役割で場に自分の「居場所」を作ったのである。そして、R がそのように自分の居場所を獲得するうちに、一人、また一人と R の周りに年長の少年達が何人か集まるようになった。カメラという物品、写真を撮るという行為が媒介となり、コミュニケーションが始まったのである。年長の少年の中には、徐々に R に「一緒にやろう」、「こっちにおいで」と声掛けをするようになった。R は、少年少女達にとって意識はされていても、接触の契機がわからず、子ども特有の面倒な気持ちも手伝って、そのまま手をつけられなかった存在であったと思われる。R は恐らく、IDP、障害者の二重の差別に彼なりの傷つきを負ってきたであろう。その疎外される体験の集積から、拒否されることを恐れて自分から輪の中に入ることが出来なかったと推測される。互いに、それぞれの理由で接点を持てなかったところに、ワークショップという場面設定と撮影というタスクがそのバリアを低くした。弱者への眼差しが生まれ始めた象徴的なエピソードであった。

### 3-2-2 第二段階のエピソード：共同体感覚

#### (事業開始後約 12～18 ヶ月)

第二段階では、まず第一段階の変容の定着化が進んだ。そのうちに、ワークショップの中で小さな変化が確認されるようになった。それは、子ども達が発する質問である。セルビア語は文法が非常に複雑で、その話し方、書き方でその人間の教育程度がわかるとされている。IDP 児童達の多くは学校の成績も低迷しており、国語能力に問題が認められていた。ワークショップでは作品を仕上げる時に、文章も用いられる。子ども達が書く文章で、文法、スペル等、国語上の間違いを訂正する、つまり教えるのはワークショップ内での副次的目的でもあった。当初はそのような助言、指導に抵抗を示したり、単に受け身で聞いていた子ども達が、次第に自分の方から、間違いがあるかどうか、どう訂正するべきか等の質問を発し、正しく書こうとする自発性が生じてきた。

難民収容センターでのワークショップに参加する子ども達の年齢層は幅広い。セルビア共和国の教育制度は初等学校が日本の小学校、中学校に相当し、当該事業の対象は初等学校の生徒であった。しかし、時には未就学児童も参加するため、年長組と年少組というグループ間の分断も起きやすい傾向が認められていた。それぞれの集団が自由にとりより、勝手に動くという傾向である。多くの子どもにとり、その場には自己だけが存在しており、場は自己の満足のためであり、自己を取り巻く「周囲」という感覚が存在していなかったのである。だが、発達障害をもつ R を年長の少年達が徐々に受け入れていくプロセスは、別の形での同様のプロセスを生んでいた。年長の少年少女達の一部が、はじめは自分の弟妹達へ、徐々に他の年少児童達の面倒をみる傾向が認められ始めた。はじめは輪の周りをはしゃいで走り回る年少の子どもと手をつなぎ、輪の中に招き入れ、輪の一つとなるような行動から始まったこの傾向は事業を通じて定着化していく。つまり、年長者が年

少者の面倒をみる姿勢が芽生え、定着していったのである。

このような小さな変化が続く中、この事業における最も大きな子ども達の変容は、第二段階の終盤に起きた。それはルール作りである。きっかけとなったのは喧嘩であった。小さな変化は続いていたが、場では子ども達の自己承認欲求が様々な形で出現していた。端的には、子どもの特徴でもあるのだが自分の話したいことだけを話す、そして力のある者、それはこの場面では年齢が上の者、声の大きい者、そうした群が怒鳴り、他を黙らせるといふ人間世界における営みのひとつである。ある時、怒鳴られた年少の子どもがそれに抵抗し、その子どもと仲の良いグループがそれと一緒に抗議するという場面が展開した。その時に、子どもの一人が、ここは自分達皆の場であること、だから約束を作りたいと、「約束」という言葉でルール作りの必要性を唱え、それに周囲の子ども達が同調し始めたのだ。ファシリテーターはこの好機を捉え、どのようなルールが必要かを子どもから提案できるよう、聞き役につとめ、明確な言葉にならない点には示唆を与え、決して誘導役にならないよう工夫をした。

ルールの詳細については本節の考察で後述するが、ここでは、このルール作りの発端がオーラ難民収容センターであったことに着目したい。オーラ難民収容センターで、この変容の芽が出たことには幾つかの原因が考えられる。まず、オーラ難民収容センターでは、事業開始前から小規模なパイロットプログラムを実施していたが、コヴァチチェヴォ社会住宅に比較して、支援期間が長かったことになる。オーラ難民収容センターで展開されていた介入の中で、子どもたちが場の醸成を感じ取る機会が多かったことがその一つであろう。ここで言う場の醸成とは、相互作用を体験することと同義である。そして、その介入の長さは、子ども達がロールモデルに触れる機会の多さにも通じるのではないだろうか。また、コヴァチチェヴォ社会住宅は、老朽化したオーラ難民センターと違い新築の集合住宅で、事業開始時点で移住から数年しか経ておらず、事業開始までこの事業のファシリテーター・チームとの接点は相対的に少なかった。従って、ファシリテーター・チームとの間にオーラ難民収容センター程には関係性が深まっておらず、3年間の事業実施中、第二段階の中程までは、ワークショップの場は新鮮であると同時に、平易に表現すれば、子ども達にとり「よそゆき」の場であったのではないかと思われる。従って、問題が潜在化している気配は感じられるものの、オーラ難民収容センターのように子ども達はその本音をそのまま表出するに至っていなかったという側面がある。オーラ難民収容センターで始まったルール作りは、ファシリテーター・チームの手によってコヴァチチェヴォ社会住宅にもファシリテーターの仲介で伝えられ、共有された。完成したルールは両方の実施拠点の子ども達が共同で作成したものとなった。

第一段階で芽生えた仲間意識がまだ私的な精神空間であったとすると、このルール作りでは子どもたちなりに「社会」を感じ、共同体感覚の発芽があったことが示唆される。この背景には、心理ワークショップにおける相互作用と共に、継続的实施による他者の存在に対する認知、信頼感とその精神空間の広がりにも寄与したものと考えられる。

### 3-2-3 第三段階のエピソード；ロールモデルからの学習と感謝

(事業開始後 18~36 ヶ月)

第二段階のルール作りは、この事業で子ども達に生まれた最大の変容であったが、終盤の第三段階でも、それ以前に始まっていた新たな変化が顕著となっていた。この事業では、先に記したように、難民収容センター、社会住宅という場の制約を受ける側面があるので、夏季合宿、ズドラヴォ・ダ・ステの年次総会への参加、首都ベオグラードへの遠足、本のワークショップ等々、事業予算内で可能な限り日常性から脱する機会の設営につとめた。そこで観察されたことは、子どもは日常性を脱した特別な空間、場でそれまで学習してきたことを開花させる傾向があるという現象であった。その一つが、集団行動とマナーである。事業開始時点では、それぞれが思いのままに動き、収集がつかない状態も多々あったが回を重ねるにつれて、集団として行動すべき場面では集団としてのまとまりがとれるようになった。一番顕著な例は、夏季合宿で確認された。夏季合宿ではビュッフェ形式の朝食が供されるのだが、事業の最終年度ではその列に静かに並び、列を乱すことがなくなった。また、子ども達は実は一日三食がままならない状況におかれている例も少なくないのだが、ビュッフェではその時食べられる適切な量を自分で判断してとり、食べきれない程の量を確保するということがなくなった。そして、慣れない空間でナイフ、フォークを使い食事をする年少の子ども達に、年長の少年、少女が介添えをする場面が観察された。それまで、ファシリテーター・チームの一員が介添えしていた場面をみており、子ども達なりの学習がそこにあったと思われる。ロールモデルの成果が、この場面においても発揮されたと言えよう。

感謝の表明にも変化がみられた。事業開始後、第二段階の時期から訪れるチームに、一部の子ども達が敷地内の野の花を摘んで贈物としたり、詩を書いてメッセージとして渡したりという現象がみられ始めていた。第三段階の最後の夏季合宿では、宿舎の集会室をワークショップ会場として使用していたが、最終日の朝、その集会室を掃除していた宿舎の職員に、女子児童が三人で近寄り、「私たちのために毎日お掃除をしてくれて、ありがとう。」と伝えたことは、この子ども達にとり、自分を取り巻く社会の認識、その社会との回路が開け始めたエピソードの一つとして貴重ではないかと思われる。

また、事業開始時にはほぼゼロであった保護者の参観が後半見受けられるようになった。幼児を抱きながら父親、母親がやってくるようになったのである。ワークショップには加わらなかったが、保護者の関心の増加が僅かながらも確認された。この保護者の参観は、ファシリテーターとの交流にもなり、その交流から、個々の子ども達の家庭環境への理解にも結びついたことは成果の一つとして重要であった。

### 3-3 事業の成果

#### 3-3-1 ルール-IDP 児童の共同体感覚

子ども達が作り上げたルールの詳細は表 6-2 である<sup>32</sup>。表 6-2 に掲げられたルールを検討すると、恐らくはルール番号 11 (民族を罵らない) を除けば、難民・IDP に限らず、どこの子どもにとっても通常の発達課題である。問題は、難民・IDP 児童達の自己肯定感や自己受容の低さは彼らを取り巻く社会との関連で子ども心に感じてきた劣等感に由来していることが推測されるにも関わらず、それを改善するための学習に結びつく体験の場が極めて少ないことである。加えて、親世代が、学校教育の必要性も含めて、子どもの養育を真剣にとらえ、どのようにその環境を整えるべきかという意識が乏しい傾向にあることである。子どもの発達に欠かすことの出来ない、受容されているという安心感が得にくい環境で成育してきた彼らにとり、謂わばグラウンド・ルールともいえるこのルールは、ルールの内容以前に、ルール作りが出来たという児童が得た達成感が大きいと思われる。与えられた規則ではなく、このように行動していこうという児童の自発性、主体性と共に、自分達の共同体に対する帰属意識の高まりから生み出されたルール作りであったのではないだろうか。ルールの文言には英語では「Do not」で始まる否定形が多く使われているが、最後のルール番号 12 で他者への積極的な働きかけが登場している。第三段階で登場した「感謝の表明」と同様、心理ワークショップという手法で、子ども達の閉ざされた世界に社会が持ちこまれ、支援が提供されることによる「ケアされる」という経験を得て、初めて他者への共感的自発性が生まれたものと考えられる。

心理ワークショップは、その場で生じる相互作用の機能により、参加児童の学習が促進されるとしている。「自分達のルール」が参加児童の学習の象徴であるとすれば、何を学習したのだろうか。第 1 節で参照したヴィゴツキーの理論である、「人間の間で起きたプロセスは人間の内的プロセスに変容する」ことが、場の共有の継続によって生成されたと示唆されるのではないだろうか。つまりそれは、継続的实施によって得られた、その場の構成員であるという当事者意識、つまりは居場所の獲得と構成員同士の繋がり、共同体感覚ではないかと考えられる。

ホルツマンがヴィゴツキーを引用しつつ、ルールが遊びの中で出現すると述べているように<sup>33</sup>、ヴィゴツキーはルールが想像的場面の中で現れると述べている<sup>34</sup>。つまり、遊びの過程においてルールという側面が出現し、そのルールと遊びが相互的に作用して、遊びの発達促進的機能により生み出すということである。遊びにルールは潜在的にファクターとして内包されており、それはいずれかの段階で浮上してくる。ここでいうルールは、遊びにおけるルールであるが、それはルールというメタファーが付置されているからである。

---

<sup>32</sup> ルールはセルビア語で作られたが、ここではズドラヴォ・ダ・ステによる英訳を和訳している。

<sup>33</sup> Holzman, *op.cit.*, (2009), p.50

<sup>34</sup> Vigotsky, *op.cit.*, (1978), p.96

表 6-2 IDP 児童が作成した「自分達のルール」

番号	ルール	背景
1	他の人が話している時は聞く	場を共有している他者の存在が視野に入っておらず、自己承認の欲求へのとらわれがあった。
2	他の人の意見を尊重する	上記と類似点があるが、自己承認欲求が強い自己主張となっている。
3	年長の子どもは年少の子どもを怒鳴らない	力で抑え付けるコミュニケーションしか身につけておらず、単一方向の関係性しか結べない
4	ワークショップ中は携帯を使わない	参加児童の年齢層が幅広く、年長者の中には退屈する様子が垣間見えていた。一度退屈感にとらわれると我慢が出来ず、周囲に関係なく自分の世界に戻ってしまう傾向が見受けられた。
5	他のグループのワークショップを邪魔しない	子どもの常で他がしていることが気になるという無理ない側面もあるが、執拗に邪魔をし続ける傾向があり限度を学んでいない。
6	ワークショップ中は走り回ったりせず、部屋にいること	ルール番号4と同様、「今、ここ」にいることが出来ない。
7	ワークショップの部屋を大事にし、綺麗にしておくこと	エピソードでも記したように、集会室を「自分達の部屋」と位置づけられるようになった象徴であり、場へのコミットメントがうかがえる。
8	他の人を汚い言葉でいじめない	他者の存在が意識に上ってきて、その気持ちを付度しようとする意志の芽生えと考えられる。また、こうした傾向性が強い理由として、外部社会での体験から来る自己防御とも考えられる。
9	お互いに馬鹿にしない	ルール8とも共通するが、難民・IDP、或いはロマと差別されている感触を子どもながらに得ており、それが劣等感と結びついている。他者への攻撃はその傷ついた自尊心の防衛の意味もあると考えられる。
10	ワークショップの道具を大切に、丁寧に扱うこと	ルール7と同じく、場に対する帰属感の強まりであると同時に、その仕事を自分がするのだという責任感の芽生えもあると考えられる。
11	人を民族で罵らないこと	ロマ民族への差別的言動が行われていることが推測できる。セルビア内では差異貧困地域とされていたコソヴォへの差別感も相俟って、この文言が現れたものと考えられる。
12	困っている人がいたら助ける	ここに至って、初めて肯定的文言が現れた。ロールモデルの意味が顕現した側面もあると思われる。

そのメタファーが、自分達のグラウンド・ルールとして、現実世界に出現してきたと考ええると、IDP 児童達のルール作りはまさしく、遊びと共に、遊びの中で生み出されたものであるだろう。従って、当該事業の遊びと相互作用を重視した心理ワークショップ活動の中で、IDP 児童による「自分達のルール」が出現したのは、当然の帰結と考えられる。

### 3-3-2 「遊び」と「相互作用」としての心理ワークショップ

「遊び」により創造性が開発され、子どもの発達に不可欠なファクターであることは既に述べた。ここでは遊びと関係性との関連を考察する。

個人への心理療法としての遊戯療法の文脈であるが、弘中<sup>35</sup>は、まず遊びの効用として「遊びは楽しいから行こう」という子どもをクライアントとする時のバリアの低さをあげている。そして、子どもは遊戯療法の世界で、セラピストとの関係の中で本質的によい人間関係、自分が認められ、大切にされている体験をすると述べている。他者から守られている実感、尊重されている体験の中で、人と関わることのおもしろさを安心して味わうことができるのではないだろうか。弘中の言説は、子どもとはいえ、個対個の人間関係の醸成が子どもに与える安心感と信頼感が生み出すものを述べているのだが、それがこの事業における集団対集団、即ち、IDP 児童達とファシリテーター・チームに適用することは可能であろうか。遊戯療法という空間に子どもが訪れるのは、何らかの心理的不適応が少なくとも大人目から見て顕在化してからである。それ故に、心理療法という場が必要となり、そこで子どもにとっての内的世界が発現する遊戯療法という仕掛けが必要となる。弘中は、更に、こうも述べる。遊戯療法の世界は日常性から離れ、守られている故に、日常生活での遊びの世界よりも、はるかに容易により人間関係を提供できる。しかし、本来は、子どもは日常生活の中でこそ、受容的で支持的な人間関係を体験すべきなのだとする。

個人への心理療法とは違う場面設定であるが、難民・IDP 児童はそれまでの外的世界からの孤立、疎外、疲弊した家族、理想像を見出せない環境の中で、ひたすら彼らに眼差しを向ける集団、つまりファシリテーター・チームと出会ったのではないだろうか。難民・IDP 児童が、子どもが個人の遊戯療法で感じ取るとされる、認められている、承認されている安心感を、その集団の構造の中で感じ取り、そこから自己肯定感に導かれたとすることは、極めて当然のメカニズムであると考えられる。そして、「遊ぶ」というバリアの低い構造がその場で繰り広げられた。遊びをモチーフとした心理ワークショップは、決して個人療法ではないが、そのメカニズムにおいては遊戯療法と同様の機能が果たされたものと思われる。先に参照したヴィゴツキーの言説である、発達の最接近領域は常に集合的に起きるといふ側面にもみられるように、このような IDP 児童の変容は、集団が関わる場において、弘中が指摘するメカニズムと同様の変容が生じたものと考えられるのではないだろう

---

<sup>35</sup> 弘中正美「遊びの治療的機能について」日本遊戯療法研究会編『遊戯療法の研究』（誠信書房、2000）18-20 頁

うか。ホルツマンはヴィゴツキーを引用しつつ、発達の最近接領域が鍵になるのは人々と一緒に何かをすることなのだ指摘する<sup>36</sup>。この事業において実施した心理ワークショップでは、まさしく参加者が場を共有し、表現活動を「一緒に」するプロセスが必ず行われた。そして、その場は、子ども同士の世界においても年長組と年少組の双方が参加した。ファシリテーター・チームも、異なる背景、異なる文化、様々な年齢層で構成されていた。ここに、発達の最近接領域が作用し、子ども達の発達が促進されたものと考えられる。このメカニズムがズドラヴォ・ダ・ステが提唱する相互作用という関係性であると考えられる。

もう一点、本事業におけるワークショップの効果としては、そのファシリテーター・チームが、社会の感覚をその場に、そして難民児童の日常性の中に持ちこんだことも見逃せない。それはまさに、遊びと同様に疑似体験であるが、その疑似体験のフレームにより子どもの世界と現実社会との接点が生じたのではないだろうか。

#### 小括 ズドラヴォ・ダ・ステと関係性

本章では、ワークショップが持つ効能を概観した後に、ローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステが取り組んできた心理社会的支援としての心理ワークショップを、その理論と実践から考察を進めた。新たに技法や知識を持ち込むのではなく、関係性という人間の社会的生存に不可欠な相互作用を中心においた理念と技法の成果はどのようなものであつたらうか。本章を閉じるにあたり、下記に第3節で論じたオーラ難民収容センターとコヴァチチェヴォ社会住宅での JICA 草の根技術協力事業の枠組みで実施した心理社会的支援事業を例にとり、関係性という視点から、ズドラヴォ・ダ・ステの取り組みの成果と課題を整理する。

##### (1) IDP 児童集団内の関係性

エピソード分析で見て来たように、社会的閉塞性が顕著な実施拠点において、発達阻害要因が目立つ IDP 児童の集団内で共同体感覚が芽生え、児童達が心理ワークショップ、及びそれが開催される集会室という「場」が象徴となって自分の居場所を見つけたと思われる。そこにおいて関係性が形成され、その関係性は、児童が周囲という環境との接点を発見したことに繋がる。

エピソード分析からズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ活動には、関係性を形成する仕掛けとして一定の効果がみられることが確認されたが、それは特に、3 ヶ年という比較的長い期間に、しかもオーラ難民収容センター、コヴァチチェヴォ社会住宅という限定された拠点で、集中的に実施した事業において成果が詳細に確認されたものと思われる。こうした取り組みがより広い対象集団であった場合、また頻度が散発的であった場合

---

<sup>36</sup> Holtzman, *op.cit.*, (2009), p.28

に、同様の成果が得られるか否かについては、更なる実践の累積と検討が必要であると思われる。

ズドラヴォ・ダ・ステが心理ワークショップの基本理念におく、関係性が作用する心理ワークショップの場における相互作用、遊びが持つ発達への効能が、場の質的変容に一定の寄与をし、それが児童達の変容を生み出したものと考えられる。加えて、その相互作用の活性化には、停滞していた日常性の場に、ファシリテーター・チームが定期的に訪れることにより「不均衡」が醸成されたことも寄与したものと思われる。また、ファシリテーター・チームの存在が閉塞塞的環境の中におかれた IDP 児童のロールモデルとしての役割も担ったものと考えられる。言葉を換えれば、IDP 児童は、心理ワークショップの継続的实施、心理ワークショップにおける相互作用と遊びの効果により、本来保護者、ないしは保護者に相当する立場から与えられるべき安心感、世界への基本的信頼感を得て、その感覚に支えられながら、成長への歩みを進められる親密空間を得たともいえる。

## (2) 地元環境との関係性

しかしながら、成果は難民・IDP 集団内という限定的な領域での発見に留まった。例えば、本事業の実施前のデザインでは、オーラ難民収容センター、コヴァチチェヴォ社会住宅ともに、近隣の地元児童達もワークショップに参加できる枠組みを作った。しかし、両拠点ともに、それぞれの理由でその目的達成の試みは殆ど機能しなかった。その一番大きな原因を、各拠点ごとに述べることにする。オーラ難民収容センターであるが、あまりにも所在地が地理的に孤立しており、近隣の民家は点在しているものの、距離的に遠く、実際問題として近隣の子ども達を招く交流そのものが存在していなかった。初等学校の低学年向けの分校が比較的近くに位置していたために、楽観的見込みで可能性を見誤ったことになる。コヴァチチェヴォ社会住宅は住宅地の中にあるため、実施当初は 3~5 人程度の近隣の子ども達が参加していた。様子からは、子ども達の状態としての隔絶感はなく、筆者のように毎回は訪れることが出来ない者の目からは見分けがつかない程、「子ども集団」として馴染んでいた。しかし、それが損なわれたのは親同士の対立が原因であった。既に記したように、難民集団には一定のロマ人口があり、セルビア共和国ではロマへの差別が根強いとされる。加えて、コソヴォはセルビア人の聖地といわれ、コソヴォという土地に対する執着は強い一方、セルビア共和国の最貧困地域といわれたコソヴォ自治州で暮らす（暮らしていた）人々には一定の蔑視があり、更には困窮する地元社会の中で難民・IDP を寛容には受け入れられないという事情がある。従って、日常生活での地元民と難民・IDP 集団の親世代の交流はやはり殆ど無い。こうした難民・IDP 集団の親世代からは、地元民の子ども達を受け入れることに強い抵抗があり、ある時に親の一人がワークショップにやってきた地元の子供達に対し、激しい拒絶の言葉を発したことから、往来は全く途絶えてしまった。その後も交流できるように何度かその機会を試みたが、成果をあげることが出来ずに事業は終了した。このように、その活動がおかれた社会環境が困窮状態にあり、

かつ差別構造が重層的に存在している場合、外部社会との関係形成に裏付けられた「人と環境との適合<sup>37)</sup>」が容易ではないことが示された。この事例が残す教訓は、もしこの文脈で「人と環境との適合」という、より広い社会との関係性の醸成を第一目的とする場合は、実施拠点を難民収容センターではなく共有性の高い場所にする等、地元民が入りやすい枠組みを構成することであったと思われる。

### (3) ズドラヴォ・ダ・ステと IDP 児童との関係性

当該事業の成果は、何よりファシリテーター・チームと受益者の IDP 児童の間に醸成された関係性を基盤とするものと考えられる。その関係性なしには、IDP 児童の変容を促進する相互作用は生じなかったであろう。それでは、ファシリテーター・チーム、即ちズドラヴォ・ダ・ステと IDP 児童の関係性は、それぞれにとりどのように体験されたのだろうか。まず、第 5 章で検討した文化の視点、次に、同じく第 5 章で関係性の内的体験の考察で依拠した自己対象関係をここでも手掛かりとし、更にはローカル NGO の「影」の観点から考察を進めたい。

まず文化の観点であるが既述のように、ローカル NGO の利点として、ローカルの同一性でしか共有し得ない苦悩や悲嘆がある一方、情緒的な回復プロセスにおける共有事項もあるものとする。当該事業では、心理ワークショップのモチーフとしてセルビア人に伝わる民話、音楽、詩、社会的ないしは宗教的な行事が使われた。これらのことは、受益者児童にとって親近感があるばかりでなく、同一の対象を共有する親密性を与えたものと考えられる。同一の対象を共有できるということは、その対象にまつわる思い出、そこに生じていた情緒的体験とその記憶も共有する可能性を有しているため、一層の親密性が生じやすいと考えられる。

次に、自己対象関係について考察を進めるにあたり、受益者児童の環境をここで再度確認しておきたい。受益者児童は総じて、家庭内外で情緒的成育が厳しい環境におかれている。家庭外では体験の幅が非常に狭小な閉塞性と難民・IDP、場合によっては更にロマとして差別、或いは社会の中での周縁化が危惧される環境にあり、社会的弱者層としての立場を余儀なくされている。一方、家庭環境をみると、そこにおいても長期化した難民・IDP 生活を送り疲弊化した家族から健全な発達に必要な十分な安心感を与えられず、基本的信頼感が憂慮される状況であろう。貧困はこれらに拍車をかける可能性が大きい。こうした環境下にある受益者児童にとり、ファシリテーター・チームの定期的訪問とそこで培われる親密感、自己認証と自己肯定感に繋がる鏡映自己対象としての内的体験がなされたものと考えられる。また、ファシリテーター・チームの存在は、将来の指針として見上げるロールモデルの役割も担ったのではないだろうか。外部社会との接触が学校以外に少ない受益者児童は、家族と学校の教員以外に成人との個人的接触が極めて少ないため、自己の将

---

<sup>37)</sup> 第 5 章 1-2-1 項を参照。コミュニティ心理学の言説で、人と環境の関係形成。

来の理想像を描きにくい。ロールモデルとしてのファシリテーター・チームは、受益者児童にとって理想化自己対象として体験され、少なくとも人としての在り方には好影響を与えたものと思われる。その象徴が、先に述べたルールの内容にも表れていると考える。

それでは、ファシリテーター・チームにとって受益者児童との3年間にわたる交流とその成果は、プロフェッショナルとしての役割達成感に加えて、更なる意味を持っただろうか。ここでは、ローカル NGO としての「影」の視点が必要となる。つまり、紛争が終わってから生まれた受益者児童とは異なる意味で、ファシリテーター・チームもまた心理的な傷を負っていたと想定されることについては、第5章で述べた。喪失、孤立化、分断によって生じる不安、怒り、悲哀等が受け入れ難い場合、人は差異ではなく同一性しか受容できない。更には、誇り、尊厳、自己愛が傷つくと、自己は断片化<sup>38</sup>を起こしやすくなる。その断片化が生じた際に自己が行うとされる機制が躁的防衛である。既述のズドラヴォ・ダ・ステにおける理想主義的な基本的立脚点は、躁的防衛の一面を持つ可能性を否定できないと思われるのである。紛争の中で喪失した、紛争前に思い描いていた未来とその希望を、ズドラヴォ・ダ・ステ自身が受益者である難民・IDP の子ども達に投影し、理想化を付与した理想化自己対象体験であったとも想定される。そのように考えると、ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップを中心に据えた心理社会的な支援は、ズドラヴォ・ダ・ステにとっても、その自己愛の傷つきを受け止め、自己肯定感を与えられる鏡映自己対象体験であるとの仮説は成り立たないだろうか。

この仮説が成立したとしても、ズドラヴォ・ダ・ステの心理社会的支援が否定されるべきものではない。むしろ、そうであるからこそ、受益者との親密性を醸成し、活動へのコミットメントにも結び付いたものと推測される。また、ここで論じたズドラヴォ・ダ・ステの「影」と、ズドラヴォ・ダ・ステが選択した理論、それに基づく方法論、そして実施の成果とは区別して考えられるべきものである。しかし、関係性という観点から心理社会的支援を考察するにあたっては、支援における理論、方法論についてと同時に、ローカル NGO としての総合的にとらえられる利点は当然の事、その「影」の存在のリスクについても関心を払う必要があるだろう。

#### (4) ズドラヴォ・ダ・ステとパートナー団体との関係性

ここで取り上げた JICA 草の根事業は、NPO 法人「ACC・希望」が委託を受け、現地提携団体のズドラヴォ・ダ・ステとパートナーシップを組んで協働したプロジェクトであった。紛争や大規模な自然災害の支援現場では、ローカル NGO と他地域、外国の NGO が協働するケースは非常に多い。事業の持続性からも、このような協働は奨励されてしかるべきであり、実際に今後も増加していくであろう。特に心理社会的支援においては、本章で検討したように、ローカル NGO の存在は不可欠と考える。第5章、また本章で、ズ

---

<sup>38</sup> 第5章 1-3 項を参照。

ドラヴォ・ダ・ステの「影」は、その立脚点への固着にも表れていると述べて来た。立脚点への固着は、ズドラヴォ・ダ・ステが相互作用を阻害するとしている、異なるものの受け入れを拒む「均衡」と結びつくのではないかと指摘した。この点について、他地域の NGO が、資金供与以上にローカル NGO に貢献出来るとすれば、それは差異の導入による「不均衡」の醸成であると考えられるのである。

ローカル NGO の「影」という内面に働きかけることは、当然ながら他地域 NGO の職務ではなく、またそのようなことが出来る訳がなく、するべきでもない。しかし、「影」の存在に無自覚であることは、支援の質の担保と向上に対して有効ではないと考える。

このような見地から、ローカル NGO と協働する場合、その「影」の問題に対し、どのように対処出来るかについても考察を試みたい。仮に、「影」を「強い・高い当事者性」と置き換えることが出来るとしたらどうであろうか。例えば、支援の現場では受益者の「要求・Want」がある。しかしその「Want」が必ずしも、その問題を解決するとは限らない。従って、その「Want」の奥にある問題改善のために「必要なこと・Need」を的確に把握し、現実に遂行可能な立案が有効な支援の基本となるだろう。ローカル NGO は、共感性が高いが故に主観的にもなりやすく、「Want」と「Need」を分化しにくい可能性があるとは言えないだろうか。緊急度の高い物資支援ではなく、人間の心、内面に関わる心理社会的支援の場合、その心が整理されていない集団が対象となるために、「Want」と「Need」の未分化は一層起こりやすい。下記の表 6-3 は、ローカル NGO と他地域 NGO が協働する場合の一般論としての得意分野を整理したものである。当事者としての利点、非当事者としての利点はそれぞれであるが、どの項目についても、どちらかが 0% ということはない。また、有効な支援のためには、「Want」と「Need」の双方が必要となると思われる。

表 6-3 ローカル NGO と他地域 NGO

	ローカル NGO	他地域 NGO
共感性	■■■■	■■■■
客観性	■■■■	■■■■
俯瞰性	■■■■	■■■■
長期計画性	■■■■	■■■■
地域知識	■■■■	■■■■
活動資源調達力	■■■■	■■■■
持続可能性	■■■■	■■■■

ここではその論を広げないが、既述のように心理学的には「影」を負っているのはローカル NGO だけではない。人間、集団、社会には必ず「影」が存在する。その「影」を、「Want」と「Need」の未分化、或いは「発想のバイアス」という言葉で置き換えて考え

ることも可能であろう。仮に「影」を「バイアス」と置き換えた場合においても、バイアスのない人間は存在せず、人間に個性がある以上、個性の発露ともいえるバイアスから逃れることは出来ないと思われる。つまり、真の客観性は存在し得ないのではないかと考える。ではそこで何が出来るだろうか。「自分（自分達）にはバイアスがある」という自覚ではないだろうか。その自覚に基づいた「Call & Response」を通じての丁寧な合意形成が基本になるものとする。

当事者性の高いローカル NGO の場合、実はそのローカル NGO も隠れた支援対象となるのではないだろうか。他地域 NGO は、無自覚に相手の内面に触れてはならない。しかしまた、無自覚に協働に臨むのではなく、ローカル NGO が負っている意識化出来ない「心の傷」、つまり「影」の存在ばかりではなく、自分達にも「影（バイアス）」があると承知した上で、心理社会的支援の協働に取り組むことが求められると考える。表 6-3 に示した項目は一部に過ぎず、関わる援助団体には現場の文脈によってそれぞれのコンピテンスがある。そこにこそ、援助という社会資源の充実化に向けた、新たな地平の広がりも浮上して来るのではないだろうか。

## 終章

### 1. 総括

本論文はセルビア共和国に庇護を求めたセルビア系難民・国内避難民の心理社会的課題と、それへの支援におけるアプローチ法をめぐる研究である。1990年代に発生した一連のユーゴ紛争終結後、未だに長い停滞と閉塞性の中を生きるセルビア共和国に庇護を求めたセルビア系難民・国内避難民を事例に、難民・国内避難民となる体験が人間の心にもたらす長期的影響をトラウマ体験、喪失体験の見地から検証すると共に、難民・国内避難民の心理社会的活性化と取り組む支援において、心理学の見地における社会環境の中の関係性が果たす役割と可能性を、ローカル NGO の心理社会的支援活動の視点から明らかにすることを目的としている。

冒頭に述べた目的のために、本論文は序章、各 2 章からなる 3 部、本終章からなる構成としている。

第 I 部では、セルビア系難民・国内避難民が背負う歴史とユーゴ紛争の経緯を記した後に、旧ユーゴスラヴィア圏のセルビア系住民が避難民となってセルビア共和国に庇護を求め、その後難民・国内避難民 (Internally Displaced Persons、以下 IDP) となって定住するまでの道筋を彼らの統合・帰還に関わる問題を含めて考察を行なった。

第 II 部では、そのセルビア系難民・IDP の心理社会的課題を考察するために、まずトラウマ、喪失体験等の基礎理論を概観し、紛争とそれによって生じる体験が心におよぼす長期的影響について論じた。次に、セルビア系難民体験者と IDP への聞き取り調査から、実態としてどのような心理社会的課題に直面しているかについての分析と考察を行ない、最後に IDP の児童の描画分析から次世代に伝承している心理的影響の痕跡について考察した。

第 III 部では、このような集団に対する心理社会的支援の有効性を心理学における関係性の視点から論じるため、まず理論的背景を軸とする考察を進めた。次に、セルビア系難民・IDP への心理社会的支援活動を展開するローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステが提唱する関係性理論である相互作用について論じた後、その相互作用を支柱の一つとする心理ワークショップ技法の有効性を、これまでの実践記録から分析すると共に、ローカル NGO ならではの優位性と特異性の側面から関係性の働きについての考察を行なった。

以下に、各部の総括と明らかになった点を記す。

#### **第 I 部：**

ユーゴスラヴィアとは「南スラヴの民の国」という意味だが、南スラヴ族が住み着いたバルカン半島は地形的条件から東西の民族間の交流を阻みやすく、南北からの敵の侵入には容易であったことから、その歴史は周辺の大国の動向に大きく影響を受けている。クロアチア人、スロヴェニア人はハプスブルク帝国の支配を受け、セルビア人、モンテネグロ人、マケドニア人はビザンティン帝国の影響を受けた後、長きにわたりオスマン・トルコの支配に

下った。その結果、同じキリスト教圏でありながら、現代では先進国を形成する西欧文明の精神風土と親和性の高いカトリック・キリスト教圏と正教・キリスト教圏という文化的差異を生み出しただけでなく、オスマン・トルコの約 400 年にわたる統治により南スラヴ族の中にもイスラム教徒が誕生することになった。ボスニア・ヘルツェゴヴィナのムスリム人である。このバルカン半島における東西の拮抗は後に旧ユーゴスラヴィアを構成する共和国間の差異にそのまま移行し、ユーゴ紛争勃発の土壌の一つとなったと考えられる。

ユーゴ紛争は数々の残虐行為が行われた極めて熾烈な戦いであり、大規模な避難民の発生も伴った。欧米先進国を主流とする国際社会では、その責任を問う「セルビア悪玉論」が形成され、セルビア人の国際社会における孤立化が生じた。国際社会のセルビアへの厳しい対応は、セルビア人に大きな不満、不公平感、孤立感を醸成したと考えられる。

さて、このユーゴ紛争で難民・IDP となった集団がその立場を脱していくためには、実社会における自立能力が問われるが、セルビア共和国では難民・IDP が定職に就ける機会は極めて少ないことが判明した。その主な理由はセルビア社会の経済停滞である。2016 年 1-3 月平均の手取り平均月収が約 43,596 円、失業率は 17.9% (ただし、15-25 歳は 43.8%)<sup>1</sup> と厳しい経済状況に加え、セルビア社会におけるコネ文化ともいえる人脈が優先される就業事情にも影響されている。人脈を含む社会環境自体を喪失して避難してきた難民・IDP は、職を得たとしても非正規のサービス業や賃金労働が主な職域となり、ここで貧困問題が付帯的に発生することになる。この貧困問題は、社会的弱者層である難民・IDP に更なる打撃を与え、難民・IDP 家族における次世代の高等教育の機会を阻害することになる。結果として、貧困の連鎖が生じるリスクが極めて高いと推定された。

また、難民・IDP の帰還と統合についても問題が多数確認された。統合については既述の就業問題に続く貧困問題により、特に難民収容センターで暮らす難民・IDP の失望感、閉塞感が憂慮される。その上、経済的停滞が地元社会を覆っているために必ずしも地元社会で寛容に受け入れられているとは限らない。セルビア共和国では難民収容センターの閉鎖が進められているが、難民・IDP の社会的自立にはまだ遠い道程が必要であることが確認された。

帰還については戦争当事国間の個人資産についての取り決めが必ずしも実行されておらず、この問題は特にクロアチア出身者に顕著である。従って帰還しても住居が確保出来ない点に加えてユーゴ紛争の禍根が残っており、帰還後の差別や迫害の恐怖が拭えないとみられる。セルビア政府難民委員会が 2008 年に実施した調査では帰還希望者は 5%未滿に留まっている。このようにセルビア系難民・IDP は民族間に残された心情的な戦禍と民族的な敗者という立場から、帰還の可能性を大きく阻まれている。

セルビア共和国で生活する難民・IDP はプライベート・アコモデーションが圧倒的に多く、難民収容センター (それと同様の機能を持つ施設も含める) を居住先としているのは全

---

<sup>1</sup> 在セルビア日本大使館の月報による。

体の 5%であるが、これまで述べた社会的側面における諸問題は、難民収容センターの居住者に特には重い課題と考えられる。

## 第 I 部で明らかになった点

(1)

後にユーゴスラヴィアを形成するバルカン半島の南スラヴ族には、歴史的に西側先進国の精神風土と親和性が高いカトリック・キリスト教圏と正教・キリスト教圏があり、その歴史的推移から形成されたそれらの差異はユーゴ紛争に至る分断要因として布置されていた可能性が窺われた。

(2)

セルビア人は、一連のユーゴ紛争で民族的敗者となったとされる。国際社会の中で孤立化を深めたセルビア人の視点に立った場合、ユーゴ紛争を取り巻く国際社会の厳しい対応に対しては、大きな不満と不公平感が残ったものと思われる。セルビアのナショナリズムの根底には、常に受難者、犠牲者という意識があるとされる<sup>2</sup>。ユーゴ紛争がセルビア人にとり自ら思う「受難の歴史」の一つとなっているとすれば、セルビア共和国における紛争トラウマ問題には個人と社会という重層性があると思われる。

## 第 II 部：

先行研究からは、トラウマ体験の影響が PTSD に留まらず長期的には人格形成にもおよぶとの知見を得た。一方、難民・IDP 化はトラウマ性の体験であると同時に喪失体験でもある。難民・IDP 化により生活環境という日常性が失われた結果、彼等が抱く心情はその喪失体験によって生じる根こぎ感であるのではないかと示唆を得た。

また、筆者がセルビア系コソヴォ IDP と地元民の高校生を対象に、コソヴォ紛争終結から 3~4 年を経過した 2002 年と 2003 年に、セルビア共和国クラグェヴァツ市で実施した質問紙調査からは、PTSD 症状、抑うつ感、絶望感等の症状について、2002 年度は総じて IDP 群が統計的有意に高い分析結果となったが、2003 年度には極めて一部でしか IDP 群の有意性は示されず、むしろ抑うつ感については地元民高校生の方が有意に高い結果となった。調査当時の社会情勢を考慮すると、セルビア社会全体を覆う停滞感が若年層全体に影響を与えていることが示唆される分析結果となった。これらのことから、トラウマ体験、喪失体験の影響は長期におよび、一定の法則性は有するものの、社会の動静と密接に関連していることが提示された。セルビア系難民・IDP 以外のユーゴ紛争を体験した児童と若年層の描画分析も、家庭内の虐待や重い記憶を窺わせる結果となり、ユーゴ紛争の心理的影響は、セルビア系難民・IDP に限らず、何らかの形で社会全体におよぶことが確認された。

次に聞き取り調査について記す。クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身の難民に

---

<sup>2</sup> 柴、前掲書 (1997)、25 頁

はコソヴォ IDP よりも、出身地での異なる民族との交流が深く、また紛争後も個人的関係においては親密度が失われていない傾向が認められた。この聞き取りに関する限り、南スラヴ族における一定の世代にはユーゴスラヴィアというアイデンティティが共有されていたのではないと思われる。それに対し、コソヴォでは非スラヴのアルバニア人とセルビア人の間には元来交流が少なく少数派が多数派を支配するという構図の中での社会の中で階層化が存在していた可能性が示唆されたが、この傾向を断定するにはより広い調査が必要となる。

避難は、大方の回答者により「突然」と意識されている。紛争の予期にも拘わらず、決断がそれだけ遅れたことは祖国を去ることが容易決断ではなかったことと推測された。避難先での生活水準の落差、差別等の体験を経て聞き取り時点に至るのだが、難民・IDP 化とは何であるかという問いに対しては、「どこにも属していない感じ」、「彷徨っている感じ」等の回答が、避難から 20 年を超えた時点においてもなされる結果となった。人間の尊厳をどこに求めるのかという設問に対しては「自由」、「誇り」が多く、それはそのまま喪失したものとの対極であるとの示唆を得た。自らの支えとしては、必ずしも収入とは結びつかずとも何らかの社会的タスクと人間関係に集約される結果となった。社会的タスクの希求は、喪失による自己価値感の低下を取り戻そうとする内的働きであると思われる。それは、これまで述べてきた回答の「どこにも属していない」、「(失った) 自由」、「(傷ついた) 誇り」と結びつき、帰属感、社会における居場所の希求と重なるものである。回答者は避難後 20 年を超えているために、総じて現在は避難先で一定の生活基盤を再構築出来た層と考えられるが、それでもなお、喪失した資産、コミュニティと共に、当時思い描いていた未来の喪失も体験したことが示唆される結果となった。また、回答者 3 名には、物語記憶として統合されていないトラウマ性の記憶があることが窺われ、それらは「時間が凍結したようだ」、「何も感じない」等の発言に表れた。セルビア人に向けられた「加害国言説」をどう思うかという質問には明確な回答はなく、政治力学的な感想等に終始した。これもまた、未だ受け止めるには厳しい事実であることが推測された。

一方、IDP 児童 36 人の描画分析からは実に 26 人に、何らかの心理社会的課題が確認された。親への信頼感と自発性の欠如、現実逃避、抑うつ感に加えて防衛傾向がその主なものであるが、2 名の描画にトラウマ性の体験の痕跡が窺われた。これらの児童は、紛争終結後に IDP の両親から生まれており、紛争そのものの体験はない。しかし、閉ざされた環境である難民収容センターと、就学児童であれば学校との往復以外に実社会との接点が極めて少なく、家庭は IDP 生活の停滞と貧困から疲弊しているものと思われる。難民・IDP 化による影響は、直接的体験者だけではなく、このような紛争後の社会で成育していく子ども達にもおよんでいることは、難民・IDP 化が如何に長期的影響をおよぼすかという一つの証左でもあると考える。

## 第Ⅱ部で明らかになった点

(1)

先行研究、質問紙調査の結果、描画分析から、紛争体験は、難民・IDPをはじめとする紛争体験者に一定のトラウマ性の影響を残すことが示唆された。しかし、セルビア共和国の場合、時の経過と共に、それは顕著な PTSD、うつ病というような病理性の高い症状ではなく、むしろ停滞感、閉塞感、倦怠感といった慢性度の高いものであることが窺われた。IDP と地元民高校生への質問紙調査の比較分析においては、必ずしも IDP 群における PTSD 等の症状が統計的に有意に高い結果とならず、支援の立場からはハイ・リスク集団を属性だけで断定できないことが確認された。

(2)

聞き取り調査の結果からは、難民・IDP 化体験はトラウマ性も存在するが、共通して大きな喪失として体験されたことが提示された。生活基盤の喪失によって、生活そのものだけでなく、そこで共有されていた人間関係、将来への計画や抱負までもが一変する。従って、難民・IDP 化体験は、それまでの個々人が日常性の中で享受していたもの全てが、根こぎにされる体験であるとの示唆を得た。人間と社会的文脈とを切り離せないということは、人間がその生存のために常に「社会」を必要としていることである。難民・IDP 化とは、この「社会」を根こぎにされることと同義と考えられ、難民・IDP への心理社会的支援には、これらの人々が社会の中での居場所を再発見していくための支援の側面が重要になることが明らかになったと考える。

(3)

聞き取り調査の結果からは、職業、資産の喪失の関連と思われる、自己価値感の低下が示された。「それまでの普通」が出来なくなることを当初は環境要因と捉えることが出来ても、状況が継続することにより、「普通が出来ない自分」が内在化されていく。上記 (2) とも関連するが、心理社会的支援においては社会の中で自己の有用性を取り戻す仕組みの必要性が明らかになった。

(4)

IDP 児童の成育環境の観察と描画分析から、直接紛争を体験していない難民・IDP の次世代にも、家族や環境を通しての影響がおよんでいることが明らかになった。難民・IDP への支援は恒常的に続くものではない。しかし、こうした IDP 児童がいずれはセルビア社会の構成員となっていくことを考えると、長期的視野に立った次世代への心理社会的支援の必要性が示唆された。

### 第Ⅲ部

心理療法では、フロイトを源流とする従来の一方向的方法から、双方向性の働きを重視する技法が新たな潮流となっていることを確認した。ここでの双方向性とは、関係性に焦点をあてた理論と技法である。人間を社会的文脈の中で捉えようとする、或いは心を社会環境との関係態で捉えようとするこの新たな地平は、病理に対しては問題、治療に対しては解決と

という概念の違いと共に、その問題が個人の内面の無意識で起きているのではなく、関係性という相互作用の中で起きているとし、従って、関係性に働きかけることで問題解決、或いは改善をはかろうとする取り組みである。

セルビア共和国で 1991 年から活動を開始したローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステは、自国に多数流入してきた同じセルビア人の避難民の子ども達が描画や遊びで示す深刻な発達上の問題に直面し、激変した環境の中、閉鎖的、かつ施設としても劣悪な条件である難民収容センターで育つ子ども達の健全な発達を促すために心理ワークショップという技法の支援を開始した。ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップの理論は、人間が生きている以上、切り離すことのできない他者との関係における相互作用 (Interactiveness) に着目したものであった。発達 (成長) は、集団の中での協働作業によって促進される、またそれは遊びという枠組みの中で大きく触発される、更にはその場が均一なものではなく、何らかの差異 (年齢、個性、文化的背景等が不均一であること) が持ち込まれることによって生じる「不均衡」が成長への動因となるとするズドラヴォ・ダ・ステの理論は、本論文で概観した関係性を主眼点とした心理療法の新たな潮流と大きく符合するものであった。ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップは達成目標を設けファシリテーターが参加者を導くという古典的なスタンスとは対極である。ファシリテーターは見守るが、緩やかな枠組みの中で児童であっても主体性が尊重される。ズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップには、必ず何らかの創造性を促進するための創作活動を行う。これまでの心理ワークショップで作成された児童の作品を用いて、心理学的な効果測定を行ったところ、概ね有効と判断される結果となった。

次に、ズドラヴォ・ダ・ステが日本の援助団体と協働して、セルビア系コソヴォ IDP 児童を対象に 2012 年 2 月から 2015 年 1 月までの 3 ヶ年にわたり実施した、心理ワークショップを主体とする支援活動の効果について、エピソード分析によって考察した。受益者児童は難民センターで生まれ育ち、課題を多く抱えていたグループである。これまで述べてきたように、家庭環境も憂慮される状況であり、年齢層に応じた発達課題に問題がみられた。3 ヶ年の成果としては、彼等が生きる「場」への当事者意識、周囲との仲間意識、他者への感謝の表明などの成果が達成されたが、このうちで最も大きな成果は、子ども達が自発的にその場を守るための「私達のルール」を作ったことだと思われる。これは共同体感覚の発芽であり、作った子ども達自身が自己肯定感、自尊感情を内在化したものと考えられる。ズドラヴォ・ダ・ステの相互作用理論、遊びの効能が作用し、そこで学習されたものを内在化して質的変容が起きたものと考えられる。

しかし、受益者児童の変容は、心理ワークショップ活動だけで生じたものではないと考える。ファシリテーター・チームの定期的な訪問は、閉ざされた環境に「社会」を持ち込み、子ども達は実社会との接点を見出したことも背景としてあるのではないだろうか。そこで醸成されていった関係性の中で、子ども達にとってファシリテーター・チームはロールモデルとしての役割も果たしたものと思われる。描画分析にみられた、親への不信、或いは親に

頼れない感覚は、子どもが大きく受容されて初めて獲得するといわれる基本的信頼感、安心感を大きく阻害していたものと考え。ファシリテーター・チームの定期的訪問によって増した親密度は、この基本的信頼感と安心感が子どもの中に育まれることに結びつき、その安心感という土壌の上で、心理ワークショップの効果が、よりよく体験されたものと考え。

ローカル NGO の果たす役割についても重要な点がある。難民・IDP はそれまでの環境と分断され、喪失を余儀なくされた。その体験がたとえどのような大きな紛争の中であっても、個々人は「世界」という枠組みではなく、ローカルという局地的な文化の文脈で、その体験によって生じた悲哀を体験するのではないだろうか。つまり、味わう感情、感慨は個々人のものである。その取り戻すことができない場所、環境、生活に、戻ることができるのであれば、それはローカルな文化であろう。伝承されてきた音楽、民話、風習は、同じ文化に属するローカル NGO だからこそ共有でき、関係性に親密感、そして安心感が生成されるものと考え。精神風土としての文化の共有は、ローカル NGO が持つ最も大きなコンピテンスであろう。

セルビア共和国は、既述の様に国際社会の中で孤立化した。その負荷は、難民・IDP だけではなくセルビア人社会で共有されたものである。ズドラヴォ・ダ・ステ自身も、この孤立を受け止めなければならなかった。ズドラヴォ・ダ・ステは、団体の基本的立脚点として「人道的援助団体 (Humanitarian)」と一線を画し、自らを「人間としての成長 (Human Development)」を掲げ、それを志向する思想集団であるとしている。対等 (Equality) であること、診断的 (Clinical) ではないことへの固執も強い。これらのことから、ローカル NGO としての「影<sup>3)</sup>」の側面もみえてくる。ズドラヴォ・ダ・ステの基本的立脚点へのこだわりは、実は傷ついた誇りとアイデンティティが、援助されることを由とせず、対等であることを主張し、診断されることに抵抗しているとも考えられるのである。ズドラヴォ・ダ・ステが、過去 20 年以上にわたり難民・IDP に対する心理社会的支援に取り組み、成果をあげてきたことは事実であり、本論文での分析によってもその効果について一定の検証はされたものと考え。しかし、ズドラヴォ・ダ・ステの喪失が難民・IDP 児童達の未来への理想化として投影され、活動へのモチベーションとなっている側面も、同時に存在していると考え。

### **第Ⅲ部で明らかになった点**

#### (1)

関係性の作用を支柱とし、遊びをメタファーにデザインされるズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップ技法は、難民・IDP 児童の心理社会的活性化に成果をあげ得ることが、分析から明らかになった。心理療法とは異なり、一定の訓練を受ければ非専門職も携わることができるこの技法は、援助団体が展開する心理社会的支援には適性があるものと

---

<sup>3)</sup> 「影」は心理学の用語である。詳しくは第 5 章の脚注 85 を参照

思われる。

(2)

難民・IDP がそれまでの社会環境を分断されており、新たに関係性を含む人生の基盤を構築しなければならない。心理社会的支援の役割の一つは、そうした難民・IDP を社会の網の目に戻すことにある。参加への心理的バリアが低く、関係性を主体とする心理ワークショップは、分断を抱え、社会関係を編み直さなければならない難民・IDP のような集団に対して、適合性のある選択であった。

(3)

ローカル NGO は受益者と、精神風土としての文化を共有できるコンピテンスを持ち、その存在自体で受益者に親密感、安心感を与えることが出来得る。それらのことは、心理社会的支援に必須といわれる支援者と受益者との関係作りに大きな優位性を与える。

(4)

一方では、紛争による敗北、喪失感という同胞としての傷も共有していることから、ローカル NGO には、その立ち位置に当事者ならではの「影」、或いは「バイアス」の側面も生じやすいことが窺われた。関係性の中に生じる作用には、それぞれの背負っているものが投影されることは必定であり、それ故にこそ、互いの背景への洞察に支えられた関係形成が求められるものとする。

## 2. 結論

以上の事から、本研究における結論は以下と考え、冒頭で記した目的に添って記す。

### (1) セルビア共和国に逃れたセルビア系難民・IDP 化体験の心理的影響

文献研究、定量的研究からは、難民・IDP 化が PTSD 症状、抑うつ等の心理的影響を長期的に残すことが検証された。しかしセルビア共和国のように、紛争終結から長い年月が過ぎても十分に復興を達成できていない社会の停滞期においては、紛争の心理的影響は病理が顕著であるというよりは、慢性的な停滞感、閉塞感となっている。そしてそれは、難民・IDP 集団以外にもおよぶ傾向があることが示唆された。つまり、心理的影響は残るが、そのありようは変化するのである。支援の立場からは、属性だけでリスク集団を同定できないことが示唆された。

聞き取り調査からは、難民・IDP 化体験は必ずしもトラウマ体験ではないが、喪失体験であることが示唆された。難民・IDP 化による日常性の喪失は、それまでの社会環境との分断である一方、地元社会との統合が十分に果たされている訳ではない。しかも、帰還においても残してきた家屋等の資産の凍結問題が解決しておらず、これも果たされないという状況である。難民・IDP になるという体験は如何なるものかという問いに対する回答者の「どこにも属していない感覚」という言葉に象徴される様に、不安定な帰属感と自己価値感の低下が避難から約 25 年（コソヴォ IDP の場合は約 20 年）を経た時点でも残存している。加え

て、ユーゴ紛争におけるセルビア人に対する「加害者言説」は、未だに残る傷をアイデンティティと誇りに与えているのではないかと推測された。

難民・IDPの中には現在もまだ難民収容センター、或いはそれと同様の施設で生活する人々があり、これらの家族には紛争終結後に生まれ育った子ども達がいる。紛争、ないしは難民・IDP化生活が長期にわたることにより生じていると考えられる成育環境の問題点が確認された。

これらのことから、難民・IDP化によって生じた心理的影響が明らかに可視化される時期は経過したが、心の根底にはまだ潜在しており、セルビア社会の経済的停滞も相俟って、むしろ次世代、次々世代の若年層と子ども達の心理社会的課題が憂慮される結果となった。

## (2) 心理社会的支援における関係性の役割とローカル NGO

先に述べたように、難民・IDPは生まれ育った、そして構築してきた生活環境から分断されている。それが難民・IDPの喪失体験の本質にある。従って、難民・IDPは自活できるよう自立能力を再構築しなければならないと同時に、自己の居場所、社会における人的共同体も築いていかなければならない。本論文では心理療法の領域において、従来の治療的介入とは異なる、関係性に介入して問題を改善していこうとする取り組みも概観したが、本論文で研究対象としたズドラヴォ・ダ・ステの心理社会的支援もまた、相互作用という関係性の活性化を軸にした成長志向であった。その技法である心理ワークショップの効果に関しては、分析結果から有効性のある取り組みであることが実証された。

先に難民・IDP化体験の本質にあるのは分断であると述べた。事例研究の対象としたIDP児童については、分断が二重に起きている。IDP児童は親が難民化してから生まれているため、直接的に紛争や避難行は体験していない。しかし、家族としては父祖伝来の土地に象徴される、ルーツとの分断が起きている。これが家族に布置された根こぎ感である。加えて、難民収容センターというセルビア社会から孤立した場所で生育するため、二重の分断なのである。心理ワークショップは遊びが重要な構成要素になっており、参加にあたっての心理的バリアが低く、心理ワークショップの場での体験とその積み重ねが内在化されるため特に児童には効果的であると思われる。

難民・IDP化の根底にある「分断」された過去と「再建」いう現実と未来の命題に対し、支援の場に社会というメタファーを持ち込み、関係性の役割を主眼とした心理ワークショップという支援方法には適合性があると判断した。

ローカル NGO については、受益者に安心感と親密感を与える精神風土としての文化を共有できる点に、最大の利点があると思われる。心理社会的支援には、ローカル NGO の役割をより活性化することが有効であると同時に、そのローカル NGO が有している当事者性故の「影」の側面については、より深い考察が必要であるとの示唆を得た。心理社会的支援を行う他地域、特に国外の援助団体は、ローカル NGO との協働を必要とする。「影」への理解は、その協働の質の向上に有益な視座を与えるものと考えられる。

### 3. 今後の課題

本論文を終えるにあたり、以下に今後の課題を述べて本研究を深める指針としたい。

#### (1) トラウマの重層性について

本論文第3章、第4章の分析と考察からは、セルビア系難民・IDP 集団には個人レベルでのトラウマ性の体験による心理的影響が認められ、その影響は紛争終結から時を経ても形を変えながら一定の継続性を持つことが明らかになった。一方、本論第I部の考察から、セルビア人社会には国際社会での孤立化を余儀なくされたとして、悲嘆と不公平感の双方が存在することが窺われる結果ともなった。これは、セルビア人の内面の傷には重層性がある可能性を示すことになる。つまり、個人的体験としてのトラウマと社会的事象から受けたアイデンティティの傷つきである。そうであるとすれば、セルビア社会における心理社会的支援には共同体としてのトラウマを念頭におかねばならないと思われる。ユーゴ紛争の民族的敗者と位置づけられるセルビア社会のトラウマの重層性については、更なる研究が重要であり、それはまた、より有効な心理社会的支援の立案にも役立つものとする。本論文では、この点に深くふれることが出来なかった。今後の課題としたい。

#### (2) 心理ワークショップの効果について

本論文では、心理ワークショップの効果について、一定の検証がなされたと考える。しかし、その効果の普遍性については検証されていない。ズドラヴォ・ダ・ステが提唱する心理ワークショップは、同じ文化を共有するセルビア系難民・IDP が対象であったから有効であったのか、或いはセルビアという固有の文化を背景としているからなのかについての回答は得られていない。例えば、他地域で、或いは外国人のファシリテーターの場合も有効なのかについて等々、心理ワークショップの効果の普遍性についての検討は、心理ワークショップをより進化させていくためにも重要であると考えられる。

これについての課題はもう一点あると考える。本論文では記さなかったが、筆者は1990年代に難民児童としてズドラヴォ・ダ・ステの受益者児童であった4名に対し、2017年12月に聞き取り調査を行っている。全員が一様に、自分達が現在あるのはズドラヴォ・ダ・ステの心理ワークショップに継続的に参加したこと、そしてズドラヴォ・ダ・ステの輪の中にいたことによると答えた。「小さな蟻のような存在で、踏みつけられていた子どもの自分を対等に扱ってくれた。」との回答には、ズドラヴォ・ダ・ステの基本的立脚点の成果が感じられる。しかし、筆者がアクセス出来たのは、そのような関係性を持てた層だからであり、ズドラヴォ・ダ・ステとも、心理ワークショップとも親和性を持てなかった難民児童も存在した筈である。その理由を確認することは、心理ワークショップのみならず、心理社会的支援の質の向上に重要と考える。このような層へのアクセスは検討課題であると考えられる。

### (3) ローカル NGO の優位性

同じく、本論文ではローカル NGO の優位性が検証されたと思われるが、これについても、セルビアという特殊な社会条件がそこにどう作用したかについての検証をすることは出来なかった。本論文では研究対象ではなかったため論考しなかったが、ローカル NGO の活用は支援の持続性担保のためにも重要な視点となることから、これについての利点、留意点についても、今後更なる研究を進めたい。

### (4) 「影」について

本論文では、ローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステの「影」の側面に言及した。即ち、援助者自身の紛争体験による心の傷と、それが投影される可能性である。しかし、本論文の研究ではほぼその指摘に留まった。本論文では「影」の問題を、「高い・強い当事者性」とも置き換え、またその結果生じる「発想におけるバイアス」として表れるという側面からも考察したが、十分な整理には至らなかったと考える。人間はそれぞれの個性を持ち、集団もそれぞれの個性を持つ。従って、個人にせよ、団体にせよ、ある「場」に関わることは、そこに何らかの変容要因を与えざるを得ない、援助活動、研究活動を問わない現象となるのではないだろうか。そしてまた、それは既に述べたように、セルビア共和国に限ることではない。心理社会的支援における関係性が果たす役割の質的向上のためばかりではなく、第 6 章で論じたローカル NGO と他地域 NGO との連携においては、円滑な合意形成、有効なパートナーシップと援助実施にとっても重要であると考えられる。つまり、「影」という内面にある存在の結果として表れる「当事者バイアス」をどのように捉えるかは、協働における関係形成、心理社会的支援とその研究の質の向上に大きく影響すると考える。考察を深めることと同時に、支援の現場でこの問題に対してどのような対処が可能であるかという具体論についても、今後の大きな研究課題としていきたい。

### (5) 質的研究について

本論文では、セルビア共和国難民委員会、ローカル NGO ズドラヴォ・ダ・ステの構成メンバー、難民体験者と IDP に対する聞き取り調査を実施した。この中で、特に難民体験者と IDP に対する聞き取り内容は、回答者の避難、収容、定住先の確保、それらの変化における心情を問うものであったが、これら貴重な証言でもある質的データの分析方法については抽出事項をより整理し、精緻化出来る方法論と取り組む必要があると思われる。質的研究方法については課題が残り、今後の目標としたい。

## 参考文献

### 和文文献

- アメリカ精神医学会 (高橋三郎訳) 『DSM-IV 精神疾患の分類と診断と手引き』(医学書院、1995)
- アメリカ精神医学会 (高橋三郎・大野裕監訳 染矢俊幸・神庭重信・尾崎紀夫・三井将・村井俊哉訳) 『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』(医学書院、2014)
- 飛鳥井望「トラウマがもたらす子どもの危機」『コミュニティ心理学研究』第10巻第1号 (2006) 16 - 21 頁
- 朝吹登水子『ボーヴォワールとサガン』(読売新聞社、1967)
- 池田豊應編『臨床投映法入門』(ナカニシヤ出版、1995)
- 伊藤芳明「旧ユーゴスラヴィア紛争とメディア」佐原徹哉編『ナショナリズムから共生の政治文化へ ユーゴ内戦10年の経験から』(北海道大学スラブ研究センター、2002)
- 井上幸子「阪神・淡路大震災避難所における集団遊戯療法の意義」『心理臨床学研究』第16巻第2号 (1998) 162 - 173 頁
- 入江正洋「阪神・淡路大震災を景気に発症した外傷後ストレス障害の一例」『心身医』第35巻第8号 (1996) 698 - 701 頁
- 岩田昌征『ユーゴスラヴィア 衝突する歴史と抗争する文明』(NTT出版、1994)
- 岩田昌征『ユーゴスラビア多民族戦争の情報像 学者の冒険』(御茶ノ水書房、1999)
- 岩田昌征『20世紀崩壊とユーゴスラヴィア戦争 日本異論派の言立て』(御茶ノ水書房、2010)
- 植村勝彦『現代コミュニティ心理学 理論と展開』(東京大学出版会、2012)
- 植村勝彦、高島克子、箕口雅博、原裕視、久田満編『よくわかるコミュニティ心理学』(ミネルヴァ書房、2006)
- E.S.ウルフ (安村直己・角田豊訳) 『自己心理学入門 コフト理論の実践』(金剛出版、2016)
- E.H.エリクソン (近藤邦夫訳) 『玩具と理性 経験の儀式化の諸段階』(みすず書房、1981)
- K.エリクソン「トラウマと共同体に関する覚書」(下川辺美知子監訳) C.カルース編『トラウマへの探求—証言の不可能性と可能性』(作品社、2000)
- 遠藤利彦『悲しみとは何か? 悲しみはいかに発達するのか?』松井豊編「悲嘆の心理」(サイエンス社、1997)
- 岡真理『記憶/物語』(岩波書店、2000)
- 岡田康伸、田畑治、東山紘久編『臨床心理学3 心理療法』(創元社、1992)
- 岡野憲一郎「関係精神分析の展望」岡野憲一郎・吾妻荘・富樫公一・横井公一編『関係精神分析入門 治療体験のリアリティを求めて』(岩崎学術出版社、2011)
- 小此木啓吾『対象喪失 悲しむということ』(中央公論新社、1979)

- 小此木啓吾「対象喪失とモーニングワーク」松井豊編『悲嘆の心理』(サイエンス社、1997)
- 長有紀枝「旧ユーゴ紛争における救援活動の特殊性—二つの「心のケア」プロジェクトの始まり—」難民を助ける会編『スルツェ　こころ—旧ユーゴ紛争　戦争トラウマとNGOの挑戦』(難民を助ける会、1998)
- 長有紀枝「人道援助におけるNGOの活動：その役割、限界と可能性」広島市立大学広島平和研究所編『人道危機と国際介入—平和回復の処方箋』(有信堂、2003)
- 長有紀枝『スレブレニツァ—あるジェノサイドをめぐる考察—』(東新堂、2009)
- 長有紀枝『入門　人間の安全保障　恐怖と欠乏からの自由を求めて』(中央公論新社、2012)
- 長有紀枝「旧ユーゴスラビア戦犯法廷が残したもの—24年の「正義と分断」」『世界』2018年3月905号(岩波書店、2018)
- 笠原清志『社会主義と個人』(集英社、2009)
- 家族画研究会編『臨床描画研究I』(金剛出版、1986)
- 加藤寛・岩井圭司「PTSDの経過論—縦断研究の知見を通して」『精神科治療学』13(8)(1998) 955 - 961 頁
- 加藤雅彦『バルカン—ユーゴ悲劇の深層』(日本経済新聞社、1993)
- C.カールス(下川辺美知子訳)『トラウマへの探究—証言の不可能性と可能性』(作品社、2000)
- 河合俊雄「心理臨床における個と集団という視点」岡田康伸・河合俊雄・桑原知子編『京大心理臨床シリーズ5 心理臨床における個と集団』(創元社、2007)
- 河合隼雄『ユング心理学入門』(培風館、1967)
- 河合隼雄『影の現象学』(講談社、1987)
- K.J.ガーゲン(東村知子訳)『あなたへの社会構成主義』(ナカニシヤ出版、2004)
- 喜多悦子『紛争時・紛争後におけるメンタル・ヘルスの役割』(独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所 客員研究員報告書、2005)
- [https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200512\\_heg.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200512_heg.pdf) (2017年1月15日閲覧)
- 栗生沢猛夫「世界史の構成員としてスラヴ人」井上浩一・栗生沢猛夫編『世界の歴史　ビザンティンとスラヴ』(中央公論社、2009)
- S.クリソルド編(田中一生・柴宣弘・高田敏明訳)『増補版ユーゴスラヴィア史　ケンブリッジ版』(恒文社、1980)
- 栗本英「内戦、難民とトラウマ」多文化間精神医学研究『文化とこころ』vol.1-no.4(相川書房、1994) 38-43 頁
- M.グレニー(井上健・大坪孝子訳)『ユーゴスラヴィアの崩壊』(白水社、1994)
- 河野貴代美編『国際人道支援におけるこころのケア　アフガニスタンでの試み』(新水社、2007)
- 国連難民高等弁務官事務所『世界難民白書　人道行動の50年史』(時事通信社、2001)

- こころのケアセンター編 『災害とトラウマ』（みすず書房、1999）
- C.コッホ（林勝造・国吉政一・一谷彊訳）『バウム・テストー樹木画による人格診断法』（日本文化科学社、1970）
- 小西聖子「トラウマのケアー治療者、支援者の二次的外傷性ストレスの視点から」『トラウマティック・ストレス』第1巻第1号（2003）7-11頁
- 小西聖子『新版 ト라우マの心理学 心の傷と向き合う方法』（NHK出版、2012）
- H.コフト（林直樹訳）『自己心理学とヒューマニティ 新しい精神分析的アプローチに関する考察』（金剛出版、1996）
- 斎藤学「児童虐待とトラウマ」『アディクションと家族』第14号3号（1997）284-292頁
- 笹尾敏明「欧米におけるコミュニティ心理学」植村勝彦編『よくわかるコミュニティ心理学』（ミネルヴァ書房、2006）
- 佐原徹哉『ボスニア内戦』（有志舎、2008）
- C.サマリ（神野明訳）『ユーゴの解体を解く』（柘植書房、1994）
- A.サミュエルズ（村本詔司・村本邦子訳）『ユングとポスト・ユンギアン』（創元社、1990）
- 在木和雄「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還の障害と住宅問題 - 「失われた公有住宅の居住権」の問題を中心に」 広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第4巻（2009）51-75頁
- [http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/2/29027/20141016165946771026/StudiesInEnvironmentalSciences\\_4\\_51.pdf](http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/2/29027/20141016165946771026/StudiesInEnvironmentalSciences_4_51.pdf) （2017年1月7日閲覧）
- 在木和雄「セルビアにおける難民の現地社会への統合の進行状況」 広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第5巻（2010）49-85頁
- [http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/3/33108/20141016192457264019/StudiesInEnvironmentalSciences\\_5\\_49.pdf](http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/3/33108/20141016192457264019/StudiesInEnvironmentalSciences_5_49.pdf) （2015年8月3日閲覧）
- 在木和雄「クロアチアにおけるセルビア人難民の帰還と再統合ー雇用問題の側面からの考察ー」 広島大学大学院総合研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第6巻（2011）9-38頁
- [http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/3/33114/20141016192506174339/StudiesInEnvironmentalSciences\\_6\\_9.pdf](http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/3/33114/20141016192506174339/StudiesInEnvironmentalSciences_6_9.pdf) （2017年3月20日閲覧）
- 椎野信雄「社会的世界とアイデンティティ」『ソシオロギス4』（1980）65-78頁
- 柴宣弘『ユーゴスラヴィア現代史』（岩波書店、1996）
- 柴宣弘『バルカンの民族主義』（山川出版社、1996）
- 柴宣弘・小沢弘明・岩崎稔「ユーゴ内戦とはなんだったのか」『現代思想 総特集=ユーゴスラヴィア解体』vol.25-14、（青土社、1997）25頁
- 柴宣弘編『バルカン史』（山川出版社、1998）
- 柴宣弘『改訂新版 図説バルカンの歴史』（河出書房新社、2006）
- 柴宣弘・木村真・奥彩子編『東欧地域研究の現在』（山川出版社、2012）

- 柴宜弘・山崎信一編『セルビアを知るための 60 章』(明石書店、2016)
- 柴宜弘編『バルカンを知るための 60 章』(明石書店、2016)
- 柴田義松『ヴィゴツキー入門』(子どもの未来社、2006)
- 清水明子「「クロアチア独立国」におけるセルビア人虐」松村高夫、矢野久編『大量虐殺の社会史-戦慄の 20 世紀-』(ミネルヴァ書房、2007)
- 清水明子「クロアチア「祖国戦争」と「民族浄化」」松村高夫ほか編『大量虐殺の社会史-戦慄の 20 世紀-』(ミネルヴァ書房、2007)
- 下河辺美知子『歴史とトラウマ-記憶と忘却のメカニズム』(作品社、2000)
- 下河辺美知子『トラウマの声を聞く-共同体の記憶と歴史の未来』(みすず書房、2006)
- 下山晴彦「社会臨床心理学の発想」下山晴彦・丹野義彦編『講座 臨床心理学 6』(東京大学出版会、2002)
- 白川美也子「歴史とトラウマと解離」森茂起編『埋葬と亡霊 ト라우マ概念の再吟味』(人文書院、2005)
- C.ジェニキー(丸田俊彦監訳)『関わることのリスク 間主観性の臨床』(誠信書房、2014)
- R.D.ストロロウ(和田秀樹訳)『トラウマの精神分析』(岩崎学術出版社、2009)
- 関沢まゆみ編『戦争記憶論 忘却、変容そして継承』(昭和堂、2010)
- 徐京植『プリーモ・レーヴィへの旅』(朝日出版社、1999)
- 高木徹『戦争広告代理店』(講談社、2002)
- 高島克子『コミュニティ・アプローチ』(東京大学出版会、2011)
- 田中一生『バルカンの心 ユーゴスラビアと私』(彩流社、2007)
- 田中孝志「自己評価領域の拡大」遠藤辰雄・井上祥治・蘭千尋編『セルフ・エスティームの心理学』(ナカニシヤ出版、1992)
- 鑪幹八郎『アイデンティティの心理学』(講談社、1990)
- 田畑治「PTSD-喪失と歴史-」『人間性心理学研究 第 13 巻第 2 号』(1995) 78-185 頁
- 多谷千香子『「民族浄化」を裁く-旧ユーゴ戦犯法廷の現場から-』(岩波書店、2005)
- 多谷千香子『戦争犯罪と法』(岩波書店、2006)
- K.G.ダフィ、F.Y.ウォン(植村勝彦監訳)『コミュニティ心理学 社会問題への理解と援助』(ナカニシヤ出版、1999)
- A.J.ダルトン、M.イライアス、A.ウォンダースマン(笹尾敏明訳)『コミュニティ心理学 個人とコミュニティを結ぶ実践人間科学』(金子書房、2007)
- 千田善『旧ユーゴ紛争 多民族・モザイク国家の悲劇』(講談社、1993)
- 千田善『旧ユーゴ紛争はなぜ長期化したか』(頤草書房、1999)
- 千田善『なぜ戦争は終わらないか』(みすず書房、2002)
- 月村太郎『ユーゴ内戦 政治リーダーと民族主義』(東京大学出版会、2006)
- 月村太郎『民族紛争』(岩波書店、2013)
- 辻恵介「共生を阻んできた歴史-こころと歴史・文化・社会」多文化間精神医学会『ここ

- ろと文化』 vol.5-no.1、(2006) 10-15 頁
- 都留文科大学比較文化学科編『記憶の比較文化論』(柏書房、2003)
- L.C.テア (吉田利子訳)『記憶を消す子供たち』(草思社、1995)
- G.デランティ (山之内靖・伊藤茂訳)『コミュニティ グローバル化と社会理論の変容』  
(NTT 出版、2006)
- R.J.ドーナ、R.J.(Donia, R.J.)、V.A. ファイン(V.A. Fine.Jr.) (佐原徹哉・山崎信一・柳  
田美映子訳)『ボスニアヘルツェゴヴィナ史—多民族国家の試練』(恒文社、1995)
- 中尾秀一「難民支援と平和構築」日本平和学会編『人道支援と平和構築』(早稲田大学出版  
部、2005)
- 中野民夫『ワークショップ-新しい学びと創造の場-』(岩波書店、2005)
- 中村和夫『ヴィゴツキー心理学』(新読書社、2004)
- 中山裕美『難民問題のグローバル・ガバナンス』(東信堂、2014)
- R.A.ニューマイヤー (富田拓郎・菊池亜希子訳)『喪失と悲嘆の心理療法 構成主義からみ  
た意味の探求』(金剛出版、2007)
- E.ノイマン (石渡隆司訳)『深層心理学と新しい倫理—悪を超える試み』(人文書院、1987)
- 日本描画テスト：描画療法学会編『臨床描画研究IX』(金剛出版、1994)
- 日本遊戯療法研究会編『遊戯療法の研究』(誠信書房、2000)
- 西澤哲『トラウマの臨床心理学』(金剛出版、1999)
- 野口裕二「社会構成主義という視点—バーガー&ルックマン再」小森康永・野村直樹・野  
口裕二編『ナラティブ・セラピーの世界』(日本評論社、1999)
- 野口裕二「社会学と心理学」下山晴彦・丹野義彦編『講座 臨床心理学 I 臨床心理学とは  
何か』(東京大学出版会、2000)
- 波津博明「米英メディアは旧ユーゴ紛争をどう伝えたか」佐原徹哉編『ナショナリズムか  
ら共生の政治文化へ ユーゴ内戦 10 年の経験から』(北海道大学スラブ研究センター、  
2002)
- J.H.ハーヴェイ (安藤清志訳)『喪失とトラウマの心理学—悲しみに言葉を』(誠信書房、  
2002)
- P.ハントケ (元吉瑞枝訳)『空爆下のユーゴスラビアで—涙の下から問いかける』(同学社、  
2001)
- R.D.パットナム (柴内康文訳)『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』(柏  
書房、2006)
- A.バンデューラ (本明寛、野口京子監訳)『激動社会の中の自己効力感』(金子書房、1997)
- B.A.ヴァン・デル・コルク、O.ヴァン・デル・ハート (斎藤学監訳)「ピエール・ジャネ  
と「心理的トラウマによる適応破綻」『アディクションと家族』第 14 巻第 3 号 (1997)  
322 - 337 頁
- B.A.ヴァン・デル・コルク、O.ヴァン・デル・ハート、オノ (下川辺美知子訳) C.カルー

- ス編『トラウマへの追求－証言の不可能性と可能性』（作品社、2000）
- 久田満「予防の概念」山本和郎・原裕視・箕口雅博・久田満編『臨床・コミュニティ心理学』（ミネルヴァ書房、1995）
- 久留一郎「外傷後ストレス障害と人的災害」『人間性心理学研究』第13巻第2号（1995）  
196 - 210 頁
- 弘中正美「遊びの治療的機能について」日本遊戯療法研究会編『遊戯療法の研究』（誠信書房、2000）
- L.S. ヴィゴツキー（菅田洋一郎監訳）『子どもの心はつくられる－ヴィゴツキーの心理学講義』（新読書社、2000）
- L.S. ヴィゴツキー（広瀬信雄訳）『子どもの想像力と創造』（新読書社、2002）
- 藤川麗『臨床心理のコラボレーション 統合的サービス構成の方法』（東京大学出版会、2007）
- 藤見幸雄「ワークショップの概念とその可能性並びに課題点－欧米における心理学ワークショップの体験を通じて－」『社会教育』第49巻第9号（(財)日本社会教育連合会、1994）
- 藤見幸雄「グループの実践：国際紛争解決にとり組むプロセス指向心理学－ワールドワーク入門」『臨床心理学』第4巻第4号（2004）458 - 463 頁
- 藤森和美編『子どものトラウマと心のケア』（誠信書房、1999）
- V.E. フランクル（霜山徳爾訳）『夜と霧』（みすず書房、1961）
- S. フロイト（高橋義孝ほか訳）『精神分析入門』（新潮社、1997）
- P. ブロック（田辺季久子訳）『戦争報道 メディアの大罪』（ダイヤモンド社、2009）
- J. ヘーガン（本間さおり訳）『戦争犯罪を裁く ハーグ国際戦犯法廷の挑戦 上』（NHK出版、2011）
- J. ホリス（神谷正光・青木聡訳）『「影」の心理学 何故善人が悪事をなすのか』（コスモス・ライブラリー、2009）
- K. ボーランダー（高橋依子訳）『樹木画によるパーソナリティの理解』（ナカニシヤ出版、1999）
- V. ヴォルカン（水谷驍訳）『誇りと憎悪－民族紛争の心理学』（共同通信社、1999）
- M. マズワー（井上廣美訳）『バルカン－「ヨーロッパの火薬庫」の歴史』（中央公論新社、2017）
- 松永知恵子「心は何を見、何を感じたか？－戦争トラウマの実態」難民を助ける会編『スルツェ こころ－旧ユーゴ紛争 戦争トラウマと NGO の挑戦』（難民を助ける会、1998）
- 松永知恵子「心の復興－トラウマへの取り組み」『記憶から復興へ－紛争地域における復興支援と自治体の役割－』（総合研究開発機構・広島県、2002）
- 松永知恵子「NGO からみた難民のこころの問題」多文化間精神医学会『こころと文化』

vol.3-no.1 (2004) 10-15 頁

- P.マトヴェエューヴィチ (土屋良一訳)『旧東欧世界 祖国を失った市民の告白』(未来社、2000)
- 箕口雅博『臨床心理地域援助特論』(放送大学教育振興会、2007)
- 箕口雅博編『コミュニティ・アプローチの実践 連携と協働とアドラー心理学』(遠見書房、2016)
- 見田宗介『社会学入門-人間と社会の未来』(岩波書店、2006)
- 宮地尚子『トラウマの医療人類学』(みすず書房、2005)
- 宮地尚子『環状島=トラウマの地政学』(みすず書房、2007)
- 宮地尚子『トラウマ』(岩波書店、2013)
- 無藤隆・久保ゆかり・遠藤俊彦編『発達心理学』(岩波書店、1998)
- 百瀬亮司編『旧ユーゴ研究の最前線』(溪水社、2012)
- 森茂起「描画グループワークによる心的外傷への治療的関わり」『心理臨床学研究』vol. 18 no.5 (2000) 511 - 522 頁
- 森茂起編『トラウマの表象と主体』(新曜社、2003)
- 森茂起編『埋葬と亡霊 ト라우マ概念の再吟味』(人文書院、2005)
- 茂呂雄二『具体性のヴィゴツキー』(金子書房、1999)
- 諸富祥彦『フランクフル心理学入門—どんな時も人生には意味がある』(コスモス・ライブラリー、1997)
- 山崎佳代子『解体ユーゴスラビア』(朝日新聞社、1993)
- 山崎佳代子『ある日、村は戦場になった』(創美社・集英社、1995)
- 山崎佳代子『戦争と子ども』(西田書店、2015)
- 山本和郎『コミュニティ心理学—地域臨床の理論と実践』(東京大学出版会、1986)
- 山本和郎・原裕視・箕口雅博・久田満編『臨床・コミュニティ心理学』(ミネルヴァ書房、1995)
- 山本和郎編『臨床心理学的地域援助の展開—コミュニティ心理学の実践と今日的課題』(培風館、2001)
- 吉田弘道「遊びと絵の精神分析的解釈」『現代のエスプリ』第 390 号 (至文堂、2000)
- A.ヤング (中井久夫訳)『PTSD の医療人類学』(みすず書房、2001)
- C.G.ユング (野田倬訳)『自我と無意識の関係』(人文書院、1982)
- P.A.ラヴィーン (花丘ちぐさ訳)『トラウマと記憶 脳・身体に刻まれた過去からの回復』(春秋社、2017)
- P.レーヴィ (多木陽介訳)『プリーモ・レーヴィは語る 言葉・記憶・希望』(青土社、2002)
- 若島孔文編『社会構成主義のプラグマティズム—臨床心理学の新しい基礎』(金子書房、2007)
- 和田秀樹『<自己愛>と<依存>の精神分析』(PHP 研究所、2002)

和田秀樹『壊れた心をどう治すか』（PHP 研究所、2002）

### 英文文献

Ai,A.L., C.Peterson, and D. Ubelhor, “Traumatic Stress Disorder Among Adult Kosovar Refugees” *Journal of Traumatic Stress* vol.15-no.2 (2002), pp.157-160

Agger,I., *Mixed Marriage-Marriage and ethnicity in a context of ethnic cleansing* (ECHO, 1995)

Agger,I., and J. Mimica, *Psycho-social assistance to victims of war in Bosnia-Herzegovina and Croatia* (ECHO, 1996)

Agger,I., E.Jareg, A. Hersberg, J. Mimic, and C. Revien, *Evaluation of Norwegian Support to Psycho-social Projects in Bosnia-Herzegovina and the Caucasus* (Norwegian Ministry of Foreign Affairs, 1999)

[https://www.norad.no/globalassets/import-2162015-80434-am/www.norad.no-ny/filarkiv/vedlegg-til-publikasjoner/historiske-evalueringsrapporter/er\\_3.99.pdf](https://www.norad.no/globalassets/import-2162015-80434-am/www.norad.no-ny/filarkiv/vedlegg-til-publikasjoner/historiske-evalueringsrapporter/er_3.99.pdf)

(2018年3月1日閲覧)

Amenesty International Public Statement *Croatia:European Court of Human Rights to consider important case of refugee returns* (2005)

<https://www.amnesty.org/download/Documents/84000/eur640032005en.pdf>

(2017年4月14日閲覧)

Bataković, D.T., “Surviving in Ghetto-like Enclaves” in D.T. Bataković ed., *Kosovo and Metohija Living in the Enclave* (Institute for Balkan Studies, 2007)

Bojanin,S., “The Satanization of a Nation-The Mental Stress of a People” in P. Kalicanin et al. eds., *The Stresses of War and Sanctions* (Institute of Mental Health, Belgrade, 1994)

Caruth,C., *Unchained Experience: Trauma, Narrative, and History* (Johns Hopkins University Press, 1996) (邦訳) キャシー・カルース (下川辺美知子訳) 『トラウマ・歴史・物語 持ち主なき出来事』 (みすず書房、2005)

Ćirković, S. M., *the Serbs* (Translated into English by Vuk Tošić) (Blackwell Publishing, 2004)

Danes,V, and V.Horbat, “Child Psychiatry Service Organization in Bosnia and Herzegovina” *Psychiatria Danubina* vol.17, No.1-2,(2005) pp.58-62

Danes,V. and V. Horbat, “Psychological Consequences of War Stress in the Developing Population in Bosnia and Herzegovina” *Psychiatria Danubina* vol. 17, No.3-4, (2005)pp.225-229

de Vries, M., “Trauma in Cultural Perspective” in B.A. van der Kolk et al. eds., *Traumatic Stress: Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (Gilford Press, 1996)

- Erikson, E.H., *Insight and Responsibility* (Norton, 1994) (邦訳) エリク・H・エリクソン (鏑幹八郎訳) 『洞察と責任 精神分析の臨床と倫理[改訳版]』(誠信書房、2016) .
- Erikson, E.H., *Identity and the Life Cycle* (Norton, 1980) (邦訳) エリク・H・エリクソン (西平直・中島由恵訳) 『アイデンティティとライフサイクル』(誠信書房、2016)
- Erikson, E.H., *Childhood and Society* (Palgrave, 2011) (邦訳) エリク・H・エリクソン (仁科弥生訳) 『幼児期と社会』(みすず書房、1977)
- Herman, J.L., *Trauma and Recovery* (Basic Books, 1992a) (邦訳) ジュディス・L・ハーマン (中井久夫訳) 『心的外傷と回復』(みすず書房、1996)
- Herman, J.L., “Complex PTSD: A Syndrome in Survivors of Prolonged and Repeated Trauma” *Journal of Traumatic Stress* vol.5-no.3,(1992b) pp.377-391
- Holtzman, L., *Vygotsky at Work and Play* (Routledge, 2009) 邦訳: ロイス・ホルツマン (茂呂雄二訳) 『遊ぶヴィゴツキー: 生成の心理学へ』(新曜社、2014)
- Human Rights Watch, *Croatia: A Decade of Disappointment-Continuing Obstacles to the Reintegration of Serb Returnees* (Human Rights Watch, 2006) <https://www.hrw.org/reports/2006/croatia0906/croatia0906web.pdf> (2017年4月5日閲覧)
- Human Rights Watch, *Under Orders: War Crimes in Kosovo* (Human Rights Watch, 2001)
- Husain, S.A., “Stress reactions of children and adolescents in War and siege conditions” *American Journal of Psychiatry*, Vol.155(12), (1998) pp.1718-1719
- IAN International Aid Network, *Living in Post-war Communities* (IAN International Aid Network, 2005)
- Institute of Social Policy, *Refugee and Host Family Survey Needs and Prospects of Refugees and Problems and Possibilities of Host Families in Yugoslavia* (Institute of Social Policy, 1993)
- Joseph, S. et al., “Psychosocial Perspectives on post-traumatic stress” *Clinical Psychology Review* vol. 15(6),(1995) pp.515-544
- Kaličanin, P., “United Nations Security Council Sanctions: A New Form of Genocide of the Population of FR Yugoslavia” in P.Kaličanin et al. eds. *The Stresses of War and Sanctions* (Institute of Mental Health, Belgrade, 1994)
- Kinzie D., et al. “The Psychiatric Effects of Massive Trauma in Cambodian Children” *The Journal of American Academy of Child Psychiatry*, 25(3), (1986) pp.370-376
- Kinzie, E. et al. “The prevalence of posttraumatic stress disorder and its clinical significance among Southeast Asian refugees” *American Journal of Psychiatry* vol.147-no.7, (1990) pp.913-917
- Kohut, H., *How Does Analysis Cure?*(The University of Chicago Press, 1984) (邦訳)

- ハインツ・コフート (本城秀次・笠原嘉監訳『自己の治癒』(みすず書房、1995)
- Kohut, H., *The Restoration of the Self* (University of Chicago Press, 2009) 邦訳：ハインツ・コフート (本城秀次・笠原嘉監訳『自己の修復』(みすず書房、1995)
- Kohut, H., *The Analysis of Self* (University of Chicago Press, 2009) (邦訳) ハインツ・コフート (水野信義・笠原嘉監訳『自己の分析』(みすず書房、1994)
- Kroll, J., et al, “Depression and Posttraumatic Stress Disorder in Southeast Asian Refugees” *American Journal of Psychiatry* 146:12, (1989) pp.1592-1597
- Lončar, Mladen, V. Medved, N. Jovanović, and L. Hotujac, “Psychological Consequences of Rape on Women in 1991-1995 War in Croatia and Bosnia and Herzegovina” *Croat Medical Journal* vol. 47(1) (2006), pp.67-75  
<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2080379/> (2018年3月14日閲覧)
- Matsunaga, C., D.Ristic, and M. Niregi “Long-Term Effects of Traumatic Experience: Comparison Study in the Adolescent IDPs in Serbia” *Psychiatria Danubina* vol. 18, no. 3-4 (2006) pp.177-182
- McCallin, M., *The Impact of Current and Traumatic Stressors on the Psychological Well-Being of Refugee Communities* (International Catholic Child Bureau, 2000)
- McFarlane, A.C. and G.de Girolamo, “The Nature of Traumatic Stressors and the Epidemiology of Posttraumatic Reactions” in B.A. van der Kolk et al. eds. *Traumatic Stress-The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (The Guilford Press, 1996a)
- McFarlane, A. C. and R. Yefuda, “Resilience, Vulnerability and Course” in B.A. van der Kolk et al., eds., *Traumatic Stress-The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (The Guilford Press, 1996b)
- McFarlane, A.C. and B.A.van der Kolk, “Trauma and Its Challenge to Society” in B.A.van der Kolk et al. eds., *Traumatic Stress-The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (The Guilford Press, 1996c)
- Mindell, Arnold., *Sitting in the Fire: Large Group Transformation using Conflict and Diversity* (Lao Tse Press, 1995)
- Mollica, R.F. et al., “The Effect of Trauma and Confinement on Functional Health and Mental Health Status of Cambodians Living in Thai-Cambodia Border Camps” *The Journal of American Medical Association* (1993) 270:581-586
- Mollica, R.F., et al., “Disability associated with Psychiatric Comorbidity and health status in Bosnian refugees living in Croatia” *The Journal of American Medical Association* (1999) 282:433-439  
<https://jamanetwork.com/journals/jama/fullarticle/191006> (2017年12月20日閲覧)

- Mollica, R.F., et al., “Longitudinal Study of Psychiatric Symptoms, Disability, Mortality and Emigration Among Bosnian Refugees” *The Journal of American Medical Association* (2001) August 286:546-554  
<https://jamanetwork.com/journals/jama/fullarticle/194064> (2017年4月25日閲覧)
- Ognjenović, V., D. Andjelković, B. Škorc., “Self-expression of Refugee Children Involved in a Programme of Psychological Workshops” in Jakab, I. ed. *Proceeding of the 1995 International Congress of Psychopathology of Expression and Art Therapy* (The American Society of Psychopathology of Expression, 1996)
- Ognjenović, V., B. Škorc, and J.Savić, “Social Sources of Life: Rehabilitation in the Former Yugoslavia” in S.Krippner et al.eds., *The Psychological Impact of War Trauma on Civilians* (Praeger Publishers, 2003a)
- Ognjenović, V. B. Škorc, *Evaluation Zdravo da ste Program* (Zdravo da ste, 2003b)
- Olweean, S.S., “When Society Is the Victim: Catastrophic Trauma Recovery” in S.Krippner et.al.eds. *The Psychological Impact of War Trauma on Civilians* (Praeger Publishers, 2003)
- Opacić, G., *Target Group Survey-The Socio-Economic Status of Refugees and Internally Displaced Persons and their Position on the Labor Market* (Novi Sad Humanitarian Center, 2007)
- Paulson, D.S., “War and Refugee Suffering” in Kripper et.al.eds., *The Psychological Impact of War Trauma on Civilians* (Praeger Publishers, 2003)
- Powell, S., *The psychosocial consequences of the 1992- 5 war in Bosnia & Herzegovina* (Middlesex University Research Repository, 2012)  
<http://eprints.mdx.ac.uk/8402/1/StephenPowellPhD.pdf> (2018年1月20日閲覧)
- Pynoos, R.S., A.M. Steinberg, and A. Goenjian, “Traumatic Stress in Childhood and Adolescence: Recent Developments and Current Controversies” in van der Kolk et al. eds., *Traumatic Stress: The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (Guilford Press, 1996)
- Ispanovic-Radojkovic,V., *Specific Intervention for Child Trauma* (Psychiatry Today, 1994)
- Ispanovic-Radojkovic,V., (1994) ”War Traumatized Children” in in Kaličanin et al. eds. *The Stresses of War and Sactions* (Institute of Mental Health, Belgrade, 1994)
- Ispanovic-Radojkovic,V., *Refugee Children at Risk-Today’s Children, Tomorrow’s Parents* (Regent’s College, London, 1997)
- Republic of Serbia Commissariat for Refugees, *Situation and Needs of Refugee Population in the Republic of Serbia* (Republic of Serbia Commissariat for Refugees, 2008)  
<http://www.kirs.gov.rs/docs/RefugeeNeedsAssessmentReportSerbia.pdf> (2016年12月3

日閲覧)

Republic of Serbia Commissariat for Refugees, *The Condition and the Needs of Internally Displaced Persons in Collective Centers in the Republic of Serbia* (Republic of Serbia Commissariat for Refugees, 2010)

[http://www.kirs.gov.rs/docs/The\\_condition\\_and\\_the\\_needs\\_of\\_IDPs\\_in\\_cc.pdf](http://www.kirs.gov.rs/docs/The_condition_and_the_needs_of_IDPs_in_cc.pdf)

(2016年12月3日閲覧)

Schei, B., and S. Dahl, "The Burden Left My Heart: Psycho-Social Services among Refugee Women in Zenica and Tuzla, Bosnia-Herzegovina During the War" *Women and Therapy*, 22, (1997), pp.139-151

Silove, D., "The Psychosocial effects of Torture, Mass Human Rights Violations and Refugee Trauma" *The Journal of Nervous and Mental Disease* vol.187-no4, (1999) pp.200-207

Steel, Z., D. Silove, T. Phan, and A. Bauman, "Long-term effect of psychological trauma on the mental health of Vietnamese refugees in Australia: a population-based study" *The Lancet* vol.360. (2002) 1056-1061

Stubbs, P. and F. Soroya, "War Trauma, Psycho-social Projects and Social Development", *MEDICINE, CONFLICT AND SURVIVAL* Vol., 12, (1996), pp.303-314

Terr, L.C. "What happens to early memories of trauma?" *Journal of the American Academy of Child and Adolescent Psychiatry* 1(1988) pp.96-104

Terr, L.C., "Childhood Traumas: An Outline and Overview" *American Journal of Psychiatry*, January, 148:1 (1991), pp.10-20

UNHCR, *Sexual Violence against Refugees* (UNHCR, 1995)

UNHCR, *Global Trends 2015* (UNHCR, 2016)

<http://www.unhcr.org/statistics/unhcrstats/576408cd7/unhcr-global-trends-2015.html> (2016年12月12日閲覧)

van der Kolk, B. A., *Psychological Trauma* (American Psychiatric Press Inc., 1987)

van der Kolk, B.A., "History of Trauma in Psychiatry" in van der Kolk et al. eds., *Traumatic Stress: The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (Guilford Press, 1996a)

van der Kolk, B.A., "The Black Hole of Trauma" in van der Kolk et al. eds., *Traumatic Stress: The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (Guilford Press, 1996b)

van der Kolk, B. A., "The Complexity of Adaptations to Trauma: Self-Regulation, Stimulus Discrimination, and Characterological Development" in van der Kolk et al. eds., *Traumatic Stress: The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (Guilford Press, 1996c)

- van der Kolk, B.A., A.C. McFarlane, and O. van der Hart, "A General Approach to Treatment" in van der Kolk et al. eds., *Traumatic Stress: The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society* (Guilford Press, 1996d)
- Vujadinovič, S. et al. "Years of Refugee Life in Serbia-Challenges for a New Beginning: Stay or Return Home?" *TRAMES* 15(65/60), 3, (The Estonian Academy of Sciences and Tartu University, 2011) pp.235-258  
[http://www.kirj.ee/public/trames\\_pdf/2011/issue\\_3/trames-2011-3-235-258.pdf](http://www.kirj.ee/public/trames_pdf/2011/issue_3/trames-2011-3-235-258.pdf)  
 (2016年12月20日閲覧)
- Vygotsky L.S. (1978) Cole, M. et.al. ed. "Mind in Society" Harvard University Press
- Wein, S. M. (1998) "Testimony Psychotherapy in Bosnian refugees: A Pilot Study ,  
 American Journal of Psychiatry, vol 155(12) 1720-1726
- WHO, *Mental Health of Refugees* (WHO, 1996)
- WHO, *WHO Interventions in Psych-Social Rehabilitation and Mental Health in the Countries of Former Yugoslavia* (WHO Regional Office for Europe,1996)
- Woodside, D., J. Santa Barbara, and D.G. Benner, "Psychological Trauma and Social Healing in Croatia", *MEDICINE, CONFLICT AND SURVIVAL* Vol.15 (1997), pp.355-367

## 謝辞

この研究は、多くの方々のご指導、ご協力、そして激励をいただいてまとめることが出来ました。ここに改めて、心よりの感謝を申し上げます。

主指導の長有紀枝教授からは、ご自身のバルカン地域を対象とした研究と支援活動の実績を背景に、時に厳しく、辛抱強く、なかなか焦点を絞り切れない私を見守り、励まし、心を尽くしたご指導をいただきました。思えば私が初めてバルカンの地に足を踏み入れたのは、ユーゴ紛争終結前の1994年、長先生が「難民を助ける会」の初代ベオグラード事務所長として事務所開設をなさる補佐役としてでした。格別の感慨と共に、心から、心から感謝申し上げます。

副指導の中村陽一教授には、本研究科入学時から、社会学の視点を懇切にご指導いただきました。心理学を基盤としていた私にとって、中村先生のご指導は社会デザイン学とは何かを考え続ける指針でした。長い間、迷い続ける私をあたたかく見守ってくださいました。

コミュニティ心理学がご専門の本学名誉教授の箕口雅博先生には、支援活動を関係性から視ることについて、ご自身がパレスティナ難民支援に携わってこられたご経験も踏まえての数々の有益なご指導と共に、いつも大きな励ましと前進する勇気をいただきました。

バルカン学の第一人者である東京大学名誉教授の柴宜弘先生からご指導をいただいたのは、望外の幸せでした。まだまだ未熟な研究である私の論文を、丁寧にお読みくださり、厳しくあたたかいご指導をいただきましたことを胸に刻んで、今後の研究に取り組みたいと思います。

藤見心理面接室主宰の藤見幸雄先生には、長い臨床経験と豊かな学識から、人間の内面に生起する様々な心の働き、心の深層について、貴いご指導の数々をいただきました。藤見先生の親身なご指導は、私の心の旅にもなりました。

入学時にご指導頂いた北山晴一先生、笠原清志先生をはじめ、21世紀社会デザイン研究科の諸先生方から、社会デザインという新たな地平、新たな息吹のご指導をいただきました。

共に本学で学位を取得された、近畿大学講師の梅原宏司先生、臨床心理士の高杉葉子先生には、有益なご助言の数々をいただきました。また、21世紀社会デザイン研究科の先輩の皆さまから、いつも激励と貴重なご助言をいただきました。

本研究で事例として取り上げたスメデレヴォ市のIDP児童への心理社会的支援は独立行政法人国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業として実施しました。紛争終結から時を経て、国際機関による支援も薄くなったセルビア系コソヴォIDPの次世代の成長課題に理解を示してくださったJICAの皆さまのご協力を改めて厚く御礼申し上げます。

本研究をまとめる端緒は、はるか20年以上前にユーゴ紛争の支援活動に関わったことでした。人間とは何なのか、何によって支えられるのか、そのような心の中の問いと共に歩んできた道を開いてくださった認定NPO法人「難民を助ける会」、その後の活動を共に支えてくれたNPO法人「ACC・希望」、そして長年に亘り現場を分かち合ったセルビア共和国のローカルNGO「ズドラヴォ・ダ・ステ」の仲間達に、深く感謝いたします。

最後になりましたが、私に心を開いて、その歩んできた道、そして心のうちを語ってくれた難民・IDPの皆さま、無言の問いかけを発し続けてくれた子どもたちに、心からの敬意と感謝を表したいと思います。

そして、この研究を「ズドラヴォ・ダ・ステ」の創始者である、ヴェスナ・オグニェノヴィチに捧げます。2017年12月3日の雪の朝、ヴェスナ・オグニェノヴィチは逝去しました。それは、「ズドラヴォ・ダ・ステ」と「ACC・希望」が、セルビア系コソヴォIDP児童のためのフェスティバルを開催していた日でした。ユーゴ紛争勃発の1991年以来、「人間としての成長」を掲げて難民・IDPの子どもたちへの支援と取り組んできたヴェスナ・オグニェノヴィチにとって、それ以上にふさわしい旅立ちの日があっただろうかと思いません。

松永 知恵子